

ねやがわ

市 政 概 要

令和 6 年度版

寝屋川市議会事務局

市 の 木 及 び 市 の 花 昭 和 43 年 4 月 選 定



市 の 木 (さくら)



市 の 花 (ばら)

寝屋川市歌

作詞 市教育委員会
作曲 高木 和夫

一、生駒嶺は 紫匂い

寝屋川の 流れ静かに
遠き代の 夢呼ぶところ
新らしき いらかは並び
千町田の 稲もみのりて
澁らつと 生命のびゆく
寝屋川市 おお
寝屋川 さかえあれ

二、河内野に 地の利を占めて

街空は 年にひろがり
商工の 脈うつところ
エンジン 高らかに唸り
店の灯は 明るくゆれて
澁らつと 生命のびゆく
寝屋川市 おお
寝屋川 光あれ

三、家々の 窓にさし来る

朝あけの 光さやかに
人の和の 花さくところ
文教の 息吹豊かに
すこやけき 自治の歩みに
澁らつと 生命のびゆく
寝屋川市 おお
寝屋川 ほまれあれ

新寝屋川音頭

作詞 南口 繁信
作曲 斉藤 正雄
歌 金田 たつえ

一、ハア

生駒山から ほのぼの明けて
みどりゆたかな 寝屋川市
まつりばやしで 昔も今も
町は絵になる 歌になる
寝屋川音頭で 笑顔がふえて
人の心も丸くなる ホントネ

二、ハア

人にきかれりや 日本一と
胸を張ります 寝屋川市
淀の流れに お化粧はいらぬ
あの娘かわいや 豆しぼり
寝屋川音頭で 笑顔がふえて
人の心も丸くなる ホントネ

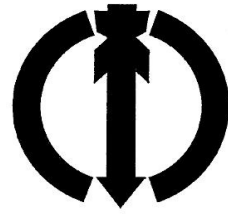
三、ハア

ここがいいねと お隣さんと
住めば都の 寝屋川市
街のネオンと 人情の花が
咲いて明日へ 伸びる町
寝屋川音頭で 笑顔がふえて
人の心も丸くなる ホントネ

四、ハア

街を横切る 一号線に
今日もにぎわう 寝屋川市
いくら積んでもお金じゃ 買えぬ
まつり広場の あで姿
寝屋川音頭で 笑顔がふえて
人の心も丸くなる ホントネ

ソレ



市 章

↑ はネと矢、すなわち寝屋を示し、(I)は川を表しており、市名文字を図案化して収めたもので、寝屋川市が矢のように早く円滑に発展する意味を象徴したものです。

昭和26年5月3日制定

寝 屋 川 市 民 憲 章

昭和 48 年 5 月 3 日制定

(前文)

わたくしたちは、河内平野にひろがり歴史と伝統をもつ寝屋川市の市民です。

わたくしたちは、明るく豊かに生きがいのあるまちをつくるために、日本国憲法の精神にしたがい、その崇高な理想のもとにこの憲章を定めます。

これによつて、わたくしたち市民の自治精神が強化され、お互いの連帯意識が高められ、寝屋川市が急激な市街化による弊害から守られて、さらに繁栄することを、わたくしたちは期待します。

(本文)

- 1 わたくしたちは、誇りと責任をもつて恒久の平和を愛し、寝屋川市を愛します。
- 1 わたくしたちは、教養をふかめ、教育と文化との香り高いまちづくりにつとめます。
- 1 わたくしたちは、お互いの人権を尊重し、よく話しあい、理解しあい、譲りあつてうるおいのあるまちづくりにつとめます。
- 1 わたくしたちは、老人を敬愛し、子どもを大切に、青少年がすこやかに夢と希望をのばしうる暖かいまちづくりにつとめます。
- 1 わたくしたちは、お互いに公共心をやしない、美しい緑と水を取りもどし、公害のない清潔なまちづくりにつとめます。

都 市 宣 言

Neyagawa city's Declaration

交 通 安 全 都 市 宣 言

Declaration as “Traffic Safety City”

近年我が国産業経済界の急速な発展と国民生活の目覚しい向上は、誠によろこばしいことであるが、その一面これに伴う災害の発生は年とともに激増の段階をたどり、なかでも交通事故の発生は極度に甚だしく民心を恐怖と不安のどん底に陥れている現状である。当寝屋川市においても国道一号線、国道大阪四日市線、府道八尾枚方線等を帶し、近時脅威的な死傷事故発生を醸し、尊い人命の数々が路上の露と消え去つて、恰も交通地獄を思わせるものがあり、まことに憂慮に堪えないところである。

よつて、我々は交通事故の大半が人の作為に基因するものであることに鑑み、人命尊重と交通平和の精神に則り交通災害の絶滅と安全意識の高揚をはかるため、寝屋川市各界各層そろつて一丸とする市民運動の強力な推進が必要と確信する。

ここにおいて、道路施設並びに環境良化を推進するほか、市民また取締機関のみに委ねることなく個々の自覚と努力によつて交通道德を涵養し市における各種組織体との連携いをはかり交通事故絶滅を期して市民及び通行者の安全を確保し、もつて都市建設に邁進すべく寝屋川市を交通安全都市と銘を打ち市民の総意を結集して強力な運動を展開するものである。

以上宣言する。

(昭和37年3月10日)

緑 化 推 進 都 市 宣 言

Declaration as “Tree-Loving City”

本市は、急激な人口増加にともなう土地開発により、緑地は破壊され、生活環境は、いちじるしく悪化している。

自然の保護、緑地の確保など緑のまちづくりは、市民の強い願望であり、市民生活にとり欠くことのできない重要な課題である。

ここにおいて、本市を自然の潤いのあるまちにするため、自然環境の保全と公園、緑地の整備、植樹、花壇など市民と市が一体となり、緑と花の美しい環境づくりに、あらゆる施策、方途を講じ、その実現を期し、ここに全市民とともに、寝屋川を「緑化推進都市」とすることを宣言する。

(昭和48年3月29日)

暴 力 排 除 都 市 宣 言

Declaration as “City That Excludes Violence”

法秩序を無視した最近の一連の暴力事件は平穏な市民生活を脅かしており、これを断じて容認することはできません。

私達市民は、このような事態に直面し、今こそ警察の暴力団取締り活動に呼応し、正に民警一体の体制により暴力団追放に強力に取組み、もつて本市を明るく平和な街にするため、恒久的に次のことを実践し、暴力排除都市宣言をする。

- 1 小さな暴力を見逃さず、勇気をもつて積極的に警察に申告する。
- 2 暴力団の資金源となる行為に加わつたり協力をしない。
- 3 暴力団追放に地域ぐるみで立ちあがる。
- 4 青少年を暴力団から守る。

(昭和52年9月30日)

非核平和都市宣言

Declaration as “Peaceful, Non-Nuclear City”

全世界の恒久平和は、人類共通の願望であり、市民の誇りと願いをこめた「寝屋川市民憲章」では日本国憲法の精神にしたがい、その崇高な理想のもとに恒久の平和を念願している。

我が国は、世界唯一の核被爆国として、核兵器廃絶と全面軍縮に積極的な役割を果たすべきであり、平和なくしては、自治の精神の下、明るく豊かに生きがいのあるまちづくりは保障されない。

よつて、寝屋川市は市民憲章の誇りと責任をもつて恒久の平和を愛する人びとの住むまちとして、あらゆる国の戦争と核兵器廃絶を求め、ここに「非核平和都市」を宣言する。

(昭和58年3月25日)

人権擁護都市宣言

Declaration as “City That Protects Human Rights”

我々は、基本的人権の尊重を柱とし、恒久の平和と民主的な社会の建設を目指して制定された日本国憲法において、基本的人権の享有を侵すことのできない永久の権利として保障されている。

そこで、本市は、基本的人権尊重を実現するため、寝屋川市民憲章を制定し、お互いの人権を尊重する精神を強調してきたところである。

しかし、近代文明の急激な進展は、一方においても、人権疎外と社会意識や道徳心の欠如をもたらし、基本的人権を侵害するという事象を生みだしている。

よつて、本市は、世界人権宣言35周年を契機に改めて基本的人権の大切さを認識し、それを擁護していく活動を進めることを確認し、人権尊重と自由・平和を守り、明るく住みよい寝屋川市を実現するため、ここに「人権擁護都市」とすることを宣言する。

(昭和58年10月5日)

長寿社会づくり都市宣言

Declaration as “Longevity City”

人類の夢である長寿がわが国では現実のものとなり、寝屋川市においても明るい長寿社会づくりが重要な課題となっています。

寝屋川市は、日本国憲法の精神にのっとり、国民の権利がすべての市民に等しく行きわたり、高齢者の社会参加と自立した生活が可能となるために、高齢者を敬愛し、世代間の連帯によって、よりよい市民社会をつくっていきます。

また、高齢者の高齢にともなう身体的、精神的、社会的な諸課題に対しては、健康で文化的な生活を営むことができるよう配慮を行っていくことが、市民の幸せと寝屋川市の発展に必要であることを確認します。

よつて、高齢者が生きがいをもって暮らし、活躍できるまちづくりと、すべての市民が健やかな高齢期にそなえるための取り組みを、市政の重要な目標に掲げ、市民と共同して推進することを決意して、寝屋川市は、ここに「長寿社会づくり都市」を宣言します。

(平成5年9月15日)

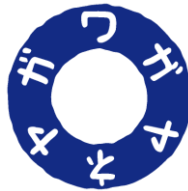
市 ロ ゴ マ ー ク

一級河川・寝屋川の川の流れをモチーフにしたワンポイントをアクセントに取り入れ、丸みのある書体は信頼・安定を表しています。

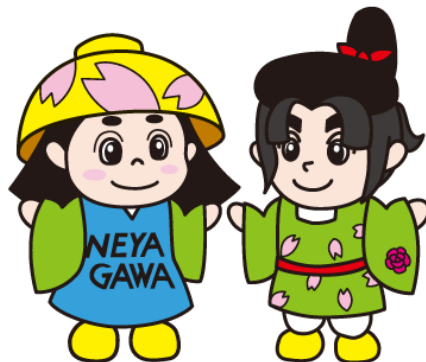


ワガヤネヤガワロゴマーク

「ワガヤネヤガワ」のネーミングをいかすデザインとして、親しみ・温かみを込め、丸い輪と文字は家の中でちゃぶ台を囲む家族を表現しています。



マスコット・キャラクター



はちかづきちゃん・ねや丸くん

はちかづきちゃん

「はちかづきちゃん」は、平成2年の「国際花と緑の博覧会」で、会期中の7月30日を「寝屋川市の日」とし、この日を盛り上げるためにキャラクターを市民の皆さんから募集したものです。市の民話「鉢かづき姫」をモチーフにしている、市の木「サクラ」の花びらがデザインされた鉢を被っています。

ねや丸くん

「ねや丸くん」は、マスコット・キャラクター「はちかづきちゃん」のお友だちとして、平成29年に誕生しました。「はちかづきちゃん」と同じく、民話「鉢かづき姫」に登場する山陰三位中将の四男（宰相）をモチーフにしています。

目 次

市 勢

市の沿革	1
市の位置・地勢	2
人口	
1 人口・世帯数の推移	3
2 年齢別人口	3
3 人口動態	4
4 産業別就業人口（国勢調査）	5
市議会	
1 議員数	6
2 組織	6
3 会議の開催状況	6
4 議員名簿（議席順）	7
5 会派別議員数	7
6 議会構成一覧表	8
7 歴代正・副議長	8
8 議会運営	10
9 議員報酬	11
10 政務活動費	11
11 議会図書室	11
12 議会広報誌	11
寝屋川市行政機構図	12
歴代三役	
1 市長	14
2 助役・副市長	15
3 収入役	15
第六次総合計画の概要	
1 計画の位置付け	16
2 計画の構成と期間	16
3 将来像	16
4 計画推進の基本姿勢	16
5 まちづくりの方向性	17
6 計画の進捗管理	17
行財政改革	
1 経過	18
2 行財政改革大綱（改訂版）	18
広報・広聴	
1 広報活動	20
2 広聴活動	22
自治体DX	
1 寝屋川市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画	25
2 ビジネスチャット	25
3 統合型内部事務システム	25

4	行政手続申請（電子申請）システム	25
5	公共施設予約システム	26
6	電子契約システム	26
7	オンライン会議・相談	26
8	A I ・ R P A等活用	26
9	オープンデータ	26
10	メールねやがわ	27
財政		
1	当初予算推移	28
2	一般会計予算対前年度比較	28
3	一般会計歳出予算性質別比較	29
4	令和6年度一般会計当初予算款別構成図	30
5	一般会計決算の推移	31
6	市債の目的別償還状況及び現在高（一般会計）	32
7	健全化判断比率及び資金不足比率の状況	32
8	普通会計財政指数等の推移	32
9	地方交付税の状況	32
市庁舎		
1	概要	33
2	市庁舎管理経費	34
公有財産		
1	土地及び建物	35
2	保有車両一覧	35
3	公共施設等総合管理計画	36
市税		
1	市税収入状況	37
2	市税収納状況	38
3	市民1人当たり市税負担額等年度別比較	38
4	納税義務者の推移	39
5	個人市民税の納税義務者及び調定額の構成	39
非核平和		
1	非核平和の推進	40
人権文化		
1	人権啓発の推進	40
2	人権擁護の推進	40
男女共同参画		
1	概要	41
2	第5期ねやがわ男女共同参画プラン	41
3	事業等	41
都市提携		
1	国内友好都市提携	43
2	海外姉妹・友好都市提携	43
地域協働の推進		
1	概要	44
2	地域協働の取組	44
住民自治		

1	住民組織	46
2	集会所施設整備及び維持促進補助	46
3	集会所建設資金融資あっせん事業	47
4	市民公益活動災害補償制度	47
コミュニティ施設等		
1	西北コミュニティセンター	48
2	南コミュニティセンター	48
3	東北コミュニティセンター	49
4	西コミュニティセンター	49
5	西南コミュニティセンター	50
6	東コミュニティセンター	50
7	南コミュニティセンター分館	51
8	市民活動センター	51
9	市民会館	52
社会を明るくする運動		
1	概要	53
2	事業内容	53
3	社会を明るくする運動推進委員会	53
4	具体的活動	54
消防		
1	管内の概況	55
2	市予算と消防予算との比較	55
3	市民1人当たり等の消防予算	55
4	組織	55
5	消防職員	57
6	現有車両	58
7	消防水利状況	58
8	消防団	59
防災		
1	地域防災計画	60
2	防災体制の確立	61
3	寝屋川市防災行政無線局	64
4	自主防災組織の育成	65
5	災害用物資の備蓄	65
6	耐震性貯水槽の設置	65
7	災害用備蓄物資一覧表	66
いじめ防止対策のアプローチ		
1	アプローチ導入の経緯	67
2	アプローチ内容	67
3	「行政的アプローチ」の流れ	67
4	攻めの情報収集	67
5	寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例	68
6	いじめの未然防止	68
情報提供		
1	市民情報コーナー	69
2	情報公開制度	69

3 個人情報保護制度	70
契約	
1 登録業者	71
2 契約状況	71
3 契約事務の審査	72
人事・研修	
1 職員数	73
2 組織別職員数	73
3 職員採用実績（新規採用）	74
4 職員退職実績	74
5 研修体系	75
6 研修実績	76
福利・厚生	
1 職員の福利厚生	78
給与	
1 給料・報酬	79
2 旅費・費用弁償	81
選挙管理委員会	
1 選挙人名簿定時登録者数	82
2 有権者の推移	84
3 各種選挙の記録（寝屋川市分）	84
4 選挙党派別得票数（寝屋川市分）	85
戸籍・住民	
1 各種登録数	86
2 各種届出受理件数	86
3 手数料	87
4 各種証明書の取扱枚数	88
旅券（パスポート）	
1 概要	89
2 旅券申請・交付件数	89
住居表示	
1 住居表示整備事業	91
葬儀・墓地	
1 市民葬儀	92
2 火葬場	93
3 公園墓地	94
国民年金	
1 被保険者数	96
2 支給年金額	96
3 国民年金給付状況	96
4 基礎年金給付状況	97
5 福祉年金給付状況	97
シティ・ステーション	
1 概要	98
2 業務内容	99
3 業務統計	100

農業振興	
1 現況	102
2 農業施策	102
農業委員会	
1 農業委員の構成	105
2 部会の構成	105
3 農地調整委員会活動	105
4 農政企画委員会活動	106
商工業振興	
1 現況	107
2 寝屋川市産業別事業所数及び従業者数	107
3 商工業振興施策	108
4 大規模小売店舗数	110
5 産業振興センター	110
消費生活	
1 概要	111
2 消費生活センター	111
ごみ減量推進	
1 概要	113
2 基本方針	113
3 主な事業	113
4 ごみ処理事業の沿革	116
環境政策	
1 公害苦情・陳情処理状況	117
2 用途地域別公害発生状況	117
3 対策	118
4 環境保全事業	119
5 環境衛生事業	120
清掃	
1 ごみ処理	121
2 北河内4市リサイクルプラザ	124
3 し尿処理	124
健康増進	
1 予防接種事業	126
2 母子保健事業	127
3 成人保健事業	133
4 市立保健福祉センター診療所	137
5 北河内こども夜間救急センター	138
保健衛生	
1 概要	139
2 施設概要	139
3 企画関係事務	139
4 医事薬事	140
5 食品衛生	141
6 環境衛生	142
7 動物衛生	143

8	感染症対策	144
9	難病対策	145
10	精神保健福祉対策	146
11	新型コロナウイルス感染症対策	147
国民健康保険		
1	国民健康保険特別会計予算の状況	150
2	国民健康保険特別会計決算の状況	150
3	保険料賦課方法	150
4	保険料の軽減措置	151
5	徴収方法	153
6	収納状況	153
7	国民健康保険運営協議会	153
8	被保険者の推移（年間平均）	154
9	給付内容	154
10	療養給付費の給付状況	154
11	その他の保険給付費	154
12	人間ドック・脳ドック助成事業	155
13	出産育児一時金	155
14	特定健康診査・特定保健指導事業	156
医療費の助成制度		
1	ひとり親家庭医療費助成制度	157
2	老人医療費助成制度	157
3	障害者医療費助成制度	158
4	子ども医療費助成制度	158
5	小児慢性特定疾病医療費助成	159
6	不妊治療費等助成事業	160
後期高齢者医療		
1	後期高齢者医療特別会計予算の状況	161
2	後期高齢者医療特別会計決算の状況	161
3	保険料賦課方法	161
4	保険料の軽減措置	162
5	収納状況	162
6	徴収方法別収納割合	163
7	被保険者の推移	163
8	給付内容	163
9	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	163
生活保護		
1	概要	165
2	生活保護状況	165
3	扶助別保護状況	166
4	保護世帯類型別構成比	166
5	民生委員・児童委員	167
貸付制度		
1	生活つなぎ資金貸付制度	169
生活困窮者自立支援		
1	概要	170

市独自支援 価格高騰重点支援給付金	
1 概要	171
高齢者福祉	
1 概要	172
2 高齢者人口の推移	172
3 老人クラブ	172
4 在宅福祉サービス	172
5 生きがい対策	175
6 施設福祉対策	178
介護保険	
1 概要	179
2 居宅サービス	179
3 施設サービス	181
4 介護予防・日常生活支援総合事業	182
障害者(児)福祉	
1 障害者自立支援制度	183
2 障害者施策に係る計画	183
3 障害者手帳交付状況	184
4 特別障害者手当等支給状況	185
5 自立支援給付事業	185
6 地域生活支援事業	189
7 在宅障害者施策事業	190
8 療育・自立センター	191
9 東障害福祉センター	194
10 身体障害者福祉センター（保健福祉センター内）	194
11 児童デイサービスセンター（どんぐり教室）	194
シルバー人材センター	
1 概要	195
2 事業実績	195
社会福祉協議会	196
児童・母子福祉	
1 保育の必要性の認定	207
2 保育所・認定こども園	207
3 保育料	209
4 幼児教育・保育の無償化	210
5 各種手当制度等	211
6 こども相談	212
7 市立子育てリフレッシュ館・リラット（RELATTO）	212
8 おやこほっとステーション	213
9 その他の地域子育て支援拠点	214
10 乳幼児への絵本贈呈事業（With Books 事業（HOP ステージ））	214
都市計画	
1 用途地域等の指定状況	215
2 地区計画の指定状況	216
3 都市計画道路の計画決定状況	216
4 都市計画公園等の計画決定状況	216

5 市街地開発事業	217
開発指導	
1 開発に関する指導要綱	219
2 開発許可等の申請件数	219
3 開発審査会	219
4 寝屋川市景観条例	220
建築指導	
1 建築確認	221
2 建築審査会	221
3 違反建築	222
4 耐震診断・耐震改修	222
5 長期優良住宅	223
6 建設リサイクル法	223
密集住宅地区整備	
1 密集住宅地区整備事業	224
公的賃貸住宅	
1 市営住宅	227
2 府営住宅	227
3 大阪府住宅供給公社	228
4 独立行政法人 都市再生機構	228
道路	
1 市道	229
2 道路掘削占用件数	229
3 寝屋川市道路線認定基準（内規）	230
4 寝屋川市私道舗装規則（抜粋）	230
5 私道舗装実績	231
6 道路明示	231
7 都市計画道路事業	231
8 地籍調査事業	232
公園緑地	
1 都市計画公園・開設	233
2 その他の都市公園	233
3 暫定使用公園	234
4 公園整備計画	234
5 緑道整備計画	234
6 緑化推進事業	235
7 ちびっこ老人憩いの広場	235
8 テニスコート	235
9 市民グラウンド	236
交通安全対策	
1 交通事故の推移	237
2 交通安全対策主要施策	237
3 放置自転車対策	237
4 自転車駐車場整備状況（公営）	238
5 自転車の駅	240
6 交通安全施設	241

公共下水道	
1 公共下水道事業の経過	242
2 計画	242
3 水洗便所改造資金融資あっせん制度及び助成金制度	242
4 受益者負担金	243
5 下水道使用料	244
6 下水道事業会計決算	244
7 河川の一覧	245
寝屋川北部流域下水道	246
水道	
1 沿革	247
2 水道事業会計決算	247
3 施設位置図	248
4 給配水の状況	249
5 配水量の内訳	249
6 給配水量	250
7 用途別給水量及び料金収入	251
8 加入金	251
9 水道料金	252
学校教育	
1 学校数	253
2 児童・生徒数等の推移	253
3 教育費児童生徒1人当たりの市負担経費	253
4 中学校卒業者の進路	254
5 高等学校進学状況（全日制）	254
6 学校施設一覧	255
7 学校給食	257
8 学校保健	257
9 就学奨励	258
人権教育	259
総合教育研修センター	
1 施設概要	260
2 事業概要	260
社会教育	
《地域のネットワークづくり》	
1 地域教育	262
《家庭教育力の向上》	
1 家庭教育推進事業	263
《青少年リーダー組織の強化》	
1 青少年リーダー育成事業	263
《放課後の居場所の充実》	
1 子どもの居場所づくり（放課後子供教室）への支援	264
《青少年の健全育成団体との体制づくり》	
1 青少年指導員会	264
2 青少年の健全育成を推進する事業	264
《留守家庭児童会の運営》	

1 留守家庭児童会	264
《学習活動の充実》	
1 社会教育委員会	266
2 各種事業	266
3 学び館	267
4 エスポアール	268
5 望が丘地域交流スペース（望が丘ランチ）	269
《図書館の充実》	
1 図書館	270
《関係機関・団体との協働》	
1 社会教育関係団体	273
《文化・芸術活動の促進》	
1 文化振興条例と文化振興会議	274
2 文化事業	274
《文化の鑑賞などの機会の充実》	
1 地域交流センター（アルカスホール）	275
2 池の里市民交流センター	276
《文化財の収集・保存及び公開・活用》	
1 文化財	277
2 寝屋川市立埋蔵文化財資料館	279
3 太秦高塚古墳公園	279
《地域文化資源の活用》	
1 ネットワークサイン・ルート環境整備	279
2 新寝屋川八景の周知・活用	279
《スポーツ指導者の養成・活用》	
1 スポーツ指導者の育成と活用	280
2 社会体育団体	280
《施設の整備・充実》	
1 市民体育館	281
2 野外活動センター	282
3 淀川河川グラウンド	282
《スポーツ・レクリエーション活動の充実》	
1 大会及び行事	283
2 スポーツ教室	283
《学校体育施設などの開放》	
1 一般開放スポーツ施設	283
官公署と施設一覧表	284

市 の 沿 革

寝屋川市は、昭和26年5月3日、大阪府内で16番目の市として誕生しました。昭和36年には水本村と合併し、昭和41年に一部が大東市に編入されて、現在の寝屋川市域となりました。

戦後の経済復興が始まると、市域では昭和30年代後半から人口の増加が始まり、高度経済成長期には、大阪都心部へ勤務する人たちの住居地として、また、整備されてきた道路交通網を利用した企業の工業用地として利用され、昭和50年には人口25万人を突破するなど住宅都市として大きく変貌を遂げました。その後、人口は、少子高齢化の進展、人口減少の到来などにより、平成7年の約26万人をピークに減少に転じ、現在は約23万人となっています。また、老年人口が増加するなど高齢化は急速に進んでいます。

このように本市を取り巻く社会環境が大きく変化する中、平成12年度には、地方分権一括法が施行され、平成13年4月から特例市（平成27年4月からは施行時特例市）に移行し、地域特性をいかした個性あふれるまちづくりを進めてきました。また、平成31年4月に中核市へ移行し、保健所の運営を始めとした中核市の権限をいかし、市民ニーズを反映したきめ細かな行政サービスの提供と特色あるまちづくりを推進しています。

本市では、自治の基本的な理念や原則を定めた「寝屋川市みんなのまち基本条例」を平成20年4月に施行し、市民の方がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政がそれぞれの役割と責務を果たしながら、市政の様々な分野で協働のまちづくりを推進しています。

また、令和3年度から第六次寝屋川市総合計画がスタートし、市民が未来に希望を持ち、本市に愛着と誇りをもって暮らし、働き、学ぶことを基本として、市内外から本市に住みたい、住み続けたいと感じてもらえる「選ばれるまち」の実現に向け、取組を進めています。

市の位置・地勢

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心から約 15 km、京都市域の中心から約 35 km の距離にあります。

寝屋川市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市・摂津市に接し、南部は守口市・門真市・大東市及び四條畷市に、北部は枚方市に隣接し、北河内地域の中心部に位置しています。

寝屋川市の地勢は、東部丘陵地帯と西部平坦地帯の二つに大別されます。

東部丘陵地帯は、生駒山系の一部を成し、海拔 50m 前後で、最高点は石宝殿古墳^{いしのほうでんこふん}周辺で約 109.6m であります。一方、西部平坦部は、主として沖積層から成る海拔 2～3 m の平地となっています。

寝屋川市の中心位置

(市役所庁舎位置)

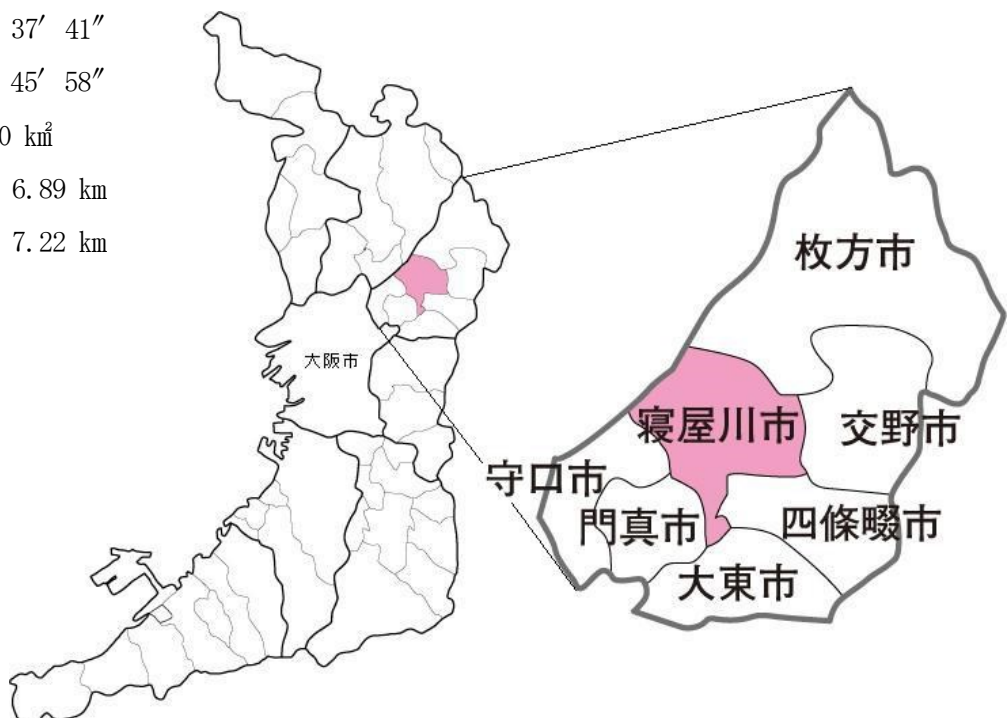
東 経 135 ° 37' 41"

北 緯 34 ° 45' 58"

面 積 24.70 km²

広ぼう 東西 6.89 km

南北 7.22 km



人 口

1 人口・世帯数の推移

年 次	面 積 (km ²)	世 帯 数	人 口 (人)			人 口 密 度 (1 km ² 当たり)	摘 要
			総 数	男	女		
昭和 35 年	20. 72	10, 980	45, 633	22, 714	22, 919	2, 202	第 9 回国勢調査
40	24. 01	31, 810	113, 576	59, 068	54, 508	4, 730	第 10 回国勢調査
45	24. 00	62, 336	206, 961	106, 430	100, 531	8, 623	第 11 回国勢調査
50	24. 00	79, 835	254, 311	129, 285	125, 026	10, 596	第 12 回国勢調査
55	24. 00	83, 701	255, 859	129, 369	126, 490	10, 661	第 13 回国勢調査
60	24. 00	85, 369	258, 228	130, 254	127, 974	10, 760	第 14 回国勢調査
平成 2 年	24. 73	88, 396	256, 524	128, 553	127, 971	10, 373	第 15 回国勢調査
7	24. 73	94, 345	258, 443	129, 136	129, 307	10, 451	第 16 回国勢調査
12	24. 73	95, 313	250, 806	123, 918	126, 888	10, 142	第 17 回国勢調査
17	24. 73	95, 896	241, 816	118, 593	123, 223	9, 778	第 18 回国勢調査
22	24. 73	99, 178	238, 204	116, 132	122, 072	9, 632	第 19 回国勢調査
27	24. 70	101, 549	237, 518	115, 131	122, 387	9, 616	第 20 回国勢調査
令和 2 年	24. 70	101, 538	229, 733	110, 807	118, 926	9, 301	第 21 回国勢調査
6	24. 70	113, 285	224, 609	108, 189	116, 420	9, 093	令和 6 年 10 月 1 日現在

2 年齢別人口

(令和 6 年 10 月 1 日現在)

区分 年齢	男	女	計	構 成	区分 年齢	男	女	計	構 成
0～ 4	3, 710	3, 387	7, 097	3. 16%	55～59	8, 645	8, 449	17, 094	7. 61%
5～ 9	4, 163	3, 889	8, 052	3. 58%	60～64	6, 633	6, 704	13, 337	5. 94%
10～14	4, 662	4, 463	9, 125	4. 06%	65～69	5, 580	5, 864	11, 444	5. 10%
15～19	5, 068	4, 874	9, 942	4. 43%	70～74	6, 606	7, 903	14, 509	6. 46%
20～24	5, 619	5, 234	10, 853	4. 83%	75～79	7, 044	9, 438	16, 482	7. 34%
25～29	5, 680	5, 687	11, 367	5. 06%	80～84	5, 538	8, 330	13, 868	6. 17%
30～34	5, 461	5, 195	10, 656	4. 74%	85～89	2, 852	4, 666	7, 518	3. 35%
35～39	5, 441	5, 384	10, 825	4. 82%	90～94	917	2, 098	3, 015	1. 34%
40～44	6, 202	6, 083	12, 285	5. 47%	95～99	130	568	698	0. 31%
45～49	8, 053	7, 987	16, 040	7. 14%	100～	7	96	103	0. 05%
50～54	10, 178	10, 121	20, 299	9. 04%	計	108, 189	116, 420	224, 609	100%

平均年齢 49. 40 歳

※ 数字の単位未満は原則として四捨五入したため、総数とその内訳の合計とは必ずしも一致しません。

3 人口動態

(人)

年 次	自 然 動 態			社 会 動 態			合 計
	出生数	死亡数	増 減	転入数	転出数	増 減	
平成3年	2,531	1,297	1,234	14,374	14,906	△ 532	702
4	2,688	1,358	1,330	13,658	14,538	△ 880	450
5	2,564	1,375	1,189	13,256	15,101	△ 1,845	△ 656
6	2,739	1,303	1,436	14,639	15,832	△ 1,193	243
7	2,662	1,444	1,218	15,706	15,902	△ 196	1,022
8	2,763	1,374	1,389	13,703	15,737	△ 2,034	△ 645
9	2,763	1,411	1,352	12,884	15,129	△ 2,245	△ 893
10	2,725	1,588	1,137	11,474	14,846	△ 3,372	△ 2,235
11	2,702	1,597	1,105	11,756	14,465	△ 2,709	△ 1,604
12	2,642	1,577	1,065	12,017	14,019	△ 2,002	△ 937
13	2,516	1,559	957	11,106	13,695	△ 2,589	△ 1,632
14	2,402	1,638	764	11,233	12,976	△ 1,743	△ 979
15	2,310	1,667	643	10,167	12,652	△ 2,485	△ 1,842
16	2,145	1,731	414	9,636	11,550	△ 1,914	△ 1,500
17	1,974	1,785	189	8,803	11,178	△ 2,375	△ 2,186
18	2,046	1,825	221	7,906	9,413	△ 1,507	△ 1,286
19	1,930	1,845	85	9,114	9,761	△ 647	△ 562
20	2,027	1,918	109	9,235	9,642	△ 407	△ 298
21	1,982	1,969	13	9,183	9,411	△ 228	△ 215
22	1,964	2,069	△ 105	8,847	9,084	△ 237	△ 342
23	2,049	2,093	△ 44	9,063	8,552	511	467
24	2,059	2,120	△ 61	8,358	8,211	147	86
25	1,908	2,061	△153	7,488	8,640	△ 1,152	△ 1,305
26	1,871	2,162	△291	7,949	8,320	△371	△662
27	1,889	2,184	△295	7,520	8,732	△1,212	△1,507
28	1,806	2,227	△421	7,129	8,340	△1,211	△1,632
29	1,647	2,358	△711	7,252	8,254	△1,002	△1,713
30	1,619	2,419	△800	6,996	8,355	△1,359	△2,159
令和元年	1,451	2,450	△999	7,409	8,135	△726	△1,725
2	1,539	2,385	△846	7,261	7,546	△285	△1,131
3	1,441	2,696	△1,255	7,504	7,468	36	△1,219
4	1,399	2,953	△1,554	7,508	7,542	△34	△1,588
5	1,354	2,939	△1,585	7,669	7,807	△138	△1,723

4 産業別就業人口（国勢調査）

（注）数字の単位未満は四捨五入

区分		令和2年度		平成27年度	
		就業人口 (人)	構成比 (%)	就業人口 (人)	構成比 (%)
第一次産業	農業・林業	335	0.4	302	0.3
	漁業	4	0.0	－	－
	小 計	339	0.4	302	0.3
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.0	2	0
	建設業	8,347	8.7	8,398	8.3
	製造業	13,690	14.3	15,067	15.0
	小 計	22,039	23.1	23,467	23.3
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	389	0.4	400	0.4
	情報通信業	2,515	2.6	2,447	2.4
	運輸、郵便業	6,831	7.1	6,565	6.5
	卸売、小売業	15,465	16.2	15,764	15.6
	金融、保険業	1,952	2.0	2,258	2.2
	不動産業、物品賃貸業	2,501	2.6	2,442	2.4
	学術研究、専門・技術サービス業	2,909	3.0	2,661	2.6
	宿泊、飲食サービス業	5,417	5.7	5,586	5.5
	生活関連サービス業、娯楽業	3,368	3.5	3,535	3.5
	教育、学習支援業	3,946	4.1	3,721	3.7
	医療、福祉	13,181	13.8	11,957	11.9
	複合サービス事業	370	0.4	396	0.4
	サービス業(ほかに分類されないもの)	7,198	7.5	6,862	6.8
	公務(他に分類されるものを除く)	2,762	2.9	3,077	3.1
	小 計	68,804	72.0	67,671	67.2
分類不能の産業		4,397	4.6	9,295	9.2
総 計		95,579	100.0	100,735	100.0

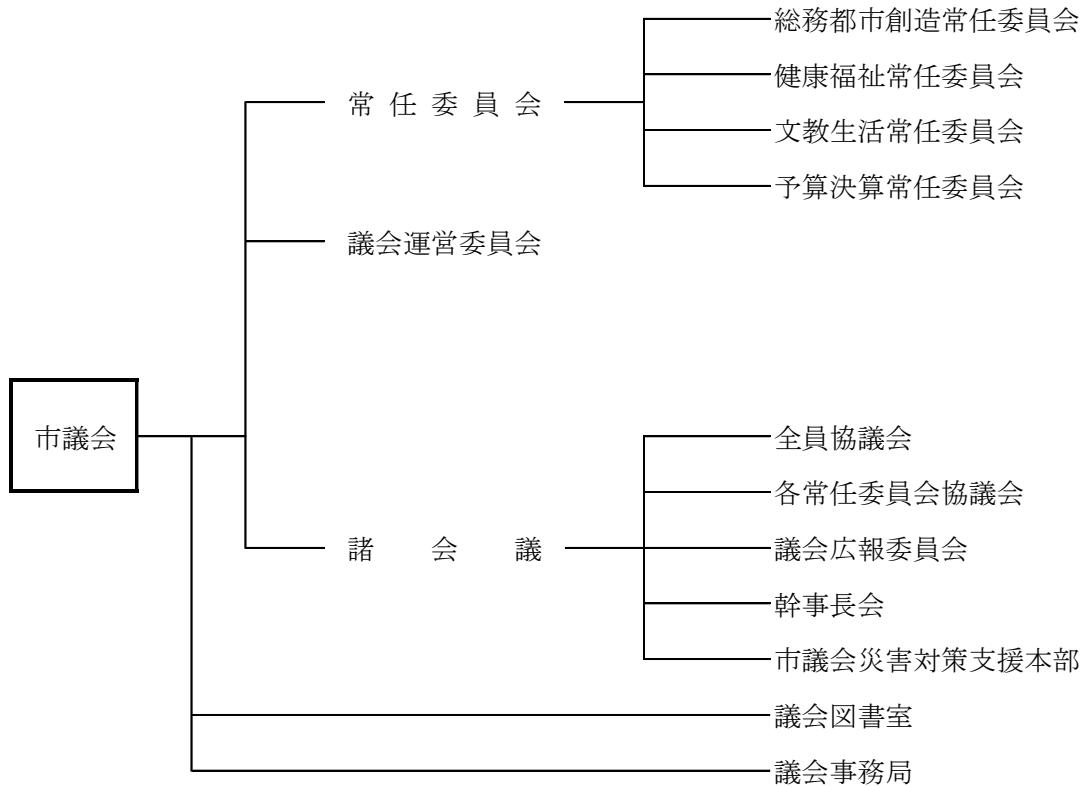
市 議 会

1 議員数

定数 24人 現員数 23人 (令和6年12月28日現在)

2 組織

(令和6年12月28日現在)



3 会議の開催状況 (令和5年度)

会議名		回数	実会議時間	会議時間
本 会 議		22	60 : 22	85 : 46
常任委員会	総務都市創造	6	07 : 33	08 : 26
	健康福祉	4	02 : 41	02 : 41
	文教生活	5	07 : 36	09 : 34
	予算決算	10	02 : 51	02 : 51
分 科 会	総務都市創造	10	25 : 44	30 : 30
	健康福祉	9	23 : 14	27 : 02
	文教生活	8	26 : 05	31 : 04
委 員 会 協 議 会	総務都市創造	1	01 : 50	01 : 50
	健康福祉	1	02 : 00	02 : 59
	文教生活	1	01 : 33	01 : 33
議 会 運 営 委 員 会		17	06 : 06	06 : 06
全 員 協 議 会		8	—	—
議 会 広 報 委 員 会		9	—	—
幹 事 長 会		6	—	—

※幹事長会は役員改選時を除く

4 議員名簿（議席順）

（令和6年12月28日現在）

議席 番号	氏 名	連 絡 先	電 話	生 年	党派等	当 選
1	武田 由利子	錦町5番3－101号	080-3817-6590	昭和44年	公明党	1
2	坂口 安喜子	八坂町	090-2196-7361	昭和43年	公明党	1
3	北川 千尋	打上元町27－4	070-8374-4742	平成2年	自由民主党	1
4	川口 肇人	若葉町16番7号	090-5058-5836	昭和47年	大阪維新の会	1
5	瀬戸 健太	大利元町12番8号	090-6050-5062	昭和60年	大阪維新の会	1
6	古田 尚央	末広町10番9号	090-2704-6522	昭和53年	大阪維新の会	1
7	（欠 員）					
8	辻谷 恵一	寿町45番	090-1482-3053	昭和47年	公明党	2
9	高見 雄介	上神田一丁目44番27号	(828)0814	昭和46年	公明党	3
10	森本雄一郎	清水町32番18－204号	(888)3085	昭和48年	自由民主党	3
11	金子 英生	太秦桜が丘1番18号	(821)5774	昭和46年	自由民主党	3
12	福田 篤志	香里北之町7番13号	080-2532-4113	昭和59年	大阪維新の会	2
13	奥 大輔	池田新町3番11－102号	090-9622-9461	昭和50年	大阪維新の会	2
14	中川 健	三井が丘一丁目4番8－206号	(888)5993	昭和63年	大阪維新の会	3
15	馬場 才	美井元町15番11号	(837)7222	昭和46年	無所属	3
16	久野須賀子	御幸西町25番14号（301号）	090-2554-3185	昭和40年	無所属	2
17	西尾 勝成	三井南町1番1号（101号）	080-4244-7728	昭和52年	立憲民主党	2
18	西田 昌美	田井西町32番1号	090-9713-3588	昭和33年	日本共産党	2
19	岡 由美	成田南町	(831)8700	昭和42年	公明党	4
20	村上 順一	南水苑町5番12号	(811)0205	昭和42年	公明党	4
21	北川 健治	仁和寺本町二丁目4番8号	(827)6820	昭和23年	自由民主党	6
22	板東 敬治	大利元町16番7号	(826)6822	昭和40年	無所属	6
23	中林 和江	葛原一丁目23－5	090-3944-8385	昭和31年	日本共産党	8
24	松尾 信次	萱島東二丁目14番26号	090-3056-9924	昭和23年	日本共産党	9

5 会派別議員数

（令和6年12月28日現在）

会派名	大阪維新の会 議 員 団	公 明 党 市 会 議 員 団	自 由 民 主 党 市 会 議 員 団	シン・ネヤガワ 議 員 団	日 本 共 産 党 市 会 議 員 団
議員数	6	6	4	4	3

6 議会構成一覧表

(令和6年12月28日現在)

議 長	中 川 健
副 議 長	高 見 雄 介
監 査 委 員	森 本 雄 一 郎

委 員 会 名	委 員 長	副委員長	委 員
総務都市創造 常任委員会	岡 由美	古田 尚央	川口 肇人・中川 健・村上 順一・北川 健治 馬場 才・松尾 信次
健康福祉 常任委員会	福田 篤志	金子 英生	瀬戸 健太・武田由利子・辻谷 恵一・北川 千尋 久野須賀子・中林 和江
文教生活 常任委員会	板東 敬治	坂口安喜子	奥 大輔・高見 雄介・森本雄一郎・西尾 勝成 西田 昌美
予算決算 常任委員会	高見 雄介	村上 順一	奥 大輔・川口 肇人・瀬戸 健太・中川 健 福田 篤志・古田 尚央・岡 由美・坂口安喜子 武田由利子・辻谷 恵一・金子 英生・北川 千尋 北川 健治・森本雄一郎・西尾 勝成・馬場 才 板東 敬治・久野須賀子・中林 和江・西田 昌美 松尾 信次
議会運営委員会	村上 順一	奥 大輔	古田 尚央・辻谷 恵一・森本雄一郎・板東 敬治 中林 和江
議会広報委員会	中川 健	高見 雄介	奥 大輔・村上 順一・金子 英生・西尾 勝成 西田 昌美

7 歴代正・副議長

代	議長	就任年月日	退任年月日	代	副議長	就任年月日	退任年月日
1	角樋 民一	S26. 5. 14	S29. 3. 1	1	北川 義男	S26. 5. 14	S27. 3. 22
				2	樋口 宗次郎	27. 3. 23	28. 3. 10
				3	宮本 徳松	28. 3. 10	29. 3. 1
2	北川 義男	29. 3. 1	30. 4. 30	4	稲木 時次	29. 3. 1	30. 4. 30
3	中東 眞治	30. 5. 20	32. 3. 8	5	松井 谷五郎	30. 5. 20	33. 3. 8
4	小野 清十郎	32. 3. 8	33. 3. 10				
5	松井 谷五郎	33. 3. 10	34. 4. 30	6	宮本 徳松	33. 3. 8	34. 4. 30
6	吉川 正造	34. 5. 20	36. 3. 12	7	白川 檜松	34. 5. 20	36. 3. 12
7	吉川 和一郎	36. 3. 12	37. 3. 10	8	平田 清太郎	36. 3. 12	37. 3. 10
8	平田 清太郎	37. 3. 10	40. 3. 10	9	平川 弥三郎	37. 3. 10	38. 4. 30
				10	北川 与五郎	38. 5. 21	40. 3. 12
9	大筏 庄吉	40. 3. 12	41. 3. 8	11	永尾 九衛	40. 3. 12	41. 3. 11
10	林 甚三郎	41. 3. 11	42. 4. 30	12	山崎 源太郎	41. 3. 11	42. 4. 30
11	谷川 平三	42. 5. 20	43. 5. 10	13	西口 茂	42. 5. 20	43. 5. 14
12	北川 与五郎	43. 5. 14	44. 5. 19	14	平田 元次	43. 5. 16	44. 5. 22
13	平川 弥三郎	44. 5. 22	45. 5. 18	15	井上 八夫	44. 5. 22	45. 5. 21
14	平田 元次	45. 5. 21	46. 4. 30	16	北口 隆春	45. 5. 21	45. 12. 1
				17	上田 耕作	45. 12. 19	46. 4. 30
15	吉川 正造	46. 5. 17	48. 5. 21	18	寺田 安雄	46. 5. 18	47. 5. 18
				19	斎藤 政人	47. 5. 18	48. 5. 24
16	井上 八夫	48. 5. 24	49. 5. 20	20	井上 輝男	48. 5. 24	49. 5. 23
17	斎藤 政人	49. 5. 23	51. 5. 17	21	山下 勇	49. 5. 23	50. 4. 30
				22	大谷 和夫	50. 5. 16	51. 5. 19

代	議長	就任年月日	退任年月日	代	副議長	就任年月日	退任年月日
18	山下 勇	51. 5. 19	52. 5. 13	23	乾 栄助	51. 5. 19	52. 5. 16
19	寺田 安雄	52. 5. 16	53. 5. 18	24	草薙 孝	52. 5. 16	53. 5. 18
20	中西 清太郎	53. 5. 18	54. 4. 30	25	中川 松治郎	53. 5. 18	54. 4. 30
21	大谷 和夫	54. 5. 15	55. 5. 21	26	今橋 澄爾	54. 5. 16	55. 5. 22
22	井上 輝男	55. 5. 21	56. 5. 19	27	堂蘭 利幸	55. 5. 23	56. 5. 19
23	上田 耕作	56. 5. 19	57. 5. 18	28	岩崎 英夫	56. 5. 19	57. 5. 18
24	草薙 孝	57. 5. 18	58. 4. 30	29	杉本 正好	57. 5. 18	58. 4. 30
25	京田 正	58. 5. 11	59. 5. 15	30	馬場 好弘	58. 5. 12	59. 5. 16
26	岩崎 英夫	59. 5. 15	60. 5. 22	31	中川 清治	59. 5. 16	60. 6. 6
27	馬場 好弘	60. 5. 22	61. 5. 22	32	照喜納朝吉	60. 6. 6	61. 5. 22
28	中川 清治	61. 5. 22	62. 4. 30	33	下野 洋	61. 5. 22	62. 4. 30
29	下野 洋	62. 5. 14	63. 5. 18	34	渡辺 敏弘	62. 5. 15	63. 5. 19
30	照喜納朝吉	63. 5. 18	H元. 5. 19	35	乾 数匡	63. 5. 19	H元. 5. 22
31	渡辺 敏弘	H元. 5. 19	2. 5. 22	36	安田 勇	H元. 5. 22	2. 5. 23
32	乾 数匡	2. 5. 22	3. 4. 30	37	赤井 叶児	2. 5. 23	3. 4. 30
33	安田 勇	3. 5. 17	4. 5. 20	38	坪内 伸夫	3. 5. 20	4. 5. 21
34	堂蘭 利幸	4. 5. 20	5. 5. 19	39	坂口 勇	4. 5. 21	5. 5. 19
35	平田 元次	5. 5. 19	6. 5. 18	40	吉田 亘	5. 5. 19	6. 5. 19
36	坪内 伸夫	6. 5. 18	7. 4. 30	41	山本 三郎	6. 5. 19	7. 4. 30
37	北野 志郎	7. 5. 17	8. 5. 21	42	加藤 陸夫	7. 5. 17	8. 5. 21
38	坂口 勇	8. 5. 21	9. 5. 21	43	平嶺 勝義	8. 5. 21	9. 5. 21
39	山本 三郎	9. 5. 21	10. 5. 19	44	北口 良一	9. 5. 21	10. 5. 20
40	加藤 陸夫	10. 5. 19	11. 4. 30	45	鮫島 和雄	10. 5. 20	11. 4. 30
41	吉田 亘	11. 5. 19	12. 5. 16	46	岡本 正光	11. 5. 20	12. 5. 16
42	北口 良一	12. 5. 16	13. 5. 15	47	白井 基雄	12. 5. 16	13. 5. 16
43	安田 勇	13. 5. 15	14. 5. 14	48	浅越 忠志	13. 5. 16	14. 5. 14
44	岡本 正光	14. 5. 14	15. 4. 30	49	入江 安夫	14. 5. 14	15. 4. 30
45	北野 志郎	15. 5. 14	16. 5. 19	50	板坂 千鶴子	15. 5. 15	16. 5. 19
46	白井 基雄	16. 5. 19	17. 5. 17	51	南部 創	16. 5. 19	17. 5. 17
47	安田 勇	17. 5. 17	18. 5. 16	52	野々下重夫	17. 5. 17	18. 5. 17
48	北野 志郎	18. 5. 16	19. 4. 30	53	宮本 正一	18. 5. 17	19. 4. 30
49	板坂 千鶴子	19. 5. 16	20. 5. 13	54	中谷 廣一	19. 5. 17	20. 5. 14
50	南部 創	20. 5. 13	21. 5. 19	55	高田 政廣	20. 5. 14	21. 5. 19
51	野々下重夫	21. 5. 19	22. 5. 19	56	広瀬 慶輔	21. 5. 19	22. 5. 20
52	中谷 廣一	22. 5. 19	23. 4. 30	57	梶本 孝志	22. 5. 20	23. 4. 30
53	高田 政廣	23. 5. 17	24. 5. 9	58	松本 順一	23. 5. 18	24. 5. 9
54	宮本 正一	24. 5. 9	25. 5. 14	59	北川 光昭	24. 5. 9	25. 5. 14
55	梶本 孝志	25. 5. 14	26. 5. 13	60	北川 健治	25. 5. 14	26. 5. 13
56	南部 創	26. 5. 13	27. 4. 30	61	板東 敬治	26. 5. 13	27. 4. 30
57	松本 順一	27. 5. 18	28. 5. 18	62	山崎 菊雄	27. 5. 18	28. 5. 18
58	北川 光昭	28. 5. 18	29. 5. 17	63	住田 利博	28. 5. 18	29. 5. 18
59	北川 健治	29. 5. 17	30. 5. 16	64	池添 義春	29. 5. 18	30. 5. 16
60	板東 敬治	30. 5. 16	31. 4. 30	65	廣岡 芳樹	30. 5. 16	31. 4. 30
61	北川 光昭	R元. 5. 21	R 3. 5. 12	66	村上 順一	R元. 5. 21	R 2. 6. 18
62	池添 義春	3. 5. 12	4. 5. 16	67	岡 由美	2. 6. 18	3. 5. 12
63	北川 光昭	4. 5. 16	5. 4. 30	68	井川 晃一	3. 5. 12	4. 5. 16
64	村上 順一	5. 5. 23	6. 5. 15	69	金子 英生	4. 5. 16	5. 4. 30
65	中川 健	6. 5. 15		70	奥 大輔	5. 5. 23	6. 5. 15
				71	高見 雄介	6. 5. 15	

8 議会運営

(1) 定例会の招集回数及び時期

定例会は毎年4回とし、3月、6月、9月及び12月に招集するのを常例とする。

(2) 一般質問・代表質問

項 目	一 般 質 問	代 表 質 問
実 施 時 期	6月、9月、12月定例会	3月定例会
所 要 日 数	3 日 間	2 日 間
質 問 時 間	1人40分以内（質問のみ） 再質問は、40分の持ち時間のうち 10分の範囲内	1人15分×会派人数（質問のみ） 再質問は、持ち時間のうち10分の 範囲内
質 問 者 数	制 限 な し	1 会 派 1 人
質 問 順 位	抽 選	多 数 会 派 順
質 問 回 数	制 限 な し	制 限 な し
通 告 期 限	一般質問日のおおむね7日前の 午後1時まで	代表質問日のおおむね7日前の 午後1時まで

(3) 傍聴

内 容 区 分	一 般 傍 聴 人	報 道 関 係 者
本 会 議	会議当日、所定の場所で、自己の住所・ 氏名を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券 の交付を受けて傍聴する。 (定員58人・内車椅子2人分)	会議当日、所定の場所で、傍聴章の交 付を受けて傍聴する。
委 員 会	委 員 長 の 許 可 制	

(4) 本会議ロビー中継

平成25年3月定例会から、開かれた議会運営の推進に資することを目的として、寝屋川市役所本庁舎ロビーにおいて、本会議のテレビ中継放送を実施している。

(5) 本会議録画配信

平成28年3月定例会から、動画共有サービス「YouTube（ユーチューブ）」を利用して、本会議の録画映像を配信している。

(6) 請願・陳情

ア 請願の処理

請願文書の配布とともに、所管の常任委員会に付託する。

イ 陳情の処理

会議前に処理した陳情は本会議初日に、会期中に受理した陳情は本会議最終日に、諸般の報告として、他の報告事件と併せて要約を文書配布する。

9 議員報酬

適用 年 月 日	令和6年 4月1日	平成31年 1月1日	平成26年 8月1日	平成24年 10月1日	平成24年 4月1日	平成10年 4月1日
議 長	679,000 円	728,000 円	745,000 円	700,000 円	730,000 円	750,000 円
副 議 長	639,000 円	688,000 円	705,000 円	660,000 円	690,000 円	710,000 円
常 任 委 員 長	604,000 円	653,000 円	670,000 円	625,000 円	655,000 円	675,000 円
常 任 副 委 員 長	599,000 円	648,000 円	665,000 円	620,000 円	650,000 円	670,000 円
議 員	594,000 円	643,000 円	660,000 円	615,000 円	645,000 円	665,000 円

※平成24年4月1日から平成26年7月31日までの間及び令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間、寝屋川市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例により、議員報酬の暫定的な減額を行った。

10 政務活動費

(平成27年4月1日から適用)

会 派 (所属議員が2人以上の場合)	所属議員数×45,000 円 (月額) 交付
会派に属するものの議員個人として 政務活動費の交付を受ける議員	45,000 円 (月額) 交付
会派に属さない議員	

※平成27年3月31日以前、70,000 円 (月額)。

11 議会図書室

- (1) 面 積 : 41.09 m²
- (2) 蔵書数 : 1,804 冊 (令和6年4月1日現在)

12 議会広報誌 (令和5年度実績)

	内 容	
議会だより	年6回発行 4ページ (7月) 8ページ (5・11・1・2月) 4回 12ページ (8月) 1回	① 発行部数 : 1回平均116,000部 ② 経費 : 2,100,760 円 ③ 配布先 : 居住世帯、事業所及び関係機関
点字版議会だより	議会だより (年6回) の点字版 B5判	① 発行部数 : 1回25部 ② 経費 : 165,000 円 ③ 配布先 : 視覚障害者 (希望者)
声の議会だより	議会だより (年6回) のデジタイ化 CD	① 発行部数 : 1回平均36部 ② 経費 : 132,000 円 ③ 配布先 : 視覚障害者 (希望者)

寝屋川市行政機構図

16部8室50課

令和6年4月1日現在

		本部	室	課・園等	主な事務
		部			
市長	田中副市長 財務部、市民サービス部、環境部、健康部、2軸化事業本部、まちづくり推進部、都市基盤整備部、上下水道局及び会計室に属する事務(会計事務を除く。)並びに教育委員会及び農業委員会の事務局の職員に補助執行させている事務並びに固定資産評価審査委員会に関する事務	経営企画部	市長室	秘書課	秘書、渉外、市長の資産公開及び有功者表彰等
				企画一課	総合計画、総合戦略、行政評価、人口推計・人口構成分析、市政運営方針、庁議
				企画二課	マーケティング、広域行政、市政懇談会
				企画三課	広報、観光、プロモーション、投資的予算の調整
				企画四課	税の涵養に資する投資的予算の検証・調整、行財政改革、ふるさと寄附金
			DX推進室		デジタル・トランスフォーメーション、電子計算組織、情報通信ネットワーク、情報セキュリティ対策
		財務部		財政課	予算の編成及び執行の管理
				資産活用課	公有財産、庁舎管理及び市有自動車の管理
		総務部		総務課	議会、文書管理、法規、事務改善、組織、個人情報保護、情報公開、情報提供及び統計
				契約課	契約事務の指導、入札、契約の締結、物品の調達及び工事検査
			人事室		人事管理、職員研修その他人材育成、労務管理、職員の給与、公務災害等
		危機管理部		防災課	防災、消防
				監察課	防犯、いじめ・職員に関わるハラスメントへの対応
				人権・男女共同参画課	人権施策、人権啓発、男女共同参画施策及び人権擁護委員
				男女共同参画推進センター	男女共同参画社会の形成を総合的に推進するための拠点施設
				消費生活センター	市民の消費生活の安定及び向上に寄与するための施設、計量
		市民サービス部		シティ・ステーション	窓口の在り方に関すること、窓口業務の改革、広聴、市民相談 市民葬儀、公園墓地、住居表示、住民基本台帳、戸籍、印鑑登録、国民年金及び一般旅券の発給 医療費の助成、国民健康保険、後期高齢者医療 市民税及び府民税の賦課、市税及び府民税に関する証明書の交付 固定資産税の賦課、固定資産の調査評価、固定資産税に関する証明書の交付 市税等の徴収及び収納、納税証明書の交付、滞納債権
					地域相談、住民異動等に伴う諸手続、各種証明書の交付等
		市民活動部	市民活動振興室		市民活動等の支援育成、住民自治活動の育成、市民活動センター、市民会館、コミュニティセンター、都市交流及び社会を明るくする運動の推進
			文化スポーツ室		文化芸術振興、文化財の収集等、池の里市民交流センター、市民ギャラリー、体育館等の体育・スポーツ施設、野外活動センター、地域交流センター、体育・スポーツ事業の推進、埋蔵文化財資料館
		環境部		環境総務課	ごみの減量・資源化施策の策定・推進、環境政策の企画・調整、環境に係る啓発等
				環境保全課	公害防止その他環境の保全、産業廃棄物に係る施策の調査・研究・企画、産業廃棄物処理業・廃棄物処理施設の許可等、産業廃棄物の適正処理の指導
				環境事業課	ごみの収集運搬業務(臨時ごみ、犬猫死体の処理を含む)、焼却施設及びごみ処理施設管理
				緑風園	し尿の収集運搬業務及び緑風園施設の管理
		健康部		保健総務課	保健衛生・地域医療・健康の企画・調整、医事及び薬事、食育の推進、自殺対策
				保健衛生課	食品衛生、環境衛生、狂犬病予防接種、鳥獣・害虫、専用水道・簡易専用水道
				保健予防課	感染症の対策・予防、精神保健、難病対策、原子爆弾被爆者の医療等
				健康づくり推進課	健康づくりの啓発、成人保健、成人の予防接種、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種、特定健診・特定保健指導、保健福祉センター診療所
		福祉部		福祉総務課	地域福祉計画の推進、民生委員、戦没者追悼行事、社会福祉審議会
				指導監査課	社会福祉法人の設立認可等、指定居宅サービス事業者等・指定障害福祉サービス事業者等の指定・指導監督、社会福祉施設の指導監督
				保護課	生活保護、生活困窮者の自立支援、生活つなぎ資金及び行旅病人等
			高齢介護室		高齢者福祉施策、介護保険及び高齢者福祉センター(中央、西)
				高齢者福祉センター(東、太秦)	高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設
				障害福祉課	障害者福祉施策、障害者に対する介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費の支給等、すばる・北斗福祉作業所、大谷の里
				東障害福祉センター	障害者からの相談に応じるなど障害者の福祉の向上に資するための施設

寝屋川市行政機構図

16部8室50課令和6年4月1日現在

		本部	室	課・園等	主な事務
		部			
		こども部		こどもを守る課	児童福祉施策の企画・調整、子ども・子育て支援事業計画の推進、子どもに関する相談、児童虐待の防止、児童手当・児童扶養手当
				子育て支援課	子育て支援、母子保健、子どもの予防接種、あかつき園・ひばり園
				子育てリフレッシュ館	子どもの遊び場の提供や一時預かりなど子育て支援及び保護者のリフレッシュのための事業を総合的に行う施設
				保育課	保育の実施、施設型給付費等の支給、私立保育所等の運営助成、認可外保育施設からの届出、市立幼稚園の入園及び退園並びに保育料の決定及び徴収等
				市立保育所	さくら、たんぽぽ、さつき、さざんか
				市立認定こども園	まあぶるこども園星の学舎、まあぶるこども園月の学舎
		2軸化事業本部			2軸のまちづくりの基本的な計画及び総合調整、都市計画、生産緑地、立地適正化計画
		まちづくり推進部		まちづくり推進課	2軸のまちづくり、土地区画整理事業等に係る認可等、公的賃貸住宅等
				住宅政策課	住宅施策、空き家等対策、密集住宅地区の住環境整備
				交通政策課	交通体系の調査、研究、交通安全対策、乗合い事業、地域公共交通網形成計画、自転車駐車場等、めいわく駐車・不法駐車自転車等
	自転車の駅			自転車の安全利用に関する意識の向上及び地域交流の推進に資するための施設	
	産業振興室			農業及び商工業の振興、貸農園、森林、事業者育成、労働福祉、産業振興センター	
	都市基盤整備部		道路管理課	市道の管理、交通安全施設の設置及び地籍調査	
			道路建設課	都市計画街路事業、道路等の新設等の施工等及び道路政策	
			高架事業課	連続立体交差事業	
			審査指導課	建築確認、開発指導、都市景観等	
			公園みどり課	公園の管理、公園等の設計施工及び緑化事業	
			建築営繕課	市有建築物及び付帯設備の設計等	
				会計室	会計管理者の権限に属する事務及び資金計画
	上下水道事業管理者	上下水道局		経営総務課	上下水道局の人事管理、予算の編成、庁舎管理、水道料金・下水道使用料の徴収等
水道事業課				導水・送配水管の整備、水道施設の維持管理、水質検査等	
下水道事業室			下水道施設の維持管理、河川等の維持管理、総合治水対策及び浸水対策、水辺環境整備及び公共下水道の雨水対策に係る企画及び総合調整		
市議会		議会事務局		市議会の会議や広報、議会活動に必要な調査・資料の収集等	
監査委員			監査事務局	監査委員が行う監査、検査及び審査	
公平委員会			公平委員会事務局	措置要求、不利益処分に対する審査請求の審査手続及び職員団体登録	
農業委員会			農業委員会事務局	農地法に基づく届出、農地の利用関係の調整、所有権の移転及び転用	
選挙管理委員会			選挙管理委員会事務局	選挙及び投票の管理、委員会の会議	
固定資産評価審査委員会				固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定	
教育委員会	教育長	教育委員会事務局		教育政策総務課	教育行政の重要施策の企画・総合調整、教育委員会の会議、教育委員会事務局の人事管理、就学援助
				施設給食課	学校園施設の修繕及び学校給食の企画
				学務課	児童・生徒の転出入、教職員の人事、学校保健の企画、通学安全、幼稚園運営
				教育指導課	学校園教育・人権教育の計画及び指導助言、教職員の研修
				社会教育推進課	生涯学習の推進、社会教育施策の進行管理、成人教育施策、エスポアール、中央公民館、学び館、地域教育、家庭教育、留守家庭児童会、青少年リーダー、青少年相談、青少年健全育成団体、成人式、地域交流スペース
				総合教育研修センター	教職員研修、教育に関する研究成果の普及、教育相談
				市立小学校	東、西、南、北、第五、成美、池田、中央、啓明、三井、木屋、木田、神田、堀溝、田井、桜、点野、和光、国松緑丘、楠根、宇谷、石津、望が丘
				市立中学校	第一、第二、第三、第五、第六、第七、第八、第九、第十、友呂岐、中木田、望が丘
				市立幼稚園	北、啓明
中央図書館	図書館に係る企画及び運営、読書会等の開催、移動図書館、市史				
東図書館(分館)	図書館の分館に係る企画及び運営				
駅前図書館(分館)	図書館の分館に係る企画及び運営				

歴 代 三 役

1 市長

氏 名	就任年月日	退任年月日
白 井 幾 太 郎	昭和 26 年 5 月 3 日	昭和 30 年 4 月 30 日
平 井 義 雄	昭和 30 年 5 月 1 日	昭和 34 年 4 月 30 日
柏 原 眞 次	昭和 34 年 5 月 1 日	昭和 45 年 11 月 1 日
北 川 義 男	昭和 45 年 12 月 13 日	昭和 58 年 4 月 16 日
西 川 忠 博	昭和 58 年 5 月 29 日	平成 7 年 5 月 28 日
高 橋 茂	平成 7 年 5 月 29 日	平成 11 年 5 月 28 日
馬 場 好 弘	平成 11 年 5 月 29 日	平成 27 年 5 月 28 日
北 川 法 夫	平成 27 年 5 月 29 日	令和元年 5 月 28 日
広 瀬 慶 輔	令和元年 5 月 29 日	

2 助役・副市長

氏 名	就任年月日	退任年月日
角 樋 吉 次	S 26. 5. 3	S 26. 5. 23
小 中 義 一	26. 5. 3	30. 3. 31
柏 原 眞 次	26. 6. 1	30. 5. 12
木 下 良 一	30. 6. 1	34. 3. 10
金 藤 伝	34. 6. 20	42. 6. 19
北 川 義 男	41. 7. 28	45. 11. 16
中 東 三 男 造	45. 1. 27	49. 1. 26
中 西 健 藏	46. 2. 20	49. 3. 29
吉 川 正 造	49. 2. 15	57. 2. 14
江 田 直 介	49. 4. 1	51. 3. 31
中 島 三 博	51. 4. 20	54. 4. 19
西 川 忠 博	54. 5. 17	58. 5. 16
田 村 庄 一	57. 2. 15	61. 2. 14
乾 勤	58. 6. 17	62. 6. 16
高 橋 茂	62. 6. 19	H 6. 12. 6
近 石 登 規 雄	62. 11. 3	2. 1. 31
入 江 力 生	H 3. 10. 1	7. 9. 30
土 井 培 男	7. 7. 7	11. 7. 6
西 村 信 之	7. 10. 1	11. 9. 30
林 尚 彦	11. 7. 7	15. 7. 6
田 川 良 廣	11. 10. 1	15. 9. 30
中 西 勝 行	15. 7. 7	27. 7. 6
太 田 潤	15. 10. 1	27. 6. 18
久 本 歩	27. 6. 20	R 元 6. 19
戸 上 拓 也	27. 10. 1	H 30. 3. 30
田 頭 真 二	30. 6. 16	R 2. 3. 31
市 川 克 美	R 元 6. 20	R 5. 6. 19
田 中 英 年	R 5. 6. 21	
杉 本 達 也	R 5. 6. 21	

3 収入役

氏 名	就任年月日	退任年月日
松 本 堅 治	S 26. 5. 3	S 26. 6. 16
角 樋 吉 次	26. 6. 20	29. 3. 25
三 島 惣 太 郎	29. 3. 26	49. 3. 25
中 西 健 藏	49. 3. 30	54. 3. 31
宮 川 三 夫	54. 5. 17	58. 5. 16
竹 井 修	58. 6. 17	62. 6. 16
入 江 力 生	62. 6. 19	H 3. 9. 30
田 中 幸 雄	H 3. 10. 1	7. 9. 30
藪 田 勉	7. 10. 1	11. 9. 30
西 村 伊 一 郎	11. 10. 1	15. 9. 30
吉 岡 國 夫	15. 10. 1	19. 9. 30

※ 地方自治法改正に伴い、平成 19 年 10 月 1 日から
「収入役」を廃止している。

※ 地方自治法改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日付けで
「助役」を廃止し、「副市長」を設置している。

第 六 次 総 合 計 画 の 概 要

1 計画の位置付け

(1) まちづくりの指針

まちづくりを進めていくに当たり、本市で暮らし、働き、学ぶ市民はもちろんのこと、市外から新住民となる将来市民も含め、行政と共有すべき指針となるものである。

(2) 市政運営の指針

全市民のくらしの豊かさを更に高め、人口減少・少子高齢化の進行への対策を図るための市政運営の指針となるものである。

(3) 総合計画と総合戦略の統合

第2期市まち・ひと・しごと創生総合戦略と統合して策定し、より明確で効率的・効果的な事業推進を図る。

2 計画の構成と期間

(1) 構成

計画は、基本戦略及び実施計画で構成する。

ア 基本戦略

将来の目指すべきまちづくりの方向性（基本構想）と、それを実現するための施策（戦略プラン）を示すもので、計画期間を7年とする。

イ 実施計画

基本戦略に基づいて実施していく具体的な取組（事務事業）を示すもので、計画期間を前期3年、後期4年とする。

(2) 計画期間

令和3年度（2021年度）～令和9年度（2027年度）

3 将来像

市の新たな未来を切り拓くため、市民一人ひとりの力を結集し、従来の枠組みにとらわれな
い本市ならではの価値を創出することで、市民及び市外からの新住民に選ばれるまちを目指す
こととし、将来像を「新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川 ～イノベーションの創出～」
と定める。

4 計画推進の基本姿勢

(1) 「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」へ（「選択と集中」の加速）

(2) ポテンシャルを最大限に活かし、更に伸ばす

(3) 市民参画によるまちづくりの深化

(4) 寝屋川水準の政策立案（本質を捉えたオンリーワンの取組）

5 まちづくりの方向性

市が実施する施策を「訴求力のある施策」「生活を支える施策」「くらしの質を高める施策」に分類し、各施策が目指す目的を明確にした上で、それぞれの施策が役割を確実に果たすことで、メリハリの効いたまちづくりを推進する。

(1) 「訴求力のある施策」の方向性

ア 子どもに最善を尽くす

- ㊦ 安心して子どもを産み、育てる環境づくり
- ㊧ 寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」
- ㊨ 子どもを全力で守り抜く

イ 誰もが住みたくなるまちをつくる

- ㊦ ポテンシャルをフル活用した都市基盤整備
- ㊧ 将来を見据えた公共施設の集約・複合化
- ㊨ 働く場の創出と多様な人材の育成・確保

ウ 命を全力で守り、豊かなくらしを実現する

- ㊦ 災害から命を守るための対策
- ㊧ 防犯力向上による体感治安の改善
- ㊨ 健康寿命の延伸

(2) 「生活を支える施策」の方向性

ア 人権を尊重し、多様性を認め合う社会づくり

イ 誰もが安心して生活でき、共に支え合う地域づくり

ウ 衛生的で快適な生活の確保

エ 環境を守り、日頃のくらしを良好に

(3) 「くらしの質を高める施策」の方向性

ア 学びによる市民文化の向上と発展

イ 豊かな自然があるくらし

ウ 地域づくり・きずなづくり

エ 市民ニーズを捉えた行政サービスの充実

オ 市民ニーズの把握・情報発信力の強化

カ 未来へつなぐ行財政運営

6 計画の進捗管理

計画を着実に推進するため、計画の進捗管理とPDCIサイクルの考え方に基づく施策評価を一体的に行うことにより、効率的かつ効果的な施策の推進を図る。

行 財 政 改 革

1 経過

平成 12 年 5 月	行財政改革大綱（平成 12 年度～21 年度）策定
平成 12 年 7 月	行財政改革第 1 期実施計画（平成 12 年度～16 年度）策定 （※第 1 期実施計画は 15 年度で終了）
平成 16 年 2 月	行財政改革第 2 期実施計画（平成 16 年度～18 年度）策定
平成 18 年 7 月	行財政改革市民懇談会意見具申
平成 19 年 2 月	行財政改革第 3 期実施計画（平成 19 年度～21 年度）策定
平成 20 年 1 月	行財政改革第 3 期実施計画【改訂版】（平成 19 年度～21 年度）策定
平成 21 年 7 月	行財政改革大綱（改訂版）策定
平成 22 年 3 月	事務事業改善計画（平成 22 年度～26 年度）策定 新アウトソーシング計画（平成 22 年度～26 年度）策定
平成 27 年 2 月	改革・改善アクションプラン（平成 27 年度～）策定
平成 29 年 1 月	経営改革・都市格向上プラン（平成 29 年度～令和元年度）策定
平成 29 年 11 月	経営改革・都市格向上プラン（改訂版）（平成 29 年度～令和元年度）策定

2 行財政改革大綱（改訂版）

- 基本目標 (1) 簡素で効率的な行財政システムの構築
(2) 市民参画の推進と行政の公正・透明性の向上

(参考)

○ 行財政改革第 1 期実施計画から第 3 期実施計画までの取組実績等

実施計画	第 1 期 (平成 12～15 年度)	第 2 期 (平成 16～18 年度)	第 3 期 (平成 19～21 年度)	合計
実施完了数	134	123	74	331
財政効果額	7, 826, 332 千円	7, 996, 558 千円	4, 434, 585 千円	20, 257, 475 千円

○ 事務事業改善計画・新アウトソーシング計画取組実績等

	事務事業改善計画 (平成 22～26 年度)	新アウトソーシング計画 (平成 22～26 年度)
実施完了数	34	11
財政効果額	874, 800 千円	2, 834, 422 千円

○ 改革・改善アクションプラン取組実績等

	改革・改善アクションプラン (平成 27～28 年度)
実施完了数	27
財政効果額	440, 597 千円

○ 経営改革・都市格向上プラン

	経営改革・都市格向上プラン (平成 29～令和元年度)
実施完了数	51
財政効果額	1, 085, 184 千円

○ 職員数の推移

(単位：人)

年 度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
職員数	2, 229	2, 159	2, 087	2, 007	1, 910	1, 841	1, 752	1, 669
削減数	—	△70	△72	△80	△97	△69	△89	△83

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
職員数	1, 598	1, 492	1, 413	1, 330	1, 274	1, 215	1, 168	1, 136
削減数	△71	△106	△79	△83	△56	△59	△47	△32

年 度	H28	H29	H30	R 1	R2	R3	R4	R5
職員数	1, 096	1, 083	1, 106	1, 134	1, 162	1, 165	1, 174	1, 119
削減数	△40	△13	—	—	—	—	—	△55

年 度	R6
職員数	1, 128
削減数	—

各年度 4 月 1 日現在の職員数

※再任用職員等を含まない。

広 報 ・ 広 聴

市内外における市のイメージの向上を図るとともに、効果的に市民に情報を届けるため、シティプロモーションや広報活動・市民の声を聴く広聴活動を積極的に行っている。

市民と市政のパイプ役として「広報ねやがわ」「市ホームページ」「市公式アプリ」「動画配信」など、即時性や拡散性、双方向性などの媒体の特性を活かし、一層の各種情報発信を推進するとともに、満足度の高い市政の推進を目指して市民ニーズの把握に取り組んでいる。また、市民の日常生活における不安や悩みの解消を図るため、各種相談事業などを実施している。

1 広報活動

(1) 定期刊行物

平成 28 年 5 月号から「広報ねやがわ」を全面リニューアル（A4 判カラー刷り・冊子型、月 1 回発行）し、掲載内容の充実を図っている。

また、市民が読みたくなる、また読みやすい広報誌を目指し、不断にデザイン等の検討を行っている。

（令和 5 年度実績）

刊 行 物	内 容
広報ねやがわ	毎月 1 回発行（年 12 回）、A4 判 40 ページ（フルカラー） 2 回 44 ページ（フルカラー） 8 回 48 ページ（フルカラー） 2 回 ① 発行部数 1 回 116,000 部 ② 経費 33,345,360 円 ③ 配布先 居住世帯、事業所及び 関係機関
点字広報	広報ねやがわ（12 回） B5 判 20,000 字以上 ① 発行部数 1 回 30 部 ② 経費 449,460 円 ③ 配布先 視覚障害者（希望者）
声の広報	広報ねやがわ（12 回）のデジ化CD ① 発行部数 1 回 55 部 ② 経費 613,140 円 ③ 配布先 視覚障害者（希望者）

(2) 市ホームページ（平成 11 年 1 月開設）

ホームページ管理システム（CMS）での 1 課 1 ホームページ体制により、迅速かつ適切な情報発信に努めている。

令和 3 年 7 月にはホームページの全面リニューアルを行い、アクセス集中対策、検索性の向上等を図った。

（視覚に障がいがある人や外国語を使う人等向けの主な機能）

- ・音声読み上げ機能
- ・やさしいこほんごのページ
- ・外国語翻訳機能（10 か国語に対応）
- ・多言語デジタルブックの導入

（トップページアクセス数（グーグルアナリティクス調べ））

令和 5 年度 560,223 件 月平均 46,686 件

令和4年度	821,295 件	月平均	68,441 件
令和3年度	1,730,797 件	月平均	144,233 件
令和2年度	2,129,350 件	月平均	177,446 件
令和元年度	1,057,205 件	月平均	88,100 件

(3) 市公式SNS

市お知らせ情報や地域情報、災害時の避難情報などを拡散性の高いSNSで配信することで、幅広い世代への情報発信の充実に努めている。

ア Facebook（フェイスブック）（平成25年11月22日開設）

令和5年度実績 掲載記事数 326 件 リーチ総数 99,792 件 フォロワー数 1,924 人

イ X（エックス）（平成31年4月1日開設）

令和5年度実績

掲載記事数 335 件 インプレッション総数 682,470 件 フォロワー数 7,887 人

ウ Instagram（インスタグラム）（令和2年4月1日開設）

令和5年度実績

掲載記事数 33 件 インプレッション総数 68,795 件 フォロワー数 2,930 人

(4) 動画配信

動画投稿サイトYouTube（ユーチューブ）の活用・配信

市政情報や市の魅力を映像と音声でより分かりやすく提供するため、市職員が撮影・編集を行った動画コンテンツなどを動画投稿サイトYouTube（ユーチューブ）を活用し、配信している。

（配信本数・再生回数）

令和5年度 14 本・19,027 回

令和4年度 28 本・19,725 回

令和3年度 22 本・46,595 回

令和2年度 53 本・113,549 回

令和元年度 24 本・53,830 回

(5) 市公式アプリ「もっと寝屋川」の構築・運用

子育て世代や若者世代を始め、市民が必要とする情報を簡単に入手することができるよう、携帯端末用アプリケーションソフトの構築を進め、防災・防犯、ごみ、子育て・健康、教育、その他役立ち情報等を配信する統合型アプリとして、平成29年11月24日から運用を開始した。運用開始後、子育てリフレッシュ館の一時預かり保育の予約、健診予約システムとの連携、いじめの通報の受付など、不断に機能強化を図っている。

（インストール数）

令和5年度 74,120 件

令和4年度 67,724 件

令和3年度 57,731 件

令和2年度 45,732 件

令和元年度 24,869 件

(6) ガイドブックの発行

メインターゲットとする市外在住の子育て世代に、寝屋川市を「選んで 住んで」いただけるよう、子育て支援・教育を始めとする対外訴求力のある施策をPRするとともに、市での「暮らしのイメージ」を喚起し、市の魅力、暮らしやすさを感じてもらうため、市の魅力を掲載したガイドブック『寝屋川移住計画』を令和3年10月に発行した。

（発行部数） 20,000 部

(7) ねやがわPR大使

令和2年2月、寝屋川市を全国に広くPRすることを目的として、「ねやがわPR大使」制度

を創設した。同年3月に本市在住で直木賞作家の門井慶喜氏、本市出身で芸人・芥川賞作家の又吉直樹氏が就任している。

2 広聴活動

(1) 陳情・要望

市民や各種団体等から出された、市政についての陳情・要望を受理し、関係部課と連絡調整を行っている。

ア 市民（個人）からの陳情・要望

令和5年度実績	受付	623通（うち 電子メール 602通）
令和4年度実績	受付	610通（うち 電子メール 600通）
令和3年度実績	受付	1,274通（うち 電子メール 1,244通）
令和2年度実績	受付	1,551通（うち 電子メール 1,536通）

イ 各種団体からの陳情・要望

令和5年度実績	受付	5通
令和4年度実績	受付	8通
令和3年度実績	受付	13通
令和2年度実績	受付	13通

広聴ボックス

市役所玄関ホール、保健福祉センター、4シティ・ステーションの6か所に広聴ボックスを設置し、市民から出された意見を市政運営の参考にしている。

令和5年度実績	受付	153通
令和4年度実績	受付	159通
令和3年度実績	受付	217通
令和2年度実績	受付	276通

(3) 各種相談

寝屋川市に在住、在職、在学の人を対象に無料で実施している。

相談種別	日 時 (祝日・年末年始を除く)	相 談 内 容	相 談 員	相談件数	
				令和5年度	令和4年度
法律相談	月～金曜日 午後1時～4時30分 第4土曜日 午前8時30分～正午	相続、借地、借家、不動産、離婚などの法的問題の相談	弁 護 士	件 1,305	件 1,287
人権相談	毎週 水曜日 午前9時30分 午前10時20分 午前11時10分	人権に関わる相談	人権擁護委員	14	17
行政相談	毎月 第1・3火曜日 午前10時～正午	国の行政機関などへの相談や要望	行政相談委員	4	7
登記相談	毎月 第2木曜日 午後1時～4時	登記手続などの相談	司 法 書 士	63	51
国税相談	毎月 第3木曜日 午後1時～4時 (2・3月は除く)	所得税、相続税、贈与税などの相談	税 理 士	58	53
不動産・建築相談	毎月 第2金曜日 午後2時～4時	不動産の売買、家屋の新築・増築の手続などの相談	宅地建物取引士 建 築 士	21	17
相続・遺言書等作成相談	毎月 第3金曜日 午後1時～4時	遺産分割協議書、遺言書、離婚協議書などの作成相談	行 政 書 士	47	46
市政相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	市政についての相談や要望	市 職 員	5,250	6,301
合 計				6,762	7,779

(4) タウンミーティング

市長と市民が直接対話することで、課題等を把握し、サービスの改善や新たな施策の実施につなげている。

ア 令和5年度

(ア) 子育てタウンミーティング

対象者：市内在住の妊娠中の方及び未就学の子を持つ保護者

全3回 計23人参加 市長室で実施

(イ) 若者タウンミーティング

対象者：市内在住の高校生・大学生等

全1回 9人参加 中央図書館で実施

イ 令和4年度

(ア) 子育てタウンミーティング

対象者：市内在住の妊娠中の方及び未就学の子を持つ保護者

全3回 計27人参加

子育てリフレッシュ館 参加者11人（オンライン3人含む）

こどもセンター 参加者8人

駅前図書館（キャレル） 参加者8人

(イ) 地域別タウンミーティング

対象者：市内在住者

全6回 計334人参加

西南コミュニティセンター	参加者98人	西北コミュニティセンター	参加者54人

南コミュニティセンター	参加者56人	西コミュニティセンター	参加者46人

東北コミュニティセンター	参加者56人	東コミュニティセンター	参加者24人

自 治 体 D X

1 寝屋川市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（令和3年4月策定）

(1) 概要

人口減少・少子高齢化や本市の働き方改革などの課題解決にデジタル技術を積極的に活用して市民サービスの向上を図るため、「寝屋川市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、デジタル技術が地域社会へ浸透し、様々なサービスやデータが活用されるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の実現を目指す。

(2) 目指すべき姿

デジタル技術の活用による進化した「スマート・ねやがわ」の実現

(3) 基本方針

- ア 行政事務の効率化を支える情報基盤の整備促進
- イ 暮らしの利便性を向上させるデジタル技術の活用
- ウ 社会課題の解決、新たな価値の創出に向けたデジタル技術の活用

(4) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

2 ビジネスチャット（令和3年5月導入）

(1) 概要

庁内ネットワークパソコン及び公用並びに私用スマートフォンで利用できるビジネスチャットを導入し、職員間の業務上における効率的な情報共有等を図っている。

3 統合型内部事務システム（平成31年3月導入）

(1) 概要

内部事務に係るシステム（財務会計システム及び文書管理システム）の統合による統合型内部事務システムを導入し、運用の効率化、処理誤りや漏れを防ぐことによる内部統制の強化、及び電子決裁機能による意思決定の迅速化やペーパーレスの推進を図っている。

(2) 導入経過

- ア 平成31年4月 運用開始（文書管理システム、財務会計システム）
- イ 令和元年10月 運用開始（電子決裁、部長以下で合議なし）
- ウ 令和2年1月 運用拡大（電子決裁、部長以下で合議あり）
- エ 令和2年4月 運用拡大（電子決裁、市長決裁まで）

4 行政手続申請（電子申請）システム（令和3年9月更改）

(1) 概要

様々な行政手続を市民等がスマートフォン等を利用して行える環境を整備するため、決済機能を有する行政手続（電子申請）システムを導入しており、行政手続に係る添付書類、手数料等の有無に応じて段階的にオンライン化を推進している。

(2) 行政手続のオンライン化率（令和5年度実績）

- ア 手続数 81.0%
- イ 手続件数 42.6%

5 公共施設予約システム（平成 31 年 4 月導入）

(1) 概要

社会教育施設等の予約を総合的、効果的に行うことができるシステムを導入し、社会教育施設等の利用に係る市民サービスの向上を図っている。

(2) 対象施設

市民会館、南寝屋川公園、田井西公園、エスポアール、学び館、池の里市民交流センター、野外活動センター、市民体育館、アルカスホール

6 電子契約システム（令和 5 年 11 月導入）

(1) 概要

紙文書に記名・押印する契約書に代えて、電子文書（PDF）に電子署名をすることで契約の締結ができるシステムを導入し、契約事務の効率化及びペーパーレス化とともに、受注者の負担軽減を図っている。

(2) 利用状況（令和 5 年度実績）

67 件

7 オンライン会議・相談（令和 2 年 11 月導入）

(1) 概要

国、府、事業者等のオンライン会議環境、市民からの婚姻、死亡、転入・転出等の各種手続の相続や妊娠期からの子育て、在宅介護等の相談についても、来庁することなく対面同様の相談環境を整備している。

(2) 利用状況（令和 5 年度実績）

ア オンライン会議 1,075 回

イ オンライン相談 504 件

8 AI・RPA等活用（令和 3 年度導入）

(1) 概要

RPAとは、定型操作の自動化をすることで業務負担軽減および、時間の創出を行えるデジタルツールであり、AI-OCRで通常のOCR装置は読み込めない手書き情報を電子データ化し、RPAを用いることで業務の自動化を図っている。

(2) 導入事務（令和 5 年度実績）

ア RPA・AI-OCRの運用・導入 15 事務

イ 簡易システム作成ツールの運用・導入 4 業務

9 オープンデータ（平成 30 年 11 月導入）

(1) 概要

行政及び事業者が保有するデータを、営利・非営利問わずインターネット等を通じて容易に利用・加工できるよう公開されたデータのことで、それらを活用することで地域の課題の解決等が期待されている。市ホームページに情報を公開し、内容の充実を図っている。

(2) 掲載データ（令和 6 年 3 月時点）

オープンデータ一覧 他 72 件

10 メールねやがわ（平成 18 年 1 月導入）

(1) 概要

スマートフォン等を利用し、登録された方に「校区情報」「お知らせ情報」等に関するメール一斉配信サービス「メールねやがわ」を開始した。

運用開始以降、必要に応じて配信カテゴリを追加し、情報内容の充実等を図っている。

(2) 登録件数（令和 6 年 3 月時点）

32,697 件（全体）

財 政

1 当初予算推移

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	令和6年度			令和5年度		
	当初予算額	構成比 (%)	対前年 度比 (%)	当初予算額	構成比 (%)	対前年 度比 (%)
一 般 会 計	99,090,000	64.9	102.8	96,400,000	64.5	97.2
国民健康保険特別会計	24,250,000	15.9	98.0	24,734,000	16.6	94.3
介護保険特別会計	24,485,000	16.1	102.2	23,957,000	16.0	100.6
後期高齢者医療特別会計	4,623,000	3.0	110.5	4,183,000	2.8	105.0
公共用地先行取得事業特別会計	101,000	0.1	100.0	101,000	0.1	100.0
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	52,000	0.0	108.3	48,000	0.0	120.0
計	152,601,000	100.0	102.1	149,423,000	100.0	97.4
水 道 事 業 会 計	5,919,000		102.7	5,765,000		97.7
下 水 道 事 業 会 計	13,260,000		99.7	13,305,000		111.7
合 計	171,780,000		102.0	168,493,000		98.4

2 一般会計予算対前年度比較

<歳入>

(単位：千円)

款 別 \ 年 度		令和6年度 当初予算額	構成比 (%)	対前年度比 (%)	令和5年度 当初予算額
自 主 財 源	市 税	28,504,537	28.8	95.9	29,710,408
	分担金及び負担金	347,678	0.4	83.8	414,723
	使用料及び手数料	828,795	0.8	114.3	725,280
	財 産 収 入	151,041	0.2	99.1	152,475
	寄 附 金	9,741	0.0	102.1	9,540
	繰 入 金	1,911,510	1.9	160.0	1,194,650
	諸 収 入	1,588,163	1.6	76.6	2,074,366
	小 計	33,341,465	33.7	97.3	34,281,442
依 存 財 源	地 方 譲 与 税	368,799	0.4	109.1	338,185
	利子割交付金	26,383	0.0	91.0	28,993
	配当割交付金	209,511	0.2	93.5	224,077
	株式等譲渡所得割交付金	266,908	0.3	121.9	218,957
	法人事業税交付金	490,092	0.5	98.6	497,019
	地方消費税交付金	4,789,578	4.8	99.3	4,822,371
	自動車取得税交付金	10	0.0	100.0	10
	環境性能割交付金	72,680	0.1	114.6	63,421
	地方特例交付金	1,635,018	1.6	778.6	210,002
	地方交付税	15,400,000	15.5	111.6	13,800,000
	交通安全対策特別交付金	29,604	0.0	80.9	36,600
	国庫支出金	25,849,669	26.1	107.9	23,951,588
	府 支 出 金	8,492,883	8.6	102.4	8,291,435
	市 債	8,117,400	8.2	84.2	9,635,900
	小 計	65,748,535	66.3	105.8	62,118,558
合 計		99,090,000	100.0	102.8	96,400,000

<歳出>

(単位：千円)

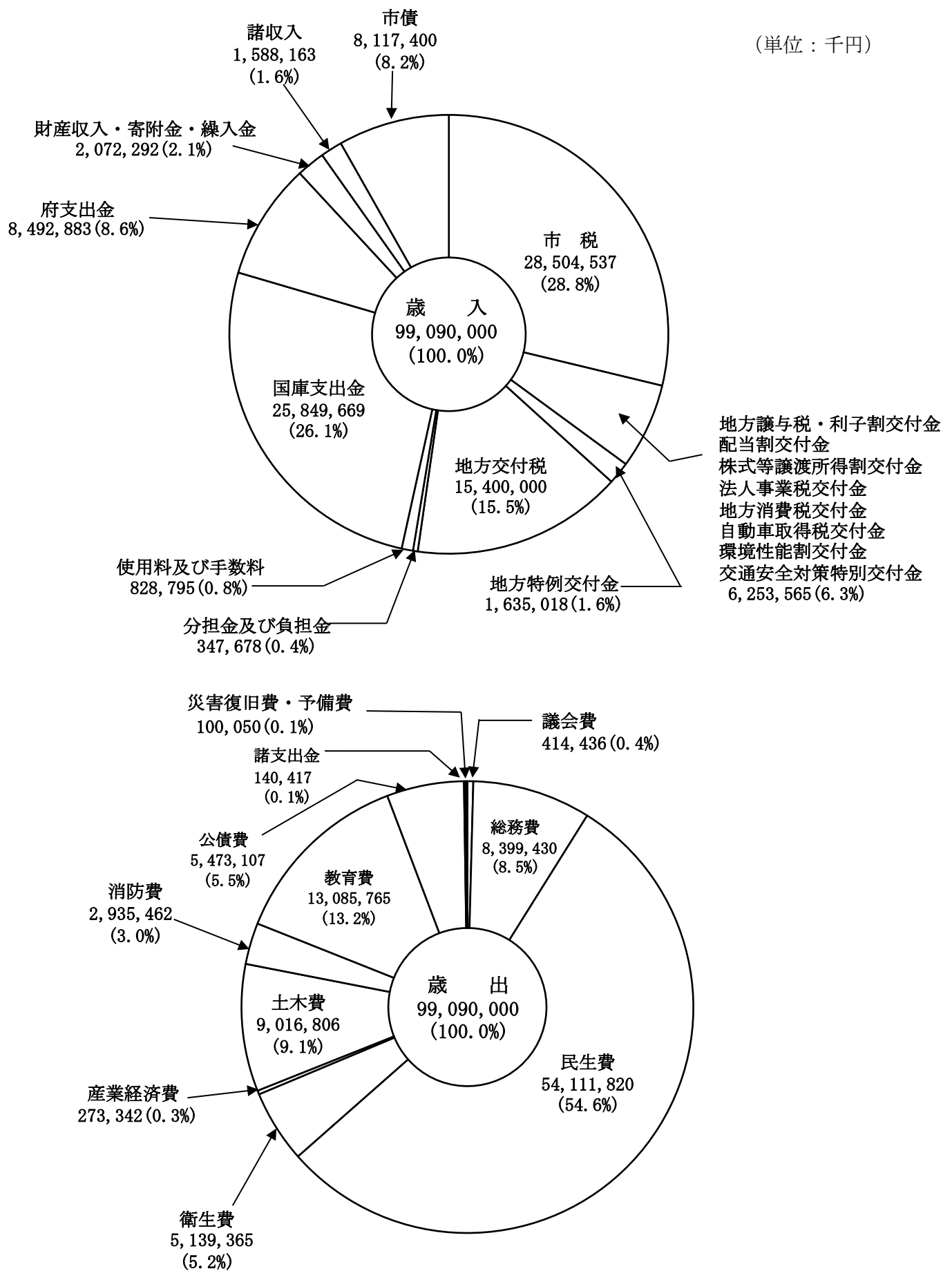
年 度 款 別			令和6年度 当初予算額	構成比 (%)	対前年度比 (%)	令和5年度 当初予算額
議	会	費	414,436	0.4	97.8	423,549
総	務	費	8,399,430	8.5	124.0	6,771,234
民	生	費	54,111,820	54.6	102.6	52,717,167
衛	生	費	5,139,365	5.2	100.1	5,131,820
産	業	経 済 費	273,342	0.3	102.1	267,777
土	木	費	9,016,806	9.1	96.7	9,325,539
消	防	費	2,935,462	3.0	105.3	2,786,596
教	育	費	13,085,765	13.2	100.0	13,089,217
災	害	復 旧 費	50	0.0	100.0	50
公	債	費	5,473,107	5.5	98.4	5,563,033
諸	支	出 金	140,417	0.1	62.7	224,018
予	備	費	100,000	0.1	100.0	100,000
合 計			99,090,000	100.0	102.8	96,400,000

3 一般会計歳出予算性質別比較

(単位：千円)

年 度 区 分			令和6年度当初予算額		令和5年度当初予算額	
			総 額	構成比 (%)	総 額	構成比 (%)
人	件	費	12,708,849	12.8	12,173,414	12.6
物	件	費	11,343,245	11.5	9,558,265	9.9
扶	助	費	38,356,411	38.7	36,557,123	37.9
投	資	的 経 済 費	11,617,404	11.7	12,950,048	13.4
貸	付	金	9,838	0.0	10,385	0.0
公	債	費	5,473,107	5.5	5,563,033	5.8
補	助	費 等	7,726,288	7.8	7,782,832	8.1
繰	出	金	10,680,970	10.8	10,423,378	10.8
積	立	金	165,266	0.2	231,591	0.2
維	持	補 修 費	387,171	0.4	416,395	0.5
投	資	及 び 出 資 金	521,451	0.5	633,536	0.7
予	備	費	100,000	0.1	100,000	0.1
合 計			99,090,000	100.0	96,400,000	100.0

4 令和6年度一般会計当初予算款別構成図



5 一般会計決算の推移

<歳入>

(単位：千円)

年 度		令和5年度	構成比 (%)	対前年 度比 (%)	令和4年度	令和3年度
款 別						
自主財源	市 税	29,439,779	27.5	100.0	29,450,105	28,659,334
	分担金及び負担金	411,747	0.4	85.5	481,377	433,593
	使用料及び手数料	707,273	0.7	86.7	816,090	730,810
	財産収入	137,652	0.1	114.7	120,057	122,378
	寄附金	146,121	0.1	150.5	97,077	43,064
	繰入金	2,767,630	2.6	97.6	2,836,477	2,117,190
	繰越金	1,267,840	1.2	99.3	1,276,426	1,787,419
	諸収入	2,546,259	2.4	75.2	3,386,118	3,951,917
	小 計	37,424,301	35.0	97.3	38,463,727	37,845,705
依存財源	地方譲与税	349,174	0.3	101.5	344,182	357,657
	利子割交付金	26,655	0.0	93.5	28,508	32,613
	配当割交付金	266,445	0.3	112.1	237,730	257,516
	株式等譲渡所得割交付金	286,604	0.3	168.7	169,879	289,189
	法人事業税交付金	468,584	0.4	114.0	411,009	278,848
	地方消費税交付金	5,071,007	4.8	98.4	5,154,901	5,030,825
	自動車取得税交付金	4,166	0.0	167.0	2,495	0
	環境性能割交付金	91,556	0.1	122.7	74,645	69,991
	地方特例交付金	205,445	0.2	93.0	220,814	381,609
	地方交付税	16,635,687	15.5	107.5	15,470,982	15,791,789
	交通安全対策特別交付金	28,342	0.0	93.3	30,365	33,414
	国庫支出金	29,746,036	27.8	88.3	33,678,755	33,661,716
	府支出金	8,136,421	7.6	107.5	7,568,535	6,943,764
	市 債	8,253,800	7.7	170.5	4,841,700	3,491,600
	小 計	69,569,922	65.0	102.0	68,234,500	66,620,531
合 計		106,994,223	100.0	100.3	106,698,227	104,466,236

<歳出>

(単位：千円)

年 度		令和5年度	構成比 (%)	対前年 度比 (%)	令和4年度	令和3年度
款 別						
議 会 費		407,372	0.4	100.7	404,577	416,594
総 務 費		6,862,393	6.5	96.7	7,096,409	7,339,197
民 生 費		56,708,149	53.6	108.9	52,085,435	53,629,566
衛 生 費		6,293,423	5.9	70.2	8,970,025	9,251,737
産 業 経 済 費		372,649	0.4	58.3	638,741	799,364
土 木 費		8,417,027	8.0	97.1	8,668,460	9,631,595
消 防 費		2,744,614	2.6	97.6	2,811,396	2,767,694
教 育 費		13,156,566	12.4	108.6	12,109,439	7,068,394
公 債 費		5,518,947	5.2	95.6	5,772,123	6,180,937
諸 支 出 金		5,258,935	5.0	76.5	6,873,782	6,104,732
合 計		105,740,075	100.0	100.3	105,430,387	103,189,810

6 市債の目的別償還状況及び現在高（一般会計）

（単位：千円）

区分 目的別	令和4年度末 現在高	令和5年度 借入額	令和5年度元利償還額			令和5年度末 現在高
			元金	利子	計	
総務債	35,024,512	1,447,200	3,027,415	74,655	3,102,070	33,444,297
民生債	910,294	183,500	109,523	4,264	113,787	984,271
衛生債	6,764,171	11,100	642,337	14,810	657,147	6,132,934
産業経済債	63,653	0	5,056	460	5,516	58,597
土木債	9,218,791	1,246,100	771,821	46,562	818,383	9,693,070
消防債	25,740	0	6,018	343	6,361	19,722
教育債	6,829,619	5,365,900	768,530	44,526	813,056	11,426,989
合 計	58,836,780	8,253,800	5,330,700	185,620	5,516,320	61,759,880

7 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

（単位：％）

区 分	年 度	令和5年度	早期健全化基準 〔資金不足比率は 経営健全化基準〕	財政再生基準
実質赤字比率（普通会計）		—	11.25	20.00
連結実質赤字比率		—	16.25	30.00
実質公債費比率		△1.4	25.0	35.0
将来負担比率		—	350.0	
資金不足比率（水道事業会計）		—	20.0	
資金不足比率（下水道事業会計）		—	20.0	

8 普通会計財政指数等の推移

区 分	年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
基準財政需要額（千円）		42,328,415	40,587,162	39,825,131	38,309,235
基準財政収入額（千円）		26,267,530	25,730,695	24,596,081	25,192,191
標準財政規模（千円）		50,381,673	49,204,060	50,398,867	48,152,905
財政力指数（3か年平均）		0.624	0.637	0.642	0.661
実質収支比率（％）		2.4	2.3	2.3	3.6
経常収支比率（％）		88.8	88.4	86.8	87.4
積立金現在高（千円）		34,736,232	32,159,106	28,053,889	24,043,679
地方債現在高（千円）		61,759,880	58,836,780	59,573,994	62,031,415

9 地方交付税の状況

（単位：千円）

区 分	年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
普 通 交 付 税		16,060,885	14,887,222	15,229,050	13,100,826
基準財政需要額（ア）		42,328,415	40,586,138	39,825,131	38,316,861
基準財政収入額（イ）		26,267,530	25,698,916	24,596,081	25,196,459
交付基準額（ア）－（イ）		16,060,885	14,887,222	15,229,050	13,120,402
特 別 交 付 税		574,802	583,760	562,739	491,828
合 計		16,635,687	15,470,982	15,791,789	13,592,654

※ （ア）、（イ）は錯誤措置額を含む。

市 庁 舎

1 概要

所 在 地 寝屋川市本町1番1号及び豊野町15番10号

総敷地面積 14,214.69 m²

総延床面積 12,929.78 m²

(令和6年4月1日現在)

	延床面積 m ²	竣工日	構 造	規 模
本 館	6,038.81	昭和39年5月31日	鉄筋コンクリート造	地上3階、地下1階、 塔屋
東 館	1,426.93	昭和43年12月5日	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	地上3階、地下1階
E V 棟	438.79	平成2年12月28日	鉄骨造	地上3階、塔屋
議 会 棟	2,840.68	平成5年7月31日	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	地上5階、地下1階、 塔屋
別 館	596.24	昭和48年7月1日	鉄骨造	地上2階
公用車 立体駐車場	1,302.30	平成15年3月31日	鉄骨造	一層二段駐車場 (自走式)
車庫倉庫等	286.03	—	—	—
合 計	12,929.78			

2 市庁舎管理経費（令和5年度）

(1) 光熱水費及び電話使用料

区分	金額（円）
電 気	31,212,217
ガ ス	985,004
電 話	11,158,001
計	43,355,222

(2) 庁舎管理委託料

委 託 名	金 額（円）
電気設備保守点検委託	658,900
自動ドア保守点検委託	352,000
エレベーター保守点検委託	765,600
清掃等委託	19,727,400
産業廃棄物雑排水収集運搬処分委託	174,768
警備委託	18,810,000
設備保安全管理及び消防設備点検委託	5,214,000
来庁者専用駐車場等管理業務委託	3,562,224
計	49,264,892

公 有 財 産

1 土地及び建物

区 分		年 度		令 和 5 年 度		令 和 4 年 度	
				土 地 (㎡)	建 物 (㎡)	土 地 (㎡)	建 物 (㎡)
行 政 財 産	本 庁 舎			14,214.69	12,929.78	14,214.69	12,929.78
	行政機関 その他	シティ・ステーション		436.38	462.23	436.38	462.23
		保健福祉センター		5,782.04	8,816.06	5,782.04	8,816.06
		そ の 他		60,540.60	24,475.01	60,555.35	23,984.80
	公共用財産	学 校		657,173.23	246,913.60	657,173.23	247,291.60
		保 育 所		19,799.87	5,993.56	19,799.87	5,993.56
		住 宅		54,144.50	24,240.98	54,144.50	24,240.98
		公 園		318,705.15	1,299.29	319,917.64	1,299.29
		墓 地		102,927.36	1,942.90	102,927.36	1,942.90
		そ の 他		105,810.54	76,906.91	110,521.11	78,433.95
	普 通 財 産			56,718.90	16,000.03	56,166.27	27,322.72
	合 計			1,396,253.26	419,977.35	1,401,638.44	432,717.87

2 保有車両一覧

(単位：台)

車 種	車種の内訳	令和5年度末	令和4年度末
乗 用 車	小型・普通乗用車	12	12
	軽乗用車	26	25
バ ス	マイクロバス	4	4
ライトバン	小型・普通ライトバン	3	3
	軽ライトバン	81	81
貨 物 車	小型トラック	4	4
	軽トラック	7	7
ダ ンプ	小型・普通ダンプ	7	7
	軽ダンプ	9	9
塵 芥 車	2tパッカー	33	32
特 殊 車	ショベル等	9	9
消防関係車	消防関係車	35	35
単 車	原動機付自転車	4	29
計		234	257

3 公共施設等総合管理計画

(1) 目的

公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を総合的かつ計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、その最適な配置を実現する。

(2) 計画期間

平成 29 年度から令和 8 年度まで

(3) 対象（計画策定時点）

ア 公共建築物：161 施設、417, 443. 94 m²

イ インフラ：道路、橋梁、公園、上水道、下水道、河川水路

ウ 土地

（ア）行政財産：1, 395, 083. 87 m²

（イ）普通財産： 67, 239. 07 m²

(4) 基本的な方針

ア 保全 ～まもる～

（ア）点検、診断等

（イ）長寿命化を前提とした維持管理、修繕、更新等

（ウ）安全確保

（エ）耐震化

イ 総量抑制 ～おさえる～

（ア）集約化・複合化・廃止

（イ）行政サービスの在り方見直し

ウ 民間活力の活用 ～いかす～

（ア）集約化・複合化を前提とした施設整備

（イ）長寿命化対策に有効な技術の活用

（ウ）設備の更新

市 税

1 市税収入状況

(単位：千円)

年 度 区 分 税 目	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
	決 算 額	構成比 (%)	決 算 額	構成比 (%)	決 算 額	構成比 (%)
市 民 税	13,100,474	44.5	13,182,268	44.8	12,629,183	44.1
個 人	11,526,176	39.2	11,653,571	39.6	11,244,835	39.3
法 人	1,574,298	5.3	1,528,697	5.2	1,384,348	4.8
固 定 資 産 税	11,575,156	39.3	11,509,753	39.1	11,236,196	39.2
土地・家屋	10,147,369	34.5	10,056,003	34.1	9,856,012	34.4
償却資産	1,131,943	3.8	1,161,469	4.0	1,087,838	3.8
交 付 金	295,844	1.0	292,281	1.0	292,346	1.0
軽自動車税	360,895	1.3	363,015	1.2	338,197	1.2
環境性能割	17,965	0.1	21,692	0.1	14,713	0.1
種 別 割	342,930	1.2	341,323	1.1	323,484	1.1
市たばこ税	1,657,626	5.6	1,664,363	5.7	1,578,600	5.5
入 湯 税	12,272	0.0	11,701	0.0	7,528	0.0
都市計画税	2,530,599	8.6	2,501,614	8.5	2,455,551	8.6
小 計	29,237,022	99.3	29,232,714	99.3	28,245,255	98.6
滞納繰越分	202,757	0.7	217,391	0.7	414,079	1.4
合 計	29,439,779	100.0	29,450,105	100.0	28,659,334	100.0

2 市税収納状況

(単位：千円)

年 度	令和5年度			令和4年度		
区 分 税 目	調 定 額	収 入 済 額	徴収率 (%)	調 定 額	収 入 済 額	徴収率 (%)
市 民 税	13,564,467	13,215,145	97.4	13,605,730	13,300,217	97.8
個 人	11,972,360	11,638,814	97.2	12,066,486	11,769,874	97.5
法 人	1,592,107	1,576,331	99.0	1,539,244	1,530,343	99.4
固 定 資 産 税	12,035,394	11,641,995	96.7	11,975,086	11,586,599	96.8
軽 自 動 車 税	387,991	366,345	94.4	386,952	366,906	94.8
市 た ば こ 税	1,657,626	1,657,626	100.0	1,664,363	1,664,363	100.0
入 湯 税	12,272	12,272	100.0	11,701	11,701	100.0
都 市 計 画 税	2,658,233	2,546,396	95.8	2,630,650	2,520,319	95.8
合 計	30,315,983	29,439,779	97.1	30,274,482	29,450,105	97.3

※滞納繰越分を含む。

3 市民1人当たり市税負担額等年度別比較

(単位：円)

年 度	令和6年度 (予算額)		令和5年度 (決算額)		令和4年度 (決算額)	
区 分 税 目	1人当たり 負 担 額	1世帯当 り負担額	1人当たり 負 担 額	1世帯当 り負担額	1人当たり 負 担 額	1世帯当 り負担額
人 口	225,140		225,140		226,693	
世 帯 数	112,835		112,835		112,275	
市 民 税	54,441	108,627	58,697	117,119	58,671	118,461
個 人	47,541	94,859	51,696	103,149	51,920	104,831
法 人	6,900	13,768	7,001	13,970	6,751	13,630
固 定 資 産 税	51,702	103,162	51,710	103,177	51,111	103,198
軽 自 動 車 税	1,667	3,325	1,627	3,247	1,618	3,268
市 た ば こ 税	7,368	14,701	7,363	14,691	7,342	14,824
入 湯 税	51	101	55	109	52	104
都 市 計 画 税	11,379	22,705	11,310	22,567	11,118	22,448
合 計	126,608	252,621	130,762	260,910	129,912	262,303

※人口及び世帯数は、毎年度末日現在。なお、令和6年度については、令和6年3月31日現在。

4 納税義務者の推移

(単位：人)

年 度 区 分		令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
市 民 税	個 人	121,863	121,395	121,052	121,984	121,453
	法 人	5,031	4,940	4,816	4,702	4,590
固 定 資 産 税	土 地	66,303	66,280	66,045	65,841	65,878
	家 屋	72,728	72,051	72,051	72,026	72,076
	償却資産	1,548	1,336	1,336	1,417	1,364
軽自動車税（種別割）		63,249	59,903	58,613	58,613	56,870
都 市 計 画 税		79,024	78,681	78,681	78,681	78,564

※法人市民税は、納税者数による。

※軽自動車税（種別割）は、課税台数による。

5 個人市民税の納税義務者及び調定額の構成

(令和5年度)

	市 民 税 額 (千 円)				納 税 義 務 者 数 (人)				
	所得割	均等割	計		所得割 のみ	均等割 のみ	所得割 均等割	計	
			金額	割合 (%)				人数	割合 (%)
特別徴収	8,934,319	291,352	9,225,671	78.9	2,940	4,910	82,401	90,251	74.1
普通徴収	2,388,093	82,067	2,470,160	21.1	4,906	2,937	23,769	31,612	25.9

※滞納繰越分を除く。

非 核 平 和

1 非核平和の推進

平和意識の高揚を図るイベント、戦争資料の展示等を通じて、平和を希求する意識の高揚を図っている。

- (1) 平和祈念戦争資料展示
- (2) 核兵器廃絶、恒久平和の実現に向けた都市間連携
- (3) 市広報誌等による啓発

人 権 文 化

1 人権啓発の推進

人権意識の高揚を図るイベント、啓発冊子等を通じて、人権意識の高揚を図り、人権尊重のまちづくりを推進している。

- (1) 人として当たり前生きる権利を考えるつどいの開催
- (2) 人権週間における啓発の実施（人権啓発作品展など）
- (3) 啓発DVDの貸出
- (4) 「人権の花」運動の実施
- (5) 市広報誌等による啓発

2 人権擁護の推進

互いの人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、人権の擁護・確立に向けた取組を推進している。

- (1) 人権擁護委員による人権相談の実施
- (2) 人権教室の開催

男 女 共 同 参 画

1 概要

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについて、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行し、同法律に基づき、国において基本計画が策定されています。

また平成27年8月に「女性活躍推進法」が施行され、女性が活躍できる職場を目指した法律として位置付けられ、働く女性の能力を高めつつ、継続して就労できる社会をつくり、その活躍を推進する目的として施策が展開されています。

本市では、令和3年3月に「第5期ねやがわ男女共同参画プラン」を策定し、本プランに基づき、男女共同参画施策を推進するとともに、男女共同参画審議会で本プランをはじめ、男女共同参画の実現について審議を行っています。

2 第5期ねやがわ男女共同参画プラン

(1) 計画期間

令和3年度～令和12年度

(2) プランの目指す姿

「男女共同参画社会基本法」における基本理念と「第六次寝屋川市総合計画」で掲げる将来像を踏まえ、誰もが人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮できる活力にあふれた豊かな男女共同参画社会をつくるとともに、多様な生き方の選択により、寝屋川市の新たな価値とイノベーションの創出を目指す。

(3) 基本目標

- 目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進
- 目標Ⅱ 暮らしの安全と安心の確保
- 目標Ⅲ 男女共同参画を基盤とした文化の浸透

3 事業等

(1) 男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の実現に向けて、プランの策定及びプランに基づく施策の企画・推進等を行い、総合的かつ効果的な施策の実施を図る。

(2) 男女共同参画審議会

男女共同参画社会の形成の促進に関する総合施策その他の重要事項の調査、審議を行う。

(3) 男女共同参画推進センター（ふらっと ねやがわ）の運営・管理

男女共同参画社会を実現するための諸事業の推進拠点施設として位置付け、市民との協働でプランの目標を達成するよう、事業の充実を目指す。

ア 事業内容

- (イ) 講座
- (ロ) 相談
- (ハ) 情報・資料の収集・提供

- (エ) 活動支援 (カ) 交流支援 (キ) 一時保育
- イ 令和５年度実績
- (ア) ふらっと市民セミナーの開催 31回実施
- (イ) 啓発事業
- 男女共同参画週間（６月）
女性に対する暴力をなくす運動（11月）
- (ウ) 相談事業
- 女性の相談員による心の悩み相談（カウンセリング）
〔面接相談〕 受付件数 270件
〔電話相談〕 受付件数 138件
- 女性の弁護士による法律相談
〔面接相談〕 受付件数 34件
- 男性の相談員による心の悩み相談（カウンセリング）
〔電話相談〕 受付件数 23件
- ウ 開所時間
- 月～土曜日 午前９時～午後９時
日曜日・祝日 午前９時～午後５時30分
- エ 休所日
- 毎月第２日曜日、12月29日～翌年１月３日

都 市 提 携

1 国内友好都市提携

和歌山県 すさみ町

提携の経過

両市町は、大阪府と和歌山県との間の「ふるさと村」構想の下、過密都市として問題を抱える本市と、豊かな自然に恵まれながらも過疎地域としての問題を抱えるすさみ町とが手を結んで、相互の住民福祉の増進を目的に市制施行 25 周年を迎えたのを機に、昭和 51 年 5 月 3 日に友好都市提携を締結した。

主な交流内容

平成 16 年度からすさみ町内の多くの宿泊施設を対象に寝屋川市民宿泊補助制度を設け、また、平成 23 年 9 月には、西日本最大級のグラウンド・ゴルフ場などをオープンし、多数の市民がすさみ町を訪れ、交流が活発になっている。本市との友好交流事業としては、文化・芸術面での交流を始め、夏休み親子体験プログラム、ソフトボール交流、スポーツ少年団交流などが開催され、青少年から高齢者まで幅広い交流を実施している。

なお、平成 27 年 8 月に紀勢自動車道がすさみ南 I C まで開通され、本市からすさみ町へは車で高速道路を利用して約 2 時間 30 分、列車では J R 天王寺駅から特急で約 2 時間 20 分で結ばれている。

2 海外姉妹・友好都市提携

(1) 海外姉妹都市

ア アメリカ合衆国 バージニア州 ニューポートニューズ市

提携の経過

本市とニューポートニューズ市は昭和 56 年の市制施行 30 周年記念事業の一環として、外国都市との交流を通じて国際親善を深め、よりよい行政推進を図るため昭和 57 年 7 月 1 日に姉妹都市提携を締結した。

主な交流内容

特定非営利活動法人寝屋川市国際交流協会が中心となって市民訪問団の相互派遣・受入、周年記念式典での交流等を行っている。

イ カナダ オンタリオ州 オークビル市

提携の経過

ニューポートニューズ市と同様、昭和 56 年の市制施行 30 周年記念事業の一環として、姉妹都市提携についての協議を進め、昭和 59 年 4 月 6 日に姉妹都市提携を締結した。

主な交流内容

市内の府立 3 高校とオークビル市の姉妹校との間で、交流を深めている。

(2) 海外友好都市

中国 上海市 こうほ黄浦区

提携の経過

寝屋川市と旧盧湾區(現黄浦区)とは、昭和 63 年から、大阪府が提携する上海市の紹介により交流が始まり、平成 6 年 5 月 12 日に友好都市提携を締結した。平成 23 年には合併により黄浦区となったが、平成 29 年 5 月 23 日、改めて寝屋川市と黄浦区が友好都市関係であることを確認する覚書に調印した。

主な交流内容

黄浦区へ公式訪問団、市民訪問団の派遣を行うなど、様々な分野で交流を深めている。

地 域 協 働 の 推 進

1 概 要

近年、人口減少、少子高齢化の進行や市民ニーズの複雑化・多様化などにより地域を取り巻く環境が変化している中、地域でのつながりを深め、ともに支えあい、地域の力を結集し地域の課題を地域で解決していく「地域協働」の取組が必要となっている。

本市においても、平成 20 年 4 月、「寝屋川市みんなのまち基本条例」の基本理念として、市民、議会及び行政がそれぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むこととし、平成 23 年 4 月、「寝屋川市第五次総合計画」の基本構想に「市民が主役のまちづくり」を掲げ、後期基本計画（平成 28 年度から令和 2 年度）の施策として「コミュニティの活性化と協働を推進する」ことを定めている。

また、平成 23 年 10 月に地域協働検討会議を設置、平成 24 年 7 月に「地域協働の推進に関する提言書」を受理し、パブリック・コメントの結果等を踏まえ、平成 25 年 3 月、「地域協働推進プラン」を策定し、市内の 24 小学校区で地域協働協議会の設立に向け取り組んだ。その結果、平成 27 年 4 月、市内全小学校区で地域協働協議会が設立され、地域住民が参加できる行事や防災、福祉、緑化など、地域の特色をいかした活動が行われている。

2 地域協働の取組

地域協働協議会の活動を活性化するため、地域協働基礎交付金による活動支援を実施するとともに、地域協働協議会関係者会議を開催し、各校区の取組や成果等について情報の共有を図るなど、地域協働の取組を推進している。

また、平成 29 年 4 月から、校区自主防災協議会を地域協働協議会へ統合したことにより、地域の連携が一層強化され、より充実した防災の取組を推進している。

役員等の負担軽減や担い手不足の解消を目的として、社会を明るくする運動地区推進委員会と組織統合が進んでおり、令和 5 年度から 6 校区、令和 6 年度からは 10 校区で組織統合された。

また、小中一貫校である「望が丘小学校・中学校」の開校に合わせ、明和校区及び梅が丘校区地域協働協議会が組織統合され、新たに望が丘校区地域協働協議会が設立されている。

地域協働協議会（23 小学校区）

小学校区	名 称	設 立 年 月
東	東校区地域協働協議会	平成 26 年 6 月
西	西校区地域協働協議会	平成 26 年 12 月
南	南校区地域協働協議会	平成 26 年 11 月
北	北校区地域協働協議会	平成 26 年 10 月
第五	第五校区地域協働協議会	平成 26 年 9 月
成美	成美小校区地域協働協議会	平成 26 年 3 月
明和 (望が丘に組織統合)	明和校区地域協働協議会	平成 27 年 3 月
池田	池田校区地域協働協議会	平成 26 年 11 月
中央	中央校区地域協働協議会	平成 26 年 7 月
啓明	啓明校区地域協働協議会	平成 27 年 3 月
三井	三井校区地域協働協議会	平成 27 年 4 月
木屋	木屋校区地域協働協議会	平成 26 年 11 月
木田	木田校区地域協働協議会	平成 27 年 3 月
神田	神田校区地域協働協議会	平成 26 年 10 月
堀溝	堀溝校区地域協働協議会	平成 26 年 2 月
田井	田井校区地域協働協議会	平成 26 年 4 月
桜	桜校区地域協働協議会	平成 27 年 3 月
点野	点野校区地域協働協議会	平成 27 年 2 月
和光	和光校区地域協働協議会	平成 25 年 4 月
国松緑丘	国松緑丘校区地域協働協議会	平成 26 年 11 月
楠根	楠根校区地域協働協議会	平成 26 年 9 月
梅が丘 (望が丘に組織統合)	梅が丘校区地域協働協議会	平成 27 年 2 月
宇谷	宇谷校区地域協働協議会	平成 27 年 2 月
石津	石津校区協働協議会	平成 26 年 3 月
望が丘 (明和・梅が丘 統合)	望が丘校区地域協働協議会	令和 6 年 4 月

住 民 自 治

1 住民組織

地域住民の自主的な組織である自治会は、お互いの連帯を深める親睦活動及び地域発展のため、自主的な活動並びに市政への協力を行っている。

市では、住民自治意識の高揚を図るとともに住民組織との相互協力関係の確立をめざしている。

なお、昭和 52 年度から自治会長に対し、市政協力委員の委嘱を行っている。

(1) 自治会

自治会数 200 自治会（令和 6 年 4 月 1 日現在）

(2) 連合組織

名 称 寝屋川市市政協力委員自治推進協議会

(3) 自治会のコミュニティ事業に対する補助

1 自治会当たり 年額 50,000 円＋世帯割 80 円×自治会加入世帯（限度額 150,000 円）

2 集会所施設整備及び維持促進補助

(1) 概要

集会所施設整備及び維持促進（新築、増改築等、耐震診断、地代等）、消火器具新設・改造（消火用ホース・消火器の新設・改造及びその格納箱の設置）を行った自治会に対し補助を行う。

(2) 補助金交付状況

（単位：千円）

補助対象事業		補助率	補助限度額	令和 5 年度		令和 4 年度		令和 3 年度	
				件数	補助額	件数	補助額	件数	補助額
新築 集会所の	用地購入有り	1/2	10,000	0	0	0	0	0	0
	用地購入無し	1/3	7,500	0	0	0	0	1	7,500
集会所増改築等		1/3	3,000	59	11,392	71	7,923	50	6,534
集会所耐震診断等		2/3	100	0	0	0	0	1	100
集会所地代等		1/3	100	14	764	14	764	14	764
消火器具新設・改造		1/3	500	151	538	96	272	40	90

3 集会所建設資金融資あっせん事業

(1) 概要

集会所の建設資金（土地購入資金、新築資金等）の融資をあっせんし、元金は自治会が償還し、利息については、市が自治会に対し全額補助を行う。

（単位：千円）

種 別	融資限度額	利息（年）	期間	償還方法
土地購入	15,000	融資機関と協議のうえ毎年度当初に定める率	20年以内	貸付日の属する月の翌月から元利均等月割償還
新築	5,000		10年以内	
増改築	2,000		5年以内	

(2) 利息補給状況

（単位：円）

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
件 数	3自治会	5自治会	5自治会
補 給 額	615,995	715,920	865,079

4 市民公益活動災害補償制度

- (1) 原則として、市民5人以上で組織する団体が、無報酬で市民活動の促進と社会活動の向上のために行う事業又は活動で、その公益活動中の事故により災害を被った場合に保障する保険制度であり、傷害事故と賠償責任事故を対象としている。ただし、日帰りの事業に限る。

ア 傷害事故のとき

- ・死亡保険金 500万円（事故日から180日以内にその事故が原因で死亡したとき）
- ・後遺障害保険金 15～500万円の範囲内（ 〃 障害が生じたとき）
- ・入院保険金 1日につき2,000円（事故日から180日を限度）
- ・通院保険金 1日につき1,300円（事故日から180日の間で90日を限度）

イ 賠償責任事故のとき

てん補限度額 1人につき2,000万円で、1事故1億円（免責額1万円）

(2) 事故受付件数

期 間	件 数
R5. 5. 1 ～ R6. 4. 30	6
R4. 5. 1 ～ R5. 4. 30	6
R3. 5. 1 ～ R4. 4. 30	2

コミュニティ施設等

コミュニティセンター

市内7か所に設置し、地域住民の人たちによって運営が行われ、各種の文化、スポーツ活動等を通じて地域住民の連帯感、共同意識の醸成を図っている。

1 西北コミュニティセンター

(1) 概要	所在地	寝屋川市松屋町 20 番 30 号
	構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2 階建
	延床面積	1,293.65 m ²
	開設	昭和 56 年 10 月 1 日
	運営	指定管理者（西北コミュニティセンター運営協議会）へ委託

(2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室 名 \ 年 度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
集会室	1,178	1,223	916
体育館	17,225	17,380	9,492
図書室	14,404	12,821	12,031
料理室	344	141	125
和室	7,203	5,835	3,105
美術工芸室	1,687	1,935	1,073
講義室	6,388	5,105	3,222
児童室	1,386	1,167	585
幼児室	647	537	496
合 計	50,462	46,144	31,045

2 南コミュニティセンター

(1) 概要	所在地	寝屋川市下木田町 16 番 50 号
	構造	鉄筋コンクリート造 3 階建
	延床面積	1,303.27 m ²
	開設	昭和 58 年 4 月 1 日
	運営	指定管理者（南コミュニティセンター運営協議会）へ委託

(2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室 名 \ 年 度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
集会室	1,388	1,336	881
体育室	7,382	6,984	5,604
図書室	4,788	5,144	5,134
多目的室	2,343	2,376	1,275
和室	3,050	3,009	1,813
実習室	770	544	441
講義室	384	265	85
会議室	0	0	0
ゲートボール場	2,086	2,577	1,903
陶芸・ロビー	336	182	78
合 計	22,527	22,417	17,214

3 東北コミュニティセンター

- (1) 概要
- | | |
|------|-----------------------------|
| 所在地 | 寝屋川市成田町3番3号 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建 |
| 延床面積 | 1,322.20 m ² |
| 開設 | 昭和59年4月1日 |
| 運営 | 指定管理者（東北コミュニティセンター運営委員会）へ委託 |

- (2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名 \ 年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
集会室	2,001	2,005	1,566
体育館	11,074	11,274	18,669
図書室	13,150	14,058	14,453
料理室	1,147	1,041	637
多目的室	6,090	6,523	3,980
多目的小ホール	10,017	9,323	5,065
会議室	1,960	2,631	1,686
合計	45,439	46,855	46,056

4 西コミュニティセンター

- (1) 概要
- | | |
|------|-------------------------|
| 所在地 | 寝屋川市葛原二丁目7番1号 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建 |
| 延床面積 | 1,289.82 m ² |
| 開設 | 昭和60年11月1日 |
| 運営 | 指定管理者（西コミュニティ推進委員会）へ委託 |

- (2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名 \ 年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
集会室	1,516	1,400	920
体育館	14,066	14,730	11,819
料理室	603	422	253
多目的室	3,661	3,990	2,616
和室	1,373	1,281	1,052
美術工芸室	234	307	264
会議室	1,402	1,455	808
五部会室	113	78	44
陶芸窯室	35	63	29
合計	23,003	23,726	17,805

5 西南コミュニティセンター

- (1) 概要
- | | |
|------|---------------------------|
| 所在地 | 寝屋川市上神田一丁目 30 番 1 号 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 2 階建 |
| 延床面積 | 1,281.57 m ² |
| 開設 | 昭和 63 年 4 月 1 日 |
| 運営 | 指定管理者（西南地区コミュニティ推進委員会）へ委託 |

- (2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名 \ 年 度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
集会室	2,173	2,498	1,151
体育室	14,877	12,959	6,796
図書室	4,491	4,755	4,850
料理室	233	163	63
多目的室	3,399	2,929	2,087
和室	1,867	1,881	1,534
美術工芸室	1,246	1,142	664
講義室	397	736	636
合 計	28,683	27,063	17,781

6 東コミュニティセンター

- (1) 概要
- | | |
|------|----------------------------|
| 所在地 | 寝屋川市高宮新町 32 番 2 号 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 2 階建 |
| 延床面積 | 1,261 m ² |
| 開設 | 平成 4 年 4 月 6 日 |
| 運営 | 指定管理者（東コミュニティセンター運営委員会）へ委託 |

- (2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名 \ 年 度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
集会室	0	0	34
体育館	13,528	12,326	8,312
幼児読書室	0	0	3
料理室	81	84	12
多目的室	3,698	3,847	2,127
和室	1,798	1,885	1,250
美術工芸室	596	635	461
会議室	1,327	1,138	537
合 計	21,028	19,915	12,736

7 南コミュニティセンター分館

- (1) 概要
- | | |
|------|----------------------------|
| 所在地 | 寝屋川市堀溝三丁目 16 番 6 号 |
| 構造 | 鉄骨造 2 階建 |
| 延床面積 | 661 m ² |
| 開設 | 平成 23 年 4 月 1 日 |
| 運営 | 指定管理者（南コミュニティセンター運営協議会）へ委託 |

- (2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名 \ 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
多目的室	2,108	2,104	1,248
会議室	1,003	831	66
和室	251	272	230
館庭	1,544	1,508	1,318
合計	4,906	4,715	2,862

8 市民活動センター

市民活動センターは、様々な分野の NPO・市民活動団体や、これから活動しようと考えている人たちのための拠点施設である。NPO・市民活動の支援を通じて、市民と行政との協働によるまちづくりを進めている。

- (1) 概要
- | | |
|------|-----------------------------------|
| 所在地 | 寝屋川市秦町 41 番 1 号（市民会館 4 階） |
| 延床面積 | 555.10 m ² |
| 開設 | 平成 14 年 10 月 1 日 |
| 運営 | 指定管理者（特定非営利活動法人寝屋川市民活動ネット・なかま）へ委託 |

- (2) 事業運営

- ア 情報収集・発信、場所等の提供
- イ 相談・コンサルティング
- ウ 交流・ネットワーク支援
- エ ボランティアコーディネート
- オ 教育・研修機能

- (3) 利用状況

令和 3 年度	16,878 人
令和 4 年度	31,113 人
令和 5 年度	35,001 人

9 市民会館

教養・文化・交流の場として、市民相互の交流を促進するとともに、福祉の増進と文化の向上を図ることを目的とした施設である。

(1) 施設の概要

所在地	寝屋川市秦町41番1号
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階建
延床面積	11,126 m ²
開設	昭和45年5月3日
運営	指定管理者（株式会社ケイミックスパブリックビジネス）へ委託

(2) 主な施設の内容と利用状況

区分	面積 (m ²)	収容人員 (人)	令和5年度実績			令和4年度実績		
			件数	回数	延人員	件数	回数	延人員
大ホール	1,365	1,203	162	352	62,241	172	368	68,375
小ホール	240	200	255	436	36,660	232	400	29,498
第1会議室	180	120	251	404	26,945	245	387	24,244
第2会議室	84	50	262	425	12,545	230	374	10,834
第3会議室	18	10	460	656	4,737	384	569	3,763
第4会議室	18	10	443	579	4,314	386	491	3,828
第5会議室	24	12	355	497	4,135	367	516	4,345
第6会議室	54	38	165	286	6,049	168	293	5,939
第7会議室	54	38	272	439	10,101	338	535	12,217
第9会議室	36	21	362	514	7,226	372	547	6,950
第10会議室	36	21	349	486	7,065	330	486	6,429
第11会議室	36	21	177	246	3,595	196	259	3,820
第12会議室	63	(30畳)	380	446	9,086	369	451	8,402
第13会議室	63	26	292	491	10,398	311	514	10,901
第14会議室	63	26	173	237	4,427	183	258	4,414
特別会議室	54	20	52	90	1,105	54	92	1,016
講義室	84	72	253	400	16,397	236	359	14,127
研修室	105	54	128	213	6,505	134	234	6,107
第1多目的室	187	130	378	484	25,299	364	455	22,286
第2多目的室	126	70	768	808	24,865	723	755	21,487
第3多目的室	126	70	757	831	23,699	736	800	22,681
作法室	60	(17畳)	97	140	1,860	91	122	1,662
第1音楽室	126	30	295	374	7,909	279	385	7,732
第2音楽室	130	30	373	521	10,704	294	430	8,183
合 計			7,459	10,355	327,867	7,194	10,080	309,240

社会を明るくする運動

1 概要

市民が主体となって、コミュニティを通じた明るく住みよいまちづくりを進めるため、昭和 46 年に行政及び各種関係団体の代表者で構成する「寝屋川市社会を明るくする運動推進委員会」が組織された。（令和 6 年 4 月現在 38 団体）

また、昭和 54 年には、市内を中学校区毎（12 校区）に分けた「地区推進委員会」が発足した。

役員等の負担軽減や担い手不足の解消を目的として、地域協働協議会との組織統合が進んでおり、令和 5 年度は 3 つ、令和 6 年度には 5 つの中学校区で組織統合がされている。

2 事業内容

「まちを明るく清潔にする運動」・「人権意識を高める運動」・「青少年の健全育成を進める運動」を重点 3 項目に定め、社明運動への理解と啓発に努めている。

また、地区推進委員会においても、地域清掃活動・違法屋外広告物除去活動の実施、各種講演会・小集会等の開催、非行防止夜間街頭パトロール等、各種啓発事業に取り組んでいる。

3 社会を明るくする運動推進委員会

（構成団体）

寝屋川市保健所公衆衛生協力会	寝屋川市市政協力委員自治推進協議会
大阪府枚方土木事務所	寝屋川地区人権擁護委員会
関西電力送配電株式会社	寝屋川市青少年指導員会
京阪電気鉄道株式会社	寝屋川市スポーツ推進委員会
京阪バス株式会社	NPO 法人寝屋川市スポーツ振興連盟
西日本旅客鉄道株式会社	寝屋川市農業委員会
寝屋川消防署	寝屋川市立校園 P T A 協議会
寝屋川警察署	寝屋川市防犯協会
日本郵便株式会社寝屋川郵便局	寝屋川市民生委員児童委員協議会
寝屋川市工業会	寝屋川市立小学校校長会
寝屋川交通安全協会	寝屋川市立中学校校長会
寝屋川市	寝屋川市立幼稚園園長会
寝屋川市教育委員会	寝屋川市立保育所所長会
寝屋川市議会	寝屋川市老人クラブ連合会
社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会	一般社団法人寝屋川青年会議所
寝屋川市商業団体連合会	寝屋川地区保護司会
寝屋川市消費者協会	寝屋川更生保護女性会

寝屋川市消防団	寝屋川地区ＢＢＳ会
寝屋川事業所人権推進連絡会	寝屋川中央ライオンズクラブ

4 具体的活動

- (1) まちを明るく清潔にする運動
 - ア 違法屋外広告物除去活動
 - イ 空き缶等ポイ捨て防止啓発看板設置活動
- (2) 人権意識を高める運動
 - ア 「くらしと人権」講演会及び映画会
 - イ 各種啓発事業への参加
- (3) 青少年の健全育成を進める運動
 - ア 法務省主唱社明運動
 - イ 「青少年を守る店」プレート掲示活動
 - ウ 夜間街頭パトロール

消 防

1 管内の概況

(1) 位置及び面積

枚方寝屋川消防組合の管轄する枚方市、寝屋川市は大阪府北東部の淀川左岸に位置し、京都府と境界を接している。

面積は89.82 km²（枚方市65.12 km²、寝屋川市24.70 km²）であり、東西約10.7 km、南北約17.7 kmである。このうち市街化区域面積は63.18 km²で、約70%を占めている。

(2) 人口及び世帯数等（令和6年4月1日現在）

市 名	人 口	世 帯 数	人口密度
枚 方 市	393,199 人	186,201 世帯	6,038 人/km ²
寝屋川市	225,140 人	112,835 世帯	9,115 人/km ²
合 計	618,339 人	299,036 世帯	6,884 人/km ²

2 市予算と消防予算との比較

予 算 年 度	一般会計 当初予算			消防予算 (当初)	比 率 (当初)
令和 6 年度	枚 方 寝屋川	155,700,000 千円 99,090,000 千円		7,757,853 千円	3.0%
令和 5 年度	枚 方 寝屋川	154,500,000 千円 96,400,000 千円		7,406,082 千円	2.9%
令和 4 年度	枚 方 寝屋川	149,000,000 千円 99,222,029 千円		7,295,226 千円	2.9%

3 市民1人当たり等の消防予算

年 度 区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
一世帯当たりの消防予算	25,943 円	25,120 円	24,744 円
市民1人当たりの消防予算	12,546 円	11,907 円	11,676 円

※人口・世帯は、各年4月1日現在

4 組織

消防本部を枚方市新町一丁目に置き、3消防署、15消防出張所を設置している。

(1) 消防庁舎の状況

(1 本部 3 署 15 出張所)

区分 署所別	所在地 電 話	敷地面積 (㎡)	構 造 階 数	建築面積 (㎡)	建 築 年 月 日
消 防 本 部	枚方市新町一丁目 7 番 11 号 TEL 072-852-9903 (以下市外局番同じ)	1,343.1	耐火造 地上 5F	735.2 3,038.6 (延)	H28.1.22
枚方寝屋川消防組合 ・交野市消防指令セ ンター					
伊加賀分室	枚方市桜町 3 番 40 号	365.8	耐火造 地上 2F	216.1 351.7 (延)	S56.12.14
枚方消防署	枚方市大垣内町二丁目 10 番 22 号 TEL 072-852-9933(代) (以下市外局番同じ)	2,099.5	耐火造 地上 5F	587.0 2,468.9 (延)	S46.1.18
中宮 出張所	〃 池之宮三丁目 4 番 28 号 TEL 852-9832	359.7	別棟 ガレージ 耐火造 地上 2F	235.6 365.9 (延)	S58.4.15
中振 〃	〃 南中振一丁目 16 番 30 号 TEL 852-9826	727.2	耐火造 地上 2F	224.1 479.97 (延)	H29.3.15
渚 〃	枚方市上野三丁目 8 番 2 号 TEL 852-9829	700.0	耐火造 地上 2F	420.1 1,250.5 (延)	H2.6.26
川越 〃	〃 茄子作北町 7 番 22 号 TEL 852-9820	477.2	耐火造 地上 4F 地下 1F	418.7 791.3 (延)	H6.3.1
枚方東消防署	枚方市津田北町二丁目 23 番 3 号 TEL 852-9999	3,255.6	耐火造 地上 2F	197.3 388.3 (延)	S53.4.1
阪 出張所	〃 牧野本町一丁目 10 番 34 号 TEL 852-9846	410.0	耐火造 地上 2F	636.9 1,991.9 (延)	S61.4.1
楠葉 〃	〃 楠葉並木二丁目 29 番 1 号 TEL 852-9849	501.8	支所の一部 使用	207.1 405.1 (延)	S54.6.1
長尾 〃	〃 長尾元町二丁目 13 番 6 号 TEL 852-9843	531.3	耐火造 地上 2F	290.3 497.9 (延)	S50.5.6
氷室 〃	〃 宗谷一丁目 14 番 1 号 TEL 852-9840	474.0	耐火造 地上 2F	497.9 202.2 (延)	S56.10.24
北山 〃	〃 北山一丁目 67 番 15 号 TEL 852-9824	1,001.6	耐火造 地上 2F	421.9 253.5 (延)	S58.1.28
寝屋川消防署	寝屋川市池田二丁目 11 番 73 号 TEL 852-9966	3,260.9	耐火造 地上 2F	457.2 540.1 (延)	H13.4.1
西 出張所	〃 春日町 20 番 22 号 TEL 852-9860	306.6	耐火造 地上 2F	826.6 835.9 (延)	S46.1.18
南 〃	〃 下木田町 16 番 17 号 TEL 852-9866	421.2	耐火造 地上 2F	2,352.6 170.6 (延)	S56.5.1
明和 〃	〃 打上宮前町 2 番 3 号 TEL 852-9869	519.0	耐火造 地上 2F	346.9 235.1 (延)	S54.7.2
秦 〃	〃 秦町 2 番 5 号 TEL 852-9875	716.3	耐火造 地上 2F	426.6 295.5 (延)	H9.3.22
救急ステーション	〃 三井南町 25 番 2 号 TEL 852-9872	683.5	準耐火造 地上 4F	789.1 239.2 (延)	H25.4.1
三井 〃	〃 東神田町 22 番 6 号 TEL 852-9863	555.0	耐火造 地上 1F	237.5 294.0 (延)	S50.5.23
神田 〃			耐火造 地上 2F	444.0 238.1 (延)	S52.6.1
			地上 2F	425.7 (延)	

※敷地面積及び延面積については、実測面積とする。

(2) 枚方寝屋川消防組合・交野市消防指令センター

寝屋川市・枚方市及び交野市全域からの119番通報の受付から、消防車両や救急車両の出動指令、管制業務を「消防情報システム」により行っている。

システムは、指令センターの機能を更に強化充実させるため、平成27年度高機能消防指令システムに更新を行い、指令課員の要求操作により発信地表示システムから通報者情報を指令台のディスプレイに表示、素早い災害地点の確定、災害種別の決定、GPS管理による直近出動隊が編成される。さらに、的確でより効率的に災害活動を行うために、通常業務から得た防火対象物・危険物施設の情報や災害活動報告、地水利情報の管理など全てのデータをオンラインで結び情報の一元化と共有化を実現している。

5 消防職員

(令和6年4月1日現在) (単位：人)

区 分	(消防 正監) 消防監	消 防 司令長	消 防 司 令	消 防 司令補	消 防 士 長	消 防 副士長	消防士	そ の 他	計
本 部	4	21	22	37	27	－	16	－	127
枚方消防署	1	8	9	12	17	－	14	－	61
中宮 〃	－	－	3	3	3	－	5	－	14
中振 〃	－	－	3	6	6	－	9	－	24
渚 〃	－	－	3	7	12	－	7	－	29
川越 〃	－	－	3	6	7	－	7	－	23
小 計	1	8	21	34	45	－	42	－	151
枚方東消防署	1	9	5	11	14	－	18	－	58
阪 出張所	－	－	3	6	7	－	8	－	24
楠葉 〃	－	－	3	6	8	1	9	－	27
長尾 〃	－	－	3	7	7	－	7	－	24
氷室 〃	－	－	3	3	2	－	6	－	14
北山 〃	－	－	3	6	6	－	9	－	24
小 計	1	9	20	39	44	1	57	－	171
寝屋川消防署	1	10	5	10	24	0	18	－	68
西 出張所	－	－	3	6	7	－	8	－	24
南 〃	－	－	3	6	7	－	8	－	24
明和 〃	－	－	3	8	6	－	7	－	24
秦 〃 救急ステーション	－	－	－	3	5	－	1	－	9
三井 〃	－	－	3	7	7	－	10	－	27
神田 〃	－	－	3	6	6	－	9	－	24
小 計	1	10	20	46	62	0	61	0	200
計	7	48	83	156	178	1	176	0	649

6 現有車両

(令和6年4月1日現在) (単位: 台)

区 分	ポンプ車	タンク車	救助車	救急車	指揮車	はし(し)車	化学車	水槽車	査察車	その他	計
本部				1(1)	1					25(1)	27(2)
伊加賀分室											0
枚方消防署	3(2)		1	2(1)	1					5	12(3)
中宮出張所	1			1(1)							2(1)
中振 //	1			1						1	3
渚 //	2(1)			1		1	1			1	6(1)
川越 //	1			1						1	3
小 計	8(3)		1	6(2)	1	1	1			8	26(5)
枚方東消防署	3(2)		1	2(1)	1			1		5	13(3)
阪出張所	1			1						1	3
楠葉 //	1			1		1				1	4
長尾 //	2(1)			1							3(1)
氷室 //	1			2(1)							3(1)
北山 //	1			1						2	4
小 計	9(3)		1	8(2)	1	1		1		9	30(5)
寝屋川消防署	3(2)		1	2(1)	1	1	1			7	16(3)
西出張所	1			1							2
南 //	1			1						1	3
明和 //	1			1				1		1	4
秦 救急ステーション //	1(1)			1							2(1)
三井 //	1			1		1					3
神田 //	1			2(1)							3(1)
小 計	9(3)		1	9(2)	1	2	1	1		9	33(5)
合 計	26(9)		3	24(7)	4	4	2	2		51(1)	116(17)

※()内は非常用車両及び可搬ポンプ積載車を表し、()横の数値は非常用車両を含めた数値を表す。

※タンク車は、タンク水1,500リットル以上が該当(ミニタンク車はポンプ車欄に掲載)。

7 消防水利状況

(令和6年4月1日現在) (単位: 件)

区分	公設消火栓	私設消火栓	貯水槽	河川・池	プール	その他	計
件数	2,743	191	173	24	46	24	3,201

8 消防団

(1) 消防団員

(令和6年4月1日現在) (単位: 人)

区 分	団 長	副団長	分団長	副分団長	班 長	団 員	計
定 数	1	5	7	7	33	382	435
実 数	1	4	7	7	33	311	363

(2) 消防団員報酬 (年額)

(令和6年4月1日現在)

団 長	副団長	分団長	副分団長	班 長	団 員
153,000 円	95,000 円	72,000 円	45,000 円	41,000 円	36,500 円

(3) 分団別人員・消防機械力

(令和6年4月1日現在)

区 分 分団名	定 数	実 数	機 械		
			ポンプ車	可搬式小型 動力ポンプ	積 載 車
団 本 部	6	5	0	0	0
第1南分団	63	56	0	6	6
第1北分団	61	50	0	6	6
第2分団	92	84	0	7	7
第3分団	62	58	0	5	5
第4分団	62	50	0	4	4
第5分団	62	42	1	3	3
女性分団	27	18	0	0	0
計	435	363	1	31	31

防 災

1 地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定等に基づき、寝屋川市防災会議が定める計画であって、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的としている。

また、市の地域に係る防災に関する総合的防災対策の指針とし、次の5編からなっている。

(1) 総則・災害予防対策編

計画の目的を明らかにし、市及び防災関係機関の責務と災害に対して処理すべき事務を定める。また、災害の防止対策に加え、災害が発生した後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて整理し、地震災害、風水害を始め各種災害に対応するために平常時にとるべき防災活動全般について定めている。

(2) 地震災害応急対策・復旧対策編

地震発生直後からの人命救助等の活動、その後の被災者の生活支援に重点を置き、各防災関係機関に求められる活動内容や、被災者の生活再建のための各種の取組及び復興の基本方針について定めている。

(3) 南海トラフ巨大地震防災対策推進計画編

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条に基づき、南海トラフ巨大地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めている。

(4) 風水害等応急対策・復旧対策編

風水害が発生するおそれがある場合において、被害を最小限に抑えるための警戒活動に重点を置き、災害発生直後の応急対策について、各防災関係機関に求められる活動を定めている。

(5) 資料編

災害予防対策、応急対策に関する基礎的情報で、関係機関が共有すべき資料・法令・様式等について整理している。

2 防災体制の確立

本市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ強力に実施するため、寝屋川市地域防災計画の定めるところにより、市及び各防災関係機関は組織、体制及び職員の動員の方法等について、あらかじめ整備し、防災活動の推進を図るものとする。

また、平成26年度から災害に関する情報収集、部局間の連携の強化を図り、風水害対策の総合的な実施体制を確保することなどを目的に緊急即応体制を設置している。

(1) 災害警戒本部

災害警戒本部は、災害に関する情報収集、連絡調整を緊密にして、災害状況の把握、調査、市民の避難及び応急処理の迅速化を図るなど、災害対策本部を設置する前の活動及び被害の規模などにより、災害対策本部を設置しない場合の応急的対策と職員の動員、配備体制等に対処することを目的に設置する。

(2) 災害対策本部

災害対策本部は、情報の収集伝達体制を確立し、各種災害応急対策及び災害復旧を円滑、迅速に実施することを目的に設置する。

震度5強以上の地震を観測したときは、全職員が自宅等から本部等へ自主的に参集し、災害初期活動を実施する。

(3) 職員の動員基準

災害警戒本部及び災害対策本部の配備の時期及び内容については、災害の態様に応じて、次の基準によるものとする。

◎ 地震災害時の配備の時期及び内容

種 別		配 備 時 期	配 備 内 容
情報収集体制		1 市域で震度4以上を観測する可能性があり、防災課において必要と判断したとき。 2 緊急速報メール（エリアメール）が発信されたとき及び防災行政無線が発報されたとき。	1 防災主管課及び必要な関係課の職員をもって震度情報及び災害情報等の収集を行う。 2 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しう体制とする。
災害警戒本部	警戒配備	1 市域で震度4を観測したとき（自動設置）。 2 東海地震警戒宣言発令の報を受けたとき（自動設置）。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 4 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 市各部局がそれぞれ所掌する事務分担に応じ、突発的災害等に対し必要な災害応急対策を採り、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しう体制とする。
災害対策本部	A号配備	1 災害が拡大するおそれがあり、災害警戒本部体制で対処できないとき。 2 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	
	B号配備	1 市域で震度5弱を観測したとき（自動設置）。 2 災害が拡大するおそれがあり、A号配備で対処できないとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 数地域についての救助・救護活動を行い、またその他の地域に災害が拡大するのを防止するための災害応急対策活動に対処できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかにC号配備に移行しう体制とする。
	C号配備	1 市域で震度5強を観測したとき（自動設置）。 2 全市域に激甚な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり、B号配備で対処できないとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 市各部局が有する組織機能の全てをもって対処する体制とする。 2 夜間、休日等勤務時間外において、市域で震度5強以上を観測したときは、本部等あらかじめ決められた場所へ、自主的に参集し、災害初期活動を実施する体制とする。

※ 震度については、大阪管区気象台（市町村名：「寝屋川市」）の発表による。

◎ 風水害時の配備の時期及び内容

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容
気象情報等 収集体制	1 気象注意報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。 2 指定河川の洪水注意報が発表されたとき。 3 気象警報が発表されたとき。 4 台風情報により24時間以内に市域へ影響を及ぼすと認められ、危機管理部長が必要と認めたとき。	1 水防・土砂災害関係課及び防災主管課の職員をもって気象情報等の収集を行う。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制への移行ができる体制とする。
気象情報等 収集体制	緊急即応体制 1 大雨警報又は洪水警報、暴風警報が発表され、危機管理部長が必要と判断したとき。 2 市域が台風の暴風域に入ることが予想されるとき。	1 災害警戒（対策）本部が設置される前段階において、緊急即応体制職員をもって、市民等通報対応や広報パトロールなど、災害時の初動が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制への移行ができる体制とする。
災害警戒本部	事前配備 1 市域に次の警報が1つ以上発表され、災害の発生が予測されるとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 指定河川の洪水警報 2 市域で10分間に20mm以上又は1時間に50mm以上の雨量の観測を確認したとき。 3 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 災害対策関係部局の職員をもって、災害応急活動及び情報収集連絡活動が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
	警戒配備 1 市域に局地的な災害が発生したとき。 2 市域に局地的な災害が予測されるとき。 3 災害救助法の適用のおそれがある災害が発生したとき。 4 災害情報により、市域及びその周辺における大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき。 5 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 市各部局がそれぞれ所掌する事務分担に応じて、突発的な災害等に対し必要な災害応急対策を採り、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
災害対策本部	A号配備 1 数地域に災害が発生したとき。 2 災害が拡大するおそれがあり、A号配備体制で対処できないとき。 3 災害情報により、市域及びその周辺に社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき。 4 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 数地域についての救助・救護活動を行い、またその他の地域に災害が拡大するのを防止するための災害応急対策活動に対処できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかにC号配備に移行しうる体制とする。
	B号配備 1 全市域に激甚な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり、B号配備体制で対処できないとき。 2 特別警報が発表されたとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 市各部局が有する組織機能のすべてをもって対処する体制とする。

3 寝屋川市防災行政無線局

防災行政無線は、地震、台風等による災害が発生した場合、特に有線通信が途絶するような最悪の事態での被害情報の収集、防災活動の指示伝達や市民への災害情報の伝達を迅速的確に行うための通信情報手段とするとともに、平常時には広報活動や行政事務連絡などに幅広く利用している。

寝屋川市防災行政無線局は、本庁3階無線室に基地局（親局）をおき、移動系、固定系から構成している。

また、多様な情報伝達手段の確保の観点から、防災行政無線の放送内容を確認できる、防災行政無線電話応答サービス（TEL072-824-2037）を実施している。

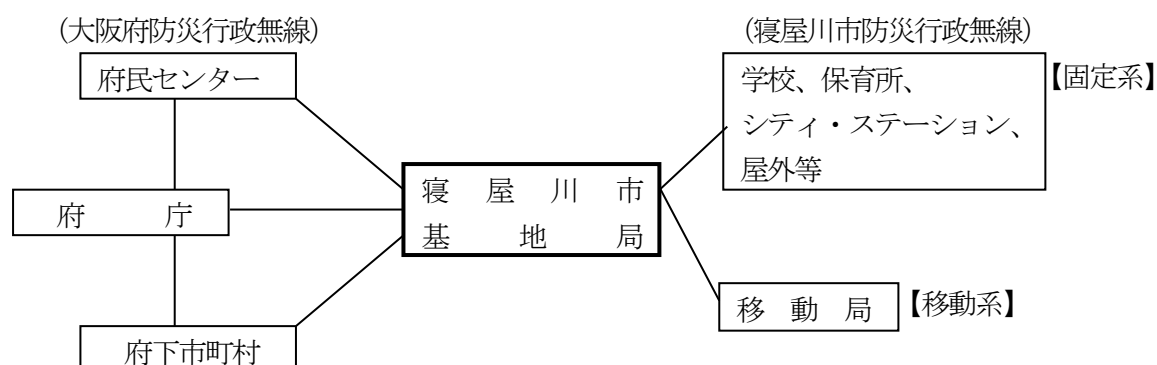
(1) 移動系（271.4875 MHz）

基地局及び携帯型無線機で複信方式の通信ができる。

災害時の情報収集をはじめ、パトロールや行政事務の連絡等に活用するが、災害警戒本部及び災害対策本部設置後は統制局の管理のもとにおかれる。

(2) 固定系（64.325 MHz）

学校や保育所、シティ・ステーションなど公共施設に戸別受信機及び文字表示器を、市役所、小・中学校の屋上、公園等に屋外受信機を設置し、市役所親局から放送方式の通信を行う。通信は一斉、グループ別選択、戸別選択の各種放送が行え、気象警報や光化学スモッグ情報、行政事務の連絡等に利用する。



4 自主防災組織の育成

自主防災組織は、地域住民が自分たちの町は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、火災その他の災害を未然に防止するため、日常から防災知識の普及、防災訓練を行うとともに、災害時には被害を防止し、又は軽減するために応急活動を行っていく組織である。市は地域住民が自主的、積極的にこの組織を結成し、効果的な活動を行うため、組織に対し、消防機関と連携して必要な指導、助言を行っている。

※自主防災組織の設立状況（令和6年4月27日現在）

地域協働協議会（防災部会） 23 組織

5 災害用物資の備蓄

大規模災害に備え、市立小中学校余裕教室等を利用し、計画的に生活必需品等の物資の分散備蓄を進めている。（災害用備蓄物資一覧表（次ページ）を参照）

6 耐震性貯水槽の設置

大規模な地震が発生した場合の飲料水及び消火用水等の確保を図るため、耐震性貯水槽（飲料水兼用 100 m³型）を設置している。

（令和6年4月1日現在）

設 置 場 所	設 置 方 法	設 置 年 月 日
市立西小学校グラウンド	地下埋設（よこ組）	平成8年3月29日
市立南小学校グラウンド	〃	平成9年3月17日
市立第八中学校グラウンド	〃	平成9年9月22日
市立第五中学校グラウンド	〃	平成10年3月18日
市立第五小学校グラウンド	〃	平成11年3月16日
市立石津小学校グラウンド	〃	平成26年3月17日
市立中央小学校グラウンド	〃	平成27年3月27日

災 害 用 備 蓄 物 資 一 覽 表

[illegible]

いじめ防止対策のアプローチ

1 アプローチ導入の経緯

全国的に重大な「いじめ問題」が繰り返され、その度に学校現場ではSOSの見逃しや初動対応の遅れなどが問題提起されている。

寝屋川市では、その再現性の高さの要因として、教育的指導の正しさを追求すればするほど、「いじめ問題」が長期化・複雑化する可能性を指摘し、「教育的アプローチの限界」という仮説に立ち、市独自のいじめ防止対策のアプローチを導入することとした。

2 アプローチ内容

(1) 「教育的アプローチ」(学校・教育委員会)

教育的指導、「いじめの予防・見守り」に専念する。

(2) 「行政的アプローチ」(市長部局)

いじめの初期段階から、被害者・加害者・保護者・学校等に積極的に関与し、調査・対応を行う。

(3) 「法的アプローチ」(外部機関)

いじめの解決に関して、被害者側が警察への告訴及び民事での訴訟を行うルートを確保するとともに、300,000円を上限に訴訟等に係る弁護士費用を支援する。

3 「行政的アプローチ」の流れ

- (1) いじめの発生。
- (2) 学校・教育委員会からの報告及び児童・生徒、保護者等から直接、監察課へ通報・相談。
- (3) 被害者・加害者・保護者・学校等に聴き取り等の調査を迅速に行い、いじめの被害、加害者及び加害行為の特定等の事実認定を進め、いじめの停止に向けたアプローチを実施。
- (4) いじめの事実、調査内容等に基づき、「いじめ判定会議」を開催し、対応方針を決定。
- (5) 加害者への指導等により、いじめの停止・終結を確認。また、必要に応じて、学校・教育委員会に加害者の出席停止、クラス替えなどの実施について勧告。

なお、令和元年度は172件、令和2年度は169件、令和3年度は183件、令和4年度は337件、令和5年度は431件をいじめ事案として認知し、調査・対応を行った。

4 攻めの情報収集

フリーダイヤル、市公式アプリ及び市公式LINEによるいじめの相談窓口の設置を始め、「攻めの情報収集」として、監察課が、被害者・クラスメイト等から積極的にいじめに関する通報及び情報提供を受けることができるよう、毎月1回、全市立小中学校の児童・生徒に対し、いじめの通報を促進するためのチラシを配布するとともに、年2回、保護者に対し市が行ういじめ防止対策を周知・啓発するためのチラシを配布する。

なお、児童等から直接、監察課に対して、令和元年度は55件（うち、本チラシ12件）、令和2年度は69件（うち、本チラシ21件）、令和3年度は127件（うち、本チラシ53件）、令和4年度は151件（う

ち、本チラシ56件)、令和5年度は137件(うち、本チラシ46件)のいじめに関する通報・相談があった。

5 寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例

いじめが子どもたちの人権侵害に関する問題であることに鑑み、市長部局において、いじめ防止対策に関する市独自の取組を行うため、児童等の命と尊厳を守り、いじめの防止に関し必要な事項を定めるもの。

【保護者及び地域住民の責務の明示】

市に対して、いじめに関する情報提供を行う責務を負う。

【市長の権限の明示】

- (1) いじめの防止の申出があったときに必要な調査を行うことができる。
- (2) 学校その他の市の機関に対し、以下の措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - ア 児童等への見守り
 - イ いじめ防止の環境整備
 - ウ 訓告・別室指導その他の懲戒
 - エ 出席停止
 - オ 学級替え
 - カ 転校の相談及び支援

6 いじめの未然防止

市立小学校の3年生及び6年生を対象に子どもへの暴力防止プログラム(CAP)を実施。また、6年生に対してはいじめ防止に特化したプログラムを実施。

情 報 提 供

市政に対する市民の理解と信頼を深め、より開かれた市政と市民参加のまちづくりを進めるため、様々な行政資料などの情報を総合的に提供する「市民情報コーナー」を平成9年10月1日から、市役所本館1階に開設している。

なお、平成10年1月からは、情報公開制度及び個人情報保護制度に基づいて、市の公文書の公開窓口にもなっている。

1 市民情報コーナー

(1) 設置場所 寝屋川市庁舎本館1階

(2) 面積 18 m²

(3) 活動内容

ア 情報公開制度及び個人情報保護制度の総合窓口

イ 行政資料の収集、提供

ウ 有償刊行物等の販売

2 情報公開制度

情報公開制度は、市長、教育委員会等の行政機関及び議会が保有する情報を公開することにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市政の公正で効率的な執行を確保し、開かれた市政を推進するものである。

(公文書開示請求・申出の状況)

区 分 \ 年 度		令和5年度			令和4年度			令和3年度			
		請求	申出	計	請求	申出	計	請求	申出	計	
受 付 件 数		95	58	153	78	53	131	45	47	92	
処 理 状 況	開 示		31	24	55	51	20	17	22	21	43
	部 分 開 示		48	25	73	63	28	91	27	25	52
	開 示 拒 否	不 開 示	3	2	5	2	0	2	1	1	2
		存否不応答	0	0	0	0	1	1	0	0	0
		不 存 在	16	4	20	11	12	23	6	5	11
	取 下 げ		2	5	7	0	1	1	0	0	0
	計		100	60	160	127	62	189	56	52	108

※1件の受付で複数の処理を含む。

3 個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の取扱い等を明らかにすること及び個人情報の開示等を請求する権利を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、市民の基本的人権の擁護に資することを目的としている。

なお、個人情報とは、個人に関する情報（氏名、住所、生年月日、職業、学歴、収入、財産等）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

（個人情報開示等請求の状況）

区 分 \ 年 度		令和5年度	令和4年度	令和3年度
開示請求受付件数		60	31	30
処 理 状 況	開 示	23	11	4
	部 分 開 示	25	15	14
	開 示 拒 否	不 開 示	0	0
		存否不応答	0	0
		不 存 在	11	6
	取 下 げ		1	0
	計		60	32
訂正請求受付件数		0	0	0
削除請求受付件数		0	0	0
目的外利用等中止請求受付件数		0	0	0

※ 1 件の受付で複数の処理を含む。

契 約

1 登録業者

年 度 区 分	令和 5 年度		令和 4 年度		令和 3 年度	
	市 内	市 外	市 内	市 外	市 内	市 外
工 事 請 負	136	890	133	862	135	919
設計コンサル	11	575	9	560	9	637
物品・印刷・委託	193	1,685	223	1,993	220	1,920
計	340	3,150	365	3,415	364	3,476

2 契約状況

金額単位（千円）

年 度 区 分		令和 5 年度		令和 4 年度		令和 3 年度	
		件 数	契 約 金 額	件 数	契 約 金 額	件 数	契 約 金 額
随 意 契 約	工 事 請 負	5	4,438	6	5,445	7	6,692
	設計コンサル	0	0	0	0	0	0
	物品 ・ 印刷	17,354	663,641	18,883	431,490	18,915	524,468
	計	17,359	668,079	18,889	436,935	18,922	531,160
競 争 入 札	工 事 請 負	133	7,315,258	124	4,320,857	144	11,256,981
	設計コンサル	23	211,427	27	274,225	35	272,448
	物品 ・ 印刷	107	420,357	109	532,942	111	508,957
	計	263	7,947,042	260	5,128,024	290	12,038,386
合 計		17,622	8,615,121	19,149	5,564,959	19,212	12,569,546

3 契約事務の審査

名 称	工事業務第一契約事務審査委員会	工事業務第二契約事務審査委員会
構 成 員	副市長 上下水道局長 財務部長 総務部長 都市基盤整備部長 案件担当部長	総務部長 総務部次長（契約課担当） 総務部契約課長 都市基盤整備部道路建設課長 都市基盤整備部建築営繕課長 上下水道局経営総務課長 上下水道局水道事業課長 案件担当室長又は課長
名 称	物品調達及び印刷物依頼業務第一契約事務審査委員会	物品調達及び印刷物依頼業務第二契約事務審査委員会
構 成 員	副市長 上下水道局長 財務部長 総務部長 教育委員会事務局部長 案件担当部長	総務部長 総務部次長（契約課担当） 財務部資産活用課長 総務部契約課長 上下水道局経営総務課長 教育委員会事務局教育政策総務課長 案件担当室長又は課長
名 称	業務委託第一契約事務審査委員会	業務委託第二契約事務審査委員会
構 成 員	副市長 財務部長 総務部長 案件担当部長	総務部長 総務部次長（契約課担当） 財務部財政課長 総務部契約課長 案件担当室長又は課長
名 称	清掃警備業務契約事務審査委員会	
構 成 員	総務部長 総務部次長（契約課担当） 財務部資産活用課長 総務部契約課長 福祉部福祉総務課長 教育委員会事務局教育政策総務課長 上下水道局経営総務課長 案件担当室長又は課長	

人 事 ・ 研 修

1 職員数

(令和6年4月1日現在)

部 局	定 数	職 員 数
市長事務局	1,000	945
上下水道局	70	61
議会事務局	10	8
監査事務局	8	8
公平委員会事務局	2	1
農業委員会事務局	6	6
選挙管理委員会事務局	6	6
教育委員会事務局	155	125
合 計	1,257 人	1,160 人

※ フルタイム勤務の再任用職員等を含む。

※ 各年度4月1日時点の育児休業者・休職者を除く。

2 組織別職員数

(令和6年4月1日現在)

部 課 等	職員数	部 課 等	職員数	部 課 等	職員数
経営企画部	1	戸籍・住基担当	21	健康づくり推進課	21
市長室秘書課	4	ねやがわシティ・ステーション	2	福祉部	1
企画一課	6	香里園シティ・ステーション	1	福祉総務課	7
企画二課	6	萱島シティ・ステーション	3	指導監査課	9
企画三課	12	西シティ・ステーション	2	保護課	68
企画四課	4	東シティ・ステーション	3	高齢介護室	34
DX推進室	15	医療助成担当	5	東高齢者福祉センター	1
財務部	1	国民健康保険担当	14	障害福祉課	25
財政課	12	後期高齢者医療担当	7	東障害福祉センター	1
資産活用課	9	税制・市民税担当	17	こども部	1
総務部	1	固定資産税担当	13	こどもを守る課	21
総務課	13	徴収・納付担当	21	子育て支援課	40
契約課	8	市民活動部	1	子育てリフレッシュ館	7
人事室	27	市民活動振興室	12	保育課	24
危機管理部	1	文化スポーツ室	11	保育所	73
防災課	9	環境部	1	認定こども園	32
監察課	8	環境総務課	12	2軸化事業本部	10
人権・男女共同参画課	6	環境保全課	12	まちづくり推進部	1
消費生活センター	3	環境事業課	58	まちづくり推進課	11
市民サービス部	1	環境事業課緑風園	3	住宅政策課	8
総務担当	5	健康部	3	交通政策課	7
窓口担当	11	保健総務課	19	産業振興室	8
広聴担当	2	保健衛生課	14	都市基盤整備部	1
市民生活担当	7	保健予防課	26	道路管理課	20

部 課 等	職員数	部 課 等	職員数	部 課 等	職員数
道路建設課	10	農業委員会事務局	6	中学校	8
高架事業課	7	選挙管理委員会事務局	6	幼稚園	8
審査指導課	12	教育委員会事務局	4	社会教育推進課	19
公園みどり課	13	教育政策総務課	13	中央図書館	8
建築営繕課	11	施設給食課	13	上下水道局	1
会計室	8	学務課	13	上下水道局経営総務課	21
議会事務局	8	教育指導課	16	上下水道局水道事業課	18
監査事務局	8	総合教育研修センター	9	上下水道局下水道事業室	21
公平委員会事務局	1	小学校	14	合 計	1, 160

※ フルタイム勤務の再任用職員等を含む。

※ 教育次長、教育委員会事務局の部長、教育監 2 人は、教育委員会事務局にて計上。

※ 理事は、担当する主たる部局にて計上。

3 職員採用実績（新規採用）

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	平成 31 年度
内 訳	行政職	101 人	40 人	68 人	65 人	84 人
	事務系	60 人	20 人	33 人	40 人	41 人
	建築系	4 人	—	3 人	2 人	6 人
	土木系	3 人	4 人	4 人	3 人	11 人
	電気系	1 人	—	—	—	—
	福祉系	7 人	4 人	4 人	3 人	5 人
	医師	—	—	—	—	1 人
	保健師	10 人	3 人	5 人	5 人	7 人
	保育士兼教員	14 人	7 人	7 人	4 人	8 人
	看護師	—	—	—	—	—
	獣医師	1 人	—	3 人	—	1 人
	薬剤師	1 人	1 人	2 人	—	1 人
	管理栄養士	—	—	1 人	—	—
	窓口専門職員	—	1 人	6 人	8 人	—

4 職員退職実績

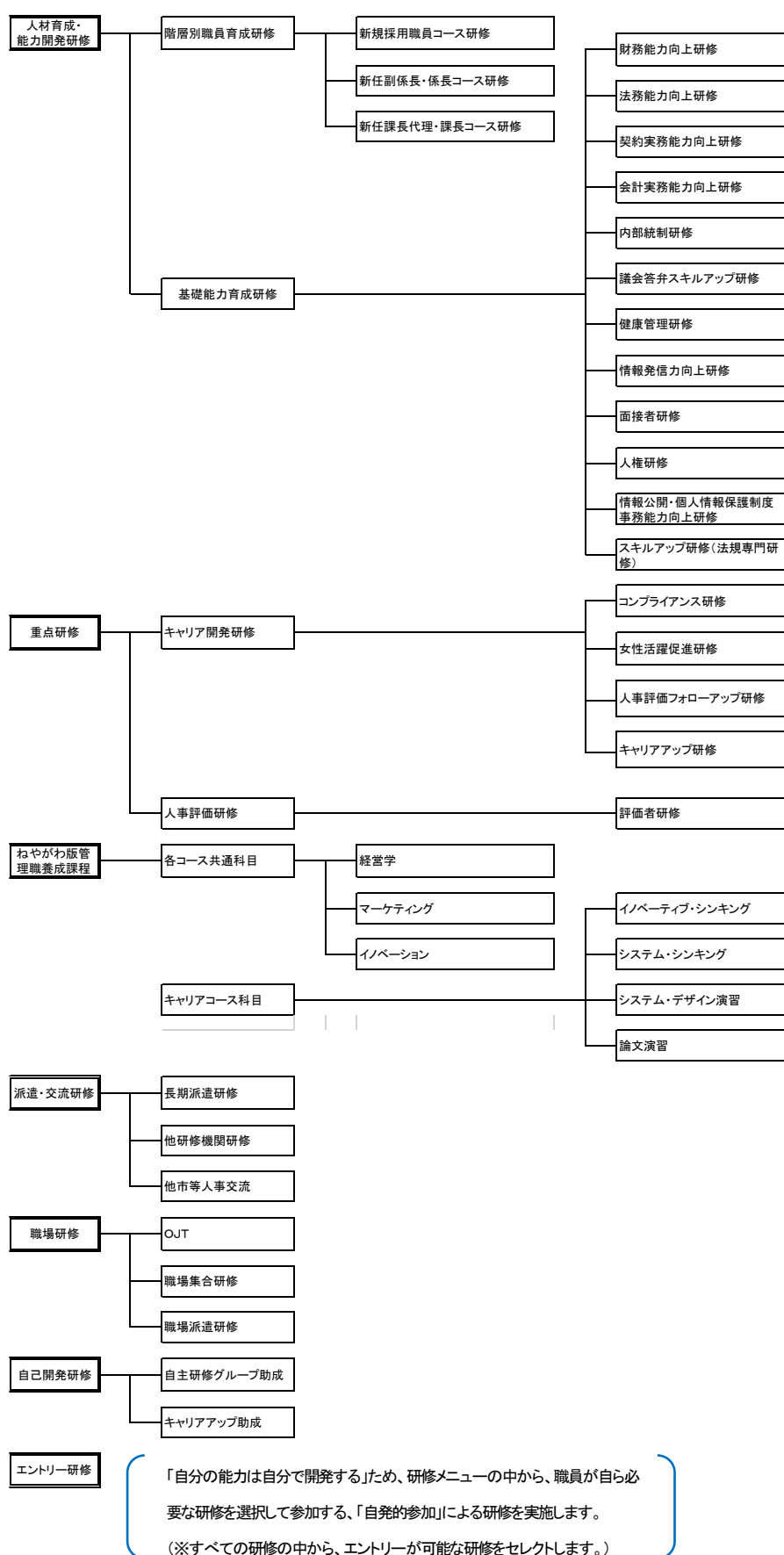
	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
内 訳	退職者	71 人	101 人	72 人	70 人	69 人
	事務系	57 人	68 人	48 人	53 人	44 人
	専門系	11 人	21 人	12 人	13 人	17 人
	技能系	3 人	12 人	12 人	4 人	15 人

【参考】

事務系	以下の職務を命ぜられていない者
専門系	保育士、保育士兼教員、児童指導員、教員、養護教員、司書、体育指導員、保健福祉指導員、医師、保健師、看護師、獣医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士、栄養士、理学療法士、作業療法士の職務の者
技能系	学校の用務、給食調理、施設の用務、自動車運転、清掃作業の職務を命ぜられている者

5 研修体系

(令和6年度)



6 研修実績

(令和5年度)

○人材育成・能力開発研修（84講座 106回 延べ2,524人参加）

分類	項目	内 容	回数	参加者数 (延べ)
階層別 職員 育成 研修	新任課長・課長代理 コース研修	実務研修（法務能力）、ハラスメント防止 等	8 講座	9 52人
	新任係長・副係長コー ス研修	ＯＪＴ推進、実務研修（会計事務） 等	10講座	11 270人
	新規採用職員コース研 修	前期研修 基礎的知識、職場導入 等 後期研修 実務必知、実務能力向上研修（会計・契約） 等	40講座 8 講座	51 967人
基礎 能力 育 成 研 修	法務能力向上研修	法務能力向上研修（基礎編・応用編）	2 講座	4 84人
	デザイン力向上研修	デザイン力向上研修	1 講座	2 73人
	新地方公会計・簿記実 務研修	新地方公会計・簿記実務研修	1 講座	5 56人
	面接者研修	面接者研修	1 講座	2 32人
	スキルアップ研修	法規専門研修	1 講座	1 14人
	人権研修	言葉・表現と人権問題、LGBTQと多様性 等	6 講座	10 421人
	内部統制研修	内部統制研修	1 講座	3 217人
	健康管理研修	健康管理研修	4 講座	6 271人
	議会答弁スキルアップ研 修	議会答弁スキルアップ研修	1 講座	2 67人

○重点研修（4 講座 8 回 延べ132人参加）

項目	内 容	回 数	参加者数 (延べ)
コンプライアンス研修	コンプライアンスに関する研修	1 講座	2 70人
キャリア開発研修	女性活躍促進研修	1 講座	1 25人
人事評価者研修	人事評価者に関する研修	1 講座	1 33人
人事評価フォローアップ研 修	人事評価フォローアップ研修	1 講座	4 4人

○ねやがわ版管理職養成課程（3講座 21回 延べ721人参加）

項 目	内 容	回 数	参加者数 (延べ)
経営学・マーケティング・イノベーション	経営学、マーケティング、イノベーションに関する研修 3 講座	21	721人

○派遣・交流研修

他研修機関研修	大阪府都市整推進センター 等	11講座	17人
	河北研修協議会	1講座	5人
	おおさか市町村研修研究センター	12講座	25人
行政視察研修		2件	3人
幹部職員行政視察研修		2件	7人

○職場研修

○ J T	各職場において、職場の上司・先輩が、仕事を通して必要な情報や知識・技術等を与える。		
職場集合研修	各職場が職務に対する資質の向上のために、自主的に集合研修を実施する。	2課	4講座
職場派遣研修	各職場において、職務に対する資質の向上のために、自主的に外部の研修に参加する。	28課	86講座

○自己開発研修

自主研修グループ助成（登録グループ 2グループ）	助成実績	1グループ
キャリアアップ助成（学校就学・講座受講修了・資格取得）	助成実績	18人

福 利 ・ 厚 生

1 職員の福利厚生

(1) 職員の健康管理

項 目	概 要
定 期 健 康 診 断	視力、聴力、胸部エックス線、血圧、尿検査、血液検査、腹囲測定等 身体計測、内科診察等
そ の 他 健 康 診 断	じん肺健康診断、電離放射線健康診断、情報機器作業従事職員健康診断、 頸肩腕障害及び手指健康診断、有機溶剤等健康診断
ストレスチェック	職業性ストレス簡易調査

(2) 厚生制度

実施主体	実 施 事 業
大阪府市町村職員 共 済 組 合	長期給付事業 老齢年金、障害年金、遺族年金 短期給付事業 保険（療養）、休業（傷病・育児・介護等）、災害給付と附加給付 福祉事業 貸付事業・・・普通、住宅、災害、特別（入学、医療等）貸付 宿泊施設・・・シティプラザ大阪施設運営 保健事業 疾病予防事業・・・人間ドック、特定健診、特定保健指導等 健康・体力づくり事業・・・法人会員制フィットネス施設利用補助、 メンタルヘルスカウンセリング事業

(3) 職員共済会事業

項 目	概 要
給 付 事 業	人間ドック補助、スポーツ施設利用料補助、介護福祉用具購入補助、 インフルエンザワクチン接種補助、給付金（退職・災害・介護）
貸 付 事 業	生活資金の貸付
文化・レクリエーション事業	福利厚生委託事業
そ の 他 の 事 業	生命保険料の給与控除事務の取扱い等

給 与

1 給料・報酬

(1) 特別職の給料

(令和6年4月1日現在)

適用年月日 区分	令和5年 10月1日	令和2年 12月1日	令和2年 6月1日	令和元年 8月1日	平成30年 4月1日
市長	1,020,000 円	714,000 円	612,000 円	714,000 円	1,020,000 円
副市長	870,000 円	870,000 円	783,000 円	870,000 円	870,000 円
教育長	770,000 円	770,000 円	693,000 円	770,000 円	770,000 円
上下水道事業管理者	770,000 円	770,000 円	693,000 円	770,000 円	770,000 円

※ 市長給料について、令和元年8月以降は、「寝屋川市長の給料等の特例に関する条例」に基づき30%削減。

※ 特別職給料について、令和2年6月から11月までの間、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえ、10%減額（市長は合計40%減額）。

また、令和5年10月以降は、市民評価連動型給料の導入に伴い、市民意識調査における市政運営に対する評価（肯定＞否定）を受け、経営上のペナルティとしての給料削減はなし。

(2) 職員の給料

(令和6年4月1日現在)

職 務	人員	平均給料月額	平均年齢	平均在職年数
理事・部長の職務	21	458,976	55 歳 5 月	29 年 5 月
次長の職務	35	428,605	51 歳 7 月	28 年 0 月
課長の職務	49	397,824	49 歳 6 月	22 年 0 月
課長代理の職務	12	372,141	46 歳 0 月	19 年 2 月
係長の職務	171	350,913	46 歳 1 月	20 年 0 月
副係長の職務	35	284,002	40 歳 1 月	11 年 9 月
そ の 他	801	266,722	39 歳 4 月	13 年 3 月
合 計	1,124	295,542	41 歳 7 月	15 年 5 月

(3) 初任給基準

	初 任 給 基 準	
	級 ー 号給	初 任 給
高 校 卒	1 ー 1 7	207,400 円
短 大 卒	1 ー 2 5	220,000 円
大 学 卒	1 ー 3 3	230,000 円

(4) ラスパイレス指数

(各年4月1日現在)

令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年
93.2	94.1	95.3	96.9	97.2	97.7	98.2

(5) 非常勤特別職の報酬

区 分	報 酬 額 (円)	適 用 年 月 日
教 育 委 員 会	委 員 月 額 150,000	平成10年4月1日
監 査 委 員	代表委員 月 額 150,000	〃
	知識経験者 月 額 139,000	〃
	議会選出 月 額 35,000	〃
公 平 委 員 会	委 員 長 月 額 29,000	〃
	委 員 月 額 27,000	〃
固定資産評価審査委員会	委 員 長 月 額 29,000	〃
	委 員 月 額 27,000	〃
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長 月 額 45,000	〃
	委 員 月 額 32,000	〃
	補 充 員 日 額 12,000	〃
農 業 委 員 会	会 長 月 額 54,000	〃
	委 員 月 額 34,000	〃
選 挙 長	日 額 15,000	〃
投 票 所 の 投 票 管 理 者	日 額 15,000	〃
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者	日 額 13,000	平成15年12月1日
開 票 管 理 者	当該選挙につき 15,000	平成10年 4月1日
選 挙 立 会 人	〃 12,000	〃
投 票 所 の 投 票 立 会 人	日 額 12,000	〃
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人	日 額 10,000	平成15年12月1日
開 票 立 会 人	当該選挙につき 12,000	平成10年 4月1日
消 防 団	団 長 年 額 153,000	〃
	副 団 長 年 額 95,000	〃
	分 団 長 年 額 72,000	〃
	副分団長 年 額 45,000	〃
	班 長 年 額 41,000	〃
	団 員 年 額 36,500	令和4年 4月1日
学 校 運 営 協 議 会 委 員	年 額 10,000	令和5年 4月1日
執 行 機 関 の 附 属 機 関	委 員 長 日 額 12,000	〃
	副委員長 日 額 11,000	〃
	委 員 日 額 9,000	〃
嘱託員及び これに準ずる者	(年 額) 370,000 以内	平成5年12月1日
	(月 額) 300,000 〃	〃
	(日 額) 9,000 〃	平成10年4月1日
そ の 他 の 者 (日 額)	9,000 〃	〃

2 旅費・費用弁償

(令和6年4月1日現在)

区 分	鉄 道 賃	船 賃	航 空 賃	車 賃	宿 泊 料 (1泊につき)
市長、副市長、教育長、 上下水道事業管理者	実 費	実 費	実 費	実 費	15,000 円
理事、部長、次長、課 長、課長代理、係長、 副係長	実 費	実 費	実 費	実 費	14,000 円
上記に掲げる職員以 外の職員	実 費	実 費	実 費	実 費	13,000 円

(備 考)

- 1 普通急行料金、特別急行料金又は座席指定料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの料金が必要とされる区間ごとに判断し支給する。
 - (1) 特別急行列車を運行する線路による出張で片道 100 キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車を運行する線路による出張で片道 50 キロメートル以上のもの
- 2 特別車両料金は、特別職の職員及びこれらに随行する職員が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による出張をする場合に支給する。
- 3 宿泊料は、上記の金額を上限に実費弁償とする。

選挙管理委員会

1 選挙人名簿定時登録者数

投票区 \ 年		令和6年			令和5年		
		男	女	計	男	女	計
1	大利町公民館	1,680	1,943	3,623	1,706	1,958	3,664
2	かえで保育園	1,266	1,374	2,640	1,267	1,387	2,654
3	下神田公民館	1,336	1,472	2,808	1,367	1,473	2,840
4	西小学校	2,337	2,627	4,964	2,382	2,625	5,007
5	第二中学校	2,079	2,243	4,322	2,111	2,268	4,379
6	仁和寺集会所	1,432	1,512	2,944	1,460	1,544	3,004
7	北小学校	2,577	3,042	5,619	2,616	3,047	5,663
8	香里自治会館	2,326	2,804	5,130	2,319	2,799	5,118
9	第六中学校	1,541	1,817	3,358	1,568	1,842	3,410
10	国松緑丘小学校	2,418	2,798	5,216	2,429	2,805	5,234
11	豊野町公民館	1,882	1,995	3,877	1,907	1,993	3,900
12	たちばなこども園	1,575	1,725	3,300	1,588	1,734	3,322
13	東小学校	2,447	2,656	5,103	2,470	2,659	5,129
14	堀溝小学校	2,731	2,821	5,552	2,722	2,829	5,551
15	寝屋公民館	1,407	1,647	3,054	1,422	1,662	3,084
16	旧第四中学校	1,772	1,969	3,741	1,781	1,985	3,766
17	打上住宅四棟集会所	2,161	2,729	4,890	2,202	2,752	4,954
18	東障害福祉センター	1,736	1,848	3,584	1,730	1,823	3,553
19	成美小学校	2,541	2,885	5,426	2,552	2,940	5,492
20	萱島まちづくりセンター	1,770	1,815	3,585	1,783	1,831	3,614
21	下木田町公民館	2,526	2,577	5,103	2,525	2,588	5,113
22	第三中学校	2,535	2,705	5,240	2,577	2,720	5,297
23	西北コミュニティセンター	2,051	2,384	4,435	2,067	2,401	4,468
24	エールこども園	2,239	2,334	4,573	2,274	2,364	4,638

25	啓明小学校	2,553	2,768	5,321	2,596	2,796	5,392
26	第七中学校	2,535	2,611	5,146	2,530	2,607	5,137
27	木屋小学校	3,223	3,434	6,657	3,233	3,458	6,691
28	第五中学校	2,987	3,198	6,185	3,008	3,220	6,228
29	中央小学校	1,308	1,572	2,880	1,348	1,613	2,961
30	木田小学校	1,008	1,140	2,148	1,078	1,164	2,242
31	さくら保育所	1,455	1,615	3,070	1,487	1,637	3,124
32	三井小学校	1,369	1,817	3,186	1,419	1,872	3,291
33	池田小学校	2,335	2,460	4,795	2,361	2,464	4,825
34	田井小学校	2,738	2,954	5,692	2,765	2,951	5,716
35	なでしこ保育園	1,487	1,600	3,087	1,490	1,628	3,118
36	総合教育研修センター	1,819	2,007	3,826	1,819	1,993	3,812
37	和光小学校	2,009	2,159	4,168	2,017	2,152	4,169
38	平池会館	1,492	1,595	3,087	1,504	1,614	3,118
39	点野小学校	2,539	2,560	5,099	2,564	2,591	5,155
40	第一中学校	2,710	2,975	5,685	2,677	2,935	5,612
41	第九中学校	1,131	1,263	2,394	1,140	1,271	2,411
42	第十中学校	1,265	1,454	2,719	1,281	1,469	2,750
43	桜小学校	1,312	1,343	2,655	1,323	1,366	2,689
44	ひまわり保育園	2,329	2,637	4,966	2,327	2,646	4,973
45	第五小学校	2,131	2,451	4,582	2,139	2,465	4,604
46	宇谷小学校	873	961	1,834	885	956	1,841
合 計		90,973	100,296	191,269	91,816	100,897	192,713

各年9月1日現在

2 有権者の推移

年 度 \ 区 分	男	女	計
令和6年度	90,973 人	100,296 人	191,269 人
令和5年度	91,816 人	100,897 人	192,713 人
令和4年度	92,656 人	101,535 人	194,191 人

各年9月1日現在

3 各種選挙の記録（寝屋川市分）

選挙 区 分	R 6 10.27 衆議院 議員小 選挙区	R 5 4.23 市長	R 5 4.23 市議会 議員	R 5 4. 9 大阪府 知事	R 5 4. 9 大阪府 議会 議員	R 4 7.10 参議院 議員 選挙区	R 3 10.31 衆議院 議員小 選挙区	R 1 7.21 参議院 議員 選挙区
当日有 権者数	190,755	190,553	190,553	190,802	190,783	193,936	194,317	196,450
投票 者数	99,350	91,028	91,029	89,770	89,117	100,622	108,695	94,690
投票率 (%)	52.08	47.77	47.77	47.05	46.71	51.88	55.94	48.20
立候補 者数	3	2	30	6	3	18	4	12
定 数	1	1	24	1	2	4	1	4
最高得 票数	49,673	64,917	6,437	66,817	49,170	22,841	53,999	19,935
当選 最低得 票数	—	—	2,120	—	25,478	—	—	—
最低得 票数	—	—	1,162	—	11,775	—	—	—
当選 平均得 票数	—	—	3325.333	—	37,324	—	—	—

4 選挙党派別得票数（寝屋川市分）

選 挙 区 分		R 5. 4. 23 市長・市議会議員選挙		選 挙 区 分		R 5. 4. 23 市長・市議会議員選挙	
		市長	市議会議員			市長	市議会議員
大阪維新の会	得票数	25, 149	29, 937. 000	参政党	得票数		1, 728. 000
	率(%)	27. 92	33. 60		率(%)	—	1. 94
	候補者	1	9		候補者		1
公 明 党	得票数		17, 801. 000	そ の 他	得票数	64, 917	13, 494. 000
	率(%)	—	19. 98		率(%)	72. 08	15. 15
	候補者		6		候補者	1	5
自由民主党	得票数		13, 758. 999				
	率(%)	—	15. 44				
	候補者		4				
日本共産党	得票数		10, 252. 000				
	率(%)	—	11. 51				
	候補者		4				
立憲民主党	得票数		2, 120. 000	合 計	得票数	90, 066	89, 090. 999
	率(%)	—	2. 38		率(%)	100. 00	100. 00
	候補者		1		候補者	2	30

戸 籍 ・ 住 民

1 各種登録数

(1) 住民基本台帳関係

(各年度3月31日現在)

年 度			令和5年度	令和4年度	令和3年度
区 分					
住民基本台帳	人 口	男	108,466	109,262	110,253
		女	116,674	117,431	118,264
		計	225,140	226,693	228,517
	世 帯 数		112,835	112,275	111,717

(2) 戸籍・印鑑登録関係

(各年度3月31日現在)

年 度		令和5年度	令和4年度	令和3年度
区 分				
戸 籍	本籍数 (件)	81,785	81,634	81,421
	本 籍 人 口	194,572	195,103	195,554
印 鑑 登 録		141,230	141,973	141,332

2 各種届出受理件数

(1) 住民登録関係

(単位：件)

年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
区 分			
転 入	7,899	7,378	6,656
転 出	7,731	7,449	7,422
転 居	5,686	6,060	6,483
そ の 他	15,129	15,610	15,098
計	36,445	36,497	35,659

(2) 戸籍関係

(単位：件)

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
出 生	1,919	1,861	2,014
死 亡	3,616	3,543	3,390
婚 姻	2,013	1,964	2,131
離 婚	633	598	602
養 子 縁 組	165	175	189
養 子 離 縁	54	55	54
認 知	44	39	52
転 籍	855	967	959
入 籍	355	465	425
分 籍	52	68	57
帰 化	8	6	29
そ の 他	556	523	539
計	10,270	10,264	10,441

3 手数料

(令和6年4月1日現在)

各 種 証 明 書	手数料（1件につき）
戸籍全部（個人）事項証明	450 円
住民票及び戸籍の附票	300 円
住民票記載事項証明	300 円
印鑑証明	300 円

4 各種証明書の取扱枚数（令和5年度）

証 明 の 種 類	戸籍・住基担当(枚)
住民票関係	
住 民 票	71,118
住 民 票（広域交付）	198
住民票記載事項証明等	1,052
戸 籍 の 附 票	11,732
住 民 票 閲 覧	1,176
計	85,276
戸 籍 関 係	
戸籍全部（個人）事項証明	29,714
除籍全部（個人）事項証明等	17,316
受 理 証 明	830
戸籍届書記載事項証明	147
その他（身分証明等）	1,406
計	49,413
印鑑証明関係	
印 鑑 証 明	32,651
計	32,651
税証明関係	
課 税 証 明	10,789
所 得 証 明	1,786
評 価 証 明	2,934
納 税 証 明	953
その他（公課証明等）	424
計	16,886
合 計	184,226

旅 券（パスポート）

1 概要

開始年月日 平成 25 年 1 月 7 日

発 給 対 象 日本国籍を有し、市に住民登録がある人又は市内に居住している人

申 請 市民生活担当

交 付 市民生活担当・ねやがわシティ・ステーション

※申請時に受取（交付）場所を選択

受 付 時 間

区 分	市 民 生 活 担 当	ねやがわシティ・ステーション
申 請	平日 午前 9 時 ～ 午後 4 時 30 分	—
交 付	平日 午前 9 時 ～ 午後 7 時	平日 午前 9 時 ～ 午後 7 時
	土曜日 午前 9 時 ～ 午後 1 時	土曜日 午前 9 時 ～ 午後 1 時
		日曜日 午前 9 時 ～ 午後 5 時

※祝日（土曜日を除く）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休み

※交付：令和 6 年 6 月から午後 5 時 30 分以降は完全予約制

（申請・交付とも受付時間は予約を取ることができる。）

手 数 料

区 分	収入印紙	大阪府手数料	合 計
10 年旅券（18 歳以上）	14,000 円	2,000 円	16,000 円
5 年旅券（12 歳以上）	9,000 円	2,000 円	11,000 円
5 年旅券（12 歳未満）	4,000 円	2,000 円	6,000 円
記載事項変更（10 年・5 年）	4,000 円	2,000 円	6,000 円

※平成 30 年 10 月、大阪府証紙の売捌きが廃止された。

※令和 5 年 3 月 24 日査証の増補は廃止された。

※令和 5 年 3 月 27 日から電子申請（切替）を開始。

※令和 5 年 3 月 27 日申請受付から旅券受取可能日に受取らず、未交付失効させた方が
5 年以内に再度旅券を申請する場合の手数料が通常よりも 6,000 円高くなった。

2 旅券申請・交付件数（令和 5 年度）

（単位：件）

区 分	申請件数	交 付 件 数		
		市民生活担当	ねやがわ シティ・ステーション	計
10 年旅券（18 歳以上）	3,014	1,428	1,506	2,934
5 年旅券（12 歳以上）	1,392	585	755	1,340
5 年旅券（12 歳未満）	273	177	90	267
記載事項変更（10 年）	82	41	44	85

記載事項変更（5年）	0	0	0	0
合 計	4,761	2,231	2,395	4,626

住 居 表 示

1 住居表示整備事業

昭和41年の第1次より平成18年の第14次にわたり、市内全域の177町の住居表示を実施し、市の住居表示は、第14次をもって完了した。

(令和6年4月1日現在)

区 分	面 積	人 口	世 帯 数	町 数
市 内 全 域	24.70k m ²	225,140 人	112,835 世帯	177 町
実施済区域	23.97k m ²	225,140 人	112,835 世帯	177 町
河 川 敷	0.73k m ²			

(住居表示の実施状況)

次別	実 施 年 月 日	実施時の面積	町 数	実施時の人口	実施時の世帯数
1	昭和41年7月1日	2.04k m ²	17 町	32,707 人	9,997 世帯
2	〃 42年7月1日	2.67k m ²	19 町	31,266 人	9,781 世帯
3	〃 43年10月1日	4.21k m ²	42 町	66,466 人	19,730 世帯
4	〃 44年5月1日	0.78k m ²	5 町	7,429 人	2,222 世帯
5	〃 48年7月1日	1.93k m ²	14 町	23,779 人	6,913 世帯
6	〃 50年7月1日	0.64k m ²	6 町	11,685 人	3,343 世帯
7	〃 51年7月1日	0.46k m ²	4 町	6,854 人	2,324 世帯
8	〃 53年7月1日	2.38k m ²	18 町	11,532 人	3,066 世帯
9	〃 55年8月1日	2.06k m ²	15 町	13,589 人	3,932 世帯
10	〃 56年6月1日	0.55k m ²	3 町	2,056 人	615 世帯
11	〃 58年8月1日	1.31k m ²	8 町	8,070 人	2,428 世帯
12	〃 62年8月1日	0.43k m ²	2 町	4,341 人	1,189 世帯
13	平成17年11月1日	2.16k m ²	9 町	6,278 人	2,211 世帯
14	〃 18年10月1日	2.35k m ²	15 町	14,245 人	5,839 世帯

葬 儀 ・ 墓 地

1 市民葬儀

市が葬儀規格と料金を規定し、その内容に沿って、市が指定した葬儀業者（「指定業者」という。）と利用する人との間で行われる葬儀のことである。

市民葬儀の特徴は、市が基本となる各プランや一定のオプション品の料金をあらかじめ明確にしているので、安心して葬儀を利用でき、業者による価格の差がない、統一した葬儀規格での安価な葬儀を提供することが可能となる。

(1) 市民葬儀の内容と料金

(平成 26 年 4 月 1 日改定)

基本プラン	家族葬プランⅠ	家族葬プランⅡ
138,270 円（税込）	73,334 円（税込）	49,239 円（税込）
祭壇使用料 遺影写真 盛花 1 対 ドライアイス 棺桶 消耗品セット 寝棺用布団及び棺カバー 葬儀進行 放送設備 白布等 納棺等 火葬料金	祭壇使用料 ドライアイス 棺桶 消耗品セット 寝棺用布団及び棺カバー 納棺等 火葬料金	 ドライアイス 棺桶 消耗品セット 納棺等 火葬料金

+

+

+

霊柩自動車又は寝台車（業者届出料金等）

(2) 市民葬儀件数

年 度	基本プラン	家族葬プランⅠ	家族葬プランⅡ	合 計
令和 5 年度	133 件	131 件	139 件	403 件
令和 4 年度	125 件	110 件	164 件	399 件
令和 3 年度	145 件	89 件	194 件	428 件

2 火葬場

【寝屋川市立寝屋川斎場】

(1) 施設の概要

所 在 地	寝屋川市池の瀬町5番2号
建 物 構 造	鉄筋コンクリート、地下1階
敷 地 面 積	2,213.59 m ²
建 物 面 積	791.27 m ²
基 数	火葬炉 6基、動物炉 1基
開設年月日	昭和61年4月1日

(2) 利用状況

種 別 \ 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
人 体	2,174 件	3,098 件	3,034 件
死産児等	29 件	245 件	268 件
動 物	1,301 件	1,415 件	1,517 件
合 計	3,504 件	4,758 件	4,819 件

(3) 使用料

(令和4年12月1日改定)

区 分		単 位	使 用 料	
			市 内	市 外
火葬炉	大 人	1 体	20,000 円	120,000 円
	子 供	1 体	12,000 円	72,000 円
	死産児(拾骨あり)	1 胎	6,000 円	36,000 円
	死産児(拾骨なし)	1 胎	3,000 円	18,000 円
	改葬に係る 死体又は遺骨	1 体	10,000 円	60,000 円
	人体の一部	1 個	1,000 円	6,000 円
	動物の死体	1 個	3,000 円	24,000 円
霊安室		1 時間 1 体	200 円	1,200 円

1 「市内」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 死亡者が、死亡の当時、寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されていた者である場合
- (2) 斎場の使用の許可を受ける者が、寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者であり、かつ、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条第1項の火葬の許可を受けた者である場合

- (3) 死産児にあつては、当該死産児の父又は母が寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者である場合
- (4) 動物の死体にあつては、当該動物の飼い主が、寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者である場合
- (5) 改葬に係る死体又は遺骨にあつては、申請者が、寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者である場合
- 2 「大人」とは、12歳以上の者をいい、「子供」とは、12歳未満の者をいい、「死産児」とは、妊娠4か月以上の死胎をいう。
- 3 人体の一部の「1個」とは、長さ30センチメートル、幅30センチメートル、高さ30センチメートルの箱に入るもので、医師等の証明があるものをいう。
- 4 動物の「1個」とは、長さ100センチメートル、幅55センチメートル、高さ45センチメートルの箱に入るものをいう。
- 5 動物の拾骨は、行わない。

3 公園墓地

【寝屋川市公園墓地】

所在地 寝屋川市池の瀬町5番2号

敷地面積 100,899.55 m²

開設年月日 昭和53年8月8日

(1) 管理棟

建物構造 鉄筋コンクリート、平屋建て（一部地下1階）

建物面積 689.00 m²

延床面積 483.00 m²（地上1階 413.00 m² 地下1階 70.00 m²）

施設面積 第1会堂 81.00 m²

第2会堂 39.50 m²

和室 23.00 m²

(2) 墓地

面積 30,409.01 m²

区画数 (令和6年4月1日現在)

区分	区画数
第1区	1,470区画
第2区	598区画
第3区	1,050区画
第5区	934区画
第6区	472区画
第7区	821区画
旧墓所	448区画
合計	5,793区画

墓地面積及び区画数 (令和6年4月1日現在)

面 積	寸 法	区 画 数
4 m ²	1.60m×2.5m	2,308 区画
2 m ²	1.25m×1.6m	3,037 区画
旧 墓 所		448 区画
合 計		5,793 区画

使用料及び管理料

面 積	寸 法	永代使用料	永代管理料	合 計
4 m ²	1.60m×2.5m	1,360,000 円	272,000 円	1,632,000 円
2 m ²	1.25m×1.6m	680,000 円	136,000 円	816,000 円

(3) 納骨堂

建 物 構 造 鉄筋コンクリート、地下1階

延 床 面 積 588.76 m²

開設年月日 平成19年7月1日

使用料及び管理料

区 分	納骨壇長期使用 (3段式)	納骨壇長期使用 (6段式)	納骨壇短期使用	合葬室使用
使用期間	25年	25年	5年	永年
納骨区画等	396区画	1,500区画	600体	15,000体
使用料	400,000 円	200,000 円	40,000 円	20,000 円
管理料	200,000 円	100,000 円	20,000 円	10,000 円
合 計	600,000 円	300,000 円	60,000 円	30,000 円

(4) 公園

緑地、噴水池、四阿（3か所）

駐車場（44台駐車）、散策路、暫定広場等

国 民 年 金

1 被保険者数

種 別 \ 年 度	令和5年度 (人)	対前年度比 (%)	令和4年度 (人)	令和3年度 (人)
第1号被保険者	29,651	97.58	30,384	31,139
任意加入者	355	107.90	329	300
第3号被保険者	13,361	95.92	13,928	14,619
合 計	43,367	97.14	44,641	46,058

2 支給年金額

(令和6年4月1日現在)

種 別	年 金 額
障害基礎年金	(1級) 1,020,000 円 (2級) 816,000 円
遺族基礎年金	1,050,800 円
老齢基礎年金	816,000 円

3 国民年金給付状況

種 別 \ 年 度	令和5年度 (人)	対前年対比 (%)	令和4年度 (人)	令和3年度 (人)
老 齢 年 金	208	83.20	250	294
通算老齢年金	172	80.37	214	295
障 害 年 金	40	100.00	40	41
寡 婦 年 金	0	0	0	0
合 計	420	83.33	504	630

4 基礎年金給付状況

種 別 \ 年 度	令和5年度 (人)	対前年対比 (%)	令和4年度 (人)	令和3年度 (人)
老 齢 基 礎 年 金	62,679	99.60	62,930	63,091
障 害 基 礎 年 金	4,465	102.83	4,342	4,245
遺 族 基 礎 年 金	325	96.43	337	332
合 計	67,469	99.79	67,609	67,668

5 福祉年金給付状況

種 別 \ 年 度	令和5年度 (人)	対前年対比 (%)	令和4年度 (人)	令和3年度 (人)
老 齢 福 祉 年 金	0	0	0	0

シティ・ステーション

1 概要

シティ・ステーションでは、住民異動の受付を始め、各種証明書（住民票、戸籍、印鑑、市税など）の交付を行っている。

また、国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・子ども医療の資格の取得喪失手続、転校手続、健（検）診記録カードの配付、市税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・水道料金・し尿くみとり料金等の納付受付、児童手当の申請受付、旅券（パスポート）の交付（ねやがわシティ・ステーションのみ）及び各種相談等の業務を行っている。

【ねやがわシティ・ステーション】

所在地 寝屋川市早子町 16 番 11-101 号（京阪寝屋川市駅南口 1 階）
建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
シティ・ステーション専有面積 （1 階） 185.1 m²
開設年月 平成 13 年 10 月 31 日開設
開所時間 毎日（年末年始を除く） 午前 9 時～午後 8 時
休所日 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

【香里園シティ・ステーション】

所在地 寝屋川市香里南之町 14 番 9 号（彩テラス 1 階）
建物構造 鉄筋コンクリート造 8 階建
シティ・ステーション専有面積 （1 階） 98.24 m²
開設年月 昭和 30 年 9 月開設（令和 4 年 9 月 20 日現在地へ移転）
開所時間 月曜日～金曜日 午前 8 時～午後 8 時、土曜日 午前 8 時～午後 1 時
休所日 日曜日・祝日（土曜日除く）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

【萱島シティ・ステーション】

所在地 寝屋川市萱島本町 19 番 1 号（京阪萱島駅東改札口前）
建物構造 鉄骨造平屋建
シティ・ステーション専有面積 （1 階） 101.10 m²
開設年月 昭和 48 年 5 月開設（昭和 59 年 11 月現在地へ移転）
開所時間 月曜日～金曜日 午前 8 時～午後 8 時、土曜日 午前 8 時～午後 1 時
休所日 日曜日・祝日（土曜日除く）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

（堀溝サービス窓口）

所在地 寝屋川市堀溝三丁目 10 番 20 号
建物構造 鉄骨造平屋建
サービス窓口面積 52.65 m²
開設年月 平成 14 年 10 月開設
開所時間 月曜日～金曜日 午前 10 時～午後 5 時
休所日 土曜日・日曜日・祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

＊ 住民異動の受付及び転校手続は、行っていない。

【西シティ・ステーション】

所在地 寝屋川市池田西町 24 番 5 号（池の里市民交流センター 1 階）
建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 4 階建
シティ・ステーション専有面積 （1 階）64.00 m²
開設年月 昭和 52 年 11 月開設（平成 31 年 3 月現在地へ移転）
開所時間 月曜日～金曜日 午前 8 時～午後 8 時、土曜日 午前 8 時～午後 1 時
休所日 日曜日・祝日（土曜日除く）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

【東シティ・ステーション】

所在地 寝屋川市打上宮前町 3 番 1 号（寝屋川東ファミリータウン中 1 番館 1 階）
建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 14 階建
シティ・ステーション専有面積 （1 階）102.41 m²
開設年月 昭和 56 年 5 月開設
開所時間 月曜日～金曜日 午前 8 時～午後 8 時、土曜日 午前 8 時～午後 1 時
休所日 日曜日・祝日（土曜日除く）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

2 業務内容

(1) 徴収金の受付

市税、国民健康保険料、水道料金、各種手数料等の納付受付

(2) 各種証明書発行

戸籍全部(個人)事項証明、戸籍の附票等、住民票、住民票記載事項証明等、印鑑証明、税証明、
健（検）診記録カードの交付 ※一部取次業務あり

ねやがわシティ・ステーションのみ、旅券（パスポート）の交付（平日午前 9 時～午後 7 時・
土曜午前 9 時～午後 1 時・日曜午前 9 時～午後 5 時、申請は市民サービス部パスポート受付担当
のみ）

(3) 各種届出等受付

住民異動届（転入・転出・転居等）、転校の手続、児童手当の受付、国民健康保険・国民年金の
手続、子ども医療・後期高齢者医療の手続、し尿くみ取りの手続等の受付

※戸籍届出、印鑑登録・廃止の届出、個人番号カードに関する届出の受付業務は行っていない。

(4) キャラクターグッズ販売（ねやがわシティ・ステーションのみ）

3 業務統計

(単位：枚)

業 務 年 度			令和5年度						令和4年度
			ねや がわ	香里園	萱島	西	東	シティ・ ステーション 合計	シティ・ ステーション 合計
証 明 関 係	戸 籍	戸籍全部 (個人)事 項証明	3,565	1,899	1,618	623	585	8,290	8,044
		除籍全部 (個人)事 項証明等	719	396	375	125	100	1,715	1,766
		その他	211	90	104	58	33	496	532
	住 民 票	住民票	11,943	6,869	6,280	2,332	2,141	29,565	35,565
		住民票記 載事項証 明等	568	367	246	123	111	1,415	1,486
		その他	793	577	442	307	170	2,289	4,738
	印鑑証明		6,326	4,330	3,341	1,620	1,389	17,006	19,542
	税証明		3,489	1,987	2,228	1,366	901	9,971	12,620
	合 計		27,614	16,515	14,634	6,554	5,430	70,747	84,293

(単位：件)

業 務 年 度			令和5年度					令和4年度	
			ねや がわ	香里園	萱島	西	東	シティ・ ステーション 合計	シティ・ ステーション 合計
受 付 関 係	住 民 異 動 届		865	876	767	316	200	3, 024	3, 455
	国保	収納及び 得喪	8, 305	5, 186	6, 834	1, 764	1, 914	24, 003	25, 866
	年金	得喪	243	238	148	248	38	915	935
	市税	収納	9, 967	5, 512	7, 086	1, 310	2, 746	26, 621	27, 358
	し尿	料 金 収 納 及 び 申 込 受 付	65	210	67	82	200	624	637
	その他受付及び 相談業務		38, 694	22, 813	26, 002	16, 129	14, 748	118, 386	119, 632
	合 計		58, 139	34, 835	40, 904	19, 849	19, 846	173, 573	177, 883

ねやがわシティ・ステーション 利用状況（令和5年度）

キャラクターグッズ 販売	旅券交付件数
58 人	2,395 人

農 業 振 興

1 現況

本市の農業は急速に都市化が進む中で、水田での稲作を中心として営まれてきた。今日、農地は宅地や工場等に取り囲まれ、その大部分は小規模なものとなっている。農家は、都市化の流れの中で早くから兼業化が進み、大部分の自給的農家と一部の都市の立地条件をいかした農家へと分化している。また、農業従事者の多くが高齢化し、後継者が少ない状況にある。

しかし、近年、新鮮で安全な農産物が求められるとともに、農業の生産基盤である農地が緑地空間、環境保全、都市災害防止などの幅広い公益的役割を果たしており、市民にとって貴重な自然資源であるとの認識も高まりつつある。また、土や生き物に触れることのできる場として、都市に残された数少ない自然として、その教育的役割も期待されている。

また、大阪府では「都市農業の担い手の育成及び確保」「農空間の保全と活用」「安全安心な農産物の生産及び供給」を柱とした条例を制定し、都市農業の推進及び農空間の保全と活用を目指している。

このような状況において、本市の農地面積は138.13haで、市域面積2,470haの5.6%、市内農家戸数は644戸となっている。

(農地面積)

年 \ 区分	田	畑	合 計
令和6年	99.58ha	38.55ha	138.13ha

※ 令和6年 固定資産概要調書による。

(農家戸数)

年 \ 区分	市内農家
令和6年	644 戸

※令和6年度 経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書より

2 農業施策

(1) 農業者支援事業補助

ア 農作業用機械器具整備支援事業

都市農業の発展に取り組む農業者が農業生産等に必要な機械の整備を支援する。

イ 地元農産物直販等奨励事業

地元農産物を生産する農業者が、直販事業、学校給食供給事業、出荷事業を通じ、市民に新鮮で安全・安心な地元農産物を供給し、地産地消、旬産旬消が図れるよう事業活動を支援する。

⑦ 学校給食一斉導入状況 (令和5年度)

納入時期	6月	6月	10月	12月	12月	12月
品 目	タマネギ	ジャガイモ	サツマイモ	大根	白菜	キャベツ
導入回数	1回	2回	1回	1回	1回	1回

⑧ 主な朝市等出荷団体

- ・九個荘農協九個荘農業研究クラブ
- ・北河内農協豊野支店朝市運営委員会
- ・北河内農協ともろぎ農業研究会販売部
- ・北河内農協寝屋農業研究クラブ
- ・北河内農協南ねや川農業研究クラブ
- ・寝屋川市地場産農産物出荷者協議会
- ・北河内農協高倉とれとれ青空市場

ウ 農地景観形成推進事業

市内の農地にレンゲなどを植栽し、広く市民に開放することにより、景観に配慮した農あるまちづくりを推進し、市民と農の交流を促進する。

エ 有害鳥獣農作物被害防止対策事業

有害鳥獣による農作物の被害を防止するために必要な資材の導入を支援する。

(2) 貸農園推進事業

市民が自然に親しみ、健康で明るい市民生活の促進を図るとともに、農業経営の安定を期す。

概 要 (令和6年度)

園地提供農家数	3戸
開園地箇所数	3か所
全区画数	77区画
入園期間	令和6年3月～翌年2月
入園料	1区画 16.5㎡、年間15,000円

(3) 経営所得安定対策

水田において、大豆や米粉用米などの戦略作物や地域振興作物への作付転換を促し、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を図る。

水田活用の直接支払交付金交付農家数 (令和5年度実績) 12名

(4) 農業まつり及び農産物品評会

都市農業の役割を再認識してもらうため、地元農産物等の展示即売会を含めた農業まつり及び農産物品評会を行うことにより、農家の生産意欲の向上及び育成を図る。

(令和2年度の農業まつりについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

(令和3年度の農業まつりについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止による縮小開催のため、下記「①地元農産物の販売」のみで開催)

農業まつり	① 地元農産物の販売
	② 米消費拡大(米粉パン、もち等の販売)
	③ 農産物加工品の販売
	④ 菊・植木・鉢物販売
	⑤ 農機具の展示
農産物品評会	① 野菜の部 ② 穀類の部

(5) 農業後継者対策事業

本市の農業は、都市化の進展に伴い、農地の減少や農業環境の悪化、高齢化等厳しい状況にあり、とりわけ農業後継者育成は急を要することから、寝屋川市農業研究クラブと共同で農業技術講習会を開催し生産性の高い収益型農業を考える。

(6) 防災協力農地登録制度の推進

災害発生時における避難空間、仮設住宅建設用地、復旧用資材置場に農地を活用するための防災協力農地の登録を推進する。

(平成15年4月1日 防災協力農地登録制度創設)

登録農家数 73人 面積 120,930㎡(令和6年3月31日時点)

(7) エコ農産物認証制度の推進

農産物をより市民に安心して購入してもらえるよう、大阪府と連携の下、栽培方法等を認証する農産物認証制度を推進し、エコ農産物の普及促進を図る。

(平成15年6月5日 エコ農産物認証制度創設)

(8) 地元野菜のトラック市

農業者と商業者の連携、地産地消を推進し、地元農産物の販路拡大を図ることにより、農業の振興に寄与するため、平成27年度から平成29年度で実施した「野菜の見本市」をリニューアルし、京阪寝屋川市駅前にて実施することで、広く市民にも地元農産物を周知し、地産地消の促進を図る。

(令和2年度、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

(9) 農地の保全促進事業

農地の保全を推進するため、農地のマッチング及び、市民が農に触れる機会の拡大につながる貸農園の整備に要する経費に対して補助を行う。

農 業 委 員 会

1 農業委員の構成（令和6年10月1日現在）

農業委員は、地区の推薦委員12人及び団体の推薦委員4人、公募委員1人の合計17人の委員で構成している。

委員数 ※	地区推薦	団体推薦	公募
17人	12人	4人	1人

※ 定数17人

2 部会の構成

役 員	農地調整委員会	農政企画委員会
会 長1人 副会長1人	7人	8人

※会長、副会長は、各委員会の構成委員になる。

3 農地調整委員会活動

(1) 農地移動

区 分 年 度	農地法第3条		農地法第4条		農地法第5条		農地法第18条	
	農地の所有権の 移転及びその権 利の設定		農地の転用		農地の転用に 伴う所有権の 移転及びその 権利の設定		賃借権の解除	
	件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)
令和5年度	16	17,747	38	36,033	33	20,555	3	1,792
令和4年度	12	12,324	25	5,088	19	14,438	3	627
令和3年度	9	7,797	32	13,385	33	23,309	5	3,086

(2) 転用実績

区 分 年 度	工 場		住 宅		そ の 他		計	
	件 数	面積 (㎡)	件 数	面積 (㎡)	件 数	面積 (㎡)	件 数	面積 (㎡)
令和5年度	0	0	34	17,758	37	38,830	71	56,588
令和4年度	0	0	23	7,976	21	11,550	44	19,526
令和3年度	0	0	30	21,026	35	15,668	65	36,694

4 農政企画委員会活動（令和5年度）

(1) 令和5年8月2日

- ア 令和5年度第1回農地パトロールの実施について
- イ ねやがわし農業委員会だより（第93号）編集方針について
- ウ 賃借料調査について
- エ その他

(2) 令和6年2月1日

- ア 令和5年度農業委員会活動実績及び令和6年度農業委員会活動計画について
- イ ねやがわし農業委員会だより（第94号）編集方針について
- ウ 令和5年度 第2回農地パトロールの実施について
- エ その他

商 工 業 振 興

1 現況

本市の商工業は、高度経済成長期においては、近隣に所在する大企業の事業拡大、及びそれに伴う人口急増とともに発展してきたが、その依存度の高さから、近年は景気低迷による大企業の事業縮小や生産拠点の海外移転等による影響を大きく受けている。また少子高齢化に起因する消費縮小が市内商業に与える影響も深刻である。

国は、「好循環実現のための経済対策」として中小事業者向けの各種支援施策を打ち出すとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して地域経済の活性化を重要課題に位置付けた。

本市においても、「寝屋川市産業振興条例」を制定し、商工業者への支援施策の充実を図り、市内産業の活性化に取り組んでいる。また、商工会議所、金融機関と連携して「寝屋川市創業支援等事業計画」を策定し、無料経営相談窓口の設置や創業支援セミナーを実施するなど、新規創業者の創出に努めている。

2 寝屋川市産業別事業所数及び従業者数

(令和3年経済センサス活動調査)

産 業 分 類	令和3年総数	
	事業所数	従業者数
農 業 、 林 業	4	12
漁 業	—	—
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	—	—
建 設 業	656	3,945
製 造 業	511	8,922
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	5	39
情 報 通 信 業	41	136
運 輸 業 、 郵 便 業	154	4,924
卸 売 業 、 小 売 業	1,452	14,295
金 融 業 、 保 険 業	68	924
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	636	1,970
学術研究、専門・技術サービス業	212	1,166
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	866	6,723
生活関連サービス業、娯楽業	671	2,739
教 育 、 学 習 支 援 業	229	3,294
医 療 、 福 祉	866	14,163
複 合 サ ー ビ ス 事 業	32	241
サービス業(他に分類されないもの)	339	2,887
合 計	6,742	66,380

3 商工業振興施策

(1) 商業振興施策

ア 経営相談・セミナーの実施

経営支援アドバイザーによる経営相談、商業振興を目的とした各種セミナーを実施する。

イ 商業活性化総合支援事業

(ア) 商業活性化ソフト事業

商業の活性化に資する啓発活動、セール等の事業を行う商業者団体及び事業者に対し、補助を行う。

(イ) 商業活性化安全対策事業

市内商業者団体が商店街の安全安心に資する街路灯及び防犯カメラの新設事業並びに街路灯の維持管理事業に対し、補助を行う。

(ウ) 商業活性化空き店舗活用事業

商業者団体が商店街等で行う空き店舗を利用してコミュニティ施設等を運営し、集客及びイメージアップに寄与すると認められる事業に対し、補助を行う。

ウ 商品券等発行事業支援

商業者連合組織が実施する商品券等発行事業に対し、補助を行う。

エ ねやがわパーク事業

季節に応じたパークイベントを開催し、市民のまちへの愛着を醸成するとともに、イベント期間中に市内飲食店ブースを設置し、その認知度を高める等、地域経済の活性化を図る。

(ア) 〔秋〕月見とランタンのタベ

a 開催日

令和5年10月27日（金）、28日（土）、29日（日）※10月27日（金）は荒天のため中止

b 開催場所

打上川治水緑地

c 演出

ランタンの設置やメタセコイア並木のライトアップ、とんどの設置等、和のテイストで幻想的な空間演出を行う。

d 来場者数

延べ約15,000人

e 出店店舗数

19店舗

(イ) 〔春〕桜と光の舞い

a 開催日

令和6年3月29日（金）、30日（土）、31日（日）

b 開催場所

打上川治水緑地

c 演出

桜並木や水辺のライトアップ演出、ステージイベント等、春の季節を感じることが出来る空間演出を行う。

d 来場者数

延べ約23,000人

e 出店店舗数

27 店舗

(2) 工業振興施策

ア 経営相談・セミナーの実施

経営支援アドバイザーによる経営相談、工業振興を目的とした各種セミナーを実施する。

イ 中小企業経営・技術支援事業

(ア) 展示会等への製品出展事業

製品、技術又は新たに製作する展示物若しくは配布資料を日本国内で行われる展示会又は見本市（オンライン展示会を含む。）に出展する事業を行う市内中小企業者に対し、補助を行う。

(イ) 国等補助金の申請サポート事業

国又は大阪府が実施する市内中小企業者を対象とした設備投資に対する補助額が 100 万円以上である補助事業への申請において、外部の専門機関等へ依頼して実施される事業に対し、補助を行う。

(ウ) 産学・企業間の交流促進事業

企業グループ等が寝屋川市の区域内に存する大学その他の教育機関との協働による寝屋川市における工業の振興に寄与すると認められる産学連携事業、又は事業効率化の研究、新技術の導入等を目的とした先進地及び先進施設の視察に対し、補助を行う。

ウ ユニーク経営表彰制度

市内事業者が行う働き方改革の推進、福利厚生の実施等に関するユニークな取組を表彰し、PRすることで、受賞事業者の知名度アップ、従業員のモチベーションアップ及び市民の地域への愛着醸成を図るとともに、ユニークな取組の横展開を図り、市内事業者の働き方改革の促進等につなげる。

(3) 産業振興施策

創業・商店街等出店応援事業

寝屋川市内での創業又は商店街等への出店希望者に対し、必要な経費を補助することで、地域経済の活性化及び雇用の創出を促進する。

(4) 労働施策

ア ハッピースマイル寝屋川互助会（事業所福祉共済事業）

〔加入事業所数〕 104 事業所 〔会員数〕 1,838 人（令和6年3月31日現在）

イ 地域就労支援事業

平成28年12月に大阪労働局と「雇用対策協定」を締結し、国と市が一体となって推進する雇用対策事業の一つとして「ねやがわシティ・ステーション」内に「ハローワーク枚方 職業紹介コーナー」を開設。市の「地域就労支援センター」を「ねやがわシティ・ステーション」内に併設し、就労相談や求人情報の提供サービスを行う。専門スタッフによる子育て中の方の就労支援事業「出張マザーズコーナー」を子育て世代が利用するリラット（市立子育てリフレッシュ館）で開催することにより、利用者の増加及び利便性を図る。また、ハローワーク枚方と連携し、「子育て世代の仕事探し応援事業」として、市内企業とのマッチング、セミナー等を開催することで、就労意欲のある子育て世代に対する就労支援を実施する。

(5) 金融施策

寝屋川市小規模企業事業資金融資あっせん制度（市町村連携型）

市内の小規模企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、市が窓口となり府と連携して金融機関へ融資あっせんを行い、小規模企業者の振興、発展に資する。

- ・融資金額及び期間 500 万円以内、5 年以内
- ・連帯保証人 個人（原則として不要）
法人（原則として法人代表者のみ必要）
組合（原則として代表理事のみ必要）
- ・貸付状況

（単位：千円）

区 分 年 度	申 込 み		決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
令和5年度	7 件	30,000	6 件	24,000
令和4年度	0 件	0	0 件	0
令和3年度	3 件	15,000	3 件	14,000

4 大規模小売店舗数

店舗面積 1,000 ㎡以上の大規模小売店 30 店舗（令和6年9月30日現在）

5 産業振興センター

市内事業者への経営革新、競争力強化等の支援を通じて産業振興を図るとともに、産業経済の基盤を確立するため産業振興センターを設置している。

(1) 概要

所 在 地 寝屋川市東大利町2番14号
敷地面積 505.45 ㎡
建築面積 266.272 ㎡
構 造 鉄筋コンクリート造 5階建、E V棟 鉄骨造
主な施設 セミナー室 ほか

(2) 事業内容

- ア 起業その他経営全般に関する相談並びに情報の収集及び提供を行うこと。
- イ 事業経営の活性化を担う人材の育成及び市内事業者組織の育成を支援すること。
- ウ 市内事業者の労働福祉事業及び地域就労を支援すること。
- エ 市内事業者、市民、大学その他の教育機関及び行政機関の協働による産業振興を目的とした研究及び事業の推進を支援すること。
- オ その他、産業振興を図り産業経済の基盤を確立するために必要な事業

消費生活

1 概要

今日、経済社会の急激な発展と技術革新に伴い、消費生活が豊かになった反面、商品等の品質や性能が複雑化しているため、消費者にとって商品等の選択が難しい状況にある。

また、最近の消費者を取り巻く環境は、経済のグローバル化や高度情報化に加え、少子・高齢社会への急激な移行など社会の構造が大きく変化している。

このような状況の中で、消費生活センターにおいて消費者に的確な情報を提供するとともに、消費生活相談及び苦情の処理、消費生活講座の開催、資料の展示等の事業を通して消費者保護を推進し、消費生活の安全・安心に寄与することが求められている。

2 消費生活センター

(1) 施設の概要

所在地	寝屋川市桜木町5番30号
施設の規模	軽量鉄骨造2階建て 延床面積 254.46 m ²
開設年月日	昭和50年9月8日（昭和60年9月30日新築）
開館時間	午前9時～午後5時30分（日・祝日、年末年始は休館）

(2) 事業内容

ア 消費生活相談事業

消費生活相談員による問合せ、苦情受付の業務を月曜日から土曜日まで行っている。

(相談件数)

区 分 年 度	苦 情	問合せ	総 数
令和5年度	2,021 件	154 件	2,175 件
令和4年度	2,089 件	152 件	2,241 件
令和3年度	2,044 件	319 件	2,363 件

イ 消費生活啓発事業

- (ア) 消費生活講座
- (イ) 啓発パンフレットの配布

ウ 消費生活情報提供事業

- (ア) 消費生活センター情報紙 「くらしねっと」
- (イ) 市広報紙に掲載 「くらしのメモ」
- (ウ) 展示及び資料コーナー

エ 消費者団体の育成指導

オ 計量器定期検査事業

区 分 年 度	集 合 検 査		所 在 場 所 検 査	
	検査件数	検査台数	検査件数	検査台数
令和5年度	4 件	4 台	11 件	14 台
令和4年度	279 件	618 台	—	—
令和3年度	1 件	1 台	9 件	12 台

カ 消費者行政推進事業

消費者庁設立に伴い創設され、消費生活センター事業及び消費生活相談事業等の充実を図る。

ごみ減量推進

1 概要

環境の問題、とりわけ廃棄物問題は私たちの生活に身近な問題であると同時に、地球環境の保全や資源保護の観点からも緊急の課題となっている。これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通・消費・廃棄に至る各段階において、省資源やリサイクルを進めることにより資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ないいわゆる循環型社会を実現していく必要がある。

国においては、廃棄物・リサイクル対策を総合的・計画的に推進するため、「循環型社会形成推進基本法」や「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」などの個別の対策の関連法を制定するなど、循環型社会の構築に向けた法整備を行ってきた。

本市においても、ごみの発生抑制・再使用・再資源化をさらに推進するため「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」（令和3年3月）に基づき“もったいない”による4Rの深化を推進し、循環型社会の構築を目指していく。

2 基本方針

(1) “もったいない”による4Rの深化

“もったいない”を合言葉に一人一人がライフスタイルの見直しを行い、ただ減量するのではなく、資源化可能物の確実な資源化、質の高い資源化をめざしていく。

(2) 安全・安心なごみ処理の推進

排出抑制、再資源化を行った上で、なお排出されるごみについては、安全かつ安心なごみ処理を行っていく。また、適正処理を図りつつ、エネルギー回収を積極的に行い、循環型社会に寄与する「環境にやさしいごみ処理」を目指していく。

(3) 責任と役割に応じた行動の推進

市民・事業者・行政が同じ目的意識を持って、三者が有機的につながることにより、相乗効果をもたらし、「循環共生型のまち」の実現を目指していく。

3 主な事業

(1) ごみの減量・資源化の推進

ア ごみ減量マイスターの認定

市民自らが行うごみ減量に関する取組を推進し、地域の中で活動するリーダーを養成するため、ごみ減量マイスターの認定制度を設け、ごみ減量マイスター養成講座や情報交換会を定期的に開催している。

認定者数 初級 158 人 中級 57 人 上級 26 人（令和6年3月31日現在）

イ 施設見学会

環境教育の一環として、小学4年生を対象に施設見学を実施する。啓発冊子「くらしとごみ」の配布、ビデオ上映、クリーンセンターの見学等を通して、ごみ処理の現状や環境問題について学習を行う。

また、市民の見学も随時受け付け、ごみ処理に対しての意識を喚起していく。

令和5年度 小学4年生対象：市立24校/出席人数1,657人(引率者除く)

一般対象：団体施設見学 58人/個人施設見学 31人

ウ クリーンカレンダー

ごみの分別排出の徹底、ごみの減量、資源物のリサイクルの向上を図るため、本市の家庭ごみの収集日をカレンダー形式で掲載し、全世帯に配布する。

また、外国人向けに翻訳（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語）したクリーンカレンダーを発行する。

エ 転入者への啓発

本市転入者への分別排出の徹底と適正なごみ処理の啓発を行うため、市役所市民サービス部（戸籍・住基担当）及び5シティ・ステーションにおいて、転入手続の際に窓口で啓発物品（クリーンカレンダー・ごみ袋・分別啓発チラシ等）を配付する。

オ 3010（さんまるいちまる）運動の実践

冷蔵庫の収納方法・整理整頓や宴会時の食べ残し等の食品ロスの削減を図るため、コミセンまつりや環境フェア等様々なイベントにおいて、3010運動マグネットを市民等に配布し、食品ロス削減の協力を呼び掛ける。

カ 折り畳み式箱型ネット購入費補助金の交付

ごみ集積所において、防鳥効果が高い、箱型ネットの購入費用を補助することにより、より多くのごみ集積所に箱型ネットの設置を推進し、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

キ 生ごみ堆肥化・土づくり講習会

家庭にあるポリバケツやプランター等を活用した生ごみの堆肥化についての講習会をごみ減量マイスター等と協働して実施し、家庭から出る生ごみの減量を推進する。

ク 3R促進ポスターコンクール

環境省及び3R活動推進フォーラム主催の「3R促進ポスターコンクール」に、市内小学校及び中学校から募集したポスターを出展する。

また、募集したポスターは、市役所ピロティ等で展示し、市民のごみ減量、リサイクル意識の高揚を図る。

令和5年度 市立小学校 10校 95人
市立中学校 1校 10人

(2) ごみの減量・再資源化に関する啓発・市民活動への支援

ア 資源集団回収活動報奨金の交付

自治会や子ども会などの市民団体が自主的に実施している古紙・古布などの集団回収活動に対し、その回収量に応じて報奨金を交付し、回収活動を側面から支援する一方で、再資源化に資することにより天然資源の節約とごみの減量を図っている。

登録団体数 308 団体(令和6年3月31日現在)

令和5年度資源集団回収活動報奨金 24,176,400 円 (単位: t)

支払団体数	新聞	雑誌	ダンボール	古布	牛乳パック	雑がみ	アルミ缶	計
314	2,082	657	765	170	6	203	151	4,034

イ 生ごみ処理機購入費補助金の交付

家庭から排出される生ごみを自家処理することを目的とし、電気式の生ごみ処理機の購入費用の一部を補助することにより、生ごみの減量や堆肥としての有効利用の促進を図っている。

令和5年度補助金

生ごみ処理機	34 台	575,400 円

ウ 市立小中学校での雑がみ・ペットボトルキャップの回収【廃止】

市立小中学校において、雑がみ等の回収を呼びかけ、協力のお礼として給食時にデザートを付与することにより、分別・リサイクルの意識向上を図る事業を、令和2年10月から実施していたが、令和5年度末に廃止。

(3) ごみ減量化・リサイクル推進体制

寝屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議

ごみの減量とリサイクル推進のため、市民・事業者・行政の三者が一体となり、実行計画の立案、実践活動の推進、減量化・適正処理の施策への協力、その他の活動の具体的手法を検討していく。

4 ごみ処理事業の沿革

	事業の沿革
昭和 24 年 1 月	寝屋川町の清掃条例に基づき、特別清掃地域（現在の大利町商店街付近）を重点に、大八車で収集を開始
昭和 38 年 8 月	固定炉（30 t / 8h）完成・三輪自動車による収集開始
昭和 43 年 9 月	機械炉（180 t / 24h）完成
昭和 46 年 11 月	一般家庭ごみ、週 2 回収集開始
昭和 47 年 3 月	「寝屋川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定
昭和 48 年 6 月	破碎機（75 t / 5h）完成
昭和 55 年 9 月	全連続燃焼式機械炉・新炉（180 t / 24h × 2 基）完成
昭和 58 年 4 月	4 種分別収集開始
平成 6 年 3 月	破碎施設（破碎機 75t/5h・切断機 7t/5h・手選別装置 25t/5h）完成
〃 6 月	「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」（平成 6 年度～20 年度）策定
平成 7 年 4 月	「寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」制定 （寝屋川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正）
〃 9 月	「寝屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議」設置
平成 9 年 3 月	「寝屋川市ごみ減量化行動計画」策定
平成 10 年 1 月	ペットボトルモデル地区分別収集実施
平成 11 年 1 月	ペットボトル分別収集開始、透明・半透明ごみ袋によるごみ収集開始
平成 12 年 1 月	廃乾電池分別収集開始
〃 8 月	廃蛍光灯・スプレー缶の拠点収集開始
平成 13 年 2 月	プラスチック製容器包装モデル地区分別収集実施
〃 3 月	「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」（平成 13 年度～22 年度）策定
平成 14 年 1 月	プラスチック製容器包装分別収集開始
〃 3 月	「寝屋川市循環型社会実践行動計画」策定
平成 16 年 6 月	北河内 4 市リサイクル施設組合設立
平成 18 年 4 月	事業系一般廃棄物の収集運搬を委託から許可に制度変更
平成 20 年 2 月	北河内 4 市リサイクルプラザ稼動
平成 20 年 4 月	古紙・古布分別収集開始
平成 22 年 10 月	事業系一般廃棄物の分別収集を一部開始
平成 23 年 3 月	「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」（平成 23 年度～32 年度）策定
平成 24 年 3 月	「寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画」策定
平成 26 年 4 月	事業系一般廃棄物処分手数料改定（90 円/10kg）
平成 30 年 3 月	新ごみ焼却処理施設（100 t / 24h × 2 基）完成
平成 30 年 7 月	小型家電ボックス回収開始
平成 30 年 11 月	落葉の堆肥化開始
令和元年 5 月	小型充電式電池ボックス回収開始
令和 2 年 10 月	市立小中学校で雑紙・ペットボトルキャップの回収開始
令和 3 年 3 月	「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」（令和 3 年度～令和 12 年度）策定
令和 4 年 10 月	フードドライブの常設開始
令和 5 年 3 月	資源物等ストックヤードの供用開始

環 境 政 策

1 公害苦情・陳情処理状況

(単位：件)

区 分 年 度	苦情・陳情受付件数								処 理 件 数	翌年度 へ繰越
	前年度 から 繰 越	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	その他	計		
令和5年度	15	27	5	56	6	20	14	143	127	16
令和4年度	15	25	13	72	12	12	15	164	149	15
令和3年度	19	24	12	54	10	15	15	149	134	15

2 用途地域別公害発生状況（令和5年度）

(単位：件)

公 害 別 地 域 別	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	その他	計
第一種低層住居専用地域	2			1		1	4
第一種中高層住居専用地域	3		5		1	1	10
第二種中高層住居専用地域	2		10	1	3	2	18
第一種住居地域	2		4	2	4	3	15
第二種住居地域	3		7				10
準住居地域			1				1
近隣商業地域	1		7		1		9
商業地域			1	1			2
準工業地域	5	1	13	1	4	4	28
工業地域			2				2
市街化調整区域	7		3		3		13
不明等	2	4	3		4	3	16
総 計	27	5	56	6	20	14	128

3 対策

(1) 大気汚染

ア 常時監視

大気汚染の状況を常時監視するため、寝屋川市役所屋上等において、二酸化窒素・オキシダント・非メタン炭化水素・全炭化水素・一酸化炭素・二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質（PM2.5）・有害大気汚染物質・風向・風速・温度・湿度について測定している。

また、第二京阪道路沿道においても、二酸化窒素・浮遊粒子状物質・風向・風速について測定している。

イ 工場・事業場に対する規制

工場・事業場に対し、大気汚染防止法等関係法令が定める規制基準に適合するよう規制・指導を行っている。

また、建築物等の解体等工事に伴うアスベストの飛散を防止するため、関係法令が定める作業基準に適合するよう規制・指導を行っている。

(2) 水質汚濁

ア 河川水路汚濁調査

河川水路の水質を把握するため、市内の9河川6水路20地点において水質調査を実施している。

イ 工場・事業場に対する規制

工場・事業場に対し、水質汚濁防止法等関係法令が定める規制基準に適合するよう規制・指導を行っている。

(3) 土壌汚染対策

土壌汚染対策法等関係法令に基づき、土地の所有者等に対し、有害物質による土壌汚染の状況の調査及び健康被害を防止するために必要な措置を講ずるよう規制・指導を行っている。

(4) 騒音・振動

ア 環境騒音測定調査

道路に面しない地域として毎年市内24地点において、道路に面する地域として5年間で市内26地点において環境騒音を測定している。

イ 騒音・振動に係る苦情の対応

苦情が発生している地域に対してパトロールを行い、騒音規制法等関係法令に基づき苦情の原因者に対して規制・指導を行っている。

(5) 産業廃棄物

産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者及び処理事業者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく規制・指導を行っている。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）の適正処理を推進するため、保管事業者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく規制・指導を行っている。

4 環境保全事業

生活排水による水質汚濁等「都市・生活型」公害といわれる身近なところから地球的規模にいたるまでの環境問題は、私たち一人ひとりの暮らしや社会の仕組と大きな関わりを持っている。環境問題を市民とともに考え、環境にやさしい暮らしの実践を図るための活動に努めている。

(1) 地球温暖化対策

ア 太陽光発電システム設置補助制度

地球温暖化対策の推進事業の一環として、二酸化炭素の排出抑制に寄与するとともに、環境への負荷が少ない太陽光エネルギーの活用に対する市民の意識の高揚に資することを目的とする。

令和5年度実績

住宅用太陽光発電システム設置補助 補助件数 130 件 補助金額 14,277,000 円

自治会集会所用太陽光発電システム設置補助
補助件数 2 件 補助金額 7,192,350 円

イ グリーンカーテン事業

地球温暖化対策の一環として市公共施設等で、グリーンカーテン運動に取り組んでいる。

令和5年度取組状況

市民配布 各コミュニティセンター、環境フェアにおいて実施 計 4,611 株

配布施設 保育所5施設 小学校 24 施設 中学校 12 施設

その他公共施設 23 施設 民間施設 13 箇所 計 1,389 苗

(2) 環境フェア

『「みどり・水・くらし」を考える』をテーマに、日々の暮らしにおける環境問題や緑豊かなまちづくり、水資源の有効活用について、啓発ブースの出店やリサイクルマーケット等を通して環境に関する啓発を図る。

日 時：令和5年6月11日（日）午前10時～午後3時

場 所：寝屋川市立中央小学校

(3) 親子で見る自然散策と水辺の生物観察

親子で水生生物の観察をすることにより、水質保全について考える。

日 時：令和5年7月29日（土）

場 所：権現川流域

(4) 自然環境学習

寝屋川市内の身近な自然観察会を通じて、市民の皆さんに環境問題についての正しい理解と関心を高めていただく。

ア 自然観察会 ～メダカ調査～

※雨天により中止

イ 自然観察会 ～水辺の生き物調査～

※雨天により中止

ウ 自然観察会 ～昆虫調査～

日 時：令和5年10月8日（日）

場 所：深北緑地

エ 自然観察会 ～ドングリウォッチング～

日 時：令和5年11月5日（日）

場 所：深北緑地

オ 自然観察会 ～冬鳥を見つけよう～

※雨天により中止

5 環境衛生事業

環境衛生は、市民の健康的な基盤となるものであり、衛生的な生活環境づくりを推進することが課題である。

市民の快適な生活環境を保全するために、町内清掃ごみ、不法投棄ごみの収集、空き地の環境保全の業務を行っている。

環境美化業務

(1) 空地等の適正管理指導（令和5年度文書の送付等 51 件）

(2) 町内清掃等塵芥処理（令和5年度）

定期清掃 271 件 ・ 町内清掃 135 件 ・ 不法投棄 162 件

(3) 不法投棄（不燃性ごみ）処分業務委託（令和5年度）

2トン車 13 台

(4) 美しいまちづくりの推進

7月と2月に市内4駅で啓発活動の実施(令和5年度：合計6回)

清 掃

1 ごみ処理

(1) ごみ収集

ごみの種類	略 説	収集頻度
可燃ごみ	生ごみ、靴、鞆、布団等を火・金曜日に収集	週 2 回
古紙・古布	新聞、ダンボール、雑誌等の紙類や古着類を収集	週 1 回
不燃ごみ	日常生活用品や陶器など燃えないごみを収集	月 2～3 回 (第 1・3・5 水曜日)
乾電池	不燃ごみ収集日に他のごみとは別袋で収集	
ライター類		
缶・びん	飲料用・食品用の空き缶・空きびん	月 2 回 (第 2・4 水曜日)
廃プラ・ ペットボトル	飲料用・酒用・みりん用・しょうゆ用のペットボトル及び 中身を消費した後、不用となるプラスチック製容器包装類 の収集	週 1 回
蛍光灯	自治会館や集会所に分別回収かごを常設しており、いつでも 排出が可能	週 2 回程度
スプレー缶		
臨時ごみ	有料（重量等により金額が異なる）で予約制	随 時
犬・猫等の死体	有料（所有者が不明の場合は無料）で予約制	随 時
小型家電	携帯電話・ノートパソコン・デジタルカメラ等を市内公共 施設に設置している回収ボックスにより収集	随 時
小型充電式電池	ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池を市 内公共施設に設置している回収ボックスにより収集	随 時
落葉等	落葉等	個 別

(2) ごみ処理施設

ア 施設名称	寝屋川市クリーンセンター（焼却施設）
所在地	寝屋川市寝屋南一丁目 2 番 1 号
完成日	平成 30 年 3 月 30 日
処理能力	200 t/日（100 t/日×2 基）
処理対象物	可燃ごみ
焼却炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉
構造	鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 6 階
イ 施設名称	寝屋川市クリーンセンター（破碎施設）
所在地	寝屋川市寝屋南一丁目 2 番 1 号
完成日	平成 6 年 3 月 22 日
処理能力	破碎 75 t/日・切断 7 t/日・手選別 25 t/日
処理対象物	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ
構造	鉄筋コンクリート造 6 階

(3) ごみ処理状況

区 分 年 度	平均排出量 (t/日)	平均焼却量 (t/日)	収集作業員 (人)	収集車台数 (台)	処理施設作業員 (人)
令和5年度	164	137	62	40	2
令和4年度	170	142	62	40	2
令和3年度	175	146	62	40	2

(4) ごみ排出状況

(単位：t)

ごみの種類	収 集	令和5年度	令和4年度	令和3年度
可 燃	直 営	13,221	13,897	14,132
	委 託	16,240	16,863	17,531
	計	29,461	30,760	31,663
古紙・古布	直 営	1,951	2,029	2,139
	委 託	1,933	2,043	2,124
	計	3,884	4,072	4,263
不 燃	直 営	1,150	1,216	1,374
	委 託	1,363	1,461	1,638
	計	2,513	2,677	3,012
資 源	直 営	688	726	788
	委 託	800	853	920
	計	1,488	1,579	1,708
廃プラ・ ペットボトル	直 営	1,900	1,973	2,060
	委 託	2,107	2,167	2,308
	計	4,007	4,140	4,368
臨時ごみ	直 営	536	517	576
許 可 (事業所ごみ)	可 燃	15,656	16,027	15,857
	資源 (缶・びん)	166	166	165
そ の 他	直接搬入	2,233	2,269	2,506
合 計		59,944	62,207	64,118

※「直接搬入その他・不燃」については、蛍光灯・スプレー缶を含む。

(5) 収集対象件数

区 分 年 度	一 般 家 庭 (世帯)			事 業 所 (件)
	直 営	委 託	合 計	許 可
令和5年度	51,205	61,511	112,716	
令和4年度	50,850	61,316	112,166	3,522
令和3年度	50,557	60,988	111,545	3,317

(6) ごみ処理実績

(単位 : t)

区 分 年 度	中 間 処 理				合 計
	焼 却	破 砕	資源ごみ 選別	廃プラスチック ペットボトル	
令和5年度	50,212	4,895	1,740	4,007	60,854
令和4年度	52,068	5,125	1,831	4,139	63,163
令和3年度	53,344	5,550	1,966	4,367	65,227

※破砕については、乾電池を除く。

(7) ごみ処分実績

(単位 : t)

区 分 年 度	処 分		合 計
	埋 立		
	不 燃	焼却残渣	
令和5年度	774	6,482	7,256
令和4年度	716	6,884	7,600
令和3年度	841	7,505	8,346

(8) 資源化実績状況

(単位 : t)

区 分 年 度	白 ガラス	茶 ガラス	混合 ガラス等	アルミ	缶 スチール	破砕鉄等	再生プラ
令和5年度	171	146	147	103	199	325	3,581
令和4年度	176	142	154	109	206	377	3,739
令和3年度	195	166	183	145	246	375	3,868
区 分 年 度	ペット ボトル	再生紙・ 布	小型家電	その他 有価物	落葉等	合 計	
令和5年度	179	3,876	6	164	9	8,906	
令和4年度	209	4,075	4	155	17	9,363	
令和3年度	241	4,233	5	195	16	9,868	

(9) ごみ処理手数料

(令和5年4月1日現在)

区 分	収集回数	手 数 料
一般家庭から排出されるもの	—	(無 料)
臨時に申込みがあったとき	随 時	① 収集・運搬・処分 10kg未満までごとに270円 ② 処分のみ 10kg未満までごとに130円

(10) 犬・猫等の死体収集

区 分	手 数 料
収集・運搬・処分	1個につき 1,000円
処分のみ	1個につき 500円

※処分は、焼却炉での処分となる。

2 北河内4市リサイクルプラザ

寝屋川市、枚方市、四條畷市、交野市の4市で、循環型社会を目指して、ペットボトルとプラスチック製容器包装のリサイクルに共同で取り組むため、平成16年6月1日に設立された北河内4市リサイクル施設組合により、建設が進められてきた北河内4市リサイクルプラザ(かざぐるま)が、平成20年2月1日から稼働している。

当該施設において、ペットボトルとプラスチック製容器包装を選別し、圧縮梱包した後、指定法人(公財)日本容器包装リサイクル協会へ引き渡しリサイクルしている。

(1) 施設の概要

名 称	北河内4市リサイクルプラザ(かざぐるま)
所 在 地	寝屋川市寝屋南一丁目7番1号
完 成 日	平成19年12月31日
処 理 能 力	53t/日
処 理 対 象 物	ペットボトル、プラスチック製容器包装
処 理 概 要	選別・圧縮梱包
構 造	管理棟 鉄筋コンクリート造 3階建 処理棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 4階建

3 し尿処理

し尿処理量の減少による効率的合理的処理を図るため、平成19年度より受け入れたし尿等を一次処理(前処理)した後、希釈し下水道法に基づく水質基準内で公共下水道への放流を行っていた。

令和6年4月から、処理を交野市へ委託している。

(1) 施設の概要

名 称	緑風園
所 在 地	寝屋川市讃良東町7番1号
完 成 日	昭和47年3月31日 (下水道放流改造工事 平成19年3月31日竣工)
処 理 能 力	34.5 kℓ/日

(生し尿：15.2 kℓ／日 ＋ 浄化槽汚泥：19.3kℓ／日)

処 理 概 要 除さ＋希釈放流

(2) し尿収集状況

区 分	1月平均 稼働日数	し尿くみとり 対象世帯数	1日平均 収集量	バキューム車 車両台数
委 託	18.4 日	196 世帯	3.2 kℓ	8 台

(3) し尿等収集処理状況

区 分 年 度	作 業 日 数	委 託 業 者 収 集		許 可 業 者 収 集	収 集 総 量
		し 尿 く み と り 対 象 世 帯 等	収 集 量	収 集 量 (浄化槽汚泥)	
令和5年度	243 日	196 世帯(303 人) 従量制 22 件	692kℓ	975kℓ	1,667kℓ
令和4年度	243 日	203 世帯(314 人) 従量制 22 件	712kℓ	1,204kℓ	1,916kℓ
令和3年度	242 日	222 世帯(346 人) 従量制 23 件	764kℓ	1,171kℓ	1,935kℓ

(4) し尿処理手数料

(令和5年4月1日現在)

し尿	一般家庭	定期くみ取り	月1回	基本料	1世帯につき 月額 1,000 円
				人数割	1人につき 月額 800 円
			月2回	基本料	1世帯につき 月額 1,500 円
				人数割	1人につき 月額 1,200 円
	著しく排出量の多い物又は人員によって算定し難い物			従量制	18 リットルまでごとに 400 円

健 康 増 進

1 予防接種事業

(1) 定期予防接種

(単位：人)

年 度 予防接種	令和5年度	令和4年度	令和3年度
ロ タ ウ イ ル ス	延 2,978	延 3,092	延 3,043
H i b (ヒ ブ)	延 5,352	延 5,524	延 5,606
小 児 用 肺 炎 球 菌	延 5,351	延 5,536	延 5,601
B 型 肝 炎	延 4,006	延 4,164	延 4,087
4 種 混 合	延 5,766	延 5,566	延 5,611
三 種 混 合	0	0	0
二 種 混 合	0	0	0
不 活 化 ポ リ オ	0	0	0
B C G	1,348	1,405	1,331
麻 し ん 風 し ん 混 合	延 2,687	延 2,835	延 3,046
水 痘 (み ず ぼ う そ う)	延 2,525	延 2,555	延 2,811
日 本 脳 炎	延 5,533	延 5,631	延 4,774
ジフテリア・破傷風2期	1,325	1,233	1,447
子 宮 頸 が ん	延 2,374	延 2,242	延 800
高 齢 者 インフルエンザ	35,484	40,479	35,708
成 人 用 肺 炎 球 菌	1,648	1,599	1,900
風しん(第5期)予防接種	116	157	428

(2) 任意予防接種

ア 年少児のインフルエンザ

イ おたふくかぜ

ウ 高齢者肺炎球菌(23価)

エ 成人麻しん風しん

2 母子保健事業

(1) 事業の概要

(令和6年10月1日現在)

*実施時期は、いずれも4月～3月 場所：市立保健福祉センター等

種 類	対 象 者	内 容	方 法 等
こども家庭センター（母子保健機能）業務（旧子育て世代包括支援センター業務）	妊婦 子育て中の市民	・保健師・助産師が妊娠届出時に面談を行い、個別の支援プランを提供する。 ・母子健康手帳の交付を行う。 ・妊娠期からの母乳相談の実施。妊娠中から何度でも助産師が母乳育児の相談に応じる。 ・児童福祉分野と一体となって、切れ目なく育児の支援を行う。	平日9:00～17:30に受付（土、日、祝日を除く） 場所：市内2か所（保健福祉センター内・子育てリフレッシュ館内）
妊婦健康診査	妊婦	妊婦とおなかの赤ちゃんの健康状態の確認と経済的な負担の軽減のために妊婦健診を実施。公費負担額を1回目20,000円、2～5回目5,000円、6回目15,000円、7～10回目8,000円、11回目9,000円、12～14回目8,000円、15～17回目5,000円、18～22回目5,000円（多胎妊婦のみ）で実施。	母子健康手帳別冊に受診票を綴じ込み配付 個別健診（府内医療機関・助産所委託）
産婦健康診査	産婦	出産後の母の心身の健康の確認と経済的な負担の軽減のために実施。公費負担額を1回につき上限5,000円2回分で実施。	母子健康手帳別冊に受診票を綴じ込み配付 個別健診（府内医療機関・助産所委託）
妊婦歯科健康診査	妊婦	妊婦のむし歯・歯周病の早期発見と母子の歯科疾患予防のために実施。	母子健康手帳別冊に受診票を綴じ込み配付 個別健診（市内歯科医院委託） （自己負担：なし）
不育症治療費等助成事業	申請日において寝屋川市に住所を有している夫婦	【検査】先進医療として告示されている不育症検査に要した費用の7割相当額（上限6万円）を助成 【治療】1年度あたり30万円を限度に、保険適用外の不育症治療に要した費用を助成	医療機関の受診等証明書（所定様式）と不育症治療等に要した費用の領収書・診療明細書・調剤明細書と併せて申請

種 類	対 象 者	内 容	方 法 等
新生児聴覚検査	新生児（生後 28 日未満の乳児）	先天性聴覚障害の早期発見・早期療育を行うことにより、音声言語発達などの影響を最小限に抑えるため、新生児の聴覚検査事業を実施。検査機器により助成金額（上限）が異なる。AABR6,700 円、OAE3,000 円。	母子健康手帳別冊に受検票を綴じ込み配付 個別検査（府内医療機関・助産所委託）
乳児一般健康診査	乳児（1 歳未満の乳児）	乳児の心身障害の早期発見を行うとともに、乳児の健康保持増進を期するため、乳児健診を実施。	母子健康手帳別冊に受診票を綴じ込み配付 個別健診（府内医療機関委託）
乳児後期健康診査	9 か月～1 歳未満の乳児（10 か月頃が望ましい）	乳児の成長発達の確認を行うため、後期健診を実施。	4 か月児健康診査時に受診票を配付（未受診者は、後日送付） 個別健診（府内医療機関委託）
4 か 月 児 健 康 診 査	4 か月児	疾病の予防や早期発見、早期治療を図り、保護者に発達、栄養、育児の相談、保健指導を実施し、乳児の健全育成を図る。	（内容） 集団指導・計測・医師診察・保健指導 （回数） 毎月 2 回又は 3 回（主に第 1・（2）・3 木曜日）
1 歳 6 か月児 健 康 診 査	1 歳 8 か月児	歩行やことばの発達に重要な時期である 1 歳 8 か月児を対象に健康診査を実施し、幼児の心身の健全育成を図る。また、歯科疾患の早期発見及び予防のために歯科健診及びう蝕活動性試験を実施。	（内容） 計測・診察（医師・歯科）・保健指導・育児相談（栄養・歯科・発達） （回数） 毎月 2 回又は 3 回（主に第 1・（2）・3 月曜日）
3 歳 6 か月児 健 康 診 査	3 歳 7 か月児	身体発達、精神発達の面から重要な時期である 3 歳 7 か月児に対して健康診査を実施し幼児の心身の健全育成を図る。また、歯科疾患の早期発見及び予防のために歯科健診を実施。	（内容） 屈折検査・尿検査・計測・診察（医師・歯科）・保健指導・育児相談（栄養・歯科・発達・眼科） （回数） 毎月 2 回又は 3 回（主に第 1・（2）・3 水曜日）
乳幼児保健歯科教室 ①歯の親子教室 ②むし歯予防教室 ③0 歳からのむし歯予防教室	① 2 歳 7 か月児 ② 1 歳 6 か月児健診の結果、個別指導が必要な幼児 ③ 妊娠 5 か月以上の妊婦～1 歳 3 か月未満児の保護者	①・②う蝕（むし歯）等の歯科疾患の予防を図り、生涯を通じた健康づくりの基礎を築くため、健診及び適切な指導を行う。また、予防処置として、希望者にフッ化物塗布を実施。 ③乳幼児のむし歯予防についての講演。	①（内容） 口腔内診査・う蝕活動性試験・指導、希望者にフッ化物塗布 （回数）年 18 回 ②（内容） 指導・フッ化物塗布 （回数）毎月 1 回（主に第 3 金曜日） ③（内容）講話・指導 （回数）年 2 回

種 類	対 象 者	内 容	方 法 等
新生児及び未熟児 訪問指導 すこやか助産師訪 問指導	妊産婦及び新生 児等で、訪問指 導が必要とされ る者	保護者の不安解消を図り、母乳 栄養の推進と異常の早期発見、 育児について、MY C I T Y 助産師（地域の助産師）が訪問 指導を行う。 訪問回数は4回（多胎児は7 回）。	オンライン、訪問依頼票 （母子健康手帳別冊に綴 込み）、または電話で申込 み （MY C I T Y 助産師 が訪問）
低体重児の届出の 受理及び訪問指導	出生時の体重が 2,500g 未満の乳 児	保護者の不安解消を図り、乳児 の健全な発育を支援するために 行う。	低体重児出生届（母子健 康手帳別冊に綴込み）で 確認し、訪問
育児相談	子育てについて 相談のある保護 者	育児に関する不安や悩み等につ いて、保護者と乳幼児が心身と もに健やかに成長するよう保健 師等が電話等で相談に応じる。	（相談日） 平日 9：00～17：30 （土、日、祝日を除く）
育児教室	育児支援が必要 な乳幼児と保護 者	やりとり遊びとグループワーク を通して、乳幼児の健康の保持、 増進を図るために実施。	対象者には個別に案内
離乳食講習会	4 か月～7 か月 までの乳幼児を 持つ保護者	月齢に応じた離乳食のすすめ方 の講話と献立例の調理実演及び 離乳食相談を行う。	（講習日） 年 12 回
経過観察健康診査	乳幼児健康診査 の結果、経過観 察を必要とする 乳幼児	専門医師や心理相談員・保健師 等による健診・相談を行い、乳 幼児の健全な育成を図る。	対象者には個別に案内
産後ケア事業	原則生後 4 か月 児未満の乳児及 びその母親 ※ 居宅訪問（ア ウトリーチ） 型は、生後 1 歳未満の乳 児及び保護 者。又は流産 や死産を 1 年以内に経 験した女性 も含む。	助産師等が母親の身体的・心理 的ケアを行い、セルフケア能力 を育むよう支援する。 ＜短期入所（ショートステイ） 型、通所（デイサービス）型、居 宅訪問（アウトリーチ）型＞	オンライン、窓口等で申 請
多胎児家庭支援事 業	0 歳児から 3 歳 児の多胎児を養 育する家庭	多胎児家庭の健診・外出におけ る移動支援を行うため、タクシ ー乗車券を交付する。	対象者には妊娠届出時及 び出産後個別に案内
多胎児家庭交流会 （ピアサポート）	多胎児を養育す る家庭	多胎児家庭の負担感の軽減及び 不安の解消を図るため、ピアサ ポーターを中心に交流会を行 う。	（開催日） 年 3 回

種 類	対 象 者	内 容	方 法 等
ねや CoCo アプリ	子育て世代	母子健康手帳の記録の電子化や、子育て情報の配信、子どもの成長記録、予防接種管理、子育て施設及び医療機関のマップ検索、予約機能等で I C T を活用した子育て支援の充実を図る。	ねや CoCo アプリをダウンロードし、登録する。
出産・子育て応援給付金事業	妊婦及び乳幼児の養育者	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、給付金を支給する。	対象者には妊娠届出時及び出生届出時に案内

(2) 母子保健事業の利用状況

ア 妊婦健康診査（医療機関委託）

年度／区分	受診者数	公費助成件数
令和5年度	1,490 人	15,077 件
令和4年度	2,185 人	16,283 件
令和3年度	2,240 人	16,904 件

イ 乳児一般健康診査（医療機関委託）

年度／区分	対象者数	受診者数
令和5年度	1,366 人	1,212 人
令和4年度	1,374 人	1,205 人
令和3年度	1,484 人	1,292 人

ウ 乳児後期健康診査（医療機関委託）

年度／区分	対象者数	受診者数
令和5年度	1,335 人	1,232 人
令和4年度	1,449 人	1,300 人
令和3年度	1,404 人	1,296 人

エ 妊娠歯科健康診査（医療機関委託）

年度／区分	対象者数	受診者数
令和5年度	1,366 人	356 人
令和4年度	1,374 人	425 人
令和3年度	1,484 人	412 人

オ 4か月児健康診査

年度／区分	実施回数	対象者数	受診者数
令和5年度	28回	1,335人	1,283人
令和4年度	30回	1,449人	1,373人
令和3年度	30回	1,404人	1,309人

カ 1歳6か月児健康診査

年度／区分	一 般 健 康 診 査			歯 科 健 康 診 査		
	実施回数	対象者数	受診者数	実施回数	対象者数	受診者数
令和5年度	30回	1,446人	1,371人	30回	1,446人	1,370人
令和4年度	30回	1,429人	1,368人	30回	1,429人	1,367人
令和3年度	30回	1,592人	1,470人	30回	1,592人	1,470人

キ 3歳6か月児健康診査

年度／区分	一 般 健 康 診 査			歯 科 健 康 診 査		
	実施回数	対象者数	受診者数	実施回数	対象者数	受診者数
令和5年度	30回	1,552人	1,409人	30回	1,552人	1,407人
令和4年度	30回	1,458人	1,301人	30回	1,458人	1,300人
令和3年度	32回	1,796人	1,552人	32回	1,796人	1,552人

ク 乳幼児保健歯科教室開催事業

年度／区分	2 歳 『 歯 の 親 子 教 室 』			む し 歯 予 防 教 室		
	実施回数	対象者数	受診者数	実施回数	対象者数	受診者数
令和5年度	18回	1,427人	920人	12回	665人	281人
令和4年度	18回	1,561人	1,053人	12回	756人	328人
令和3年度	18回	1,467人	910人	9回	560人	239人

年度／区分	0歳からの むし歯予防教室	
	実施回数	参加者数
令和5年度	2回	38人
令和4年度	2回	33人
令和3年度	2回	29人

3 成人保健事業

(1) 事業の概要

事業名	対象者及び 実施時期	内 容	場所・方法など
「歯の健康展・ 市民の集い」	市 民 (6月上旬)	口腔衛生の啓発・普及を図るため、歯の健康について体験学習できるイベントを市、寝屋川市歯科医師会、市教育委員会の共催で実施	(会場) アルカスホール
「すてきに生きるくすりと健康展」	市 民 (11月上旬)	医薬品への理解を深めるため、薬と健康について体験学習できるイベントを市と寝屋川市薬剤師会の共催で実施	(会場) アルカスホール
健康手帳の交付	40 歳以上の人 (年間)	検診の結果などを記録し、健康づくりに役立てることのできるカードの交付	(交付場所) ①健康づくり推進課 ②市民サービス部 (戸籍・住基担当) ③各シティ・ステーション
自分で健康 プロデュース ～高血圧予防、 始めませんか～	中高生を除く 15 歳以上の市 民 (年間)	生活習慣病予防をテーマに、高血圧予防の食事について学ぶための教室を実施 2 コース (1 コース 3 日間)	(講師) 保健師、管理栄養士 (会場) 市立保健福祉センター
自分で健康 プロデュース ～今が始め時！ 糖尿病予防講座～	中高生を除く 15 歳以上の市 民 (年間)	糖尿病予防をテーマに、正しい食事や運動について学ぶ教室を実施 2 コース (1 コース 3 日間)	(講師) 保健師、管理栄養士、健康運動指導士 (会場) 市立保健福祉センター
ヘルスアップ教室	中高生を除く 15 歳以上の市 民 (年間)	生活習慣病の予防及び改善や健康増進に関する正しい情報の活用法の普及を図るための各種健康教室を実施	(講師) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士 (会場) 市立保健福祉センター
骨粗しょう症 予 防 教 室 ～骨を大切にす る講座～	30 歳以上の女 性の市民 (年間)	骨粗しょう症の病態を知り、予防に必要な食事及び運動の知識を普及する教室を実施	(講師) 保健師、管理栄養士、健康運動指導士 (会場) 市立保健福祉センター
骨粗しょう症 予 防 教 室 ～産後の今考え よう 骨とから だの話～	中高生を除く 15 歳以上で乳 幼児を子育て 中の女性の市 民 (年間)	骨の発達や、妊娠などによる女性の骨の変化について知り、骨密度を維持・向上するための食事及び運動の知識を普及する教室を実施	(講師) 保健師、管理栄養士、健康運動指導士 (会場) 市立保健福祉センター、 たんぽぽ保育所子育て支援センター

事業名	対象者及び 実施時期	内 容	場所・方法など
健 康 相 談	市 民 (年間)	健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行う。	(相談担当者) 保健師、看護師、管理栄養士
訪 問 指 導	市 民 (年間)	健康相談や受診勧奨などで、訪問指導が必要な人に指導や助言を行う。	(訪問担当者) 保健師、看護師、管理栄養士
健 康 長 生 塾	30 歳以上の人 (6 月～7 月)	健康意識の高揚や生活習慣の改善志向を踏まえ、健康で明るい暮らしを築くために、市と寝屋川市医師会の共催で全5回の教室を実施	(会場) 市立保健福祉センター
健康づくり健診	①15 歳から 39 歳の人 ②40 歳以上で、生活保護世帯の人 (年間)	問診、医師診察、身体計測、検尿、血圧測定、血液検査(肝機能・貧血・腎機能など)	(健診場所) 市立保健福祉センター 自己負担 700 円
胃 が ん 検 診	40 歳以上の人 (年間)	バリウム検査	(検診場所) ①市が検診を委託している市内の病院、診療所 ②市立保健福祉センター 自己負担 2,000 円
	50 歳以上の人 (年間)	内視鏡検査	市が検診を委託している市内の病院、診療所 自己負担 2,500 円
子 宮 が ん 検 診	20 歳以上の女性で前年度に市の子宮がん検診を受診していない人 (年間)	問診、視診、内診、頸部の細胞診 体部の細胞診(医師の判断による追加検査) ※体部の細胞診は、市内の病院、診療所のみで実施	(検診場所) ①市が検診を委託している市内の病院、診療所 ②市立保健福祉センター 自己負担 頸部 700 円、体部 500 円
肺 が ん 検 診	40 歳以上の人 (年間)	エックス線検査 ※65 歳以上の人は、結核検診を含む。	(検診場所) ①市が検診を委託している市内の病院 ②市立保健福祉センター 自己負担 200 円
乳 が ん 検 診	30 歳から 39 歳の女性 (年間)	問診、視触診、超音波検査(エコー検査)	(検診場所) 市立保健福祉センター 自己負担 700 円
	40 歳以上の女性で前年度に市の乳がん検診(マンモグラフィ検査)を受	エックス線検査(マンモグラフィ検査)	(検診場所) ①市が検診を委託している市内の病院、診療所 ②市立保健福祉センター 自己負担 700 円

事業名	対象者及び 実施時期	内 容	場所・方法など
	診していない人 (年間)		
大腸がん検診	40歳以上の人 (年間)	免疫学的便潜血反応検査(検便) ※容器を渡し、自宅で便を採取して提出	(申込受付場所) ①健康づくり推進課 ②集団検診会場 ③市が検診を委託している市内の病院、診療所 自己負担 300 円
肝炎ウイルス 検 診	40歳以上で、今まで受けたことがない人 (年間)	血液検査(HBs抗原検査・HCV抗体検査) ※B型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルスに感染していないかを調べる。	(検診場所) 市立保健福祉センター 自己負担 1,000 円
骨密度検診	30歳以上の女性 (年間)	前腕骨(手首)エックス線検査	(検診場所) 市立保健福祉センター 自己負担 200 円
がんドック セット検診 (国保加入者にがんドックと特定健康診査を実施)	40歳以上の人 (年間)	以下の検診を同時に実施。 胃(バリウム検査)・肺(結核)・大腸の各がん検診、 <u>肝炎ウイルス検診</u> 、(女性は、 <u>子宮がん検診</u> 、骨密度検診を追加) ※下線付の検診は対象年齢などあり。	(検診場所) 市立保健福祉センター 自己負担 女性 2,700 円～4,400 円、男性 2,500 円～3,500 円
レディース検診	30歳から39歳の女性で前年度に市の子宮がん検診を受診していない人 (年間)	以下の検診を同時に実施。 問診、子宮がん検診、骨密度検診、乳がん検診(エコー検査)	(検診場所) 市立保健福祉センター 自己負担 1,600 円
	40歳以上の女性で前年度に市の子宮がん検診及び乳がん検診(マンモグラフィ検査)を受診していない人 (年間)	以下の検診を同時に実施。 問診、子宮がん検診、骨密度検診、乳がん検診(マンモグラフィ検査)	(検診場所) 市立保健福祉センター 自己負担 1,600 円

事業名	対象者及び 実施時期	内 容	場所・方法など
休日乳がん検診	40 歳以上の女性で前年度に市の乳がん検診（マンモグラフィ検査）を受診していない人	エックス線検査（マンモグラフィ検査）	（検診場所） 市立保健福祉センター 自己負担 700 円
がん検診 推進事業	（対象者） 令和6年4月20日現在、市の住民基本台帳に記録され、令和5年4月2日から令和6年4月1日の間に次の年齢になった人 子宮頸がん検診…満20歳の女性 乳がん検診…満40歳の女性 ※対象者にクーポンを郵送 （実施時期） 令和6年6月1日～令和7年3月31日		（検診場所） ①市が検診を委託している市内の病院、診療所 ②市立保健福祉センター 自己負担なし
成人歯科 健康診査	節目年齢の人 （30・35・40・45・50・55・60・65・70歳） ※対象者に受診券を郵送 （年間）	問診、虫歯・歯周病・義歯（入れ歯）などの検査、レントゲン、健診結果に応じた指導など	（健診場所） 市が健診を委託している市内の病院、歯科診療所 自己負担 500 円 （70 歳は自己負担なし）
肝炎ウイルス 検 査	20 歳から 39 歳で、今まで受けたことがない人 （年間）	血液検査（HBs 抗原検査・HCV 抗体検査） ※B型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルスに感染していないかを調べる。	（検査場所） 市が検査を委託している府内の病院、診療所 自己負担なし
がん患者のための アピアランス ケア助成事業	がん治療に起因する脱毛又は乳房切除により医療用ウィッグや補整下着等を1年以内に購入した人 （年間）	交付対象内容及び上限 （1）医療用ウィッグ、毛付き帽子等 上限3万円（税込） ※1回限りの助成とし、上限に満たない場合は購入費用額を上限とする。 （2）人工乳房・乳頭、補整下着 上限2万円（税込） ※左と右の乳房切除毎に、それぞれ1回までの助成とし、上限に満たない場合は購入費用額を上限とする。	（申込方法） ①健康づくり推進課窓口 ②郵送で健康づくり推進課

(2) 実施状況

(単位:人)

区 分		令和5年度		令和4年度		令和3年度	
		受診者数	要精密 検査者数	受診者数	要精密 検査者数	受診者数	要精密 検査者数
健康づくり健診		556	—	542	—	582	—
胃がん検診		2,676	97	3,104	298	3,261	243
肺がん 検診	読影	5,088	157	5,560	179	5,714	172
	喀痰	193	0	229	0	220	0
大腸がん検診		6,628	429	7,111	484	6,911	441
乳がん検診		4,046	366	4,347	359	4,589	389
子宮がん 検診	頸部	4,717	79	4,962	71	5,253	73
	体部	238	4	290	5	271	3
骨密度検診		2,164	616	2,384	646	2,636	707
胃がんリスク (ABC)検診		442	—	530	—	707	—
肝炎ウイルス検診		448	1	528	2	631	4
結核検診		2,761	121	2,967	132	2,948	135
成人歯科健康診査		2,677	—	2,585	—	2,548	—
肝炎ウイルス検査		280	0	325	3	337	2
合 計		32,914	1,870	35,464	2,179	36,608	2,169

4 市立保健福祉センター診療所

(1) 内科・小児科・歯科

ア 開設場所 寝屋川市池田西町28番22号

イ 沿 革 昭和48年8月5日 旧こどもセンターで内科、小児科で開設
平成10年4月1日 移設と同時に歯科を設置
平成22年11月1日 夕方診療開始

ウ 診療日 日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日並びに年末年始(12月30日～1月4日)

エ 診療時間 午前10時～午後5時
午後6時～午後9時(小児科のみ)

オ 利用状況

区 分		令和5年度	令和4年度	令和3年度
医 科	内 科	1,108人	226人	126人
	小 児 科	1,743人	1,303人	878人
歯 科		168人	185人	183人

(2) 障害者歯科

ア 沿 革 平成10年10月1日 開設
平成25年4月1日 第1・第3火曜日診療開始

イ 診療日 毎週木曜日及び第1・第3火曜日(祝日及び年末年始除く)

ウ 診療時間 毎週木曜日 午後1時～午後5時
第1・第3火曜日 午後1時～午後4時

エ 利用状況

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
障 害 者 歯 科	496 人	489 人	490 人

5 北河内子ども夜間救急センター

(1) 概要

ア 開設場所 枚方市禁野本町二丁目14番16号（枚方市医師会館1階）
イ 沿 革 昭和55年7月1日 寝屋川市豊野町15番10号で開設
平成22年11月1日 枚方市禁野本町二丁目13番13号へ移設と同時に、診療時間を延長
令和3年9月1日 同市内で移設と同時に、名称を変更
令和6年9月1日 小児初期救急医療充実のため、診療時間を延長
ウ 診療科目 小児科（平成19年7月1日から）
エ 診 療 日 毎日
オ 診療時間 午後9時～翌日午前7時（令和6年9月1日から）
カ 運営形態 北河内地域の夜間における小児救急医療体制を確保するため、北河内夜間救急センター協議会を設立し、北河内ブロック内の医師会・薬剤師会の協力を得て運営している。

(3) 利用状況（令和5年度実績）

（単位：人）

区分	患者数	患者内訳							
		守口市	枚方市	寝屋川市	大東市	門真市	四條畷市	交野市	その他
小児科	5,874	169	3,326	1,081	157	150	196	588	207
構成比 (%)	100.00	2.88	56.62	18.40	2.67	2.56	3.34	10.01	3.52
1日平均	16.05	0.46	9.09	2.95	0.43	0.41	0.53	1.61	0.57

保 健 衛 生

1 概要

平成31年4月に中核市に移行したことに伴い、寝屋川市保健所を設置し、これまで府の保健所が担ってきた保健衛生分野における専門的な業務を実施するとともに、市立保健福祉センターに保健所すこやかステーションを開設することで、福祉部、こども部等との連携強化と各種相談・手続のワンストップ化を図り、保健衛生業務を実施している。

2 施設概要

(1) 保健所

ア 所在地	寝屋川市八坂町28番3号
イ 敷地面積	1,636.37 m ²
ウ 建築面積	829.24 m ²
エ 延床面積	1,396.86 m ²
オ 構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建
カ 開設年月日	平成31年4月1日（昭和46年建設）
キ 主な業務	総務企画、医事薬事、食品衛生、環境衛生、動物衛生、感染症対策、新型コロナウイルス感染症対策

(2) 保健所すこやかステーション

ア 所在地	寝屋川市池田西町28番22号（市立保健福祉センター1階）
イ 延床面積	262 m ²
ウ 開設年月日	平成31年4月1日
エ 主な業務	難病対策、精神保健福祉対策、健康づくり、特定健診

3 企画関係事務

(1) 健康増進計画の推進

市民の健康の保持増進を図るため、健康づくりに係る様々な施策の総合的な指針となる計画を推進する。令和5年度に策定した第二次寝屋川市健康増進計画について、計画開始年にベースラインを設定し、計画終期の値と比較等を行い、計画期間内に目標達成できたかの評価を行うため、市内在住18歳以上市民3,000人を対象にアンケート調査を実施する。

(2) 医療計画の推進

大阪府医療計画の推進のため、北河内二次医療圏内における保健医療施策及び関連する福祉施策について協議する懇話会等を実施する。

(3) 食育推進・栄養指導

ア 栄養指導

食育推進及び健康増進をテーマにした啓発や教室を実施して、市民が健康的な食生活を実践できるよう働きかける。

イ 食環境づくり推進事業

飲食店や弁当販売店等に対し、健康に配慮された食事の提供について働きかけを行い、市民

の健康づくりを支援する環境整備を推進する。

ウ 特定給食施設等指導

病院や保育所等の特定給食施設等に対して、栄養改善の見地から必要な指導を行い、給食内容の向上とともに、給食を通じた健康づくりを推進する。

(4) 健康危機事象対策

災害、感染症まん延等の健康危機事象に備え、市職員、市内病院等を対象とした研修、訓練及び会議を実施する。併せて、市職員が危機事象発生時の市民対応に必要な防護服等の物品を整備する。

令和6年3月に「寝屋川市感染症予防計画」を策定した。また、同計画を踏まえた「寝屋川市健康危機対処マニュアル（感染症・集団食中毒編）」を策定する。

令和6年度は令和4年度に市三師会及び市病院協会と結んだ「災害時の医療救護に関する協定」の内容や関係機関と訓練等を通じて出た意見等に基づき、「寝屋川市災害時医療・救護体制マニュアル」を改定する。

4 医事薬事

(1) 医療関係事務

病院、診療所、助産所、施術所等の許可や立入検査等を行う。

＜施設数及び病床数（令和6年3月31日現在）＞

施設数等 区分			施設数	病床数				
				一般	療養	精神	結核	計
病院			14	1,308	246	267	30	1,851
診療所	一般	有床	2	38	0	0	0	38
		無床	178	－	－	－	－	
	歯科診療所		117	－	－	－	－	
	小 計		297	38	0	0	0	38
助産所			18	－	－	－	－	－
施術所	あん摩マッサージ指 圧、はり、きゅう		224	－	－	－	－	－
	柔道整復		150	－	－	－	－	－
歯科技工所			31	－	－	－	－	－

(2) 医療従事者の免許申請受付及び交付事務

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の免許申請の受付や免許証の交付を行う。

(3) 医療相談

市民が適正な医療を受けることができるよう、医療に関する相談や苦情に対応する。

(4) 薬事関係事務

薬局、高度管理医療機器等販売業貸与業、毒物劇物販売業等の許可や立入検査等を行う。

<施設数（各年度3月31日現在）>

年度 区分		令和5年度	令和4年度	令和3年度
薬	局	109	106	106
薬	局 製 剤 製 造 販 売 業	18	20	20
薬	局 製 剤 製 造 業	18	20	20
店	舗 販 売 業	49	48	46
医療機器販売業・貸与業	高 度	113	112	110
	管 理	345	330	322
毒	物 劇 物 販 売 業	58	55	58
業	務 上 取 扱 者 (毒物及び劇物取締法第22条第1項)	0	0	0

(5) 薬物乱用防止等の啓発

市民一人一人の薬物乱用の問題に関する認識を高めるため啓発を行い、薬物乱用防止について正しい知識の普及を図る。

5 食品衛生

食品関係営業の許認可や各種届出事務、営業者や消費者からの各種相談（苦情や通報含む）対応及び営業施設への監視指導や検査を行い、食品による事故の防止や不良食品の排除に努める。また、営業者や市民に対する衛生教育を随時実施するとともに、広く市民に対して市広報によりノロウイルス等の感染症予防を含めた正しい食品衛生知識の普及に努める。

(1) 営業施設の状況

<施設数（各年度3月31日現在）>

年度 区分		令和5年度	令和4年度	令和3年度
飲	食 店 営 業	2,189	2,165	2,205
菓	子 製 造 業	225	234	259
乳	処 理 業	0	0	0
特 別	牛 乳 搾 取 処 理 業	0	0	0
乳	製 品 製 造 業	1	1	0
集	乳 業	0	0	0
魚	介 類 販 売 業	123	129	146
魚	介 類 せ り 売 り 営 業	0	0	0
魚	肉 ね り 製 品 製 造 業	3	3	3
※	水 産 製 品 製 造 業	0	0	0
食	品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業	18	17	17
缶	詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業	2	2	2
※	密 封 包 装 食 品 製 造 業	4	4	3
喫	茶 店 営 業	72	133	187

※調理機能を有する自動販売機	10	5	1
あ ん 類 製 造 業	1	1	1
アイスクリーム類製造業	13	15	14
乳 類 販 売 業	0	0	0
食 肉 処 理 業	12	12	12
食 肉 販 売 業	144	156	172
食 肉 製 品 製 造 業	2	2	2
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	0	0	0
食 用 油 脂 製 造 業	2	2	2
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0
み そ 製 造 業	0	0	1
醬 油 製 造 業	0	0	0
※みそ又はしょうゆ製造業	1	1	0
ソ ー ス 類 製 造 業	0	0	0
酒 類 製 造 業	0	0	0
豆 腐 製 造 業	4	5	5
納 豆 製 造 業	0	0	0
め ん 類 製 造 業	7	6	6
そ う ざ い 製 造 業	40	34	29
添 加 物 製 造 業	0	0	0
食 品 の 放 射 線 照 射 業	0	0	0
清 涼 飲 料 水 製 造 業	1	1	1
氷 雪 製 造 業	0	0	0
氷 雪 販 売 業	0	0	0
※ 食 品 の 小 分 け 業	4	4	3
※ 液 卵 製 造 業	0	0	0
※複合型そうざい製造業	0	0	0
※複合型冷凍食品製造業	0	0	0
※ 漬 物 製 造 業	2	1	0
合 計	2,880	2,933	3,071

※ 食品衛生法の改正により、令和3年6月1日から新設された業種

6 環境衛生

環境衛生所管事務に関する許認可及び届出に関する相談対応や、各施設への立入検査を実施し、構造設備及び衛生措置状況等の許認可及び届出事項の確認を行うとともに、水質、空気環境及び化学物質に関する検査を実施する。

(1) 施設の状況

＜施設数（各年度3月31日現在）＞

区分		令和5年度	令和4年度	令和3年度
営業関係	旅館	13	13	13
	興行場	3	3	3
	公衆浴場	16	16	16
	理容所	163	171	174
	美容所	408	409	394
	クリーニング所	73	81	83
民泊関係	国家戦略特別区域 外国人滞在施設 経営事業	2	2	2
	住宅宿泊事業	0	0	1
水道関係	専用水道	9	8	8
	簡易専用水道	369	370	364
	飲用井戸			
浄化槽関係	浄化槽	99	102	203
	浄化槽保守点検業	35	35	34
墓地関係	火葬場	1	1	1
	墓地	37	37	37
	納骨堂	7	7	7
建築物衛生関係	特定建築物	33	32	31
遊泳場関係	通年プール	3	3	3
その他	化製場	0	0	0
	畜舎、家禽舎	25	33	33
	温泉利用施設	2	2	2
	その他の関連施設			
合 計		1,298	1,325	1,409

(2) 家庭用品の検査

生活のために使用するあらゆる製品が「家庭用品」に該当するが、その中でも繊維製品について試買検査（実際に商品を購入して行う検査）を実施する。

7 動物衛生

ペットの終生飼養、動物の遺棄、虐待防止啓発、適正飼養等、動物の適正な取扱いについて、相談、指導及び犬猫の引取事務を行っている。

所有者不明猫対策の一環として、平成17年から実施している避妊・去勢手術費の補助金の交付事務を行っている。猫は非常に繁殖力が強く、年3回出産が可能で、一度に4～8匹生まれてくるため、所有者不明猫の繁殖及び増加を抑制し、市民の快適な生活の確保を目的に、オス1匹につき7,000円を上限、メス1匹につき10,000円を上限として、助成を行っている。

- (1) 動物の愛護及び管理事務（適正飼養、終生飼養の普及啓発等）
- (2) 飼い犬登録事務、狂犬病予防対策業務（浮浪犬の抑留）

<登録件数（各年度3月31日現在）>

令和5年度	令和4年度	令和3年度
13,393	13,138	12,701

- (3) 所有者不明猫対策

<避妊・去勢手術費補助実施件数（各年度3月31日現在）>

令和5年度		令和4年度		令和3年度	
オス	メス	オス	メス	オス	メス
94	156	138	217	140	183

地域猫活動団体 5団体（令和6年3月31日現在）

- (4) 鳥獣の捕獲許可業務
- (5) 動物に関する相談（犬、猫、アライグマ、ヌートリア等）

8 感染症対策

- (1) 感染症対策の推進

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）に基づき患者の支援及び感染拡大を防止する。

イ 感染症法に基づき感染症診査協議会を実施する。

感染症診査協議会実施回数 23回（令和5年度実績）

- (2) 結核予防対策

ア 結核患者の個別支援及び接触者健診などを実施する。

イ 市内病院や学校での定期健康診断の勧告・実施報告の受付やハイリスク層などへの健診を実施する。

ウ 医療関係者や市民への結核の知識の普及や啓発を行う。

新規結核登録患者数 20件（令和5年（1月から12月）実績）

- (3) エイズ・性感染症等予防対策

ア HIV・梅毒・クラミジア検査・相談への対応を行う。

イ 市内の大学でのキャンペーンや大阪府及び政令・中核市の共同での啓発活動を行う。

<実施の状況（令和5年度実績）>

検査項目	検査数
H I V 抗 原 抗 体 検 査	120
梅 毒 血 清 反 応 検 査	119
クラミジアトラコマチス抗体検査	103

- (4) 風しん抗体検査事業

風しん抗体検査・相談への対応を行う。

<実施の状況（令和5年度実績）>

検査項目	検査数
風 し ん 抗 体 検 査	115

(5) 感染症発生動向調査事業

- ア 感染症情報の収集、解析及び有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を推進する。
- イ 感染症法に規定された感染症の発生届の受理及び積極的疫学調査を実施する。
- ウ 検査機関への検体・病原体搬送を行う。
- エ 定点医療機関から病原体情報の収集及び国への報告を行う。

<発生届受理の状況（令和5年度実績）>

分類名	疾病名	届出受理件数	届出取下げ件数 (再掲)
一類感染症		0	0
二類感染症	結 核	38	0
三類感染症	腸 管 出 血 性 大 腸 菌 感 染 症	5	0
四類感染症	つ つ が 虫	1	0
	デ ン グ 熱	1	0
	レ ジ オ ネ ラ 症	2	0
五類感染症	ア メ ー バ 赤 痢	1	0
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	3	0
	後 天 性 免 疫 不 全 症 候 群	1	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	0
	侵 襲 性 肺 炎 球 菌 感 染 症	3	0
	梅 毒	12	0
	百 日 咳	1	0
	麻 し ん	2	2

9 難病対策

(1) 指定難病に係る医療費助成申請受付

国が指定する難病について、医療費助成を行うための受給者証を発行するため、申請書類の受付・大阪府への進達業務を実施する。

<医療費助成申請受付の状況（令和5年度実績）>

新規受付	更新受付	その他
357	2,070	370

(2) 難病患者地域支援対策推進事業

ア 個別支援

難病患者が地域で安心して療養生活を行えるよう、保健師等が面接、訪問により療養相談に対応する。

<個別支援実施の状況（令和5年度実績）>

相談件数	訪問件数	電話件数
688	148	1,535

イ 集団支援

難病患者及び家族を対象に専門家による講演会を開催する。

ウ 難病地域ケアシステム推進事業

地域における医療・療養ケア体制の構築を図るため、ネットワーク会議及び関係機関を対象とした研修会を開催する。

エ 難病患者（高度医療機器使用患者）レスパイト入院費用助成事業

＜申請・助成の状況（令和5年度実績）＞

申請実人数	申請延回数	助成金額（円）
3	9	198,670

(3) その他実施事業

ア 原爆被爆者援護事業

原爆被爆者に係る各種申請の受付、関係団体と連携した健診の支援を行う。

＜原爆被爆者健康診断実施の状況（令和5年度実績）＞

対象者	受診者	要医療者
250	56	2

イ 石綿（アスベスト）健康被害救済制度事業

救済給付の認定申請等の受付事務を行う。

救済給付制度申請数 1件（令和5年度実績）

10 精神保健福祉対策

(1) こころの健康、アルコールやギャンブル等の依存症、ひきこもり等に関する相談対応

ア 精神保健福祉相談、訪問指導、集団指導（ひきこもり家族交流会）

＜個別相談等実施の状況（令和5年度実績）＞

相談延べ件数	訪問延べ件数	電話相談延べ件数	他機関からの相談
3,943	690	511	162

＜ひきこもり家族交流会実施の状況（令和5年度実績）＞

実施回数	参加延べ数
4	32

イ 自殺未遂者相談支援事業

相談延べ件数 364件（令和5年度実績）

ウ 措置入院者等退院後支援事業

エ 心神喪失者等医療観察法に係るケア会議への出席

オ 普及啓発（精神保健家族教室、アルコール健康問題啓発等）

(2) その他の精神保健福祉活動

ア 寝屋川市精神保健福祉医療ネットワーク会議等の企画・連絡会議の開催

イ 関係機関職員研修等の専門教育

ウ 関係団体（断酒会等）の組織支援

エ 精神科病院実地指導

11 新型コロナウイルス感染症対策

令和2年8月30日に新型コロナウイルス感染症対策の体制強化を図るため、健康部に新型コロナウイルス感染症対策室を設置し、新型コロナウイルス感染症に係る疫学調査、健康管理及び相談に関する業務を行い、感染症拡大防止を図った。

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へ移行したことに伴い、令和5年8月1日付けに機構改革により新型コロナウイルス感染症対策室を廃止し、新型コロナウイルスワクチンの予防接種を健康づくり推進課、その他を保健予防課へ所管変更を行った。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止事業

ア 相談、検査件数等

※ 令和4年9月26日以降は、発生届の対象が65歳以上の者、コロナの治療等が必要な者、妊婦、入院が必要な者の4類型に限定されたため、健康観察対象者は、同日以降発生届対象者及び保健所等へ相談があった者とした。

項目	令和5年度	令和4年度	令和3年度	備考
相 談 件 数	1,165	8,274	11,404	新型コロナ受診相談センター等における相談件数
検 査 件 数	5,921	158,990	167,755	市内医療機関及び市保健所における行政検査数
介護従事者等定期検査件数	5,428	33,258	31,900	上記「検査件数」の内数
保育所・幼稚園・小中学校従事者等定期検査件数	-	-	25,069	上記「検査件数」の内数
外出困難者PCR検査件数	-	-	280	上記「検査件数」の内数
学校園スクリーニング検査数	-	9,321	21,468	上記「検査件数」の内数
感 染 者 数	199	36,685	17,315	市内居住者の発生届件数 (令和5年5月7日まで)
健 康 観 察 対 象 者 数	205	10,689	23,155	感染者及び濃厚接触者等に対する健康観察 (令和5年5月7日まで)

イ 陽性者等健康観察支援

重症化リスクの高い患者や希望する患者にパルスオキシメーターを貸与し、健康観察支援の強化を図った。(令和5年5月7日まで)

ウ 感染制御・業務継続支援事業

市内の社会福祉施設等で新型コロナウイルス感染症等陽性者の報告等があった場合、感染制御の

経験者を施設等に派遣することにより、感染制御を図り施設内の感染拡大防止及び業務継続の支援を行う。(実施期間令和4年12月21日から)

派遣施設数 (件)
24

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種の実施

国が新型コロナウイルスワクチンの予防接種を実施すると決定したことを受け、ワクチン接種実施本部を設置(令和3年2月8日～令和5年7月31日)し、円滑な新型コロナウイルスワクチン接種に取り組んだ。

ア 新型コロナウイルスワクチンの接種状況(令和6年5月31日現在)

	1回目		2回目		3回目		4回目	
	接種 人数 (人)	人口 割合 (%)	接種 人数 (人)	人口 割合 (%)	接種 人数 (人)	人口 割合 (%)	接種 人数 (人)	人口 割合 (%)
65歳以上	62,637	91.6	62,514	91.5	60,812	89.0	56,471	82.6
12歳以上	162,721	78.3	162,002	77.9	133,810	64.4	94,888	45.7
5～11歳	621	5.2	607	5.0	280	2.4	115	1.0
6か月～4歳	85	1.2	83	1.2	61	0.9	23	0.4

	5回目		6回目		7回目	
	接種 人数 (人)	人口 割合 (%)	接種 人数 (人)	人口 割合 (%)	接種 人数 (人)	人口 割合 (%)
65歳以上	49,907	73.0	39,978	58.5	28,330	41.5
12歳以上	64,830	31.2	44,865	21.6	30,386	14.7
5～11歳	44	0.4	0	0.0		
6か月～4歳						

	令和4年秋開始接種		令和5年春開始接種		令和5年秋開始接種	
	接種人数 (人)	人口割合 (%)	接種人数 (人)	人口割合 (%)	接種人数 (人)	人口割合 (%)
65歳以上	50,991	74.6	36,802	53.9	37,065	54.2
12歳以上	91,843	44.2	40,351	19.4	49,182	23.7
5～11歳	92	0.8	0	0.0	110	0.9
6か月～4歳					23	0.4

- ※ 被接種者数は令和6年5月31日時点の国のワクチン接種記録システム（VRS）登録数（国・府の大規模接種会場や職域接種等の被接種者を含む。）
- ※ 人口割合は令和5年1月1日時点の住民基本台帳人口を基に算出。
- ※ 死亡した方の接種日が令和3年及び令和4年中の接種回数は除く。
- ※ 新型コロナウイルスワクチン接種は令和3年2月から開始され、高齢者等の重症化リスクが高いといわれる方々を対象とした接種は、令和5年秋開始接種を含めて最大7回（各接種で対象となる年齢要件等は異なる）実施した。

国民健康保険

1 国民健康保険特別会計予算の状況

区 分 年 度	当初予算額 (円)	1人当たり (円)	一般会計からの繰入額 (円)	1人当たり (円)
令和6年度	24,250,000,000	564,124	2,753,881,000	64,063
令和5年度	24,734,000,000	536,262	2,730,300,000	59,196
令和4年度	26,237,000,000	532,515	2,658,596,000	53,960

2 国民健康保険特別会計決算の状況

区 分 年 度	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
	(千円)	1人当たり (円)	(千円)	1人当たり (円)	(千円)	1人当たり (円)
歳 入 ②	25,135,888	548,256	25,847,451	528,038	26,903,145	525,647
一般会計繰入	2,593,511	56,569	2,550,282	52,100	2,426,499	47,410
歳 出 ①	25,034,016	546,034	25,531,913	521,592	26,431,930	516,440
差 引 ②－①	101,872	2,222	315,538	6,446	471,215	9,207

※被保険者1人当たり:年間被保険者数で除したもの。

3 保険料賦課方法

区 分 年 度	令和6年度					
	医療介護分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	賦課 割合	料 率	賦課 割合	料 率	賦課 割合	料 率
所得割	44.0%	9.56%	44.3%	3.12%	42.8%	2.64%
資産割	—	—	—	—	—	—
均等割	34.0%	35,040 円	33.8%	11,167 円	57.2%	19,389 円
平等割	22.0%	34,803 円	21.9%	11,091 円	—	—
賦課基準	前年中の 総所得金額		前年中の 総所得金額		前年中の 総所得金額	
賦課期日	4月1日		4月1日		4月1日	
賦課限度額	650,000 円		220,000 円		170,000 円	

区 分 \ 年 度	令和5年度					
	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	賦課 割合	料 率	賦課 割合	料 率	賦課 割合	料 率
所得割	45.9%	8.67%	45.9%	2.81%	45.9%	2.57%
資産割	—	—	—	—	—	—
均等割	33.8%	30,791 円	33.8%	9,804 円	54.1%	17,003 円
平等割	20.3%	27,849 円	20.3%	8,867 円	—	—
賦課基準	前年中の 総所得金額		前年中の 総所得金額		前年中の 総所得金額	
賦課期日	4 月 1 日		4 月 1 日		4 月 1 日	
賦課限度額	650,000 円		200,000 円		170,000 円	

4 保険料の軽減措置

(医療給付費分)

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
7割軽減 世 帯	11,750 世帯	12,049 世帯	12,041 世帯
〃 人 数	15,227 人	15,817 人	15,845 人
金 額	549,826,410 円	536,219,461 円	482,572,558 円
5割軽減 世 帯	4,943 世帯	5,205 世帯	5,313 世帯
〃 人 数	8,783 人	9,350 人	9,657 人
金 額	197,756,233 円	199,946,753 円	186,563,474 円
2割軽減 世 帯	3,453 世帯	3,670 世帯	3,873 世帯
〃 人 数	6,118 人	6,501 人	6,973 人
金 額	55,254,167 円	55,888,166 円	53,997,490 円
合 計	802,836,810 円	792,054,380 円	723,133,522 円

(後期高齢者支援金分)

年度 区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
7割軽減 世帯	11,750 世帯	12,049 世帯	12,041 世帯
〃 人数	15,227 人	15,817 人	15,845 人
金 額	175,065,899 円	160,439,955 円	151,754,221 円
5割軽減 世帯	4,943 世帯	5,205 世帯	5,313 世帯
〃 人数	8,783 人	9,350 人	9,657 人
金 額	62,966,175 円	59,824,156 円	58,665,548 円
2割軽減 世帯	3,453 世帯	3,670 世帯	3,873 世帯
〃 人数	6,118 人	6,501 人	6,973 人
金 額	17,594,313 円	16,723,556 円	16,981,458 円
合 計	255,626,387 円	236,987,667 円	227,401,227 円

(介護納付金分)

年度 区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
7割軽減 世帯	5,480 世帯	5,404 世帯	5,223 世帯
〃 人数	5,905 人	5,861 人	5,654 人
金 額	70,287,215 円	66,375,825 円	58,405,820 円
5割軽減 世帯	1,953 世帯	2,073 世帯	2,098 世帯
〃 人数	2,399 人	2,541 人	2,580 人
金 額	20,396,298 円	20,554,149 円	19,035,240 円
2割軽減 世帯	1,321 世帯	1,296 世帯	1,421 世帯
〃 人数	1,622 人	1,567 人	1,762 人
金 額	5,516,422 円	5,070,812 円	5,201,424 円
合 計	96,199,935 円	92,000,786 円	82,642,484 円

(介護納付金分の世帯・人数については医療給付費分の内数)

5 徴収方法

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
特 別 徴 収	9.22%	10.24%	12.54%
口 座 振 替	33.83%	32.60%	26.63%
自 主 納 付	12.64%	14.30%	19.92%
ペイジー収納	12.80%	13.77%	12.58%
コンビニ収納	28.22%	27.78%	27.15%
キャッシュレス決済	2.44%	0.49%	0.41%
クレジット収納	0.85%	0.82%	0.77%

6 収納状況

区 分 \ 年 度		令和5年度	令和4年度	令和3年度
現 年 度 分	調 定 額	4,562,270,600 円	4,802,840,100 円	4,675,675,200 円
	収 入 済 額	4,164,424,847 円	4,366,791,823 円	4,268,673,806 円
	収 納 率	91.28%	90.92%	91.30%
滞 納 繰 越 分	調 定 額	1,429,801,595 円	1,419,355,294 円	1,552,564,366 円
	収 入 済 額	154,911,079 円	167,513,559 円	188,064,885 円
	収 納 率	10.83%	11.80%	12.11%
計	調 定 額	5,992,072,195 円	6,222,195,394 円	6,228,239,566 円
	収 入 済 額	4,319,335,926 円	4,534,305,382 円	4,456,738,691 円
	収 納 率	72.08%	72.87%	71.56%

7 国民健康保険運営協議会

(令和6年度)

委員構成	被保険者を代表する委員	4 人
	保険医または保険薬剤師を代表する委員	4 人
	公益を代表する委員	4 人
	被用者保険等保険者を代表する委員	2 人

8 被保険者の推移（年間平均）

区 分 年 度	本 市 世帯数	被保険者 世帯数	加入率 (%)	人 口	被保険者数	加入率 (%)
令和5年度	112,835	31,129	27.59	225,140	45,847	20.36
令和4年度	112,275	32,719	29.14	226,693	48,950	21.59
令和3年度	111,719	33,665	30.13	228,517	51,181	22.40

9 給付内容

区 分 \ 年 度		令和5年度	令和4年度	令和3年度
療養給付 の割合	義務教育就学前	8割	8割	8割
	義務教育就学後 70 歳未満	7割	7割	7割
	70 歳以上 75 歳未満	8割	8割	8割
	75 歳以上	7割	7割	7割
出産育児一時金		500,000 円	420,000 円	420,000 円
葬 祭 費		50,000 円	50,000 円	50,000 円

10 療養給付費の給付状況

区 分 年 度	件 数	費用額 (千円)	保険者負担額 (千円)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 保険者 負担額 (円)	受診率 (%)
令和5年度	761,474	19,081,236	14,084,289	25,058	307,202	1,660.90
令和4年度	792,898	19,825,733	14,660,192	25,004	299,493	1,619.81
令和3年度	808,129	20,583,700	15,250,046	25,471	297,963	1,578.96

※保険者負担額は、事業年報C・F表（食事含む）

11 その他の保険給付費

区 分 \ 年 度	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
葬 祭 費	304	15,200	334	16,700	347	17,350
出産育児一時金	163	79,818	163	68,606	186	78,205
合 計	467	95,018	497	85,306	533	95,555

12 人間ドック・脳ドック助成事業

区 分 \ 年 度	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
人間ドック	889	26,317	859	25,407	725	21,266
脳ドック	860	23,591	905	24,760	733	19,939
合計	1,749	49,908	1,764	50,167	1,458	41,205

(1) 人間ドック助成要件

- ア 対象年齢20歳以上
- イ 保険料完納者等
- ウ 検査結果を特定健康診査へ提供することに同意できる者
- エ 当該年度において受診した本事業の助成を受けていない者

(2) 脳ドック助成要件

- ア 対象年齢20歳以上
- イ 保険料完納者等
- ウ 脳疾患による治療を受けていない者
- エ 当該年度において受診した本事業の助成を受けていない者

13 出産育児一時金

(1) 出産育児一時金直接支払制度

出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、分娩時の医療機関での現金支払いをできるだけ少なくすむように創設された制度。医療機関でこの制度を利用する旨を申し出れば、分娩後に国民健康保険から直接医療機関へ出産育児一時金が支払われる。

ア 対象者

世帯に属する被保険者が分娩

イ 支給額

48.8万円（但し、産科医療補償制度加入の医療機関での分娩は1.2万円を加算）

ウ 支払方法

(ア) 出産に係る請求額が支給額を超える場合

⇒ 世帯主が支給額を超えた分だけ医療機関等へ支払い

(イ) 出産に係る請求額が支給額未満の場合

⇒ 保険者が差額（出産育児一時金－出産費用）を世帯主に支給

エ 申請方法

医療機関の窓口で制度を利用する旨の申出を行う。

(2) 出産育児一時金受取代理制度

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払い制度の実施による負担が大きいと考えられる小規模の医療機関等であっても、妊産婦等の経済的負担の軽減を図ることができる制度。医療機関等と被保険者等との合意に基づき、医療機関等が被保険者等に代わって保険者から出産育児一時金等の受取を行う。

14 特定健康診査・特定保健指導事業

(1) 事業の概要

特定健康診査は、各医療保険者に義務付けられた健診で、満40歳から74歳の被保険者を対象として、生活習慣病の一次予防を目的とした健診を行う。特定保健指導では、国が定める選定基準に該当する対象者に、生活習慣を整え生活習慣病を予防するための継続した支援を行う。

(2) 事業の内容

区 分	対象者及び実施時期	内 容	場所・方法など
特定健康診査	40歳～74歳の 市の国保加入者 ※対象者に受診券を 郵送 (6月～3月)	【基本的な検査項目】 問診、医師診察、身体計測、 血圧測定、尿検査、血液検査 【詳細な検査項目】 心電図検査、眼底検査、貧 血検査 【追加項目】 心電図検査（市内取扱医療 機関で実施の場合、全員に 実施）	(健診場所) ①府内指定医療機関 ②市立保健福祉センタ ー ③南コミュニティセン ター 自己負担なし
特定保健指導	積極的支援対象者 ※対象者に個別通知 (年間)	個別指導（目標設定し、3 ～6か月間の支援を行う。 中間評価と3～6か月後評 価を実施）	(会場) 各コミュニティセンタ ー等 自己負担なし
	動機付け支援対象者 ※対象者に個別通知 (年間)	個別指導（目標設定し、各 自で実践。3か月後に評価）	

(3) 実施状況

ア 特定健康診査（法定報告値）

区 分	令和5年度
対象者数	29,254人
受診者数	9,936人
受診率	34.0%

イ 特定保健指導（法定報告値）

区 分	対象者	終了者数	実施率
積極的支援	334人	30人	9.0%
動機付け支援	890人	177人	19.9%
合計	1,224人	207人	16.9%

医療費の助成制度

1 ひとり親家庭医療費助成制度

(1) 対象者（所得制限あり）

18歳年齢到達後の最初の年度末までの子とその父・母または養育者

(2) 助成内容

保険給付が行われたときの自己負担分から一部自己負担金を差し引いた額を助成

(3) 助成状況

区 分 年 度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	1件当たり 助成額 (円)	1人当たり 年間助成額 (円)
令和5年度	4,405	42,890	176,026,453	4,104	39,961
令和4年度	4,613	40,553	168,644,625	4,159	36,559
令和3年度	4,626	38,346	159,575,785	4,161	34,495

※受診件数については、調剤件数を除く。

2 老人医療費助成制度（平成30年4月1日制度廃止、令和3年3月31日経過措置終了）

(1) 対象者（所得制限あり）

年 齢 65歳以上

資格要件

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による公費に該当している人
- ・ 障害者総合支援法による公費負担医療に該当している人
- ・ 特定疾患(平成26年4月1日時点)の内、国の難病としての公費負担医療に該当している人

(2) 助成内容

保険給付が行われたときの自己負担分から一部自己負担金を差し引いた額を助成

(3) 助成状況

区 分 年 度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	1件当たり 助成額 (円)	1人当たり 年間助成額 (円)
令和5年度	0	0	2,408	—	—
令和4年度	10	10	54,914	5,491	5,491
令和3年度	80	2,033	7,163,285	3,524	89,541

※受診件数については、調剤件数を除く。また、制度廃止により、月平均対象者数については、

令和3年度は給付決定者数の月平均、令和4年度及び令和5年度は年間給付決定者数を記載。

3 障害者医療費助成制度

(1) 対象者（所得制限あり）

- ・ 身体障害者手帳1・2級を持っている人
- ・ 療育手帳Aを持っている人
- ・ 身体障害者手帳3～6級を持ち、且つ療育手帳B1の人
- ・ 精神福祉手帳1級を持っている人
- ・ 難病受給者証を持っており且つ障害年金1級または特別児童扶養手当1級に該当する人

(2) 助成内容

保険給付が行われたときの自己負担分から一部自己負担金を差し引いた額を助成

(3) 助成状況

区 分 年 度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	1件当たり 助成額 (円)	1人当たり 年間助成額 (円)
令和5年度	3,695	78,320	441,622,225	5,639	119,519
令和4年度	3,749	76,603	468,420,628	6,115	124,945
令和3年度	3,776	76,159	471,647,365	6,193	124,907

※受診件数については、調剤件数を除く。

4 子ども医療費助成制度

(1) 対象者

年 齢 0歳～18歳（18歳年齢到達後の最初の年度末まで）

(2) 助成内容

保険給付が行われたときの自己負担分から一部自己負担金を差し引いた額を助成

(3) 助成状況

ア 0歳～6歳児（就学前児童）

区 分 年 度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	1件当たり 助成額 (円)	1人当たり 年間助成額 (円)
令和5年度	8,940	110,592	332,993,401	3,011	37,248
令和4年度	9,231	103,179	294,885,547	2,858	31,945
令和3年度	9,439	95,417	290,266,842	3,042	30,752

イ 小学生

区 分 年 度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	1 件当たり 助成額 (円)	1 人当たり 年間助成額 (円)
令和 5 年度	9,355	94,613	339,920,373	3,593	36,336
令和 4 年度	9,567	85,140	292,435,669	3,435	30,567
令和 3 年度	9,674	76,968	262,580,640	3,412	27,143

ウ 中学生

区 分 年 度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	1 件当たり 助成額 (円)	1 人当たり 年間助成額 (円)
令和 5 年度	4,945	39,156	164,003,610	4,188	33,166
令和 4 年度	4,991	34,834	142,960,783	4,104	28,644
令和 3 年度	5,079	32,190	131,431,261	4,083	25,877

エ 高校生世代

区 分 年 度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	1 件当たり 助成額 (円)	1 人当たり 年間助成額 (円)
令和 5 年度	5,010	37,086	158,087,131	4,263	31,554
令和 4 年度	5,039	33,043	136,075,804	4,118	27,005
令和 3 年度	5,088	32,024	124,702,075	3,894	24,509

※ア～エいずれも、受診件数については、調剤件数を除く。

5 小児慢性特定疾病医療費助成

(1) 対象者

18 歳未満の児童で「厚生労働大臣が定める慢性疾病及び当該疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」に該当する人

(18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は 20 歳未満まで)

(2) 給付内容

保険給付が行われたときの自己負担分から、所得や疾病の状態の程度に応じた自己負担金を差し引いた額を助成

年度	助成件数 (件)	医療費助成額 (円)	1 件当たり 助成額 (円)
令和 5 年度	2,129	54,770,246	25,726
令和 4 年度	1,575	77,493,878	49,202
令和 3 年度	1,508	77,209,095	51,200

6 不妊治療費等助成事業

(1) 対象者

以下の要件を満たす夫婦

- ・ 治療開始日から申請日までの間、夫婦（法律婚または事実婚）であること
- ・ 申請日において、夫婦ともに寝屋川市に住民登録があること
- ・ 治療開始日において、妻の年齢が43歳未満であること
- ・ 助成対象となる治療等について、他の自治体で助成を受けていないこと
- ・ 一連の治療が終了し、医療費等の支払いが完了していること

(2) 助成内容

夫婦1組につき1年度あたり10万円を限度に、保険算定の対象となる生殖補助医療（体外受精や顕微授精を伴う治療）に要した費用を助成

(3) 助成状況

令和6年度から実施

後期高齢者医療

1 後期高齢者医療特別会計予算の状況

区 分 年 度	当初予算額 (千円)	1人当たり (円)	一般会計から の繰入額(千円)	1人当たり (円)
令和6年度	4,623,000	110,071	1,036,785	24,685
令和5年度	4,183,000	102,024	951,013	23,195
令和4年度	3,984,000	102,153	908,797	23,302

2 後期高齢者医療特別会計決算の状況

区 分 年 度	令和5年度		令和4年度	
	(千円)	1人当たり(円)	(千円)	1人当たり(円)
歳 入 ②	4,391,928	114,173	4,239,456	115,146
一般会計繰入	930,629	24,192	867,036	23,549
歳 出 ①	4,173,996	108,508	4,025,179	109,326
差 引 ②－①	217,932	5,665	214,277	5,820

※1人当たり：年度末被保険者数で除したもの。

3 保険料賦課方法

区 分 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
所得割	11.12%	11.12%	10.52%
均等割	54,461 円	54,461 円	54,111 円
賦課基準	前年中の総所得金額	前年中の総所得金額	前年中の総所得金額
賦課期日	4月1日	4月1日	4月1日
賦課限度額	660,000 円	660,000 円	640,000 円

4 保険料の軽減措置

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
7割軽減人数	17,301 人	16,556 人	15,704 人
金 額	636,567,716 円	608,369,409 円	576,382,963 円
5割軽減人数	5,073 人	4,420 人	4,063 人
金 額	133,295,569 円	116,391,954 円	106,532,905 円
5割軽減(被扶養者)人数	188 人	148 人	125 人
金 額	4,070,995 円	3,249,539 円	2,482,357 円
2割軽減人数	5,126 人	4,679 人	4,542 人
金 額	54,207,966 円	49,140,899 円	47,795,144 円
合 計	828,142,246 円	777,151,801 円	733,193,369 円

※令和5年度 828,142,246 円のうち、 府負担分 621,106,684 円
市負担分 207,035,562 円

5 収納状況

(単位：円)

区 分 \ 年 度		令和5年度	令和4年度	令和3年度
現 年 度 分 (特別徴収)	調 定 額	1,066,186,865	1,022,233,490	999,188,981
	収 入 済 額	1,066,186,865	1,022,233,490	999,188,981
	収 納 率	100.00%	100.00%	100.00%
現 年 度 分 (普通徴収)	調 定 額	2,165,809,391	2,129,319,526	1,902,556,690
	収 入 済 額	2,142,779,081	2,106,525,870	1,883,007,137
	収 納 率	98.94%	98.93%	98.97%
滞納繰越分	調 定 額	39,006,444	39,490,272	39,579,557
	収 入 済 額	9,844,089	10,866,576	11,837,195
	収 納 率	25.24%	27.52%	29.91%
計	調 定 額	3,271,002,700	3,191,043,288	2,941,325,228
	収 入 済 額	3,218,810,035	3,139,625,936	2,894,033,313
	収 納 率	98.40%	98.39%	98.39%

※収入済額は還付未済額を含まない。

6 徴収方法別収納割合

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
口 座 振 替	48%	48%	50%
自 主 納 付	12%	13%	11%
コンビニ収納	7%	6%	5%
年金天引き	33%	33%	34%

7 被保険者の推移

(令和6年4月1日現在)

年 度 \ 区 分	人 口 (人)	被保険者数 (人)	加入率 (%)
令和5年度	225,140	38,467	17.09%
令和4年度	226,693	36,818	16.24%
令和3年度	228,517	35,094	15.36%

8 給付内容

区 分 \ 年 度		令和5年度	令和4年度	令和3年度
療養給付 の割合	75歳以上、一定の障害認定のある65歳～74歳	9割 (一定以上の所得の方は8割)	9割 (一定以上の所得の方は8割)	9割
	現役並み所得者	7割	7割	7割
葬 祭 費		50,000 円	50,000 円	50,000 円

9 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

(1) 事業の概要

大阪府後期高齢者医療広域連合は、75歳以上の高齢者の特性を踏まえた健康支援を継続的に行うため、保健事業と介護保険の地域支援事業等を一体的に実施するよう定められている。また、事業実施に伴い、後期高齢者医療広域連合は一部業務を市町村に委託することが認められている。

本市では令和3年度から委託を受け、コミュニティセンター単位で設定される実施圏域毎に、ハイリスクアプローチ及びポピュレーションアプローチを実施している。

(2) 事業の内容

ア ハイリスクアプローチ

健康状態不明者、低栄養である者へ通知を送付し、訪問及び電話で個別支援を実施、身体的

- フレイル、口腔機能低下者へは専門家の講話を案内し、必要に応じて個別支援を実施
- イ ポピュレーションアプローチ
- フレイルの啓発及び予防、地域の健康課題に合わせた健康教育及び健康相談を実施

(3) 実施圏域

区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
ハイリスクアプローチ	南、西、西北圏域	南、西圏域	南圏域
ポピュレーションアプローチ	南、西、西北圏域	南、西圏域	南圏域

生 活 保 護

1 概要

生活保護法に基づいて実施される保護は、その世帯で利用できる資産や働く能力、年金や手当などの制度等、あらゆるものを活用しても、なお生活が出来ないで困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度である。

(1) 保護の仕組み

国が定めている保護基準に、その世帯の収入が足りない場合、その利用し得る資産・能力等あらゆるものを活用しても、なおかつ不足が生じる場合、その不足分を保護費として支給するとともに、必要に応じ医療などの現物給付を行う。

(2) 保護の種類

生活扶助	衣食など日常生活に必要な扶助
住宅扶助	家屋の修理、家賃に必要な扶助
教育扶助	義務教育に必要な扶助
介護扶助	介護に必要な扶助
医療扶助	病気やケガの治療に必要な扶助
出産扶助	出産に必要な扶助
生業扶助	技能の修得や就職に必要な扶助
葬祭扶助	葬祭に必要な扶助

医療扶助・介護扶助については、現物給付、その他の扶助については、原則として現金給付を行う。

なお、保護は居宅において行われるが、状況によっては施設などに収容を委託して行う。

(3) ケースワーカー等の配置（令和6年11月1日現在）

スーパーバイザー	6人	自立支援員等	8人
ケースワーカー	50人	適正化調査員等	14人

2 生活保護状況

（各年度末現在）

区 分 年 度	人 口	被保護 世帯数	被保護 人 員	保護率
令和5年度	225,140人	5,978世帯	7,510人	33.36‰
令和4年度	226,693人	5,806世帯	7,352人	32.43‰
令和3年度	228,517人	5,703世帯	7,295人	31.92‰

3 扶助別保護状況

年 度 区 分	令和5年度（実 績）		令和4年度（実 績）		令和3年度（実 績）	
	延人員	支給金額（円）	延人員	支給金額（円）	延人員	支給金額（円）
生 活	80,373	4,113,033,839	78,952	4,030,985,522	78,094	3,951,392,756
住 宅	81,417	2,256,449,484	79,663	2,183,770,882	79,269	2,135,165,730
教 育	4,807	40,146,506	4,955	41,216,948	5,250	41,151,889
医 療	81,555	6,548,144,746	79,874	6,053,692,045	78,303	6,111,321,953
出 産	1	602,000	1	311,870	0	0
生 業	1,122	15,963,094	1,080	14,579,855	1,125	14,529,336
葬 祭	243	35,682,114	347	34,117,806	282	30,446,360
施設事務費	202	39,215,053	218	39,353,143	245	43,757,452
介 護	21,153	433,485,753	20,192	411,602,310	19,316	386,570,124
就労自立給付金	38	1,501,701	35	1,650,334	33	1,640,850
進学準備給付金	18	2,000,000	11	1,500,000	15	1,700,000
合 計	270,929	13,486,224,290	265,328	12,812,780,715	261,932	12,717,676,450

4 保護世帯類型別構成比

（各年度末現在）

年 度 世帯区分	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
		構成比		構成比		構成比
高齢者世帯	3,419	57.5%	3,342	57.9%	3,279	57.9%
母子世帯	293	4.9%	271	4.7%	288	5.1%
傷病・障害者世帯	1,654	27.8%	1,563	27.0%	1,467	25.9%
その他の世帯	577	9.7%	600	10.4%	633	11.2%
計	5,943	100.0%	5,776	100.0%	5,667	100.0%

※停止世帯数は除く。

5 民生委員・児童委員

(1) 民生委員・児童委員活動の基本

民生委員・児童委員は、民生委員法・児童福祉法によって設置された地域住民を支援するボランティアである。これは、国が住民に委嘱して地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行うという制度で、身分は特別職の地方公務員であるが、給料は支給しないものとされ、任期は3年となっている。

民生委員・児童委員活動の基本には以下の7つのはたらきがある。

ア 相談のはたらき

地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのっている。

イ 連絡通報のはたらき

住民が、個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスや支援が得られるよう、関係行政機関、施設・団体等に連絡したり、対応を促すパイプの役割を努めている。

ウ 生活支援のはたらき

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていく。

エ 社会調査のはたらき

担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを必要に応じて把握していく。

オ 情報提供のはたらき

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供している。

カ 調整のはたらき

住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援している。

キ 意見具申のはたらき

活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会をとおして関係機関などに意見を提起している。

(2) 校区別（地区別）民生委員・児童委員人員数

（令和6年4月1日現在）

校 区	人 員	校 区	人 員	校 区	人 員	校 区	人 員
東	8	池 田	20	神 田	14	国松緑丘	11
西	14	中 央	19	堀 溝	9	楠 根	5
南	16	啓 明	16	田 井	14	宇 谷	7
北	24	三 井	14	桜	18	石 津	5
第 五	23	木 屋	9	点 野	11	望 が 丘	19
成 美	18	木 田	18	和 光	15	（計）327 人	

委 嘱 数

327人（男61人、女266人：主任児童委員を含む。）

(3) 民生委員・児童委員活動状況

内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数															
年 度	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	計
R 5	209	120	158	125	431	174	100	19	17	101	92	163	964	2,545	5,218
R 4	213	67	115	52	538	116	58	9	8	97	88	137	1,151	2,038	4,687
R 3	229	63	174	51	541	72	142	18	9	146	120	202	1,474	1,603	4,844

そ の 他 の 活 動 件 数							訪問 回数		連絡調整 回数		活 動 日 数
年 度	調査・実態把握	行事・事業・会議 への参加協力	地域福祉活動・ 自主活動	民児協運営・研修	証明事務	要保護児童の発見の 通告・仲介	訪問・連絡活動	その他	委員相互	その他の関係機関	
R 5	5,197	4,928	8,846	3,964	536	40	23,461	8,409	7,490	4,024	25,043
R 4	4,603	3,663	7,928	3,152	409	44	22,478	8,278	7,751	3,287	22,090
R 3	4,972	2,637	7,444	2,556	451	26	24,561	10,122	7,756	4,007	22,898

貸 付 制 度

1 生活つなぎ資金貸付制度

傷病、その他特別な事情により、一時的に生活困窮の状況にある世帯を対象に生活つなぎ資金を貸し付ける。

(1) 資格

ア 生活に困窮している方

疾病、就学、出産、同居の親族の死亡、災害、一時的な失業。

イ 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法により記録されている世帯。

ウ 資金の貸付けを行うことによって、自立更生の効果をあげ得ると認められること。

エ 世帯の総収入が生活保護法による基準生活費を超え、2倍以下であること。

オ 連帯保証人を有する方等。

カ 現に世帯が資金の貸付を受けていないこと。

キ 他の者の連帯保証人になっていないこと。

(2) 貸付限度額及び貸付条件

貸付限度額		200,000 円	300,000 円 (特に必要があると認めるとき)
貸 付 条 件	貸付期間	2年以内（据置期間含む）	2年10か月以内（据置期間含む）
	据置期間	4か月以内	同左
	貸付利息	無利息	同左
	返済方法	一時償還又は月賦均等償還	同左

(3) 貸付状況

年 度 区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
貸付件数（件）	14	20	5
貸付金額（円）	1,509,000	1,803,000	169,000

生活困窮者自立支援

1 概要

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、就労準備支援などの包括的な支援を行う。

(1) 支援の種類

本市における支援の取組は下表のとおりである。

自立相談支援	生活の困りごと全般の相談を受け、自立支援を行う。
住居確保給付金	離職などで住まいを失うおそれがある人に、家賃相当額を期限付きで支給し、安定した住居の確保と就労自立を図る。
就労準備支援	一定期間社会体験や就労の場などを提供しながら、個々に応じた支援を行う。
一時生活支援	住居のない生活困窮者に一定期間宿泊場所等の提供を行う。
子どもの学習支援	生活困窮者の子どもに対して学習支援を行い、貧困の連鎖の防止を図る。（平成28年8月から実施）
家計改善支援	家計に問題を抱える人に相談・助言・情報提供等を行い、生活の再生につなげる。

※自立相談支援及び就労準備支援については、寝屋川市社会福祉協議会に委託し実施している。

(2) 主な対象者

現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者

(3) 支援状況

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
新規相談支援件数	655件	715件	1,474件
住居確保給付金等支給者数	20人	39人	97人
就労準備支援者数	10人	3人	14人
一時生活支援者数	12人	9人	17人
家計改善支援者数	45人	30人	26人

市独自支援 価格高騰重点支援給付金 (家計急変世帯への3万円給付)

1 概要

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、家計急変世帯に対して、市独自の支援策として給付金（1世帯当たり3万円）を給付する。

(1) 給付要件

令和5年度分住民税均等割課税世帯のうち、予期せず令和5年1月から令和5年9月までの家計が急変し、令和5年度分住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯。

※ 但し、下記の世帯は対象外

- (ア) 収入の減少が、「予期せず家計が急変」したものに該当しない場合
(定年退職による収入の減少や年金が支給されない月、事業活動に季節性があるもの等で、通常収入が得られない月の収入など、当該月に収入がないことが明らかである場合)
- (イ) 価格高騰重点支援給付金（住民税非課税世帯分）の給付を受けた世帯

(2) 給付金額

1世帯当たり3万円

(3) 申請期間

令和5年6月26日～9月30日

(4) 給付実績

給付件数 128世帯

給付金額 3,840,000円

高 齢 者 福 祉

1 概要

本市の高齢者人口の推移は、昭和45年に6,776人（国勢調査人口）で全人口に対する高齢者の割合が3.3%という若年層の非常に多い市であったが、令和5年10月1日現在、65歳以上の高齢者が68,090人で高齢化率30.1%となり、人口の高齢化が進行している。

このような中で、本市では、高齢者が健康で心豊かな生活を送っていただくために、高齢者保健福祉計画に基づき、各種事業を実施している。

2 高齢者人口の推移

（高齢者：65歳以上 各年10月1日）

区分 年	高齢者数	高齢化率 (%)	ひとり暮らし の高齢者数	高齢者数比 (%)
令和5年	68,090人	30.1	8,207人	12.0
令和4年	68,491人	30.0	8,181人	12.0
令和3年	68,933人	30.0	8,257人	12.0

（ひとり暮らしの高齢者 各年4月1日）

3 老人クラブ

区分 \ 年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
クラブ数	101クラブ	108クラブ	117クラブ
会員数	6,600人	7,297人	8,246人

4 在宅福祉サービス

(1) 外出援助サービス事業

一般交通機関を利用することが困難なおおむね65歳以上の高齢者等を対象に、リフト付軽自動車を使用し、北河内圏内を範囲とした通院などの外出の援助を行っている。

区分 \ 年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
実利用者数	225人	210人	94人
延利用回数	1,450回	2,528回	1,128回

※外出援助サービス事業については、寝屋川市社会福祉協議会に委託し実施している。

(2) 緊急通報システム事業

65 歳以上のひとり暮らしの高齢者などで、心臓疾患等により日常生活に不安のある虚弱な方を対象に、緊急通報装置を設置し、緊急時にすばやく消防署に通報できるよう、システム化を図っている。

区分 \ 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
新規設置数	89 台	81 台	70 台
総設置数	730 台	774 台	805 台

(3) 家族介護用品支給事業

介護保険制度の要介護認定で「要介護 3・4・5」と判定された寝たきりの高齢者など（本人介護者ともに市民税非課税）を介護している家族に紙おむつなどの介護用品を支給している。

区分 \ 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
実利用者数	140 人	132 人	193 人

(4) 徘徊高齢者家族支援サービス

介護保険制度の要介護認定で「要介護 1 以上」と判定された徘徊のおそれがある 65 歳以上の高齢者を介護している家族に、高齢者が徘徊したときに、早期に発見できる専用端末機を貸与している。

区分 \ 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
実利用者数	41 人	36 人	47 人

(5) 徘徊高齢者発見支援メール事業

市民の方々に、24 時間 365 日態勢の支援システムへメールアドレスを登録してもらい、認知症の高齢者が徘徊したときに、携帯電話やパソコンでの徘徊情報の受信と当該高齢者の発見に役立つ情報提供に協力してもらうことにより、早期発見・保護を支援するため実施している。

区分 \ 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
登録件数	41 件	32 件	59 件
協力者の登録件数	5,115 件	5,247 件	5,282 件

(6) ボランティア養成研修事業

高齢者が培ってきた知識・経験・技術などをいかして社会参加や仲間づくりができるよう、熟年ボランティアを養成する講座を開催している。

区分 \ 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
利用者数	22 人	36 人	33 人

(7) 街かどデイハウス支援事業

介護保険制度の要介護認定で「自立」と判定された 65 歳以上の虚弱、又は軽度の介護が必要な高齢者に、日帰り介護サービスを提供する住民参加型非営利団体などを支援している。

区分 \ 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
支援箇所数	2 か所	2 か所	2 か所

(8) 運動器の機能向上プログラム

ストレッチや筋力トレーニング、バランストレーニングなどで楽しみながら生活機能の維持、改善を図る教室を開いている。

区分 \ 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
延利用者数	209 人	69 人	73 人

(9) みんなで介護予防教室

閉じこもりがちな高齢者に対し集団で体操を行うなど介護予防を目的に教室を開いている。

区分 \ 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
延利用者数	152 人	50 人	81 人

(10) 元気アップ体操サポーター養成講座

高齢者のための「元気アップ体操」を体験をとおして学び、地域の実践リーダーとして活動してもらえるボランティアを養成する講座を開催している。

区分 \ 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
実利用者数	22 人	18 人	10 人

(11) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症等高齢者が、成年後見制度の利用が必要であって、親族等がいない場合、本人に代わり市が家庭裁判所に申立てを行う。

区分 \ 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
実利用者数	17 件	23 件	16 件

(12) 認知症サポーター養成事業

認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）を養成している。

区分 \ 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
実利用者数	803 人	405 人	158 人

(13) 緊急シェルター事業

虐待等により緊急・一時的に分離等が必要な要援護高齢者に宿泊場所を提供している。

区分 \ 年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用者数	3人	0人	6人
延日数	42日	0日	52日

(14) 元気アップ介護予防ポイント事業

介護予防を目的として、介護保険施設等でボランティア活動を行った高齢者に対し、その実績を基に交付金を交付している。

区分 \ 年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
登録者数	297人	276人	487人
受入施設数	142施設	145施設	144施設
交付人数	107人	66人	63人

※元気アップ介護予防ポイント事業については、寝屋川市社会福祉協議会に委託し実施している。

(15) 買い物等外出促進事業

居住地の周辺に商業施設がないことや身体上の理由で買い物等が困難である対象者に対し、閉じこもりの予防等を図るため、移動手段を提供する。

区分 \ 年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
実施地域	2地区	2地区	2地区

(16) 高齢者交通系 IC カード購入補助事業

高齢者へ交通系 IC カード購入費用に対する補助を行い外出を促すことで、生きがい活動や社会参加等を進め、介護予防や閉じこもり防止を図る。

区分 \ 年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
対象者数	55,112人	54,822人	54,588人
申請件数	11,005件	11,300件	10,697件

5 生きがい対策

(1) 高齢者福祉センター

高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、各種イベントや講座を実施し健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的としている。

ア 中央高齢者福祉センター

所在地 寝屋川市成田町3番6号
敷地面積 5,020.12 m² 延床面積 1,301.32 m²
設立 昭和45年4月1日(旧館)・昭和50年4月1日(新館)
構造 鉄筋コンクリート造3階建
事業内容 (ア) 高齢者に対する生活、健康等に関する相談
(イ) 高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業
又はそのために必要な便宜の提供
(ウ) その他目的達成に必要な事業

年間延利用人数

年度 区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用人数	49,008人	48,199人	35,790人

イ 東高齢者福祉センター

所在地 寝屋川市明和一丁目1番30号
敷地面積 667.74 m² 延床面積 583.75 m²
設立 昭和52年4月1日
構造 鉄筋コンクリート造2階建(一部平家建)
事業内容 (ア) 高齢者に対する生活、健康等に関する相談
(イ) 高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業
又はそのために必要な便宜の提供
(ウ) その他目的達成に必要な事業

年間延利用人数

年度 区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用人数	28,706人	18,576人	12,875人

ウ 太秦高齢者福祉センター

所在地 寝屋川市太秦元町14番22号
敷地面積 333.48 m² 延床面積 238.30 m²
設立 昭和56年4月1日
構造 鉄骨造2階建
事業内容 (ア) 高齢者に対する生活、健康等に関する相談
(イ) 高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業
又はそのために必要な便宜の提供

年間延利用人数

区分 \ 年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用人数	2,694人	2,716人	2,070人

エ 西高齢者福祉センター

所在地 寝屋川市池田西町28番22号

敷地面積 1,750.30 m² (保健福祉センター及び西高齢者福祉センター)

延床面積 6階 1,190.01 m² PH1階 328.25 m²

設立 平成10年4月1日

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
地下1階地上6階PH2階

事業内容 (ア) 高齢者に対する生活、健康等に関する相談
(イ) 高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業
又はそのために必要な便宜の提供
(ウ) 健康づくり事業 (温水プール開放)
(エ) その他目的達成に必要な事業

年間延利用人数

区分 \ 年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用人数	44,761人	41,989人	21,928人

(2) いきいき教室

地域の高齢者に文化的・教養的活動の場及び児童との世代間交流の場を提供し、高齢者福祉の増進を図ることを目的としている。

所在地 寝屋川市黒原橋町30番1号 和光小学校内 (余裕教室の活用)
寝屋川市堀溝三丁目10番20号 堀溝サービス窓口
寝屋川市池田西町24番5号 池の里市民交流センター内 (平成18年9月開所)
寝屋川市明德一丁目1番1号 総合教育研修センター (平成19年4月開所)

事業内容 児童との交流会、高齢者の健康教室、相談、文化教室、趣味活動、
ビデオ鑑賞、老人クラブ合同会議等

運営 地元の運営協議会等が運営している。

年間延利用人数

年度 区分		令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用人員	和光	840人	和光 840人	和光 46人
	堀溝	1,100人	堀溝 1,064人	堀溝 341人
	池の里	2,260人	池の里 2,269人	池の里 1,054人
	明德	377人	明德 141人	明德 85人

(3) ゲートボール場

ゲートボール場を整備し、昭和57年度より高齢者の健康増進、相互の親睦及び交流を図っている。令和5年度末現在6か所8コート設置している。

6 施設福祉対策

(老人ホーム措置状況)

65歳以上の高齢者で、身体的、精神的、環境的事情により在宅で日常生活を送ることが困難な方を老人ホームに措置している。

年度 区分		令和5年度	令和4年度	令和3年度
養 護	措置施設数	11施設	10施設	11施設
	措置人数	23人	24人	28人

介護保険

1 概要

高齢社会を迎えている現在、本市においても4人に1人以上が65歳以上の高齢者となっている。

また、高齢者の中でも介護や支援が必要な人の割合が大きくなる75歳以上の人が、今後は急激に増加するものと予測される。

加齢に伴い支援や介護を必要とする人が増えている中で、誰もが住み慣れた地域で“自分らしく”生活できる社会をつくる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を展開する中で介護保険による支援を実施する。

2 居宅サービス

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが家庭を訪問して介護や家事の援助を行っている。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	48,226 件	47,608 件	45,528 件
給付金額	4,466,769,535 円	4,272,633,953 円	3,958,451,785 円

(2) 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問して、入浴の介護を行っている。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	1,537 件	1,519 件	1,325 件
給付金額	94,415,724 円	86,514,209 円	77,724,820 円

(3) 訪問看護

看護師等が家庭を訪問して、看護を行っている。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	31,184 件	29,249 件	27,855 件
給付金額	1,272,835,149 円	1,187,543,792 円	1,127,268,542 円

(4) 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問して、必要なリハビリテーションを行っている。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	1,065 件	1,078 件	969 件
給付金額	40,148,455 円	37,028,569 円	34,200,104 円

(5) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問して、療養上の管理や指導を行っている。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	68,892 件	62,693 件	58,702 件
給付金額	555,715,294 円	491,679,298 円	462,770,498 円

(6) 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等で、入浴、食事の提供、機能訓練等を行っている。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	34,382 件	31,290 件	30,342 件
給付金額	2,398,092,788 円	2,192,242,015 円	2,122,460,239 円

(7) 通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設、病院等で必要なリハビリテーションを行っている。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	12,705 件	12,517 件	12,553 件
給付金額	739,368,701 円	723,658,625 円	709,710,515 円

(8) 短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴、食事等の介護や必要な機能訓練等を行っている。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	5,553 件	5,346 件	4,777 件
給付金額	506,699,425 円	466,475,493 円	442,166,591 円

(9) 短期入所療養介護（ショートステイ）

老人保健施設、病院等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護や必要な機能訓練等を行っている。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	467 件	485 件	454 件
給付金額	42,174,611 円	45,784,536 円	44,350,768 円

(10) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24 時間、定期巡回と随時対応による訪問介護を行っている。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	68 件	62 件	99 件
給付金額	10,291,018 円	11,249,600 円	19,910,780 円

※平成 27 年 1 月より、事業所の指定を行いサービス提供を開始

(11) 福祉用具の貸与及び購入費の支給

車椅子や特殊寝台などの福祉用具について貸与を行うほか、貸与になじまない腰掛便座や特殊尿器などについて購入費の支給を行っている。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
貸 与	76,542 件	74,733 件	71,429 件
購 入	936 件	952 件	959 件
給付金額	985,304,599 円	946,820,093 円	902,713,045 円

(12) 住宅改修費の支給

手すりの取付けや段差解消などの小規模な住宅改修について、その費用を支給している。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
住宅改修	1,043 件	1,014 件	973 件
給付金額	84,416,855 円	81,382,510 円	79,901,388 円

(13) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症のため介護を必要とする方の共同生活（5～9人）を通し生活介護を行っている。

※要支援1の方は利用できない。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	5,748 件	4,036 件	4,129 件
給付金額	1,133,346,131 円	1,074,113,073 円	1,091,693,658 円

(14) 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等における介護）

有料老人ホーム、ケアハウス等に入所している要介護者等について、その施設において提供されている介護等も介護保険の対象としている。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	6,205 件	5,406 件	5,738 件
給付金額	1,142,382,046 円	1,026,585,689 円	1,079,931,329 円

3 施設サービス

※要支援の方は利用できない。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活で常に介護が必要で、居宅での介護が困難な場合に入所。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	9,970 件	9,990 件	9,920 件
給付金額	2,740,990,404 円	2,703,661,058 円	2,655,221,364 円

(2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し家庭に戻れるように機能回復訓練や看護・介護を必要とする場合に入所。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	5,747 件	5,707 件	5,665 件
給付金額	1,651,249,189 円	1,633,567,137 円	1,609,794,492 円

(3) 介護療養型医療施設（療養型病床群等）

長期の療養を必要とする場合に入院。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	0 件	197 件	191 件
給付金額	0 円	55,245,648 円	53,568,740 円

(4) 介護医療院（特別診療費含む）

長期の療養及び日常生活上の介護を必要とする場合に入院。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	1,198 件	844 件	594 件
給付金額	233,380,871 円	164,980,081 円	99,132,812 円

4 介護予防・日常生活支援総合事業

平成29年度より、市が行う介護予防の取組です。

(1) 訪問型サービス（現行相当）

自宅で行う身体介護を含む日常生活の支援。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	1,360 件	1,336 件	1,401 件
給付金額	35,645,352 円	35,056,115 円	36,304,882 円

(2) 訪問型サービス（基準緩和）

自宅で行う生活援助のみの日常生活の支援。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	8,492 件	9,011 件	9,680 件
給付金額	103,468,758 円	108,756,192 円	120,730,499 円

(3) 通所型サービス（現行相当）

通所介護施設で行う身体介護を含む日常生活の支援。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	1,152 件	993 件	887 件
給付金額	29,777,318 円	26,294,533 円	23,624,967 円

(4) 通所型サービス（基準緩和）

通所介護施設で行う閉じこもり予防や自立支援を目的とした支援。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	5,504 件	5,873 件	6,129 件
給付金額	85,814,709 円	82,209,165 円	85,814,709 円

(5) 通所型サービス（短期集中）

通所介護施設で行う運動機能向上等を目的とした機能訓練。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用件数	1,573 件	1,637 件	1,336 件
給付金額	27,782,010 円	31,381,680 円	27,391,780 円

障 害 者（児） 福 祉

1 障害者自立支援制度

障害者の福祉施策は、行政が利用できるサービスの内容を決定する「措置制度」からノーマライゼーションの理念に基づき、利用者が自ら選択し契約によりサービスを利用する「支援費制度」が平成 15 年度から導入された。

平成 18 年 4 月には、障害の種別にかかわらず、障害のある人の地域における自立した生活を支援するため、「障害者自立支援法」が制定され、平成 24 年 6 月には、障害のある人もない人も住み慣れた地域で共に生活するために日常生活や社会生活を総合的に支援するため「障害者総合支援法」が成立し、障害者の範囲への難病等の追加や障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが平成 25 年 4 月以降、順次実施された。

平成 30 年 4 月には、障害者総合支援法の一部改正が施行され、自立生活援助や就労定着支援などの創設、重度訪問介護の訪問先の拡大などが新たに盛り込まれた。

また、平成 31 年 4 月に、手話への理解促進・普及の取組を進めるため、手と手で心をつなぐ手話言語条例が施行された。この間、平成 28 年 4 月には、障害者差別解消法が施行され、本市においても同法の趣旨を踏まえ、職員対応要綱を策定し、職員への研修により庁内の周知を行うとともに、令和 2 年 4 月には、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、官民で連携し、差別解消に向けた取組を進めている。

本市が設置している障害者（児）福祉施設のうち、身体障害者福祉センター、東障害福祉センター、児童デイサービスセンター（どんぐり教室）については、市直営で運営している。

また、すばる・北斗福祉作業所、短期入所施設「大谷の里」、あかつき園・ひばり園・第 2 ひばり園については、指定管理者による運営を行っている。

2 障害者施策に係る計画

平成 10 年 6 月に障害者基本法に基づく「寝屋川市障害者長期計画」を策定し、「人間性の尊重に基づく、ノーマライゼーションの社会づくり」を基本理念に、行政だけではなく、市民、企業、当事者団体等が行う全ての取組において、長期的かつ総合的な視点に立って施策を推進してきた。平成 20 年 3 月には、新たな障害者支援の基本方向となる「寝屋川市障害者長期計画（第 2 次計画）」を、平成 30 年 3 月には、「寝屋川市障害者長期計画（第 3 次計画）」を策定し、「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」を基本理念に、障害者施策の推進に取り組んでいる。

また、障害者長期計画とも連動して障害者支援を総合的かつ計画的に推進していくために、障害者総合支援法に基づき、国の施策動向や地域のニーズを踏まえつつ、必要となるサービスの見込量と確保のための方策を明記した「寝屋川市障害福祉計画（第 1 期計画）〔平成 18～20 年度〕」を平成 19 年 3 月に、「同（第 2 期計画）〔平成 21 年～23 年度〕」を平成 21 年 3 月に、「同（第 3 期計画）〔平成 24 年～26 年度〕」を平成 24 年 3 月に、「同（第 4 期計画）〔平成 27 年～29 年度〕」を平成 27 年 3 月に、「同（第 5 期計画）〔平成 30 年～令和 2 年度〕」を平成 30 年 3 月に、「同（第 6 期計画）〔令和 3 年～令和 5 年度〕」を令和 3 年 3 月に策定し、施策を推進してきた。

そして、国・府の動向や本市が目指すまちづくりの方向性を踏まえつつ、「障害者長期計画（第 4 次計画）【令和 6 年～令和 11 年度】」、「障害福祉計画（第 7 期計画）【令和 6 年～令和 8 年度】」「障害児福祉計画（第 3 期計画）【令和 6 年度～令和 8 年度】」を一体的に推進していく。

3 障害者手帳交付状況

(1) 身体障害者手帳

(障害別)

(毎年3月31日現在、単位：人)

障 害 年 度	視 覚	聴 覚	言 語	肢 体	内 部	合 計
令和5年度	537	969	94	4,861	2,904	9,365
令和4年度	520	943	91	4,761	2,730	9,045
令和3年度	520	963	102	4,800	2,730	9,115

(等級別)

等 級 年 度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
令和5年度	2,801	1,317	1,451	2,220	854	722	9,365
令和4年度	2,692	1,264	1,413	2,168	803	705	9,045
令和3年度	2,719	1,283	1,447	2,180	773	713	9,115

(2) 療育手帳

(毎年3月31日現在、単位：人)

等 級 年 度	A	B 1	B 2	合 計
令和5年度	1,239	593	1,295	3,127
令和4年度	1,207	559	1,217	2,983
令和3年度	1,177	541	1,145	2,863

(3) 精神保健福祉手帳

(毎年3月31日現在、単位：人)

等 級 年 度	1 級	2 級	3 級	合 計
令和5年度	179	1,777	1,026	2,982
令和4年度	182	1,695	911	2,788
令和3年度	169	1,598	858	2,625

4 特別障害者手当等支給状況

(単位：人、円)

区 分 \ 年 度	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
	延人数	金 額	延人数	金 額	延人数	金 額
障害児福祉手当	1,516	22,977,690	1,417	21,049,590	1,502	22,349,760
特別障害者手当	4,654	129,686,530	4,637	126,628,150	4,465	122,117,750
福 祉 手 当 (経過措置)	65	983,380	54	802,200	65	967,200
計	6,235	153,647,600	6,108	148,479,940	6,032	145,434,710

5 自立支援給付事業

平成18年10月より、自立支援給付事業は介護給付事業、訓練等給付事業等からなり、障害の種別にかかわらず必要なサービスが利用できるようサービス利用の仕組みが統一された。日中活動と住まいの場の組合せなど利用者一人一人の個別支援計画に基づき利用目的に合ったサービスの選択が可能になった。

(1) 介護給付費

主に障害者が自立生活を営む上で必要な、介護の部分を支援している。

ア 居宅介護

障害者等につき、居宅において入浴、排せつ、食事、通院等の介護等を行っている。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする障害者につき、居宅における入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行っている。

ウ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、居宅介護等複数のサービスを包括的にしている。

エ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行っている。

オ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等に、外出時において移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行っている。

カ 短期入所

居宅においてその介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行っている。

キ 療養介護

医療と常時介護を必要とする障害者であって、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしている。

ク 生活介護

常に介護を必要とする障害者に、主として昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供している。

ケ 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護を行っている。

(2) 訓練等給付費等

主に障害者が自立生活を営む上で必要な、訓練の部分を支援している。

ア 共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行っている。

イ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行っている。

ウ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っている。

エ 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っている。

オ 就労定着支援

障害者との相談を通じて生活面の課題を把握し企業や関係機関との連絡調整や課題解に向けて、指導・助言等の支援をする。

カ 自立生活援助

一人ぐらしに必要な理解力や生活力を養うために定期的な居宅訪問や対応により必要な支援を行う。

(3) 地域相談支援給付費等

ア 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保や生活に移行するための活動に関する相談等を行う。

イ 地域定着支援

居宅において、単身等の状況で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害者の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他便宜を行う。

(4) 計画相談支援給付費

計画相談支援・障害児相談支援

障害福祉サービスの支給決定を受けている障害者（児）等が、地域で生活していくときに必要となるさまざまなサービスなどを上手に活用するためにつくる計画で、サービス利用計画案に基づき、支給決定を行う。

(5) 障害児通所給付費等

これまでの障害児通園施設、児童デイサービスについて、障害種別ごとに分かれていた施設体系を通所支援として一元化するとともに、新たに学齢期における支援の充実を図るための放課後等デイサービス、保育所等を訪問し専門的な支援を行うための保育所等訪問支援が創設された。

自立支援給付事業等状況

区 分 \ 年 度			令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
介 護 給 付 費	1 居宅介護	実利用者数	830人	806人	642人
		利用時間数	148,544時間	166,337時間	151,023時間
	2 重度訪問介護	実利用者数	49人	47人	45人
		利用時間数	57,736時間	58,945時間	57,640時間
	3 重度障害者等 包括支援	実利用者数	6人	6人	6人
		利用時間数	14,377時間	16,433時間	15,167時間
	4 行動援護	実利用者数	57人	47人	37人
		利用時間数	10,613時間	9,734時間	7,002時間
	5 同行援護	実利用者数	94人	89人	74人
		利用時間数	16,750時間	18,633時間	18,266時間
	6 短期入所	実利用者数	318人	299人	190人
		利用日数	14,729日	16,077日	13,356日
	7 療養介護	実利用者数	25人	25人	23人
		利用日数	7,698日	8,443日	8,389日
	8 生活介護	実利用者数	807人	788人	710人
		利用日数	144,393日	167,553日	159,965日
	9 施設入所支援		116人	121人	122人
訓 練 等 給 付 費	10 共同生活援助	利用者数	425人	406人	314人
	11 自立訓練		76人	79人	60人
	12 自立生活援助		10人	8人	9人
	13 就労移行支援		222人	242人	152人
	14 就労継続支援（A・B型）		936人	890人	657人
	15 就労定着支援		102人	93人	62人
計 相	16 計画相談支援		1310人	1,331人	1,258人
地 相	17 地域移行支援		5人	7人	5人
	18 地域定着支援		8人	9人	13人
児 相	19 障害児相談支援		328人	314人	307人

年 度			令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
区 分					
障害児通所給付費	20 児童発達支援	実利用者数	370人	344人	242人
		利用日数	20,337日	19,818日	17,772日
	21 医療型児童発達支援	実利用者数	34人	32人	35人
		利用日数	1,314日	2,037日	2,136日
	22 放課後等デイサービス	実利用者数	709人	633人	540人
		利用日数	76,022日	80,245日	72,136
	23 保育所等訪問支援		349回	343回	143回
	24 居宅訪問型児童発達支援		3回	2回	3回

※12、15、23 については、制度改正による平成 30 年度からの新事業

(6) 補装具費給付事業

身体上の障害を補うために給付している。

年 度		令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
区 分				
補 装 具		513 件	518 件	563 件

(7) 自立支援医療給付事業

医療については、精神通院医療、更生医療、育成医療と分かれていたが、平成 18 年 4 月より自立支援医療として一本化、支給認定のしきりや、利用者負担の仕組みなどを共通化（実施主体については、現行どおり）し、指定医療機関制度などが導入された。

（毎年 3 月 31 日現在）

年 度		令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
区 分				
身体分利用者数		1,060人	1,080人	1,153人
精神分利用者数		5,600人	5,525人	5,294人

6 地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようサポートする事業である。いくつかの事業については、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、平成 18 年 10 月より市が主体となっている。

(1) 日常生活用具給付等事業

日常生活がより円滑に行われるために給付している。

(2) 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴が困難な重度の身体障害者に対し、移動入浴車で家庭を訪問し、家庭において入浴サービスを行う。

(3) 自動車改造助成事業

上肢・下肢・体幹に障害のある人が、就労などに自動車が必要でハンドル・アクセル・ブレーキ装置などの改造をするとき助成を行う。

(4) 意思疎通支援事業

聴覚・言語に障害のある人が医療機関等を利用する場合や公的な手続をする場合、懇談や参観に参加する場合、手話通訳や要約筆記で支援を行っている。

(5) 移動支援事業

単独で外出することが困難な重度の全身性・知的・精神障害者に対し、社会生活上必要な外出、社会参加のための外出等の必要なときに、ガイドヘルパーが移動のための介助、外出先の身辺の介助をしている。

(6) 日中一時支援事業

介護者や保護者が疾病等の理由により家庭において介護ができなくなった時、一時的に障害者が施設を利用して過ごすことができるサービスで、介護者等の支援を行う。なお、旧のショートステイの日帰り利用に当たる。

区 分 \ 年 度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
日常生活用具給付等事業	6,682 件	6,320 件	6,701 件
訪問入浴サービス事業	延 205 回	延 210 回	延 242 回
自動車改造助成事業	0 件	2 件	2 件
意思疎通支援事業	延 477 回	延 510 回	延 440 回
移動支援事業	65,388 時間	58,238 時間	49,343 時間
日中一時支援事業	延 989 回	延 983 回	延 794 回

7 在宅障害者施策事業

(1) 福祉電話の貸与・緊急通報システムの設置

ア 福祉電話

外出困難なひとり暮らしの低所得の重度身体障害者に対し、電話を貸与する。

イ 緊急通報システム

福祉電話利用者、又は、個人電話所有者で、ひとり暮らしの重度の身体障害者に対し緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。

※令和5年度末現在、福祉電話設置（4台）・緊急通報装置設置（5台）

(2) 重度障害者訪問看護利用料助成事業

居宅において療養が必要な重度障害者（児）に対し、訪問看護に係る利用料の一部について助成する。

年 度 区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
延 利 用 人 数	0 人	0 人	0 人

※重度障害者訪問看護利用料助成制度は、平成30年度から福祉医療費助成制度へ統合

(3) 重度障害者タクシー基本料金助成事業

重度障害者（児）に対して日常生活利便性、社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部（基本料金）を助成する。

年 度 区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
実 利 用 人 数	1,450 人	1,450 人	1,453 人
延 利 用 回 数	11,144 回	12,704 回	13,205 回

8 療育・自立センター

療育・自立センターには、療育部門と自立支援部門がある。

(1) 療育部門

あかつき園・ひばり園・第2ひばり園は、就学前の障害児を対象に、専門医の診察や機能訓練、発達支援や保育を行っている。また、保護者支援として、家庭での子育てについて助言を行っている。

あかつき・ひばり歯科診療所は、上記の園に通園する児童並びに就学前障害児の歯科治療及び口腔衛生管理に関する相談指導を行っている。

あかつき・ひばり療育相談室は、就学前障害児の発達相談、栄養指導、保健指導及び療育相談を行っている。

以上三つの園、歯科診療所及び療育相談室を同一敷地内に併設し、統一運営を行い、本市の就学前障害児の総合的な療育施設として運営している。平成26年4月1日から、指定管理者制度を導入し、社会福祉法人療育・自立センターが管理運営している。

ア 施設概要

施 設 名	区 分	設 立	敷地面積	建物面積
あかつき園 (児童発達支援センター)	S48.5.1		1,050 m ²	344 m ²
ひばり園 (児童発達支援センター)			1,215 m ²	429 m ²
第2ひばり園 (児童発達支援センター)	S55.6.1		1,783 m ²	621 m ²

イ 定員等

(各年度3月現在) (単位：人)

施 設 名	区 分	定 員	令和5年度	令和4年度	令和3年度
あかつき園		40	25	23	27
ひばり園		40	46	45	45
第2ひばり園		40	49	53	50
あかつき・ひばり 歯科診療所 延治療人数	園 児	—	263	229	229
	外来児	—	105	59	46
あかつき・ひばり 療育相談室 延相談人数	外来相談	—	2,424	2,135	2,160
	巡回相談	—	127	115	118

(注) 巡回相談：保育所（園）及び公立幼稚園における発達相談

(2) 自立支援部門

すばる・北斗福祉作業所は、市内に在住する18歳以上の障害者を日々通わせて、障害と発達をふまえて、自立と自活を目指した生活支援及び作業指導を行っている。平成18年4月から、指定管理者制度を導入し、社会福祉法人療育・自立センターが管理運営している。

平成20年10月より、旧体系の身体障害者通所授産施設（すばる福祉作業所）及び知的障害者通所授産施設（北斗福祉作業所）から、障害者自立支援法に規定された生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行う新体系事業所に移行している。

平成27年3月1日に療育・自立センター内に短期入所施設「大谷の里」を開設した。「大谷の里」は、市内に在住する障害者を自宅で介護を行っている方が病気、介護のレスパイトなどの理由により介護を行うことができない場合に、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行っている。

ア 施設概要

施設名	区分	設 立	敷地面積	建物面積	作業科目
すばる・北斗福祉作業所 (障害者自立支援施設)		S61.4	5,021 m ²	1,791 m ²	生活介護 ・軽作業Ⅰ ・軽作業Ⅱ ・木工 ・園芸 就労移行 ・チャレンジⅠ 就労継続(B型) ・チャレンジⅡ
大谷の里 (短期入所施設)		H27.3		268 m ²	

イ 定員等

【旧体系】

(単位：人)

施設名	年 度	定 員	平成20年度当初
すばる福祉作業所		30	24
北斗福祉作業所		60	56

【新体系】

(単位：人)

事業名 \ 年 度	定 員	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
生活介護事業	60	54	55	58
就労移行支援事業	10	3	1	2
就労継続支援B型事業	20	15	18	17

大谷の里

(単位：人)

事業名 \ 年 度	定 員(※)	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
短期入所事業	7	83	110	100

※ 1 日当たりの定員（7 床）。 ※数字は実利用人数。

※平成 26 年度末に開所。

9 東障害福祉センター

(1) 目的

身体障害者（児）及び知的障害者（児）に対して各種の相談に応じ、必要な指導、援護を行い障害者の福祉の向上に資する。

(2) 所在地 寝屋川市明和一丁目 13 番 23 号

(3) 設立 昭和 55 年 10 月 1 日開所

(4) 施設内容 地域活動支援センターⅡ型

(5) 事業内容

機能回復訓練、創作的活動、スポーツ、レクリエーション、交流会

(6) 年間延利用人数

年 度 区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
年 間 延 人 数	856 人	834 人	462 人	590 人
月 平 均	72 人	70 人	39 人	49 人
1 日 平 均	4.0 人	4.0 人	2.0 人	2.5 人

10 身体障害者福祉センター（保健福祉センター内）

室 名	面 積 (㎡)	定 員 (人)	延 利 用 者 (人)				事 業 内 容
			令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	
身体障害者機能回復訓練室	190.66	10	925	1,073	1,143	1,200	機能訓練を行うことにより、障害者の身体的ハンディキャップの軽減に努める。

11 児童デイサービスセンター（どんぐり教室）

室 名	面 積 (㎡)	定員 (人)	延 利 用 者 (人)			事 業 内 容
			令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	
どんぐり教室	146.5	75	1,020	1299	933	発達段階、興味、特性に応じた遊びを通じての保育訓練、基本的な生活習慣の確立、健康な体力づくりを行う。

シルバー人材センター

1 概要

定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、その豊かな経験に基づく能力を発揮し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の能力をいかした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

所在地	寝屋川市讃良東町6番1号 南寝屋川公園管理事務所
開設年月日	昭和58年9月10日
事業	1 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。 2 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、無料の職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと。 3 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。 4 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。 5 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。 6 その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。
会員	市内に居住する、健康で働く意欲のあるおおむね60歳以上の者 会員 1,146人（男739人、女407人）令和6年3月31日現在
会費	1人年額 2,000 円

2 事業実績

（単位：件、人）

職 種	区 分	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
		契約件数	就業延人員	契約件数	就業延人員	契約件数	就業延人員
専門技術		3	844	4	581	4	236
技 能		1,671	5,426	1,595	5,276	1,718	5,464
事務整理		8	311	9	324	13	351
施設管理		43	33,118	50	34,538	52	33,192
折衝外交		33	8,116	56	10,770	40	9,001
軽 作 業		1,626	82,800	1,548	82,856	1,410	82,608
サービス		29	1,506	26	1,639	17	1,808
そ の 他		0	0	0	0	0	0
計		3,413	132,121	3,288	135,984	3,254	132,660
派 遣		83	8,785	65	8,203	66	8,211
合 計		3,496	140,906	3,353	144,187	3,320	140,871

社会福祉協議会

本市社会福祉協議会は、昭和27年に設立後、昭和43年4月に社会福祉法人として認可を受け、住民ニーズに対応できる組織として充実・強化を図ってきた。平成12年施行の「社会福祉法」で社会福祉協議会は「地域福祉推進の中核的組織」と位置付けられた。

現在、校区福祉委員会を始め、組織構成会員として市政協力委員自治推進協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉施設、各種関係機関・団体など159の組織の参画を得て、地域福祉を推進するため各種事業に取り組んでいる。

近年、急速な少子高齢化の進展により社会的孤立への対応など、新たな課題への取組が求められており、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう様々な活動を行っている。

(1) 校区福祉委員会活動

地域の状況に応じた福祉活動を進めていくため、おおむね小学校区単位に、自治会、民生委員・児童委員を始め、PTA、老人クラブ、子ども会など地域の各種団体が中心となって組織されている。

誰もが安心して暮らせる地域社会を築いていくため、小地域ネットワーク活動を始め、福祉まつり、世代間交流などの各種交流事業等、きめ細かな活動を展開している。

(校区福祉委員会の状況)

区 分	年 度		
	令和5年度	令和4年度	令和3年度
校区福祉委員会数	24会	24会	24会
校区福祉委員数	1,372人	1,369人	1,414人

※ 小地域ネットワーク活動の内容

校区福祉委員会では、地域の一人暮らし高齢者から小さな子どもまで、誰もが安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を進めており、「個別援助活動」や「グループ援助活動」を始め、地域住民からのニーズに対応した活動を行っている。

(個別援助活動の状況)

区 分		年 度		
		令和5年度	令和4年度	令和3年度
見守り活動	見守り対象者数	9,509人	9,527人	9,504人
	見守り協力員数	1,188人	1,316人	1,442人
個別支援活動	支援件数	598件	161件	149件

(グループ援助活動の状況)

年 度			令和5年度	令和4年度	令和3年度
区 分					
グ ル ー プ 援 助 活 動	ふれあいサロン 会食会・交流会	実施回数	1,051回	655回	199回
		延参加者数	22,402人	19,530人	6,224人
	地域ミニデイ サービス	実施回数	76回	12回	13回
		延参加者数	2,957人	148人	262人
	子育てサロン	実施回数	235回	187回	47回
		延参加者数	2,923人	1,933人	543人

(2) まちかど福祉相談所拡充事業

ア まちかど福祉相談所事業

平成18年度から、順次市内6エリアに「まちかど福祉相談所」を設置し、相談員及びコミュニティソーシャルワーカーを配置することで、身近な地域で住民の持つ様々な福祉課題の解決・改善を図っている。

(相談件数)

年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
区 分			
延相談件数	549件	495件	138件

イ まちかど福祉相談所拡充事業

まちかど福祉相談所の充実・発展を目指すとともに、各校区福祉委員会で個別福祉ニーズを把握・発見する機能を高めていく事業に取り組んでいる。

市内15か所で運営するこの取組では、相談の積極的な把握を目的とした出張相談会も併せて取り組んでいる。

(3) 緊急時安否確認（かぎ預かり）事業

一人暮らし高齢者の孤立死を予防することを目的に、事前に預かった鍵を使用し安否確認を行う仕組み。平成24年度から東北コミセンエリアの4校区福祉委員会と社会福祉法人東和福祉会と協力して実施し、平成26年度から21の協力施設と校区福祉委員会等と連携・協働して実施している。

(利用状況)

年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
区 分			
利用者数	913人	868人	824人
緊急対応件数	27件	17件	21件

(4) 福祉総合相談事業

福祉、介護等の様々な相談に対し、各種社会資源の有効活用及び関係機関・団体などと連携することで、相談の解決・改善を図っている。

(相談状況)

年 度 区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
相談件数	13,282件	13,052件	17,438件

(5) 献血推進事業

傷病で血液を必要としている人のために、大阪府赤十字血液センターと連携して校区福祉委員会、市内各団体、事業所の協力の下、献血活動の推進に取り組んでいる。

(実施状況)

年 度 区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
献血実施回数	70回	65回	76回
採血数	1,494人	1,886人	2,300人

(6) 善意銀行事業

市民一人一人から寄せられた善意の金銭や物品を預かり、これらを必要とされる福祉団体、施設、個人などに払出しを行っている。

また、平成28年度より、寝屋川市社会福祉協議会地域貢献委員会加入施設から食品の預託を受けている。

(預託状況)

年 度 区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
金銭預託件数	1件	2件	1件
預託金額	10,000円	9,902円	6,693円
金銭払出件数	2件	2件	1件
払出金額	10,000円	9,902円	6,693円
物品預託件数	83件	51件	41件
物品払出件数	116件	97件	69件

(7) 生活福祉資金貸付事業

ア 福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金

低所得者、高齢者、障害者等の世帯を対象に、生業、療養、修学等に必要な資金の貸付けを行っている。

また、低所得の高齢者世帯へ不動産を担保に生活資金の貸付けを行っている。

(貸付状況)

年 度 区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
貸付件数	61件	60件	58件
貸付金額	27,041,000円	27,006,000円	19,593,000円

イ 総合支援資金・臨時特例つなぎ資金

リストラなどやむを得ない事情により生計中心者が失業した世帯に対し、再就職が決まるまでの間の生活資金の貸付けを行うことにより、世帯の自立を支援している。

(貸付状況)

年 度 区 分		令和5年度	令和4年度	令和3年度
総合支援資金	貸付件数	0件	2件	0件
	貸付金額	0円	1,050,000円	0円

ウ 緊急小口資金（旧小口生活資金）

傷病、又は生計中心者の貸金遅配・未払等により、一時的に著しい生活困窮になった世帯に10万円以内（単身世帯は5万円以内）の必要な金額の貸付けを行っている。

平成28年度より、小口生活資金から緊急小口資金に制度が変更された。

(貸付状況)

年 度 区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
貸付件数	28件	17件	11件
貸付金額	2,504,000円	1,547,000円	945,000円

エ 新型コロナウイルス感染症特例貸付（特例緊急小口資金・特例総合支援資金）

令和2年3月25日より受付を開始し、令和4年9月30日をもって受付を終了した。

(貸付状況)

年 度 区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
貸付件数	—	466件	4,112件
貸付金額	—	171,170,000円	1,786,500,000円

(8) 生活緊急支援金給付事業

生活に困窮し緊急の支援が必要となった世帯に対し、「歳末たすけあい運動募金」を原資として、支援金の給付、相談援助等の支援を行っている。

(給付実績)

年 度 区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
給付件数	2件	1件	5件
給付金額	29,000円	3,000円	48,456円

(9) 赤い羽根共同募金事業

毎年10月1日から、民生委員児童委員協議会、関係機関などの協力を得て募金活動を実施している。地域福祉事業の推進を目的として、高齢者、障害者、児童を始め、全ての人が健やかに安心して生活できる社会づくりを目指して取り組んでいる。（平成26年度に寝屋川市から社会福祉協議会に事務を移管）

(募金実績)

年 度 区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
戸別募金	11,128,740円	11,683,037円	11,824,649円
事業所募金	469,616円	481,241円	385,700円
学校募金	151,081円	99,127円	163,646円
職域募金	63,853円	66,518円	67,096円
街頭募金	94,992円	69,142円	0円
バッジ募金	410,000円	374,500円	336,500円
その他	112,387円	120,710円	247,440円
計	12,430,669円	12,894,275円	13,025,031円

(10) 歳末たすけあい運動事業

住民一人一人の助け合いの精神に基づき、募金活動という形態をもって、毎年12月1日から自治会、関係機関などの協力を得て実施している。歳末たすけあい運動での募金は、福祉団体への助成や地域福祉活動に対する配分として活用している。

(募金実績)

年 度 区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
募金額	11,472,719円	12,002,292円	12,093,343円

(11) ひとり暮らし高齢者調査の実施

校区福祉委員会と民生委員児童委員協議会との共催で、65歳以上で一人暮らしをされている人の調査を行っている。

(高齢者数)

年 度 区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
ひとり暮らし 高齢者数	8,207人	8,181人	8,257人

(12) 当事者組織支援事業

ア ひとり暮らし高齢者の会への支援

一人暮らしの高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、一人暮らしであることから生じる不安、悩みなどを同じ立場の人同士で話し合い、会員相互の助け合い、関係機関・団体への働きかけなどを通じて、一人暮らし高齢者の福祉の向上を目指している。

ひとり暮らし高齢者の会は、おおむね小学校区ごとに組織されるとともに、全体の連絡会も組織され、リーダー研修会などの取組を行っている。

(会の状況)

年 度 区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
会数	4会	5会	5会
会員数	84人	106人	122人

イ 介護者の会への支援

在宅の重度の要介護高齢者を介護している家族が一人で悩むことなく、「家庭で安心して介護が続けられるように」と、介護者の会（平成27年6月から名称変更（旧老人介護者家族の会））では、コミセン地区ごとの取組を深めたり、介護経験をいかした手作り介護用品の製作、販売、介護者だよりの発行など、様々な活動に取り組んでいる。

(会の状況)

年 度 区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
正会員数	19人	29人	32人
準会員数	57人	58人	62人
賛助会員数	4人	16人	17人

※準会員 市内在住の老人介護経験者、老人介護問題に関心のある者など、会の趣旨に賛同し、活動参加を希望する者

※賛助会員 会の趣旨に賛同し、側面的に会活動を支援する個人及び団体

(13) 福祉有償運送事業

ア 移送サービス事業

公共交通機関による移動が困難な高齢者や障害者等を対象に、ボランティアグループ（レインボー）の協力を得て、リフト付車両等による移送サービスを行っている。

(利用状況)

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
実施件数	1,401件	1,292件	877件
延べ走行距離	28,276km	26,560km	17,674km
延べ活動ボランティア数	1,053人	1,032人	668人

イ 高齢者外出援助サービス事業

公共交通機関による移動が困難な高齢者等を対象に、市内6コミセンエリアでボランティアの協力により運営委員会を設置し、リフト付き車両により外出を援助している。

※利用状況は、外出援助サービス事業（168ページ）参照

(14) 車イス貸出し事業

けが、病気などで急に車椅子が必要になった人や、旅行、帰省などで一時的に車椅子を必要とされる人に対し、最長6か月間車椅子の貸出しを行っている（介護保険要介護2～5の認定者は除く。）。

(貸出し状況)

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
貸出し件数	301件	274件	219件

(15) 元気アップ介護予防ポイント事業

65歳以上の高齢者（介護保険第1号被保険者）が、社会参加活動を通じ自身の介護予防と地域の介護力を高めることを目的に、市内高齢者施設、障害者施設及び児童施設で入所者との話し相手、レクリエーション支援、各種作業の手伝い等を行い、その活動実績に応じてポイントを付与し、ポイント転換交付金（年10,000円限度）を交付している。

※登録状況は、元気アップ介護予防ポイント事業（171ページ）参照

(16) ボランティアセンター事業

市民による自主的・主体的なボランティア活動を推進するため、ボランティア育成研修会の開催、市民ニーズに対応したボランティア活動の需給調整などを行っている。

また、地域福祉を推進していくため、校区にボランティア部会を組織し、充実の強化を図っている。

(登録ボランティアの状況)

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
団体数	52団体	47団体	47団体
登録ボランティア数	920人	837人	838人

(校区ボランティア部会の状況)

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
校区ボランティア部会数	24部会	24部会	24部会
部会員数	718人	711人	671人

(ボランティア活動需給調整の状況)

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
件数	73件	31件	4件
参加ボランティア数	259人	110人	12人

(教材の貸出状況)

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
車イス	30件	66件	20件
アイマスク	7件	0件	0件
点字板	10件	22件	5件
擬似体験装具	15件	21件	7件
プロジェクター	16件	12件	27件
教材用DVD	1件	14件	0件

(17) 福祉教育推進事業

小・中学校等で取り組まれる児童・生徒への福祉教育に対して、ボランティア、校区福祉委員会、小・中学校と連携を図りながら、車椅子などの教材の貸出しを行い、車イスの体験、操作方法、アイマスクを使つての視覚障害の体験などの学習を行っている。

(実施状況)

年 度		令和5年度	令和4年度	令和3年度
区 分	対 応 件 数	66件	59件	28件
	参 加 者 数	4,405人	4,300人	1,807人
団 体 な ど	対 応 件 数	0件	0件	0件
	参 加 者 数	0人	0人	0人

※校区単独対応での実施分も含む。

(18) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症、精神障害、知的障害などで、判断能力に不安がある人に、福祉サービスの利用援助、預貯金の出し入れなどの日常的金銭管理等を行い、日常の生活支援を行っている。

(取扱状況)

年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
区 分			
実利用人員	111人	111人	113人
支援回数	3,336回	3,324回	3,279回
相談件数	2,186件	2,041件	2,134件

(19) 地域包括支援センター事業

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定に必要な援助を行う包括的支援事業等を、地域において一体的に実施している。また、第三中学校区（平成20年度）、第八中学校区（平成25年度）の地域包括支援センターの運営を委託している。

(実施件数)

年 度		令和5年度		令和4年度		令和3年度	
区 分							
介護予防ケアマネジメント等		152件		73件		30件	
		63件	89件	24件	49件	0件	30件
総合相談・支援		1,203件		1,017件		964件	
		757件	446件	580件	437件	568件	396件
権利擁護・高齢者虐待の防止・早期発見		24件		22件		18件	
		9件	15件	13件	9件	7件	11件
包括的継続的ケアマネジメントの支援		113件		84件		62件	
		73件	40件	55件	29件	30件	32件
介護予防支援事業 (予防プランの作成等)	直作成	1,058件		1,196件		1,180件	
		610件	448件	665件	531件	625件	555件
	原案委託	4,030件		4,147件		4,284件	
		2,249件	1,781件	2,218件	1,929件	2,303件	1,981件
関係者向け ニュースレターの発行	回数	6回		6回		6回	
		3回	3回	3回	3回	3回	3回
	部数	1,200部		1,200部		1,200部	
		600部	600部	600部	600部	600部	600部
地域ケア会議	個別課題解決関係	20件		27件		20件	
		12件	8件	15件	12件	12件	8件
	地域課題、地域 づくり関係等	20件		10件		9件	
		11件	9件	4件	6件	2件	7件

※ 件数は上段が合計。下段の左が第三中学校包括支援センター、右が第八中学校包括支援センターの件数。

※ 介護予防ケアマネジメント等は、介護保険制度改正を受け平成29年度より要介護認定において「非該当」となった方に支援プランを作成するものと、地域における介護予防の取り組みの合算

(20) 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法の施行に基づき、平成27年4月から社会福祉協議会に自立相談支援事業（必須事業）と就労準備支援事業（任意事業）を委託している。経済的困窮のほか、様々な事情で困っている世帯に対する支援を実施している。

※利用状況は、生活困窮者自立支援（165ページ）参照

(21) 救急医療情報キット普及事業

緊急時の対応に備えるため、一人暮らし高齢者に救急医療情報キットを配布し、安全・安心の確保に努めている。

(配布実績)

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
救急キット配布数	8,961個	8,987個	9,054個

児 童 ・ 母 子 福 祉

1 保育の必要性の認定

保育施設を利用したい場合は、保育の必要性の認定申請を行い、認定を受ける必要があります。保護者（父及び母）が次のいずれかに該当する場合、保育認定を受けることができます。

- (1) 月 64 時間以上、就労している場合（休憩時間を除く）
- (2) 妊娠中であるか出産後、間がない場合（出産予定日の前 2 か月、後 2 か月）
- (3) 疾病・負傷・障害のある場合
- (4) 同居の親族を常時介護又は看護している場合
- (5) 震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合
- (6) 求職活動を継続的に行っている場合
- (7) 就学している場合
- (8) 虐待やDVのおそれがある場合
- (9) 育児休業時に、すでに保育施設を利用しているお子さんがいて、継続利用が必要であると認められる場合（育児休業に係るお子さんが 2 歳になった最初の 3 月 31 日まで）
- (10) 前各号に類する状態として、市が認める事由に該当する場合

2 保育所・認定こども園

- (1) 公立保育所、認定こども園

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

施設名	開所年月	面積（㎡）		利用 定員	在籍児童数（人）			職員数 （保育士）
		敷地	建物		3 歳未満	3 歳以上	合計	
さくら	S45. 4	1, 899. 0	792. 8	120	50	80	130	16
たんぽぽ	S52. 4	5, 738. 0	1, 628. 5	120	57	73	130	19
さつき	S47. 6	2, 003. 6	878. 6	150	43	81	124	12
さざんか	S49. 11	2, 108. 7	977. 8	150	56	86	142	17
まあふるこども園 星の学舎	R6. 4	1, 113. 0	607. 1	90	22	52	74	12
まあふるこども園 月の学舎	〃	2, 216. 0	1, 092. 1	120	46	71	117	15
合 計		15, 078. 3	5, 976. 9	750	274	443	717	91

※認定こども園は、1 号認定を含む。

※管外受託（市外に住民票のある児童を市内の保育施設で保育すること）を除く。

(2) 私立保育所、認定こども園及び 事業所内保育事業所

(令和6年4月1日現在)

施設名	開所 年月	面積(m ²)		利用 定員	在籍児童数 (人)			職員数 (保育士、保 育教諭等)
		敷 地	建 物		3歳未満	3歳以上	合計	
豊野保育園	S23. 7	645. 0	450. 6	80	31	40	71	13
寝屋川東保育園	S26. 8	1, 070. 1	566. 8	100	44	60	104	18
常盤学園保育所	S35. 5	815. 0	396. 8	30	13	19	32	7
国松保育園	S50. 6	645. 3	403. 1	36	23	10	33	11
明德保育園	S51. 4	1, 900. 0	1, 193. 4	100	41	70	111	19
打上保育園	S55. 4	2, 143. 8	791. 1	120	38	62	100	14
こっこ保育園	H17. 5	456. 6	602. 8	60	25	36	61	16
あやめ保育園	H18. 4	2, 608. 0	875. 1	140	46	82	128	15
かえで保育園	H20. 4	2, 007. 2	950. 0	140	39	71	110	18
なでしこ保育園	H22. 4	2, 234. 9	891. 8	150	50	86	136	21
大阪聖母保育園	H24. 4	2, 956. 3	950. 2	110	45	64	109	21
エールこども園	H26. 4	3, 487. 4	1, 656. 4	165	49	104	153	26
本町こども園	H29. 4	1, 692. 1	738. 4	116	51	71	122	26
認定こども園太陽保育園	〃	716. 7	655. 3	82	25	46	71	14
認定こども園きんもくせい保育園	〃	1, 871. 0	965. 2	114	52	73	125	21
認定こども園アカサ保育園	〃	1, 127. 1	909. 8	112	42	64	10	17
認定こども園第3きんもくせい保育園	〃	1, 220. 3	726. 3	96	36	72	108	22
ねやがわ寝屋の森こども園	〃	1, 067. 8	473. 9	79	31	47	78	15
認定こども園第2アカサ保育園	〃	1, 176. 2	533. 2	76	34	46	80	17
認定こども園香里幼稚園	〃	1, 838. 0	1, 736. 1	300	21	168	189	27
おひさま保育園	H29. 7	1, 107. 9	459. 6	11	16	0	16	10
認定こども園池田保育園	H30. 4	2, 195. 8	1, 414. 2	132	48	77	125	24
認定こども園桜木保育園	〃	1, 106. 5	584. 1	86	36	56	92	21
ねやがわ成美の森こども園	〃	1, 098. 4	641. 7	112	48	71	119	18
クローバー (認定こども園きんもくせ い保育園分園 結)	〃	186. 16	103. 7	19	7	0	7	4

施設名	開所年月	面積(㎡)		利用定員	在籍児童数(人)			職員数 (保育士、保育教諭等)
		敷地	建物		3歳未満	3歳以上	合計	
認定こども園やまなみ幼稚園	〃	2,093.7	1,747.6	282	23	126	149	24
認定こども園旭学園第二幼稚園	〃	8,696.0	4,376.5	170	6	105	111	17
千成ヤクルトつばめKIDS保育園	〃	347.1	156.8	5	5	0	5	5
認定こども園仁和寺保育園	H31.4	1,230.2	599.8	66	24	33	57	10
幼保連携型認定こども園神田保育園	〃	1,264.6	719.0	106	31	66	97	18
エルミンこども園	〃	601.85	463.9	66	27	46	73	16
認定こども園石津保育園	〃	1,611.2	1,526.6	136	49	78	127	22
認定こども園たちばなこども園	〃	2,194.0	1,116.7	156	54	84	138	27
認定こども園ひまわり保育園	R2.4	1,167.5	715.68	153	56	81	137	23
認定こども園ひなぎく保育園	〃	1,238.0	849.91	106	37	62	99	16
認定こども園寝屋川めぐみ園	R3.4	935.06	888.2	106	45	70	115	28
幼保連携型認定こども園寝屋川なかよし保育園	R5.4	1,262.2	851.4	116	46	57	103	21
幼保連携型認定こども園第2寝屋川なかよし保育園	〃	1,262.2	373.5	46	5	20	25	10
幼保連携型認定こども園しらゆり保育園	〃	1,944.7	996.1	140	61	86	147	23
認定こども園三井中央幼稚園	〃	2,660.9	2,075.6	240	22	157	179	24
幼保連携型認定こども園 ゆりかごこども園	R6.4	794.6	1,040.0	102	43	64	107	18
幼保連携型認定こども園 こまどりこども園	〃	1,266.2	491.0	106	45	70	115	20
認定こども園 すずらん保育園	〃	1,989.4	1,062.4	136	53	70	123	26
合 計		69,933.0	39,720.3	4,804	1,523	2,770	4,197	783

※認定こども園は、1号認定を含む。

※事業所内保育事業所は、地域枠のみ。

※管外受託（市外に住民票のある児童を市内の保育施設で保育すること）を除く。

3 保育料

(令和6年4月1日現在)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料額(月額)	
区分	定義	3歳未満児(円)	
		保育標準時間	保育短時間
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0

B階層	A階層を除き、市町村民税非課税世帯				0	0
C階層	A階層を除き、市町村民税課税世帯	1	市町村民税のうち所得割課税額が 20,000 円未満である世帯	母子世帯等	2,100	2,000
				一般世帯	8,400	8,200
		2	市町村民税のうち所得割課税額が 20,000 円以上 26,000 円未満である世帯	母子世帯等	2,100	2,000
				一般世帯	10,700	10,500
		3	市町村民税のうち所得割課税額が 26,000 円以上 48,600 円未満である世帯	母子世帯等	2,100	2,000
				一般世帯	12,300	12,000
		4	市町村民税のうち所得割課税額が 48,600 円以上 53,000 円未満である世帯	母子世帯等	2,100	2,000
				一般世帯	13,500	13,200
		5	市町村民税のうち所得割課税額が 53,000 円以上 57,700 円未満である世帯	母子世帯等	2,100	2,000
				一般世帯	14,800	14,500
		6	市町村民税のうち所得割課税額が 57,700 円以上 62,000 円未満である世帯	母子世帯等	2,100	2,000
				一般世帯	14,800	14,500
		7	市町村民税のうち所得割課税額が 62,000 円以上 72,000 円未満である世帯	母子世帯等	2,100	2,000
				一般世帯	15,900	15,600
		8	市町村民税のうち所得割課税額が 72,000 円以上 77,101 円未満である世帯	母子世帯等	2,100	2,000
				一般世帯	19,900	19,500
		9	市町村民税のうち所得割課税額が 77,101 円以上 90,000 円未満である世帯		19,900	19,500
		10	市町村民税のうち所得割課税額が 90,000 円以上 100,000 円未満である世帯		25,900	25,400
		11	市町村民税のうち所得割課税額が 100,000 円以上 120,000 円未満である世帯		30,200	29,600
		12	市町村民税のうち所得割課税額が 120,000 円以上 140,000 円未満である世帯		35,400	34,700
		13	市町村民税のうち所得割課税額が 140,000 円以上 160,000 円未満である世帯		39,000	38,300
		14	市町村民税のうち所得割課税額が 160,000 円以上 180,000 円未満である世帯		42,000	41,200
		16	市町村民税のうち所得割課税額が 180,000 円以上 230,000 円未満である世帯		45,200	44,400
		17	市町村民税のうち所得割課税額が 230,000 円以上 259,000 円未満である世帯		47,400	46,500
		18	市町村民税のうち所得割課税額が 259,000 円以上 281,000 円未満である世帯		49,600	48,700
		19	市町村民税のうち所得割課税額が 281,000 円以上 300,000 円未満である世帯		51,800	50,900
		20	市町村民税のうち所得割課税額が 300,000 円以上 328,000 円未満である世帯		54,400	53,400
		21	市町村民税のうち所得割課税額が 328,000 円以上 397,000 円未満である世帯		59,000	57,900
			市町村民税のうち所得割課税額が 397,000 円以上である世帯		62,600	61,500

※第2子以降の保育料無償化〔市独自事業〕

保護者と生計を一にする子どもの内、在籍児童が最年長者である場合は表内の保育料を適用、在籍児童が第2子以降である場合は無料。

4 幼児教育・保育の無償化

(1) 概要

3歳児から5歳児までの子ども及び0歳児から2歳児までの市町村民税非課税世帯の子

どもについて、令和元年10月1日から保育料が無償化されました。

(2) 施設等利用給付認定

私立幼稚園、預かり保育事業（私立幼稚園又は認定こども園（幼稚園部分））、認可外保育施設、一時保育事業、病児保育事業又はファミリー・サポート・センター事業を利用する場合、無償化の対象となるには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

5 各種手当制度等

(1) 手当制度

種類	対 象 者	手 当 額	対象者数
児童手当	(令和6年9月分まで) 15歳到達後最初の3月31日までの児童（中学校修了前の児童）を養育している者 ※所得制限あり 制限以上、上限未満の者は特例給付 (令和6年10月分以降) 18歳到達後最初の3月31日までの児童（高校修了前の児童）を養育している者 ※所得制限なし	(令和6年9月分まで) 児童1人につき月額 0～3歳未満 15,000円 3歳～6年生（1子・2子） 10,000円 （3子以降） 15,000円 中学生 10,000円 特例給付（0歳～中学生） 5,000円 (令和6年10月分以降) 児童1人につき月額 0～3歳未満（1子・2子） 15,000円 （3子以降） 30,000円 3歳～高校生（1子・2子） 10,000円 （3子以降） 30,000円	受給者数 14,150世帯 対象児童数 23,228人 (R6年2月末現在)
児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育し、かつ以下に該当する者 ・母子家庭又は父子家庭 ・父又は母に重度の障害がある ・父母のいない児童を養育している ※所得制限あり	(令和6年10月分まで) 1子目 全部支給 月額 45,500円 一部支給 所得に応じて 月額 45,490～10,740円 2子目の加算額 全部支給 月額 10,750円 一部支給 所得に応じて 月額 10,740～5,380円 3子目以降の加算額 全部支給 月額 6,450円 一部支給 所得に応じて 月額 6,440～3,230円 (令和6年11月分以降) 1子目 全部支給 月額 45,500円 一部支給 所得に応じて 月額 45,490～10,740円 2子目以降の加算額 全部支給 月額 10,750円 一部支給 所得に応じて 月額 10,740～5,380円	受給者数 1,907人 (R6年3月末現在)

特別児童 扶養手当	精神又は身体に（政令で規定する）障害を有する20歳未満の児童を養育している者 ※所得制限あり	児童1人につき 1級 月額55,350円 2級 月額36,860円	受給資格者数 716人 (R6年6月末現在)

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

対 象 者	貸 付 内 容	貸 付 件 数
・母子家庭の母または児童 ・父子家庭の父または児童 ・寡婦または扶養する子 等	・修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、技能習得資金、生活資金など ・原則無利子（保証人がない場合1%）	修学資金 44件 就学支度資金 22件 技能習得資金 1件 生活資金 10件 転宅資金 1件

6 こども相談

事 業 内 容	相 談 件 数		
	令和5年度	令和4年度	令和3年度
児童虐待に関する相談や通告のほか、子どもの性格や生活習慣、子育て、親子関係、発達やことばの遅れ、保育所・幼稚園・学校での生活、心身の障害など、18歳未満の児童に関する相談に対応。	2,271 (うち虐待対応 1,871)	2,140 (うち虐待対応 1,710)	1,884 (うち虐待対応 1,546)

7 市立子育てリフレッシュ館・リラット（RELATTO）

- (1) 目的 子育て支援に関する事業及び子どもや保護者のリフレッシュのための事業を総合的に行い、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備する。
- (2) 所在地 寝屋川市錦町8番13号
- (3) 敷地面積 1,534.21 m²
- (4) 建築面積 650.23 m²
- (5) 開設 平成30年7月21日
- (6) 構造 鉄筋コンクリート造 3階建て
- (7) 事業内容
 - ア 子どもの遊び場の提供
 - イ 一時預かり事業
 - ウ 子育てについての情報交換及び保護者の交流の促進
 - エ 妊産婦及び保護者の子育て等についての相談
 - オ 子育て支援及び子どもや保護者のリフレッシュのための講座等の開催
 - カ 子育てに係る相互援助活動の促進
 - キ 子育てに係るサークル活動の支援
 - ク 子育てに関する情報の提供
- (8) 延べ利用者数等

ア キッズ・スマイル・パーク(子どもの遊び場)

令和5年度 利用者数 35,636人 会員登録数 9,482人

開館からの延べ利用者数 160,884人 総会員登録数 46,644人

イ 一時預かり

令和5年度 利用者数 2,186人 会員登録数 280人

開館からの延べ利用人数 10,059人 総会員登録数 2,062人

ウ 講座

令和5年度 利用者数 1,814人

開館からの延べ参加者数 24,120人(イベント参加者数を含む。)

エ ファミリー・サポート・センター

令和5年度 依頼会員 787人 提供会員 134人 両方会員 22人

(9) 講座の内容

(令和6年9月30日現在)

種 類	対象者	内 容	開催予定日等
マタニティクラス	市内在住と里帰り予定の妊婦(妊娠5か月以上)とその家族	妊娠・出産・産後の健康管理、栄養、体操、母乳等の教室	・第4水曜日開催 ・無料
はぐくみベビー	市内在住と里帰り予定の妊婦(妊娠5か月以上)とその家族	沐浴実習・育児物品の紹介、妊婦体験、育児についての話	・第3土曜日開催 ・無料
離乳食クッキング	市内在住の概ね7か月～1歳児の子どもと保護者	離乳食の講義と実食	・有料
親子クッキング	市内在住の概ね3歳から就学前の子どもと保護者	親子での調理と実食	・有料
リフレッシュクッキング	市内在住の就学前の子どもを持つ保護者	保護者のみの調理と実食	・有料

8 おやこほっとステーション

(1) 目的

地域子育て支援拠点として、0歳児から小学校就学前までの子ども、その保護者を対象に、交流の場の提供、遊びの広場など、子育て支援に資する取組を実施する。

(2) 所在地 寝屋川市初町19番1号

(3) 開設

令和5年4月1日(令和5年3月31日をもって、こどもセンター(平成13年11月開設)を廃止したことに伴い、旧市立中央幼稚園の空き教室を利用して実施)

(4) 事業内容

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談及び援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

(5) 延べ利用人員（令和5年度）

15,149人

9 その他の地域子育て支援拠点

前記のおやこほっとステーションのほか、以下の地域子育て支援拠点で、子育て中の親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、子育て情報の提供、講習等を行う。

名 称	所 在 地	開設年月
寝屋川めぐみ園子育て支援センター	緑町13番20号	平成6年1月開設
たんぽぽ保育所子育て支援センター	打上南町2番1号	平成11年6月開設
あやめ保育園子育て支援センター	萱島南町12番3号	平成20年4月開設
つどいの広場「ゆう」	三井が丘三丁目7番3号	平成20年10月開設
つどいの広場「そら」	高柳六丁目13番5号	平成20年10月開設
大阪聖母保育園子育て支援センター	東香里園町9番6号	平成24年4月開設
きんもくせい保育園子育て支援センター	木屋町6番3号	平成24年5月開設
つどいの広場「きしゃぽっぽ」	萱島信和町13番1-103号	平成25年10月開設
つどいの広場「はる」	葛原新町14番1-103号	平成25年10月開設
エールこども園子育て支援センター	池田一丁目20番15号	平成26年10月開設
つどいの広場「こころ」	木田町18番1-101号	平成26年10月開設

10 乳幼児への絵本贈呈事業（With Books 事業（HOP ステージ））

(1) 目的

就学前教育の充実を図るため、乳幼児に0歳から3歳までのそれぞれの時期にふさわしい絵本を4冊贈り、子どもの成長の土台として、子どもと親の愛着形成を促進することにより、「寝屋川方式」の教育につなげる。

(2) 対象世帯

ア 令和6年4月以降に出生した子どもを持つ世帯

イ 令和6年4月以降に転入した0歳から3歳までの子どもを持つ世帯

(3) 配布冊数

ア 1人当たり4冊

イ 0歳から3歳までのそれぞれの時期にふさわしい絵本をBookリストから選択

都 市 計 画

1 用途地域等の指定状況

(令和6年2月29日現在)

区 域	用 途 地 域 の 名 称	建蔽率	容積率	面 積 (ha)		%
市 街 化 区 域	第一種低層住居専用地域	5/10	10/10	約 139	約 145	約 6.8
		6/10	15/10	約 5.9		
	第一種中高層住居専用地域	6/10	15/10	約 40	約 382	約 17.7
			20/10	約 342		
	第二種中高層住居専用地域	6/10	20/10	約 355		約 16.4
	第一種住居地域	6/10	20/10	約 410		約 19.0
	第二種住居地域	6/10	20/10	約 166		約 7.7
	準住居地域	6/10	20/10	約 19		約 0.9
	近隣商業地域	8/10	20/10	約 36	約 126	約 5.8
			30/10	約 82		
			40/10	約 2.4		
		6/10	20/10	約 6.9		
	商業地域	8/10	40/10	約 16.8	約 19	約 0.9
			60/10	約 2.1		
	準工業地域	6/10	20/10	約 523		約 24.2
工業地域	6/10	20/10	約 18		約 0.8	
(小 計)				約 2,162		100.0
市街化調整区域		6/10	20/10	約 308		
合 計				約 2,470		

地 域・地 区 名		面 積 (ha)
防火地域		約 26
準防火地域		約 2,136
高度地区	第1種	約 145
	第2種	約 737
高度利用地区		約 6.0
特定防災街区整備地区		約 0.4

2 地区計画の指定状況

(令和2年2月27日現在)

地 区 名	面 積 (ha)	地 区 名	面 積 (ha)
香里三井が丘地区	約 2.8	三井南町地区	約 2.7
八幡台地区	約 5.2	寝屋南町地区	約 22.9
太秦ハイツ地区	約 4.6	梅が丘二丁目地区	約 5.6
高宮あさひ丘地区	約 13.0	宇谷地区	約 30.6
成田東町地区	約 24.2	幸町地区	約 0.8
仁和寺松下住宅地区	約 3.8	河北西町地区	約 4.0
萱島東地区	約 49.0	新家地区	約 6.9
成田西町香風台地区	約 4.0	寝屋川駅前線沿道地区	約 4.3
太秦第2ハイツ地区	約 7.6	打上新町地区	約 3.5
香里北之町・香里西之町地区	約 3.3	小路地区	約 12.5
成田東が丘地区	約 4.4	讃良東町北地区	約 5.6
高倉二丁目地区	約 1.0	香里地区	約 133.0
打上地区	約 8.0	池田・大利地区	約 66.0
対馬江大利線沿道地区	約 11.7	寝屋川公園駅前線沿道地区	約 3.1
幸町東地区	約 0.4	太秦桜が丘地区	約 1.0
合計 30 地区			約 445.5

3 都市計画道路の計画決定状況

(平成28年11月18日現在)

種 類	本 数 (本)	延 長 (m)
自動車専用道路	1	4,970
幹 線 街 路	25	44,450
区 画 街 路	6	3,800
特 殊 街 路	2	330
合 計	34	53,550

4 都市計画公園等の計画決定状況

(令和4年2月28日現在)

公園・緑地・墓園の種別		箇 所	面 積 (ha)
公 園	街 区 公 園	15	3.80
	近 隣 公 園	3	5.50
	地 区 公 園	1	4.50
	広 域 公 園	1	54.40
緑 地		3	57.60
墓 園		1	10.60
合 計		24	136.40

5 市街地開発事業

(1) 市街地再開発事業

- ア 寝屋川市駅前第一種市街地再開発事業
事業名 寝屋川市駅前第一種市街地再開発事業（アドバンスねやがわ）
施行者 寝屋川市
施行面積 約 2.1ha
都市計画決定 昭和 49 年 2 月 25 日
施行期間 昭和 54 年度～昭和 61 年度
- イ 香里園駅東地区第一種市街地再開発事業
事業名 香里園駅東地区第一種市街地再開発事業
施行者 香里園駅東地区市街地再開発組合
施行面積 約 2.6ha（寝屋川市域 約 2.3ha、枚方市域 約 0.3ha）
都市計画決定 平成 17 年 8 月 9 日
施行期間 平成 18 年度～平成 26 年度
- ウ 寝屋川市駅東地区第二種市街地再開発事業
事業名 寝屋川市駅東地区第二種市街地再開発事業
施行者 寝屋川市駅東地区再開発株式会社
施行面積 約 1.5ha
都市計画決定 平成 18 年 2 月 21 日
施行期間 平成 19 年度～平成 24 年度

(2) 土地区画整理事業

- ア 打上特定土地区画整理事業
事業名 打上特定土地区画整理事業
施行者 寝屋川市打上土地区画整理組合
施行面積 約 7.8ha
都市計画決定 平成 8 年 3 月 1 日
施行期間 平成 8 年度～平成 13 年度
- イ 寝屋南土地区画整理事業
事業名 寝屋南土地区画整理事業
施行者 寝屋川市寝屋南土地区画整理組合
施行面積 約 22.7ha
都市計画決定 平成 19 年 2 月 6 日
施行期間 平成 19 年度～平成 23 年度
- ウ 小路土地区画整理事業
事業名 小路土地区画整理事業
施行者 寝屋川市小路土地区画整理組合
施行面積 約 10.6ha
都市計画決定 平成 26 年 9 月 8 日
施行期間 平成 26 年度～平成 30 年度
- エ 打上高塚町土地区画整理事業
事業名 打上高塚町土地区画整理事業
施行者 寝屋川市打上高塚町土地区画整理組合
施行面積 約 2.6ha
都市計画決定 平成 29 年 2 月 27 日
施行期間 平成 29 年度～令和 2 年度

才	国松土地区画整理事業
事業名	国松土地区画整理事業
施行者	寝屋川市国松土地区画整理組合
施行面積	約 4.1ha
施行期間	令和 5 年度～令和 8 年度

開 発 指 導

1 開発に関する指導要綱

(1) 目的

平成 21 年 7 月 1 日から「開発事業に関する指導要綱」を施行し、開発事業を行おうとする者を一定の基準をもって指導し、地域の特性をいかしつつ、良好な街づくりとその周辺地域との整合性を図りつつ公共公益施設の整備を行い、もって秩序ある計画的な街づくりの実現を図ることを目的とする。

(2) 適用範囲

本市域内において、開発事業を行う開発事業者に対して適用し、開発区域の実測面積 300 ㎡を区分として、開発事業協議、若しくは小規模開発事業協議を行う。

2 開発許可等の申請件数

区分 年度	開発許可申請		一般開発事業等の申請		小規模開発事業の申請		道路位置指定の申請		宅地造成等規制法の申請	
	申 請	許 可	申 請	協 議 済	申 請	協 議 済	申 請	指 定	申 請	許 可
令和 5 年度	30	30	63	38	422	393	5	5	4	4
令和 4 年度	28	28	79	53	436	413	5	6	3	3
令和 3 年度	21	21	68	39	412	406	6	5	2	1

3 開発審査会

都市計画法に基づく開発許可等の処分についての審査請求に対する裁決、その他同法によりその権限に属された開発許可等について議決するための地方公共団体の機関である。

(取扱件数)

区 分	年 度		
	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
法 34-14 (市街化調整区域の開発許可)	0	0	0
令 36-1-3-ホ (市街化調整区域の建築許可)	1	0	1
法 50-1 (審査請求)	0	1	0
上記以外	0	0	1
合 計	1	1	2

4 寝屋川市景観条例

平成 14 年に景観法が制定されたことを受け、地域性をいかした良好な景観の形成を推進するため、平成 22 年 4 月に寝屋川市景観条例を制定し、同年 9 月に景観計画を施行した。

届出対象行為基準により提出される届出の受理、景観形成基準による審査、指導、助言等により良好な景観の形成を図るため規制誘導を行う。

(取扱件数)

区 分 \ 年 度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
法第 16 条第 1 項第 1 号により届出が必要な行為（建築物の建築行為等）	10	14	18
法第 16 条第 1 項第 2 号により届出が必要な行為（工作物の築造行為等）	0	1	1
法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為（開発行為及び準ずる行為）	17	12	15
法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為（その他条例で定める行為）	0	0	0
法第 16 条第 5 項により通知が必要な行為	0	0	0

建 築 指 導

1 建築確認

建築主が建築物を建築しようとする場合は、建築基準法の定めにより当該工事に着手する前に、その計画が当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受けなければならない。

(取扱件数)

(ただし、計画変更申請は除く。)

区分 \ 年度		令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
交 付 件 数	確 認 件 数	14	9	6
	建 築 物	6	6	5
	建 築 設 備	2	1	0
	工 作 物	6	2	1
	適 合 通 知	12	25	52
	建 築 物	9	10	12
	建 築 設 備	3	15	40
	工 作 物	0	0	0
	許 可 等 件 数	22	28	21
	検 査 済 証 交 付 件 数	16	6	8
	法 第 1 8 条 に よ る 検 査 済 証 交 付 件 数	8	33	59

2 建築審査会

建築基準法に規定する建築の許可申請等に伴う同意及び審査請求に対する裁決についての議決を行うと共に、特定行政庁の諮問に応じてこの法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため特定行政庁に設置された機関である。

(取扱件数)

区分 \ 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
48 条ただし書（用途地域内の建築制限）	0	0	4
56 条の 2（日影規制）	0	0	0
59 条の 2（総合設計）	0	0	0
94 条（審査請求）	0	0	0
55 条（絶対高さ）	0	0	0
43 条（敷地等と道路との関係）	0	0	1
上記以外	0	0	0
合 計	0	0	5

3 違反建築

違反建築の対応策としては、違反建築物の早期発見に努めるとともに早期法的措置及び早期是正指導を行うことが効果的であり、建築パトロールを実施し一層の監視体制の強化を図ると共に関係機関（水道、電気、ガス）の協力を得ながら、違反建築物に対する是正指導を行う。

（違反建築物に対する是正措置）

年 度 区 分		令和5年度	令和4年度	令和3年度
違反建築物件数		6	6	8
	法第9条により命令をした建築物件数	0	0	0
	行政指導した建築物件数	6	6	8
法第9条第2項により通知書を出した数		0	0	0
法第9条第1項により命令を出した数		0	0	0
法第9条第7項により命令を出した数		0	0	0
法第9条第10項により命令を出した数		0	0	0
是 正 勧 告		0	0	0
是 正 さ れ た 建 築 物 件 数		4	4	5
法第9条第12項による手続をとった件数		0	0	0
	戒 告	0	0	0
	代執行令書の受付	0	0	0
	代執行の実施	0	0	0
告 発 件 数		0	0	0

4 耐震診断・耐震改修

市内の木造・非木造住宅・民間特定建築物（共同住宅・病院等）の耐震診断・設計・改修費用の一部を補助し、建築物の耐震診断・改修の推進を図り、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命・身体及び財産を守る。

（取扱戸数）

年 度 区 分		令和5年度	令和4年度	令和3年度
耐震診断（木造住宅）		26	58	56
〃（非木造住宅）		202	0	0
〃（特定建築物）		0	0	0
耐震設計		3	8	8
耐震改修		4	12	11

5 長期優良住宅

長期に良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅（長期優良住宅）の普及を促進し、良好な住宅ストックを将来世代に承継することを目的とし、認定基準の審査、助言、指導し認定事務を行う。

(取扱件数)

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
当初計画認定申請	166	122	112
変更計画認定申請	27	19	21
その他	3	0	3

6 建設リサイクル法

再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする建設リサイクル法による、届出及び通知の事務処理を行う。

(取扱件数)

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
建設リサイクル法届出件数	304	336	299
建設リサイクル法通知件数	62	65	63

密集住宅地区整備

1 密集住宅地区整備事業

(1) 事業の概要

市内には、高度経済成長期に建設された文化住宅、木造アパートなどが駅周辺の道路、公園等の都市基盤施設が未整備な萱島東地区、池田・大利地区、香里地区の3地区に密集しており、建物の老朽化とともに空家の増加、住環境悪化が著しくなっている。

これらの地区の住環境を改善し、防災性の向上を図っていくため、国の制度などを活用しながら、市の実情にあわせた「過密住宅地区整備要綱」を昭和59年4月に制定し（平成22年2月1日 密集住宅地区整備要綱に改正）、これに基づいて地区内の整備計画の作成と生活道路の整備、公園等の整備、木造賃貸住宅の良好な建て替え及び除却の促進などを進めている。

(2) 密集住宅地区整備

ア 整備計画区域

密集住宅地区のうち、地区住民代表による「まちづくり協議会」などを通じ、住民意向を踏まえた地区整備計画の策定を行った地区について、大臣の承認を得て指定した地区。

地 区 名		区 域	面 積	大臣承認日
寝屋川地区	萱島東地区	萱島桜園町他7町の区域	48.7ha	昭和59年4月17日
	池田・大利地区	東大利町他14町の区域	66.0ha	昭和60年2月14日
	香里地区	香里北之町他9町の区域	133.0ha	昭和61年3月19日
	その他地区	音羽町他14町の区域	8.7ha	平成19年3月29日

イ 老朽建築物等の除却工事費等を補助

整備計画区域内で、老朽化が進み大規模地震時には倒壊や大火が発生する危険性がある文化住宅や木造アパートなどを対象に住宅の除却工事費と入居者移転費を平成23年7月7日より補助している。令和3年4月1日に要綱を改正し、一戸建ての住宅等も補助対象としている。

【老朽建築物等補助実績】

年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
棟 数	35	45	30

ウ 木造賃貸住宅の良好な建て替えを支援

整備計画区域内で、複数の木造賃貸住宅の地家主が共同で建て替えを行うなど市の定めた基準を満たす良好な建て替えをする場合には、事業費の一部を助成する。また、建て替えに伴い移転する居住者については、希望により府営住宅など公的住宅への入居のあっせんも行う。

エ 主要生活道路等の整備

整備計画区域では、整備計画に基づいて主要生活道路6.7m（有効幅員6m）を沿道の建築行為等に伴い順次整備するとともに、住宅の共同建て替えなどにあわせて公園の整備を進める。また、主要生活道路のうち特に狭隘で通行車輛に支障のある区間については、重点区間として積極的に整備を行った。現在、消防活動困難区域の効率的な解消を図るため、優先整備道路について老朽木造建築物の除却工事費を補助し、積極的な整備を行っている。

年度 区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
用地取得件数	8	9	5
用地取得面積(㎡)	154.16	378.96	206.31

(3) 木造賃貸住宅密集地区の整備

ア 東大和地区の整備

(昭和61年3月1日：事業計画大臣承認、平成2年10月22日：一部承認変更)

老朽化した木造賃貸住宅が、特に密集して住環境の悪化の著しい東大和地区(区域面積 約0.71ha)について、旧住宅・都市整備公団(現、独立行政法人都市再生機構)、地家主等による面的な建て替えとあわせて、市において生活道路、公園等を整備し、平成12年度に完了した。

(公共施設整備内容)

老朽住宅除却等	28棟	下水道整備	176m
道路整備面積	1,291㎡	公園整備面積(アベリア公園)	500㎡

(建て替え事業)

- ・住宅・都市公団と民間家主による共同建て替え 平成元年完成(全30戸)
- ・民間建て替えによる共同建て替え 2件 平成6年～7年完成(全45戸)
- ・民間建て替えによる協調建て替え 2件 平成7年～12年完成(全31戸)

イ 松屋町地区の整備 (平成8年3月29日：事業計画大臣承認)

老朽化した木造賃貸住宅が密集した松屋町地区(区域面積 約0.6ha)について、良好な建て替えを推進し、市において生活道路・公園等を整備し平成15年度に公共施設の整備を完了した。

(公共施設整備内容)

老朽住宅除却等	11棟	地区内水路改修	101m
道路整備面積	203㎡	公園整備面積(ゆうゆう広場)	356㎡

(建て替え事業)

- ・民間建て替えによる協調建て替え 5件 平成6年～11年完成(全54戸)

ウ 長栄寺町地区の整備 (平成12年3月30日：事業計画大臣承認)

老朽化した木造賃貸住宅が密集した長栄寺町地区(区域面積 約0.73ha)について、良好な建て替えの推進と市において公園等整備等を行った。

(公共施設整備内容)

老朽住宅除却等	3棟	公園整備面積(長栄寺ふれあい広場)	251㎡

エ 萱島東地区の整備

(平成8年7月1日：事業計画大臣承認、平成11年9月17日：変更承認)

萱島東地区の整備を促進するため、住宅密集地区の面的整備を重点的に推進する「特定整備地区」(約10.2ha)と大規模低利用地等の活用及び道路、公園など都市基盤施設整備を図る「(旧)拠点の開発地区」(約5.2ha)とリンケージさせた事業を進めた。

なお、平成16年度には、都市再生緊急整備地域の指定を受け、萱島桜園町において、平成18年度から大阪府住宅供給公社の施行による防災街区整備事業を実施し、防災機能を備えた建築物と公共施設の整備を図った。

(公共施設整備内容)

老朽住宅除却等	60棟	道路整備面積	3,227㎡
公園用地取得面積		1,049㎡	

(建て替え事業)

- ・民間建て替えによる共同建て替え 5件 平成9年～16年完成(全139戸)
- ・民間建て替えによる協調建て替え 4件 平成10年～21年完成(全26戸)

(旧拠点の開発地区の公共施設整備内容)

公園整備面積(いちじく公園)	525㎡
親水公園整備(からくる親水公園)	4,718㎡
緑道整備	1,128㎡

(公園の整備)

萱島あやめ公園整備(平成21年度)		2,038㎡
主な施設	複合遊具、健康遊具、耐震性貯水槽	
萱島さくら公園整備(平成25年度)		524㎡
主な施設	健康遊具、耐震性貯水槽	

公的賃貸住宅

1 市営住宅

(令和6年3月31日現在)

団地名	所在地	戸数	内 訳		建設年度
			木造	耐火造	
下 木 田	下木田町	18	—	18	昭和39・43年度
明 和	明和二丁目、打上南町	388	—	388	昭和40年～48年度
寝 屋 川 東	明和二丁目、高倉二丁目	34	—	34	平成29年度
借上打上団地	梅が丘一丁目	※ 36	—	36	昭和51年度
借上香里三井B団地	三井が丘一丁目	※ 1	—	1	昭和44年度
借上香里三井C団地	三井が丘五丁目	※ 3	—	3	昭和45年度
借上寝屋川団地	明徳一、二丁目	※ 12	—	12	昭和47年度
借上萱島リバーサイドコーポ	萱島信和町	※ 12	—	12	昭和58年度
借上コリーナ寝屋川	高倉二丁目	※ 57	—	57	平成29年度
借上サンハイツ寝屋川	昭栄町	※ 1		1	昭和63年度

※借上打上団地、借上香里三井B、C団地及び借上寝屋川団地は、大阪府住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構の住宅、萱島リバーサイドコーポ、コリーナ寝屋川及びサンハイツ寝屋川は、民間賃貸住宅を借上げている。

2 府営住宅

(令和6年3月31日現在)

団地名	所在地	戸数	内 訳		建設年度
			木造	耐火造	
寝屋川香里	美井町	66	—	66	建替昭和58・60年度
寝屋川成田東	成田東町	96	—	96	建替昭和58・61年度
寝屋川大利	大利町	80	—	80	建替昭和58年度
寝屋川春日	葛原新町 春日町	271	—	271	建替昭和63・平成4・6年度 ○都市居住更新事業
寝屋川高柳	高柳二丁目	194	—	194	建替平成1・4・5年度
寝屋川池田	池田西町	308 ※	—	308	建替昭和63・平成4・5・8年度 ○都市居住更新事業
寝屋川御幸西	御幸西町	465	—	465	建替平成4・5・9・12・14年度

寝屋川三井	三井が丘三丁目	510	—	510	昭和45年度
寝屋川秦	三井が丘二丁目	785	—	785	昭和45年度
寝屋川打上	梅が丘一丁目	484	—	484	昭和48年度
寝屋川点野	点野六丁目	518	—	518	昭和48～49年度
寝屋川仁和寺	仁和寺本町六丁目	358	—	358	昭和48・50年度
寝屋川中木田	中木田町	121	—	121	昭和48年度
寝屋川寝屋	寝屋新町	200	—	200	昭和52～53年度
寝屋川河北	河北西町	302	—	302	昭和52年度
寝屋川萱島東	萱島東三丁目	84	—	84	平成8・12年度

※寝屋川池田は公営238戸、特公賃70戸の合計308戸

3 大阪府住宅供給公社

(令和6年3月31日現在)

団地名	所在地	戸数	内 訳		建設年度
			木造	耐火造	
香里三井	三井が丘一、五丁目	920	—	920	昭和42・43・45年度
打上	梅が丘一丁目	380	—	380	昭和49年度
香里三井K	三井が丘五丁目	47	—	47	昭和61年度
いらか	萱島東三丁目	49	—	49	平成7年度
萱島南町	萱島南町	83	—	83	平成10年度
O P H 寝屋川豊野	豊野町	56	—	56	平成17年度

4 独立行政法人 都市再生機構

(令和6年3月31日現在)

団地名	所在地	戸数	内 訳		建設年度
			木造	耐火造	
寝屋川	明德一、二丁目	1,560	—	1,560	昭和47年度
シティコート 寝屋川	東大利町	25	—	25	昭和63年度

道 路

1 市道

(毎年4月1日現在+道路台帳基礎数値)

歴 年 内 訳		令和5年		令和4年		令和3年	
		延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積
総延長 (道路敷)		m 331,935	m ² 2,115,891	m 330,146	m ² 2,104,144	m 324,571	m ² 2,094,193
実 延 長	道 路	314,915	1,991,236	313,210	1,979,513	311,828	1,972,172
	橋	266 橋 2,162	14,641	266 橋 2,162	14,641	266 橋 2,162	14,641
	小 計	317,077	2,005,877	315,372	1,994,154	313,990	1,986,813
重 用		6,981	79,392	6,978	79,368	6,808	76,758
未供用		7,877	30,622	7,796	30,622	3,773	30,622
舗 装	幅5.5 以上	54,386 17.16 (%)	560,933 29.93 (%)	54,120 17.16 (%)	558,211 29.97 (%)	54,014 17.20 (%)	557,377 30.03 (%)
	幅5.5 未満	260,985 82.30 (%)	1,308,393 69.82 (%)	259,545 82.30 (%)	1,299,656 69.78 (%)	258,270 82.26 (%)	1,293,441 69.71 (%)
	小 計	315,371 99.46 (%)	1,869,326 99.75 (%)	313,665 99.46 (%)	1,857,867 99.75 (%)	312,284 99.46 (%)	1,850,818 99.74 (%)
未舗装		1,706 0.54 (%)	4,741 0.25 (%)	1,706 0.54 (%)	4,741 0.25 (%)	1,706 0.54 (%)	4,741 0.26 (%)

2 道路掘削占用件数

年 度 占用物件	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
	許可件数	構成比	許可件数	構成比	許可件数	構成比
水 道 管	116	9.1	171	14.3	165	14.1
一般地下埋設物	568	44.7	405	33.9	426	36.5
ガ ス 管	278	21.9	325	27.2	301	25.8
一般地下占用物件	—	—	—	—	—	—
電 気	223	17.6	204	17.1	166	14.2
下 水 道	35	2.8	62	5.2	70	6.0
電 話	49	3.9	27	2.3	39	3.4
計	1,269	100	1,194	100	1,167	100

※一般地上占用物件を含む。

3 寝屋川市道路線認定基準（内規）

(1) 目的

この基準は、寝屋川市の急激な発展と交通量の増大に伴い、新たに市道の路線認定を行う場合における必要な基準を定め、適正な市道路線網の整備の増進を図ることを目的とする。

(2) 基準

市道に認定する道路は、法令、その他特別の定めのあるものを除き一般交通の用に供している道路及び自転車専用道路等の指定ができ、かつ系統的な道路で次の各号の一に該当するものとする。

ア 路線の起点及び終点がそれぞれ公道に接している道路又は、起点もしくは終点のどちらかが公道に接し、他の一方がこれに準ずる道路に連絡していること。

イ 公共施設の相互間に連絡又は、公共施設が公道に連絡する道路であること。

ウ その他、公共の見地から市長に相当と認める道路であること。

(3) 要件

前の規定により認定しようとする道路は、原則として次の各号に掲げる要件を具備していなければならない。

ア 原則として道路幅員4m以上で道路構造令、寝屋川市開発に関する指導要綱及び関係法令に適合した舗装道であること。

イ 土地区画整理法、都市計画法及び寝屋川市開発に関する指導要綱により開発行為の完了検査済証が発行された道路。

ウ 本市において用地買収し、築造する道路。

エ 国有地であり市長が無償譲与を受けようとする道路。

オ 住宅団地を形成し、当該団地内の道路幅が4m以上で、行き止まりでなく当該道路が、排水設備、その他道路の付帯物が整備され道路敷の無償寄付された道路で市長が認証した道路。

カ その他、市長が必要と認めた道路。

(4) 施行期日

この基準は、昭和55年10月1日から施行する。

4 寝屋川市私道舗装規則（抜粋）

(1) 目的

寝屋川市の区域内に所在する私道を寝屋川市が舗装及び舗装修繕を行うことにより、私道の整備を促進し、もって、寝屋川市民の生活環境の向上及び寝屋川市における交通の安全を確保することを目的とする。

(2) 定義

ア 公道 道路法第3条に規定する道路をいう。

イ 私道 公道以外の一般の交通の用に供する道（国又は地方公共団体の所管に属するものを除く。）をいう。

ウ 舗装 アスファルト等で路面を築造することをいう。

エ 舗装修繕 舗装した路面を修繕することをいう。

オ 受益者 私道の敷地の所有権その他の権利を有する者及び当該私道の敷地に隣接する土地の所有権その他の権利を有し、当該私道により利益を受ける者をいう。

(3) 舗装の対象

次の要件に掲げる全てに該当するものとする。

ア 築造後3年以上を経過し、現に、一般の用に供していること。

イ 両端に排水設備が整備されていること。

ウ 舗装工事を行うに当たって、路面に不適当な物件が存しないこと。

エ 舗装後3年以内に、下水道工事、上水道工事等を行う予定がないこと。

(4) 市負担額

- ア 有効幅員が4m以上のもの 5分の4
 イ 有効幅員は4m未満（次号に掲げるものを除く） 4分の3
 ウ 公道から公道に接続するもので
 有効幅員が4m未満のもの（準公道を除く） 5分の4

5 私道舗装実績

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
件 数	4	4	4
延 長 (m)	146.8	212.9	240.6
面 積 (㎡)	585.0	763.3	1219.3
補 助 額 (千円)	2,767.8	4,424.4	4,916.6

6 道路明示

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
市 道 等 明 示	103 件	182 件	140 件

7 都市計画道路事業

(1) 都市計画道路香里駅前線外1路線

ア 事業概要

※国道170号から京阪香里園駅西側駅前交通広場までの道路築造を行った。

道路延長 491.8m 幅員 18m

駅前交通広場 約 5,500 ㎡

イ 事業認可

昭和48年10月17日から平成16年3月31日

ウ 事業完了

平成16年3月31日

(2) 都市計画道路萱島堀溝線

ア 事業概要

※府道八尾枚方線から第二京阪道路までをアクセス道路として築造を行った。

道路延長 180m 幅員 18m

イ 事業認可

平成15年10月17日から平成22年3月31日

ウ 事業完了

平成22年3月20日 供用開始

(3) 都市計画道路寝屋川駅前線

ア 事業概要

※京阪寝屋川市駅へのアクセス性など周辺地域の交通環境の改善を図ると共に防災性の向上により周辺地域の一層の活性化を促進する目的で、景観に配慮した道路として整備を行った。
道路延長 350m 幅員 25m（市道本町幸線から大阪外環状線まで）

イ 事業認可

平成 21 年 6 月 25 日から平成 28 年 3 月 31 日

ウ 事業完了

平成 27 年 4 月 1 日 供用開始

(4) 都市計画道路対馬江大利線

ア 事業概要

※周辺地域の交通環境の改善を図ると共に防災性の向上により周辺地域の一層の活性化を促進する目的で、景観に配慮した道路として府道八尾茨木線から市道寝屋川左岸線までの延長約 1,440mを大阪府と協力して整備する。

市施行予定道路延長 850m 幅員 20m（府道木屋門真線から市道寝屋川左岸線まで）

イ 事業認可

平成 28 年 2 月 25 日から令和 7 年 3 月 31 日

ウ 進捗状況

平成 27 年度から用地買収、物件移転に着手

令和元年度より橋梁工事、令和 3 年度より道路工事を着手。

(5) 都市計画道路寝屋川公園駅前線

ア 事業概要

※ＪＲ寝屋川公園駅への交通アクセスの改善を図るとともに、児童生徒の通学の安全を確保し、周辺地域の一層の活性化を促進する目的で、景観に配慮した道路として総延長 790mのうち、未整備区間である太秦元町打上元町 1 号線から府道枚方富田林泉佐野線までの延長約 420mを、打上高塚町土地区画整理組合が実施する土地区画整理事業と協力して整備を行った。

道路延長 133m 幅員 16m（第一工区 23m、第二工区 110m）

イ 事業認可

平成 28 年 7 月 8 日から令和 3 年 3 月 31 日

ウ 事業完了

令和 2 年 9 月 30 日 供用開始

8 地籍調査事業

(1) 概要

国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積等を正確に調査・測量する。

(2) 目的

災害時の早期復旧や税の公平性、土地の流動化を図る。

(3) 方針

2 軸化構想や公共事業に伴う地区を優先し、年間約 5ha×2 地区において進捗を図る。

(4) 実績

(令和 7 年 3 月 31 日)

調査した面積	135.9 ha
調査対象面積	2,451 ha
進捗率	約 5.5%

公園緑地

1 都市計画公園・開設 (24 公園・緑地)

(令和6年4月1日)

公園名	種別	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)
紅ヶ丘公園	街区	0.25	—
太秦1号公園	近隣	2.30	—
仁和寺公園	〃	1.60	—
小計		4.15	
池田1号公園	街区	0.97	0.96
中木田公園	〃	0.11	0.11
熱田公園	〃	0.71	0.71
成田西公園	〃	0.18	0.16
昭栄町公園	〃	0.13	0.13
太間公園	〃	0.20	0.20
まつのき公園	〃	0.17	0.17
あじさい公園	〃	0.05	0.05
さつき公園	〃	0.11	0.10
香里北さざんか公園	〃	0.09	0.09
湯屋が谷さくら公園	〃	0.13	0.13
池田けやき公園	〃	0.10	0.10
幸町公園	〃	0.40	0.40
みどりの丘さくら公園	〃	0.20	0.20
成田公園	近隣	1.60	1.44
南寝屋川公園	地区	4.50	4.50
友呂岐緑地	緑地	3.10	2.92
寝屋川公園墓地	墓園	10.60	7.05
寝屋川公園	広域	54.40	32.40
深北緑地	緑地	14.90	14.60
淀川河川公園	緑地	39.60	30.90
小計		132.25	97.32
合計		136.40	97.32

2 その他の都市公園 (55 公園)

(令和6年4月1日)

公園名	開設面積(ha)	公園名	開設面積(ha)
大利公園	0.18	春日どんぐり公園	0.12
田井西公園	1.70	打上川治水緑地	12.68
国松公園	0.83	高柳つばき公園	0.12
初本町公園	0.92	東大利アベリア公園	0.05
高柳栄町公園	0.27	梅が丘うぐいす公園	0.24
池田2号公園	0.19	からくる親水公園	0.39

木 屋 元 町 公 園	0.54	御 幸 公 園	0.12
香 里 西 公 園	0.64	打 上 J O Y 公 園	0.22
寝 屋 公 園	0.12	太 秦 高 塚 古 墳 公 園	0.20
太 秦 2 号 公 園	1.76	い ち じ く 公 園	0.05
堀 溝 公 園	0.06	黒 原 新 町 第 1 公 園	0.09
上 神 田 公 園	0.16	黒 原 新 町 第 2 公 園	0.11
黒 原 旭 町 公 園	0.57	萱 島 あ や め 公 園	0.20
小 路 明 和 公 園	2.13	寝屋川第2トンネル北緑地	0.33
萱 島 東 公 園	0.32	寝屋川第2トンネル南緑地	0.60
1 号 三 井 公 園	0.40	こ み ち 公 園	0.09
2 号 三 井 公 園	1.06	たち川くすのき公園	0.57
3 号 三 井 公 園	0.11	寝屋ふるさと公園	0.71
み は ら し 公 園	0.12	さ く ら 回 廊 緑 地	0.48
清 水 町 第 1 公 園	0.07	寝屋はなみずき緑地	0.49
成 美 町 公 園	0.08	河 北 西 町 第 1 公 園	0.21
成田東が丘第1公園	0.09	萱 島 さ く ら 公 園	0.05
成田東が丘第4公園	0.08	み や い け 公 園	0.27
池 田 北 町 第 2 公 園	0.12	小 路 中 央 公 園	0.24
池 田 せ せ ら ぎ 公 園	0.15	小 路 南 町 公 園	0.12
神 田 中 央 公 園	0.12	梨 の 木 公 園	0.17
葛 原 新 町 公 園	0.05	打 上 高 塚 健 康 公 園	0.07
小 路 さ ら が わ 緑 地	0.22	合 計	32.05

3 暫定使用公園（5公園）

（令和6年4月1日）

公 園 名	種 別	暫 定 使 用 面 積 (ha)
打 上 公 園	近 隣	1.50
萱 島 東 公 園	〃	0.16
桜 木 町 第 2 公 園	街 区	0.08
平 池 町 第 2 公 園	〃	0.09
大 利 元 町 公 園	〃	0.09
合 計		1.92

4 公園整備計画

市内の都市計画決定をしている公園緑地は、24公園・緑地（国・府営公園・墓地を含む）で計画面積は136.40haであり、その内、開設（一部開設を含む）している公園・緑地は21公園・緑地、面積は97.32haであり、計画決定に対する開設率は約71%である。

また、その他の都市公園として55公園、面積32.05haを開設している。

なお、暫定的に広場として開放し、使用している公園は、5公園、面積1.92haである。

5 緑道整備計画

地域住民に憩いと潤いを与えるため、下水道整備済の水路跡地等を活用するなど、植栽をほどこし散策路として整備を図っている。

昭和59年度より、整備した緑道は、黒原城内緑道、平池八坂緑道、若草緑道、木屋緑道、田井緑

道、萱島本町・南町緑道、池の瀬緑道、萱島東緑道、木田出雲緑道、上神田二丁目緑道、歩行路等で、総延長 3,070mである。

緑化推進を図り、地域の環境改善を促進するなど「緑豊かなまちづくり」を図っている。

6 緑化推進事業

昭和 48 年 3 月「緑化推進都市宣言」の趣旨を踏まえ自然の潤いと花と緑のやすらぎのあるまちづくりを市民と一体になって推進するため、花と緑の緑化基金の設置を始め、公園・広場等での「健康花壇づくり」、「緑化教室の開催」「緑化相談」、地域への「緑化樹配布」などを実施している。

また、寝屋川市環境フェアを開催することにより、花と緑に対する緑化意識の高揚と普及を図るとともに、道路等公共用地の緑地を充実させる公園・緑地等植栽サポーター事業を市民自らの提案により実施し、市民との協働・協創を推進している。

民有地緑化を推進するための生垣設置及び駐車場緑化助成事業や、貴重なまちの緑を守るため、神社の境内地にある樹木で樹容が美観上すぐれた 57 本について、保存樹として指定し、管理費の一部を助成している。

7 ちびっこ老人憩いの広場

幼児に適切な遊び場を提供し、その健全な育成を図るとともに、高齢者の憩いの場に資するために、市内に 293 か所、6.99ha のちびっこ老人憩いの広場を設置している。

8 テニスコート（指定管理者 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター）

<南寝屋川公園>

(1) 概要

所 在 地	寝屋川市讃良東町 6 番 1 号		
敷 地 面 積	3,021 m ²		
開設年月日	昭和 50 年 6 月 1 日		
開 設 期 間	4 月 1 日～9 月 30 日	午前 9 時～午後 7 時	
	10 月 1 日～3 月 31 日	午前 9 時～午後 5 時	
設 備	コート 4 面、男女シャワー室、ロッカー、クラブハウス		

(2) 利用料金 1 面 1 時間 500 円

(3) 利用状況

区分 \ 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
利用団体件数	3,186 件	2,978 件	2,638 件

<田井西公園>

(1) 概要

所在地	寝屋川市田井西町 298-1		
敷地面積	2,000 m ²		
開設年月日	平成 6 年 4 月 25 日		
開設期間	4 月 1 日～9 月 30 日	午前 9 時～午後 7 時	
	10 月 1 日～3 月 31 日	午前 9 時～午後 5 時	

※ 京阪連立事業に伴い、テニスコート改修及び 1 面増設工事を行ったため、令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日まで閉鎖

設備 コート 3 面、シャワー室、ロッカー

(2) 利用料金 1 面 1 時間 500 円

(3) 利用状況

区分 \ 年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用団体件数	944 件	1,579 件	1,420 件

9 市民グラウンド（指定管理者 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター）

(1) 概要

所在地	寝屋川市讃良東町6番1号		
面積	12,120 m ²		
開設年月日	昭和50年6月1日		
開設期間	ア 3月1日～5月31日 午前8時～午後9時 （ただし、日祝日は、午前9時～午後9時） イ 6月1日～8月31日 午前7時～午後9時 （ただし、日祝日は、午前9時～午後9時） ウ 9月1日～11月30日 午前8時～午後9時 （ただし、日祝日は、午前9時～午後9時） エ 12月1日～2月末日 午前9時～午後9時		
設備	2面		

(2) 利用料金 1面1時間 600 円

(3) 夜間照明実費額 1面1時間 5,000 円

(4) 利用状況

区分 \ 年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用団体件数	1,243 件	1,313 件	1,037 件

交通安全対策

本市では、昭和 37 年の交通安全都市宣言を基調に交通安全に関する正しい知識を養うための安全教育・安全運動と交通安全施設の整備、交通秩序の維持を始めとする交通環境の改善を柱に、人間優先の安全なまちづくりに努めている。

1 交通事故の推移

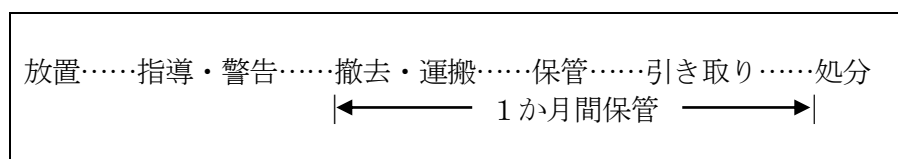
区 分 \ 曆 年	令和5年	令和4年	令和3年
人身事故件数	824 件	794 件	849 件
死 者 数	5 人	1 人	8 人
傷 者 数	936 人	945 人	954 人

2 交通安全对策主要施策

交通安全施設整備	自転車歩行者専用道整備、防護柵設置、道路反射鏡設置、道路照明灯設置、スクールゾーン等整備
放置自転車対策	駅周辺自転車駐車場整備、自転車等の放置の防止に関する条例による自転車等の適正利用の啓発・指導及び放置自転車等の撤去・処分
交通安全運動の推進	交通安全街頭指導、新入学児童安全教室、保育所・幼稚園・小学校等の交通安全教育、高齢者に対する交通安全教育、迷惑駐車追放合同パトロール、小学生等（高校生まで拡大）を対象とした自転車安全利用講習会の開催

3 放置自転車対策

(1) 撤去保管手續 (放置禁止区域)



また、放置禁止区域以外及び公営自転車駐車場内に放置された自転車等についても、注意書を取り付け、必要な場合は撤去・保管する。

なお、撤去後、自転車等の防犯登録、記名等を調査の上、判明したものについては、所有者に対して引き取り通知書（返還ハガキ）を送付する。

(2) 撤去状況（市内4駅周辺）

(単位：台)

区 分 \ 年 度		令和5年度	令和4年度	令和3年度
寝屋川市駅	自転車	910	983	802
	バイク	13	16	5
香里園駅	自転車	522	579	419
	バイク	64	76	48
萱島駅	自転車	284	268	241
	バイク	0	4	0
寝屋川公園駅	自転車	12	17	13
	バイク	0	0	3
合 計	自転車	1728	1847	1,475
	バイク	77	96	56

4 自転車駐車場整備状況（公営）

公 営 自 転 車 駐 車 場 一 覧 表 （令和6年10月1日現在）

駅名	自転車駐車場名	規模 (㎡)	収容可能台数	設置年月	運営主体	利用料金 (円)
萱島駅5か所	駅前第一	806	450	S60. 4	アドバンス寝屋川マネジメント(株)	1か月定期 自 2,200 3か月定期 自 6,270 一時 自 100
	駅前第二	609	326	S60. 4		1か月定期 原 3,140 3か月定期 原 8,940 1か月定期 自 2,200 3か月定期 自 6,270
	駅前第三	180	81	S60. 4		1か月定期 自 2,200 3か月定期 自 6,270
	駅前第五	953	464	H 6. 9		1か月定期 自 1,890 3か月定期 自 5,380 1か月定期 自 1,360 3か月定期 自 3,870 1か月定期 自 1,050 3か月定期 自 2,990 一時 自 100
	駅前第六	204	140	H11. 10		1か月定期 自 1,890 3か月定期 自 5,380
	(小計)	2,752	1,461			
	駅西	159	126	S63. 4	アドバンス寝屋川マネジメント(株)	1か月定期 自 1,600 3か月定期 自 4,500
	駅前第一	770	490	S61. 9		1か月定期 自 2,100 3か月定期 自 6,000

寝屋川市駅6か所	駅前第二	983	643	S58. 4	アドバンス寝屋川マネジメント(株)	屋内 1 か月定期 自 2,600 3 か月定期 自 7,500 屋外 1 か月定期 自 2,100 3 か月定期 自 6,000 一時 自 150
	駅前第三	1 階 569 2 階 526 計 1,095	815	H 2. 8		屋内 1 か月 自 2,200 3 か月 自 6,300 一時 自 100 屋外 1 か月 自 1,700 3 か月 自 4,800 1 か月 原 2,800 3 か月 原 7,800 1 か月 バイク 4,100 3 か月 バイク 11,400 一時 自 100 原 200 バイク 300
	駅前第四	178	159	H 7. 5		1 か月 自 2,600 3 か月 自 7,500
	駅前第六	1 階 505 2 階 298 計 803	456	H 7. 7		1 階 1 か月 自 1,400 3 か月 自 3,900 1 か月 原 2,600 3 か月 原 7,200 2 階 1 か月 自 1,200 3 か月 自 3,300 屋外 1 か月 自 1,200 3 か月 自 3,300 1 か月 原 2,300 3 か月 原 6,300 1 か月 バイク 4,100 3 か月 バイク 11,400 一時 自 100 原 200 バイク 300
	(小計)	3,988	2,689			
香里園駅	駅前第三	1 ~ 3 階 1,132 計 3,396	2,137	H11. 9	アドバンス寝屋川マネジメント(株)	1 階 1 か月 自 2,300 3 か月 自 6,540 1 か月 原 3,360 3 か月 原 9,540 一時 自 150 原 200 2 階 1 か月 自 2,000 3 か月 自 5,730 3 階 3 か月 自 1,500 3 か月 自 4,270 屋外 1 か月 バイク 4,100 3 か月 バイク 11,400

寝屋川公園駅2か所	駅前第一	1,666	319	R 5.10	アドバンス寝屋川マネジメント(株)	1か月 自 2,200 3か月 自 6,270 一時 自 100 原 200 バイク 300
	駅前第二	632	61	R 5.10		1か月 原 3,000 3か月 原 8,550 1か月 バイク 4,100 3か月 バイク 11,400
	(小計)	2,298	380			
総合計		12,434	6,667	—	—	—

※寝屋川市駅前第五自転車駐車場については、平成28年3月31日をもって廃止。

※萱島駅前第四自転車駐車場については、令和4年3月31日をもって廃止。

※寝屋川公園駅自転車駐車場については、令和5年9月30日をもって廃止。

※寝屋川公園駅駅前第一及び第二自転車駐車場については、令和5年10月1日に開設

5 自転車の駅

(1) 概要

所在地	寝屋川市太秦高塚町7番1号
構造	木造1階建て
敷地面積	2,963 m ²
開設	平成26年4月6日
開所時間	午前9時から午後5時
休所日	年末年始
施設内容	交流室、研修室、休憩所、サイクルトラック等を含む広場

(2) 使用料金

交流室・研修室	午前（午前9時から正午まで）	400 円
	午後（午後1時から午後5時まで）	550 円
変り種自転車	1回につき	100 円
普通自転車	1回につき	50 円

※ 休憩所は無料とし、変り種自転車及び普通自転車の使用料金は、1回30分の使用料とする。

(3) 利用状況

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
利用 者 数	13,539 人	15,305 人	9,647 人

6 交通安全施設

(令和5年度)

歩道	自転車 歩行者 専用道	防護柵	街路 灯基	反 射 鏡 基	路側帯 及び 中央線	ス カ ー ル ゾ ン	S 字 ブ ロ ック	交 差 点 マ ーク	交 差 点 改 良	横 断 歩 道	信 号 機 基
m	m	m			m	箇所	m	箇所	箇所	箇所	基
19,549.3	16,585.0	27,842.0	2,087	2,356	99,998.3	454	7,915.0	1,246	22	546	234

公 共 下 水 道

1 公共下水道事業の経過

公共下水道は、快適な生活環境づくり、公共用水域の水質保全のための基幹的施設である。

本市の公共下水道は、昭和 44 年から事業に着手し、以降年次的に計画を立て整備推進を図ってきた。また、経営・財務状況の明確化や資産管理の一層の適正化等を目的として、平成 25 年度から下水道事業に地方公営企業法を適用したところである。

行政区域面積 2,470ha のうち、下水道計画面積 2,384ha について事業認可を取得し、継続的に事業の推進に努めている。

令和 5 年度末における整備区域面積は 2,094.56ha、人口普及率では 99.7%である。

2 計画

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

全 市 域	面 積 世 帯 数 人 口	2,470 ha 112,835 世帯 225,140 人
公 共 下 水 道 計 画	計 画 決 定	2,384 ha 196,600 人
	整 備 済 区 域	2,094.56 ha 224,548 人

3 水洗便所改造資金融資あっせん制度及び助成金制度 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

(1) 融資内容

ア 融資金額 7 万円 ～ 40 万円

イ 返済方法 36 か月元利均等償還

ウ 融資利率 1.50% (1%を超える部分を利子補給)

(2) 助成金 改造工事 1 件につき 1 万円 (大便器が 2 か所以上の場合、1 万 4 千円)

(融資金額及び助成金運用状況)

区 分 年 度	融資件数	融資金額	助 成 金	
			件 数	金 額
令和 5 年度	0 件	0 円	0 件	0 円
令和 4 年度	0 件	0 円	0 件	0 円
令和 3 年度	0 件	0 円	0 件	0 円

(水洗化の推移)

区 分 年 度	処理区域内 (水洗化可能) 総戸数 (A)	水洗化実施 総 戸 数 (B)	処理区域内 水洗化率 (B) / (A)	単 年 度 水 洗 化 戸 数
令和 5 年度	87,820 戸	86,720 戸	98.7%	375 戸
令和 4 年度	87,463 戸	86,345 戸	98.7%	329 戸
令和 3 年度	87,198 戸	86,016 戸	98.6%	935 戸

※戸数についてはメーター個数

4 受益者負担金

(1) 賦課対象者 公共下水道整備区域内土地所有者又は権利者

(2) 負担区と単位負担金額

(令和6年4月1日現在)

負 担 区 名	単位負担金額	負 担 区 名	単位負担金額
平 池 負 担 区	1 m ² 当たり 155 円	明 徳 負 担 区	1 m ² 当たり 460 円
木 田 負 担 区	〃 146	寝 屋 川 第 一 負 担 区	〃 460
萱 島 負 担 区	〃 190	寝 屋 川 北 負 担 区	〃 460
本 町 負 担 区	〃 357	堀 溝 負 担 区	〃 460
中 央 負 担 区	〃 410	池 田 西 負 担 区	〃 460
黒 原 負 担 区	〃 437	河 北 第 三 負 担 区	〃 460
郡 ・ 境 橋 負 担 区	〃 445	小 路 ・ 古 瀬 川 負 担 区	〃 153
楠 根 負 担 区	〃 458	古 瀬 川 第 二 負 担 区	〃 350
下 木 田 負 担 区	〃 462	寝 屋 負 担 区	〃 460
幸 負 担 区	〃 300	打 上 負 担 区	〃 460
仁 和 寺 負 担 区	〃 463	寝 屋 川 第 五 負 担 区	〃 460
新 家 負 担 区	〃 462	打上治水緑地第五負担区	〃 460
南 水 苑 負 担 区	〃 463	太 秦 第 五 負 担 区	〃 460
成 田 負 担 区	〃 447	明 徳 第 五 負 担 区	〃 460
神 田 ・ 清 水 負 担 区	〃 460	寝 屋 第 五 負 担 区	〃 460
秦 ・ 太 秦 負 担 区	〃 435	打 上 第 五 負 担 区	〃 460
国 松 負 担 区	〃 364	小路古瀬川第五負担区	〃 460
河 北 第 一 負 担 区	〃 460	古 瀬 川 第 五 負 担 区	〃 460
河 北 第 二 負 担 区	〃 460	楠 根 第 五 負 担 区	〃 460
高 柳 負 担 区	〃 460	新 家 第 五 負 担 区	〃 460
高 宮 負 担 区	〃 460	堀 溝 第 五 負 担 区	〃 460
成 田 第 二 負 担 区	〃 447	河 北 第 五 負 担 区	〃 460
寝 屋 川 西 負 担 区	〃 460	河北治水緑地第五負担区	〃 460
香里第一・第二負担区	〃 445		

5 下水道使用料（1か月分）

（令和6年4月1日現在）

区 分 汚水の種別	基 本 料 金		超 過 料 金	
	汚水量(m³)	料金(円)	汚 水 量 (m³)	1 m³当たり (円)
一 般 汚 水	8まで	652	9 ～ 20	128
			21 ～ 30	157
			31 ～ 50	194
			51 ～ 100	216
			101 ～ 200	247
			201 ～ 300	268
			301 ～ 500	284
			501 ～ 1000	290
			1001 以上	296
浴 場 汚 水	1 m³につき			29

※上記の基本料金と超過料金の合計額に消費税等相当額が加算される。

（1円未満の端数は切捨てる。）

6 下水道事業会計決算

（単位：千円）

年度 区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
収益的収入額	5,507,548	5,355,261	5,484,565
収益的支出額	5,270,052	4,963,323	5,045,200
資本的収入額	4,604,841	4,968,081	5,451,063
資本的支出額	7,548,728	7,719,722	7,601,568

（注）収益的収支は税抜き、資本的収支は税込み。

7 河川の一覧

(令和6年4月1日現在)

区 分	河川名	区 域			市内 延長 (m)
		自		至	
淀川水系 一級河川	淀 川	左	大阪府・京都府界	大阪湾	3,650
		右	〃	〃	
寝屋川水系 一級河川	寝屋川	左	寝屋川市池の瀬町4番3号先	大川への合流点	8,770
		右	寝屋川市池の瀬町5番2号先	〃	
	南前川	左	寝屋川市境橋町28番2号先	寝屋川への合流点	1,334
		右	寝屋川市境橋町27番5号先	〃	
	打上川	左	寝屋川市打上元町1番21号先	〃	2,800
		右	寝屋川市大谷町1番22号先	〃	
	たち川	左	寝屋川市大谷町16番28号先	〃	1,326
		右	寝屋川市大谷町17番11号先	〃	
	讃良川	左	四條畷市岡山四丁目5番8号先	〃	2,365
		右	寝屋川市高倉一丁目10番50号先	〃	
	岡部川	左	四條畷市大字中野39番地先	讃良川への合流点	474
		右	四條畷市岡山東一丁目1番16号先	〃	
	清滝川	左	四條畷市清滝中町2番35号先	寝屋川への合流点	400
		右	四條畷市清滝中町4番58号先	〃	
	江蟬川	左	四條畷市雁屋北町1番1号先	〃	410
		右	四條畷市江瀬美町26番10号先	〃	
	古 川	左	寝屋川市御幸西町25番41号先	〃	480
		右	守口市大久保五丁目27番8号先	〃	
	寝屋川 導水路	左	寝屋川市太間町18番1号	〃	1,743
		右	〃	〃	

寝屋川北部流域下水道

<計画概要>

区分		流域名	寝屋川北部流域
区域面積			6,875 ha
処理人口			619,000 人
施設の内容	幹線延長		93,700 m
	ポンプ場	9か所	菊水 太平 桑才 萱島 茨田 氷野 枚方中継 寝屋川中継 深野北
	処理場	2か所	鴻池水みらいセンター・なわて水みらいセンター
事業主体			大阪府
関係市			大阪市 守口市 門真市 寝屋川市 枚方市 東大阪市 大東市 四條畷市 交野市
主要河川			寝屋川・古川・岡部川・西三荘水路

* 参考

	流域全体	鴻池水みらいセンター	なわて水みらいセンター
計画処理能力	329,800 m ³ /日	186,000 m ³ /日	143,800 m ³ /日
現況処理能力	407,000 m ³ /日	331,000 m ³ /日	76,000 m ³ /日

水 道

1 沿革

寝屋川市の水道事業は、市制が施行される以前の昭和 24 年に始まり、市域の拡大や急激な人口の増加に対応して、6 期（昭和 26 年度～平成 11 年度）にわたる拡張事業を施工した結果、現在では、給水人口約 23 万人、1 日最大給水量 129,000 m³の能力を有するに至った。

また、水道水の安定給水に向けて 10 期（昭和 51 年度～令和 7 年度）にわたる施設等整備事業を行うとともに、常に事業の効率化を図り、業務の民間委託などによる人件費の削減や施設の有効活用を行うなど、これまで健全な事業運営に努めてきた。

平成 18 年 3 月には、水道事業の長期的な方向性を示す「寝屋川市水道ビジョン」（平成 18 年度～令和 7 年度）を策定し、現在は、「寝屋川市水道ビジョン第 4 期実施計画」における目標達成に向けた各事業の推進を図るとともに、安全で良質な水道水の安定供給に努めている。

また、平成 25 年度から水道事業と下水道事業の組織を統合し、新たに上下水道局が発足した。組織統合に伴い、水道と下水道に共通している類似業務について、経営コストの削減等上下水道の連携強化による市民サービスの一層の向上に努めていく。

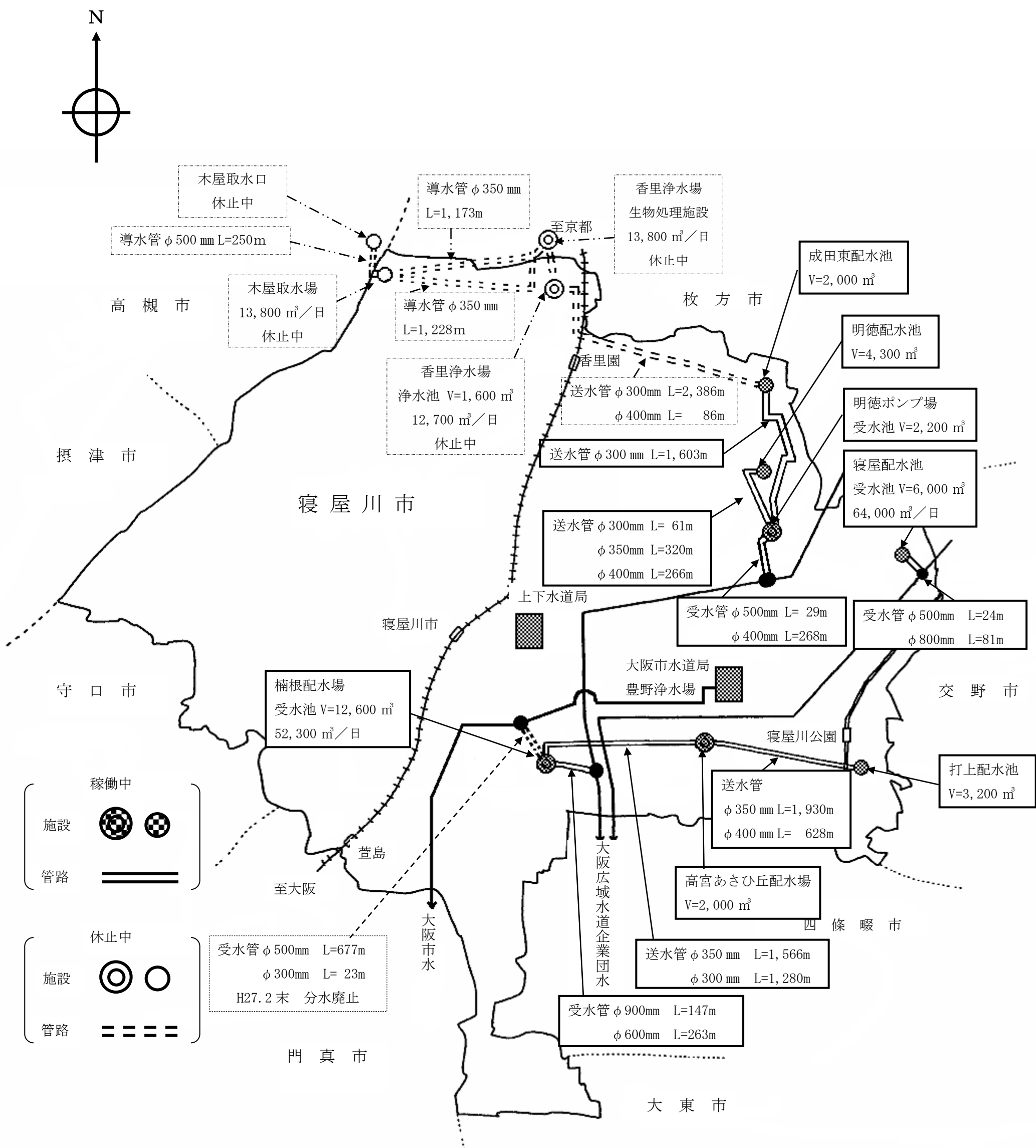
2 水道事業会計決算

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
収 益 的 収 入 額	3,802,526	3,839,977	3,812,671
収 益 的 支 出 額	3,556,154	3,486,057	3,383,592
資 本 的 収 入 額	540,473	679,929	688,373
資 本 的 支 出 額	1,464,100	1,967,063	1,705,827

(注) 収益的収支は税抜き、資本的収支は税込み。

3 施設位置図



4 給配水の状況

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
行政区域内人口（人）	225,140	226,693	228,517
給水人口（人）	225,140	226,693	228,517
普及率（％）	100.0	100.0	100.0
給水戸数（戸）	112,835	112,275	111,719
年間配水量（ m^3 ）	23,083,613	23,307,778	23,688,014
1日最大配水量（ m^3 ）	67,129	71,160	72,019
1人1日最大配水量（ ℓ ）	298	314	315
1日平均配水量（ m^3 ）	63,070	63,857	64,899
1人1日平均配水量（ ℓ ）	280	282	284
配水管総延長（ m ）	610,827	609,687	609,484
送水管総延長（ m ）	10,558	10,558	10,558
導水管総延長（ m ）	4,361	4,361	4,361
消火栓数（基）	2,739	2,736	2,736

5 配水量の内訳

区 分 \ 年 度		令和5年度	令和4年度	令和3年度
※自己水	配水量（ m^3 ）	—	—	—
	比率（％）	—	—	—
大阪広域水道企業団水	配水量（ m^3 ）	23,083,613	23,307,778	23,688,014
	比率（％）	100.0	100.0	100.0
	受水単価（円）	79.2	79.2	79.2
合 計（ m^3 ）		23,083,613	23,307,778	23,688,014

※自己水系機能は平成27年3月末から休止中。

（注）単価は税込み。

6 給配水量

(1) 年間配水量及び有収率

区 分 \ 年 度		令和5年度	令和4年度	令和3年度
年 間 総 配 水 量 (m ³)		23,083,613	23,307,778	23,688,014
年間有効 水 量	有収水量 (m ³)	22,546,381	22,763,244	23,119,187
	無収水量 (m ³)	137,835	24,302	18,977
	計	22,684,216	22,787,546	23,138,164
無 効 水 量 (m ³)		399,397	520,232	549,850
有 収 率 (%)		97.7	97.7	97.6

(2) 月別配水量

月	令和5年度 配水量 (m ³)	一日最大配水量 (m ³)	一日平均配水量 (m ³)	令和4年度 配水量 (m ³)
4	1,890,259	66,103	63,009	1,924,269
5	1,955,184	66,165	63,070	1,980,149
6	1,888,736	65,784	62,958	1,945,355
7	1,983,446	67,129	63,982	1,999,938
8	1,945,577	64,938	62,761	1,971,577
9	1,880,299	63,882	62,677	1,908,184
10	1,962,655	65,106	63,311	1,989,913
11	1,898,424	65,435	63,281	1,909,156
12	1,990,329	67,066	64,204	2,004,330
1	1,947,222	65,194	62,814	1,960,484
2	1,815,466	65,224	62,602	1,762,420
3	1,926,016	64,216	62,130	1,952,003
計	23,083,613	—	—	23,307,778

7 用途別給水量及び料金収入

(1) 用途別給水量

年度 区 分	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
	水 量(m³)	比率(%)	水 量(m³)	比率(%)	水 量(m³)	比率(%)
一 般 用	21,325,194	94.6	21,594,942	94.8	21,998,364	95.1
公衆浴場用	59,779	0.3	61,341	0.3	60,913	0.3
特定施設用	1,047,164	4.6	1,031,733	4.5	1,004,126	4.3
臨 時 用	99,625	0.4	58,337	0.3	37,452	0.2
家 事 共 用	14,619	0.1	16,891	0.1	18,332	0.1
計	22,546,381	100	22,763,244	100	23,119,187	100

(2) 用途別料金収入

(単位：円)

年度 区 分	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
	金 額	比率(%)	金 額	比率(%)	金 額	比率(%)
一 般 用	3,127,108,331	88.8	2,690,091,054	88.2	3,468,698,782	90.9
公衆浴場用	4,649,734	0.1	4,013,841	0.1	5,235,035	0.1
特定施設用	328,986,562	9.4	319,594,209	10.5	316,345,926	8.3
臨 時 用	56,476,775	1.6	33,007,511	1.1	21,629,761	0.6
家 事 共 用	2,809,770	0.1	3,162,318	0.1	3,715,516	0.1
計	3,520,031,172	100	3,049,868,933	100	3,815,625,020	100

(注) 金額は税込み。

8 加入金

(令和6年4月1日現在)

メーターの口径	加 入 金
20 ミリメートル以下	180,953 円
25 ミリメートル	304,762 円
40 〃	952,381 円
50 〃	1,619,048 円
75 〃	4,380,953 円
100 〃	9,047,620 円
150 〃	24,761,905 円
200 ミリメートル以上	管理者がその都度定める額

※上記の表の額に消費税等相当額が加算される。(1円未満の端数は切捨てる。)

9 水道料金

1 か月分

(令和6年4月1日現在)

区 分 用 途	基 本 料 金		超 過 料 金	
	水 量(m ³)	料 金 (円)	水 量(m ³)	1 m ³ 当たり (円)
一 般 用	10 まで	964	11 ～ 20	140
			21 ～ 30	183
			31 ～ 50	202
			51 ～ 100	258
			101 ～ 200	272
			201 ～ 300	299
			301 ～ 500	347
			501 ～ 1,000	356
			1,001 以上	369
特 定 施 設 用	50 まで	7,500	51 ～ 300	253
			301 以上	343
公 衆 浴 場 用	400 まで	26,229	401 ～ 1,000	80
			1,001 ～ 3,000	94
			3,001 ～ 5,000	167
			5,001 ～ 10,000	202
			10,001 ～ 15,000	251
			15,001 以上	302
臨 時 用	1 まで	472	2 以上	515
家 事 共 用	10 まで	1,132	11 ～ 200	189
			201 ～ 400	239
			401 以上	282

※上記の基本料金と超過料金の合計額に消費税等相当額が加算される。

(1円未満の端数は切捨てる。)

学 校 教 育

1 学校数

(令和6年5月1日現在)

区 分	府 立	公立大学法人	市 立	私 立	合 計
大 学				2	2
短 期 大 学					0
高等専門学校		1			1
高 等 学 校	3			2	5
支 援 学 校	1				1
中 学 校			12	2	14
小 学 校			23	1	24
幼 稚 園			2	4	6

※支援学校（小学部・中学部・高等部）

2 児童・生徒数等の推移

(各年5月1日現在)

区 分 年 度	小 学 校 （ 市 立 ）			中 学 校 （ 市 立 ）			幼 稚 園 （ 市 立 ）		
	校数	児童数	教員数	校数	生徒数	教員数	園数	園児数	教員数
令和6年度	23	9,916	716	12	5,007	388	2	61	15
令和5年度	24	10,110	718	12	5,170	396	4	58	24
令和4年度	24	10,323	698	12	5,254	393	4	74	25

3 教育費児童生徒1人当たりの市負担経費

(当初予算額)

区 分 年 度	小 学 校		中 学 校		幼 稚 園 ※	
	予 算 額	1人当たり	予 算 額	1人当たり	予 算 額	1人当たり
	千円	円	千円	円	千円	円
令和6年度	6,533,871	658,922	2,564,412	512,165	460,399	562,835
令和5年度	5,441,689	538,248	3,791,387	733,343	548,752	643,320
令和4年度	5,910,650	572,571	3,209,693	610,905	627,190	545,857

※私立幼稚園児等への補助金を含む。

4 中学校卒業者の進路

(各年5月1日現在)

区 分	卒業生数	進学した者	進学も就職もした者	職業訓練校その他
令和5年度	1,810 人	1,776 人(98.12%)	0 人(0%)	34 人(1.88%)
令和4年度	1,772 人	1,745 人(98.48%)	0 人(0%)	27 人(1.52%)
令和3年度	1,808 人	1,786 人(98.78%)	0 人(0%)	22 人(1.21%)

5 高等学校進学状況（全日制）

(令和6年5月1日現在)

区 分		入 学 者	計
大 阪 府	公 立	1,069	1,069
	国 立	2	2
	私 立	457	457
他 府 県		83	83
計		1,611	1,611

6 学校施設一覧（令和6年5月1日現在）

(1) 小学校

（単位：人、㎡）

区分 学校名	開設年月日	児童数	学級	教室数		教員	学校敷地	運動場	校舎面積	屋内運動場	
				普通	特別					構	面積
東 小	M 6. 1. 25	669	28	28	5	37	14,654	5,485	5,004	R	890
西 小	M36. 4. 14	250	15	19	9	23	12,120	4,151	4,568	R	900
南 小	M 5. 6. 15	426	19	22	9	28	15,017	6,606	4,936	S	823
北 小	M 7. 10. 1	579	24	27	6	35	13,933	3,581	4,943	S	835
第 五 小	S27. 4. 1	1,112	41	41	10	57	24,772	5,845	6,758	S	823
成 美 小	S35. 4. 1	316	15	16	10	25	12,446	4,590	3,879	R	718
池 田 小	S41. 4. 1	467	23	25	15	36	14,422	5,196	6,254	S	823
中 央 小	S42. 4. 1	542	26	29	7	37	16,171	6,296	5,537	R	869
啓 明 小	S42. 4. 1	307	17	26	11	30	17,177	7,176	6,051	S	823
三 井 小	S44. 4. 1	235	14	19	12	25	18,418	5,261	6,118	S	823
木 屋 小	S44. 4. 1	518	24	25	9	35	15,561	5,864	5,065	S	823
木 田 小	S44. 4. 1	379	17	27	10	27	16,913	6,964	5,633	S	823
神 田 小	S44. 4. 1	374	20	23	6	31	15,868	6,662	4,600	S	823
堀 溝 小	S45. 4. 1	361	18	19	8	26	16,406	7,699	4,136	S	823
田 井 小	S45. 4. 1	365	18	24	14	29	17,934	7,157	5,982	S	823
桜 小	S46. 4. 1	315	18	19	16	27	17,458	7,648	5,207	S	823
点 野 小	S48. 4. 1	411	21	26	10	32	17,456	5,762	6,514	S	825
和 光 小	S48. 4. 1	595	26	27	11	42	16,739	7,471	5,958	S	823
国松緑丘小	S50. 4. 1	340	18	21	11	26	17,960	5,812	4,771	S	823
楠 根 小	S51. 4. 1	136	10	13	10	16	17,959	6,945	3,914	S	822
宇 谷 小	S56. 4. 1	303	17	18	8	26	22,201	8,145	3,849	S	825
石 津 小	S57. 4. 1	226	15	16	7	23	14,527	7,473	3,339	R	837
望が丘小	R 6. 4. 1	690	30	38	12	43	30,677	—	11,970	S	1,750
合 計		9,916	474	548	226	716	396,789	137,789	124,986		19,970

※学校敷地は運動場を含む。（望が丘小学校については、令和6年度に運動場整備完了予定）

※R…鉄筋コンクリート造

※S…鉄骨造

(2) 中学校

(単位:㎡)

区分 学校名	開設年月日	生徒数	学級	教室数		教員 数	学校敷地	運動場	校舎面積	屋内運動場	
				普通	特別					構	面積
一 中	S 22. 4. 21	526	18	21	16	34	19,792	7,931	6,200	R	947
二 中	S 28. 4. 1	426	17	18	20	33	15,105	5,700	5,895	R	1,167
三 中	S 36. 4. 1	498	18	25	16	35	18,810	8,554	5,957	R	943
五 中	S 44. 4. 1	516	17	21	15	35	18,679	10,588	5,814	R	917
六 中	S 46. 4. 1	646	22	28	16	46	20,933	8,058	6,810	R	927
七 中	S 47. 4. 1	348	13	16	16	27	16,813	7,610	5,544	S	1,013
八 中	S 52. 4. 1	346	14	20	20	31	21,244	12,760	6,303	R	929
九 中	S 53. 4. 1	348	14	15	23	31	23,463	11,407	5,750	R	930
十 中	S 54. 4. 1	365	13	23	15	30	17,304	6,751	5,495	R	928
友呂岐中	S 58. 4. 1	402	15	17	15	29	16,529	8,201	5,087	R	989
中木田中	S 59. 4. 1	279	13	15	23	29	18,974	8,683	6,244	S	993
望が丘中	R 6. 4. 1	307	12	22	9	28	30,677	—	5,717	—	—
合 計		5,007	186	241	204	388	238,323	96,243	70,816		10,683

※学校敷地は運動場を含む。(望が丘中学校については、令和6年度に運動場整備完了予定)

※R…鉄筋コンクリート造

※S…鉄骨造

(3) 幼稚園

(単位:㎡)

区分 園名	開設年月日	学 級 数			園 児 数			教 室 数		教員数	敷 地 面 積	園 舎 面 積
		4 歳	5 歳	計	4 歳	5 歳	計	保育	遊戯			
北 幼	S 31. 4. 1	1	1	2	14	24	38	6	1	9	2,356	1,015
啓 明 幼	S 51. 4. 1	1	1	2	12	11	23	6	1	6	1,505	967
合 計		2	2	4	26	35	61	12	2	15	3,861	1,982

7 学校給食

(1) 小学校実施状況

区分 年度	学校数	児童数	給 食 費		年 間 実施回数	調理員数
			月 額 () 内は8月の金額	1食当たり		
令和6年度	23	9,916 人	低学年 4,200 円(1,400 円) 中学年 4,300 円(1,450 円) 高学年 4,400 円(1,500 円)	低学年 245 円 中学年 251 円 高学年 257 円	194 回	32 (18) 人
令和5年度	24	10,110 人	3,700 円 (1,200 円)	220 円	190 回	36 (19) 人
令和4年度	24	10,323 人	3,700 円 (1,200 円)	215 円	194 回	38 (20) 人

※令和4年度以降は24校中17校で学校給食調理業務の民間委託を実施

() は会計年度任用職員

※令和6年度からは23校中17校で学校給食調理業務の民間委託を実施

(2) 中学校実施状況

区分 年度	学校数	生徒数	給 食 費		年 間 実施回数
			月 額	1食当たり	
令和6年度	12	5,007 人	4,800 円 8月 1,600 円	312 円	174 回
令和5年度	12	5,170 人	4,300 円 8月 1,400 円	279 円	174 回
令和4年度	12	5,254 人	4,300 円 8月 1,400 円	279 円	174 回

※令和4年度までは全中学校で民間調理場を活用した給食調理業務を実施

※令和5年度から5校で親子給食方式、7校で民間調理場を活用した給食調理業務を実施

8 学校保健

(1) 健康診断 (令和5年度)

(児童・生徒)

項 目		実 施 者 (人)		
		小 学 校	中 学 校	計
結核予防対策	直 接 撮 影	15	7	22
心臓病対策 (心電図)		1,559	1,645	3,204
腎臓病対策 (尿検査)		10,065	5,011	15,076

(教職員)

項 目	概 要
定期健康診断	視力、聴力、胸部エックス線、血圧、尿検査、血液検査等
そ の 他	頸肩腕検診（支援学級担当教員） B型肝炎予防接種等（養護教諭）・ストレスチェック

9 就学奨励

(1) 義務教育就学援助費

(目的)

経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資する。

(認定基準)

保護者及び世帯員の前年の総所得金額が、認定基準額以下の者を認定する。

(認定人員)

年度 学校	令和5年度		令和4年度	
	人員(人)	認定率(%)	人員(人)	認定率(%)
小学校	1,979	19.6	2,154	20.9
中学校	1,168	22.6	1,264	24.1
合 計	3,147	20.6	3,418	21.9

※人員数は市立校のみ

(2) 特別支援教育就学奨励費

(目的)

小学校及び中学校の特別支援学級への就学の特殊事情を考慮し、その就学に係る保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図る。

(認定基準)

保護者及び世帯員の前年の総所得額が、認定基準額以下の者を認定する。

(認定人員)

年度 学校	令和5年度		令和4年度	
	人員(人)	認定率(%)	人員(人)	認定率(%)
小学校	424	50.4	404	47.4
中学校	137	44.3	131	42.4
合 計	561	48.7	535	46.0

人 権 教 育

本市では、平成12年3月に「人権教育のための国連10年」寝屋川市行動計画の策定を終え、平成19年12月に「人権尊重のまちづくり条例」を制定し、市民一人一人の人権が尊重され、希望に満ちて暮らすことのできるまちづくりを目指している。

本教育委員会としても、教育活動全体を通じて、子ども一人一人が心身ともに成長過程にあることを十分留意した上で、主体的な思考力、判断力、行動力を養うとともに、人間関係を築く能力やコミュニケーションの技能、他人の立場に立って考えられるような想像力を培うなど、豊かな人間性・社会性を育み、人権感覚を身に付けることができるよう、人権教育を積極的に推進している。更に、人権教育の推進に当たっては、互いに違いを認め合い、命を大切にする心や自尊感情を育むための総合的な取組を全ての教育活動を通じて行うとともに、ジェンダー平等、障害者、在日外国人、性的マイノリティ等の様々な人権問題の解決に向け、指導の工夫・改善を行いながら、計画的・総合的に推進する。指導者が人権尊重の理念について十分認識し、一人一人が自らの大切さが認められていることを実感できるような環境のもと、個性を尊重し、多様性を認め合い、共生する心を育てるなど、これまでの取組の成果を踏まえるとともに、今後は、国際的な視野に立って、異なる文化、習慣、価値観などを認め合い、自ら積極的に考え、主体的に判断し、行動する力の育成を目指している。

【研修関係】

- 1 校長・教頭・園長研修会
- 2 人権教育研修講座
- 3 新任教員研修会
- 4 幼稚園教員研修会
- 5 小中学校・生徒指導研修会
- 6 女性問題講座
- 7 青少年指導員学習会
- 8 各単位PTA研修会
- 9 成人教育講座

【啓発関係】

- 1 視聴覚教材及び機材の充実
- 2 各校園に研修用図書等の配付
- 3 人権に関する作品展示の実施
- 4 人権啓発推進の研修会

【団体育成事業】

- 1 研究団体の研究推進助成

【進路保障関係】

- 1 各種奨励金の支給事務、奨学金制度に係る情報提供等

総合教育研修センター

総合教育研修センターは、市立幼・小・中学校園の教職員の研修、教育に関する調査・研究、不登校児童生徒の支援、教育相談などの教育支援、幼児・児童・生徒の英語力向上に向けた英語村の実施等、本市教育の振興と教職員の資質向上を目的とする施設である。

1 施設概要

(1) 総合教育研修センター

- ア 所在地 寝屋川市明德一丁目1番1号
- イ 電話 072 (822) 2126
- ウ 構造 鉄筋コンクリート造4階建
- エ 敷地面積 14,183 m²
- オ 延床面積 2,956 m²
- カ 開設年月日 平成31年4月1日（池田新町3-23より移設）

(2) 教育支援センター

- ア 所在地 寝屋川市初町19番1号
- イ 電話 072 (822) 7270
- ウ 構造 鉄骨造平家建
- エ 敷地面積 2,189 m²
- オ 延床面積 644 m²
- カ 開設年月日 令和6年4月1日（総合教育研修センター内より移設）

2 事業概要

(1) 教職員の研修

- ア キャリア別研修
初任者研修、2～9年次研修、10年経験者研修、常勤講師研修等
- イ 教育課題別研修
ディベート教育研修、ICT活用研修、情報教育研修、人権教育研修、支援教育研修、生徒指導研修、学校安全研修、組織マネジメント研修、メンタルヘルス研修等
- ウ 専門性向上研修
小・中学校授業づくり研修（全教科・領域）、管理職研修、養護教諭研修、栄養教諭研修、学校事務職員研修、道徳教育推進教師研修、少人数教育推進人材・学力向上支援人材研修等
- エ 寝屋川方式推進事業
- オ 大阪府教育センターにおける教員研修の受講事務
- カ 寝屋川教育フォーラム

(2) 教育に関する調査・研究活動

- ア 重点研究による調査・研究
 - (7) 学校教育に関する専門的、技術的事項の研究
 - (4) 市立小・中学校教員の代表による調査・研究
 - (7) 教育研究冊子の発刊
- イ 総合教育研修センター研究協力校の設置
- ウ 学習到達度調査の実施

(3) 教育支援センター事業

ア 教育相談（さわやかライン）

子どもの学習・行動・性格などの悩みの相談の実施

電話相談は、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時 電話番号 822-7830 なやみゼロ

（令和5年度の教育相談）

主 訴	件数
身体・性格・行動に関するもの	24
不登校に関するもの	115
学業・進路に関するもの	24
友人関係に関するもの	4
発達に関するもの	41
学校との関係に関するもの	18
養育者と子の関係に関するもの	10
保護者間の関係に関するもの	29
その他	13
計	278

対 象	件数
幼 児	0
小学生	150
中学生	127
高校生	1
その他	0
計	278

イ 登校支援教室

不登校の児童生徒への支援活動として、登校支援教室を運営

ウ 学生相談員の派遣

家庭で生活することが多く、家族以外の人との交流が少ない児童生徒に対して学生相談員を家庭に派遣

エ 子ども専用フリーダイヤル電話相談

子どもたちが気軽に直接電話相談ができるよう電話相談案内カードを小学3年生以上の児童生徒に配布し、子ども専用フリーダイヤルの相談窓口を開設

オ 教育相談連続講座

不登校など子どもの教育について悩んでいる保護者・市民を対象に、講演会やグループカウンセリングなどの講座を開設

(4) 英語村（英語力向上プラン）事業

ア 就学前英語村

幼稚園、保育所（園）、認定こども園の5歳児に、楽しい英語体験を実施

イ 小・中学校英語村、長期休業オンライン英語村

小中学生に授業と関連した実践的な英語体験を実施

社 会 教 育

〈社会教育の重点目標〉

- 1 青少年の健全育成を推進する
- 2 生涯学習を充実する
- 3 文化の振興を図る
- 4 スポーツ活動を推進する

青少年の健全育成を推進する

《地域のネットワークづくり》

1 地域教育

- (1) 全中学校区に設立された地域教育協議会（すこやかネット）の自主的な企画・運営を推進するため、次の施策に取り組む。
 - ア 各地域教育協議会（すこやかネット）活動の支援と情報交換
 - イ 研修会や交流会の情報提供及び参加促進
 - ウ 学校支援地域本部事業を活用し、学校支援ボランティア活動を推進

〈令和5年度 各地域教育協議会の主な活動〉

各地域教育協議会（すこやかネット）では、地域の子どもから大人までが参加するフェスティバルを始め、あいさつ運動、講演会、パトロール、地域一斉清掃などの事業を実施するとともに、年に3回程度、広報誌を発行した。また、府の補助事業である「学校支援地域本部事業」において、地域住民が学校支援ボランティア活動に参加し、地域の教育力の向上を目指した。

地域教育協議会（全中学校区）	延べ参加者数	29,548人
学校支援地域本部事業 ボランティア	延べ参加者数	56,321人

- (2) 子どもの安全見守り隊
全小学校区で子どもの安全見守り隊を結成し、子どもの安全確保の取組を実施
登録者数 4,816人
- (3) 地域パトロールカー事業
全市立小学校に配置された地域パトロールカーを活用して、各校区の子どもの安全見守り隊や運転ボランティアによる巡回パトロールを行い、子どもの安全確保を図る。
- (4) 「こども110番の家」の旗
地域の家庭や店舗・企業が「こども110番の家」の旗などを掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に子どもの安全確保を図る。
協力軒数 3,161軒

《家庭教育力の向上》

1 家庭教育推進事業

- (1) ねやがわ子どもフォーラム2024
日 時 令和6年2月10日（土）
テーマ 子どものこちよい居場所づくり～家庭で、学校で、地域で～
- (2) 家庭教育サポートチーム
家庭教育サポーターを全小学校に配置し、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、訪問・相談活動を実施し、家庭教育を支援する。
訪問回数 2,282回、相談件数 4,403件、児童対応 10,084回
- (3) 家庭教育学級
実施回数 30 回、延受講者数 2,443人、場所 市立エスポアール 市立小学校等

《青少年リーダー組織の強化》

1 青少年リーダー育成事業

- (1) 寝屋川リーダーズ (令和5年度)

名 称	対 象	開催数	延受講者数
寝屋川リーダーズ小学生クラブ	小学校4～6年生	12回	488人
寝屋川リーダーズ中高生クラブ	中学生以上18歳未満	14回	124人
寝屋川リーダーズユースクラブ	18歳以上30歳程度	17回	180人
ユースリーダー実習実績		22回	126人

- (2) 青年交流事業
青年祭
「人の輪・青少年のネットワークづくり」を目指し、青年が舞台でのダンス、楽器演奏といったパフォーマンスや、写真や絵画等の作品を披露し、交流することを目的としている。
参加組数 24組
- (3) 青少年の居場所（スマイル）
中学生以上（30歳まで）の青少年が自由に集い交流できる場として開設し、コーディネーターとスタッフで利用者に対応している。
スマイル開室日数 357日 利用者数 20,292人
※令和5年度より、ハピネスはスマイルに統合
- (4) 成人式
目 的 明日の寝屋川市を担う成人式対象者の前途を祝福し、社会人としての自覚と市民意識の高揚のため開催する。
日 時 令和6年1月8日（月・祝）
会 場 寝屋川市立市民会館大ホール
参 加 者 男 716人、女 651人、計 1,367人
(対 象 者 男 1,087人、女 1,007人、計 2,094人)

《放課後の居場所の充実》

1 子どもの居場所づくり（放課後子供教室）への支援

全市立小学校等を活用して、子どもたちの居場所を整備し、地域の大人の教育力を結集して、子どもたちの放課後や週末における学習や文化・スポーツなど様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援する。

放課後子供教室の開催状況

年間実施総回数 2,917回

子どもの参加延べ人数 124,002人

大人・スタッフ等の参加延べ人数 13,512人 合計 137,514人

《青少年の健全育成団体との体制づくり》

1 青少年指導員会

団体の説明については、266ページ参照。

2 青少年の健全育成を推進する事業

(1) 中学生の主張事業

令和5年度は中学生の主張発表会を実施し、優秀賞13人の発表を行った。

作品応募数 1,632作品

(2) 青少年育成促進事業

全中学校区において、青少年指導員による体験活動などを実施し、地域コミュニティの向上及び青少年の健全育成を図る。

参加者数 3,841人

(3) 青少年育成啓発事業（オアシス運動啓発活動）

うちわ 2,000本等を配布

公共施設にて啓発活動を実施

《留守家庭児童会の運営》

1 留守家庭児童会

(1) 運営目的

留守家庭児童会は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、学校の放課後及び長期休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としている。

(2) 事業概要

昭和45年度に3校（池田小・中央小・啓明小）において開設

平成13年に全市立小学校（24校）において留守家庭児童会を運営

令和6年に小中一貫校（望が丘小）の開設により全市立小学校（23校）において留守家庭児童会を運営

ア 対象児童

寝屋川市に住所を有する、放課後及び学校の休業日に健全な育成を必要とする小学校に就学している児童で、イの入会基準を満たす児童

イ 入会基準

(7) 保護者が労働等で1か月に15日以上、年間を通じて児童の健全な育成を必要としていること

(4) 入会児童を保護者、又は保護者に代わる大人が必ず送迎できること

ウ 開所時間

- (ア) 学校課業日 放課後から午後7時まで
 (イ) 学校休業日 午前9時から午後7時まで

エ 休会日

- (ア) 日曜日、祝日
 (イ) 年末年始(12月29日から1月3日)

(3) 留守家庭児童会 入会児童数

(令和6年5月1日現在)

留守家庭児童会名	定員 (定数)	クラブ数	指導員数 (任期付短時間勤務職員)	児童数	開設年月日
中央小留守家庭児童会	150	3	4	130	S45. 9. 1
池田小留守家庭児童会	120	2	3	105	〃
啓明小留守家庭児童会	80	1	2	71	〃
北小留守家庭児童会	160	2	4	149	S46. 4. 1
木田小留守家庭児童会	110	2	3	92	S47. 4. 1
神田小留守家庭児童会	130	2	3	118	S47. 9. 1
木屋小留守家庭児童会	150	2	4	134	S48. 4. 1
西小留守家庭児童会	60	1	2	52	〃
三井小留守家庭児童会	60	1	2	49	〃
桜小留守家庭児童会	60	1	2	54	S49. 4. 1
田井小留守家庭児童会	100	2	2	84	〃
成美小留守家庭児童会	100	2	4	84	〃
南小留守家庭児童会	130	2	3	111	S51. 4. 1
国松緑丘小留守家庭児童会	100	1	2	86	S54. 7. 1
楠根小留守家庭児童会	50	1	2	36	S55. 4. 1
東小留守家庭児童会	180	2	4	166	S56. 4. 1
和光小留守家庭児童会	120	2	3	109	S57. 4. 1
堀溝小留守家庭児童会	120	1	3	104	S58. 4. 1
点野小留守家庭児童会	100	2	3	86	S59. 4. 1
宇谷小留守家庭児童会	90	1	2	76	S62. 4. 1
第五小留守家庭児童会	300	4	6	282	H 5. 7. 1
石津小留守家庭児童会	70	1	2	58	H13. 9. 1
望が丘小留守家庭児童会	200	3	4	173	R 6. 4. 1
計	2,740	41	69	2,409	

生涯学習を充実する

《学習活動の充実》

1 社会教育委員会議

昭和32年4月に設置。社会教育について、教育委員会の諮問機関として研究・調査等会議を開催し、寝屋川市の社会教育行政全般について意見を聴取している。

委員数 9人（学校教育・社会教育関係者、家庭教育活動者、学識経験者）

2 各種事業

(1) まちのせんせい活用事業（令和5年度実績）

まちのせんせい延登録者 86人

まちのせんせい派遣（依頼件数）42件（延派遣者数）39人

(2) 日本語よみかき学級（令和5年度実績）

学習日時 毎水曜日 昼・夜 各44回（令和5年度実績 昼44回・夜 44回）

受講者数（登録者数）37人（延べ受講者数）368人

内 容 日常生活における日本語のよみかきを必要とする市民に対し、習得の機会を提供するために開設している。

3 学び館

児童から高齢者に至るまでの世代間の交流を推進し、人と人とのふれあいを図るとともに、社会教育関係団体の活動の場所及び市民の自主学習、自主活動の場所を提供する。

(1) 概要

所 在 地	寝屋川市明和一丁目13番23号
構 造	鉄筋コンクリート造3階建て地下1階
延床面積	1,377.40 m ²
開設日	平成28年4月1日
指定管理者	特定非営利活動法人 笑顔（平成28年4月1日から指定管理者制度を導入）
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間
開館時間	午前9時～午後9時（日曜日・祝日は、午後5時30分まで）
休館日	第3日曜日、12月29日から翌年の1月3日まで
施設内容	事務室、自習室、図書室、講習室、音楽室、学習室、和室、茶室、料理室、多目的室

(2) 貸し館施設内容

室 名	面積 (m ²)	定員 (人)	室 名	面積 (m ²)	定員 (人)
講習室	58.32	15	料理室	61.77	16
学習室	61.77	25	和 室	50.08	16
音楽室	60.73	16	茶 室	32.51	10
多目的室	230.04	200			

(3) 利用状況

区 分 \ 年 度		令和5年度	令和4年度	令和3年度
生涯学習事業	青少年健全育成講座 （子ども向け講座）	3,579人	4,053人	3,252人
	青少年健全育成成人講座 （大人向け講座）	2,078人	1,971人	1,457人
	世代間交流事業	5,234人	4,682人	2,143人
貸し館等		11,652人	7,054人	3,581人
合 計		22,543人	17,760人	10,433人

4 エスポアール

児童から高齢者に至るまでの世代間の交流を推進し、人と人とのふれあいを通じて地域における交流を深めるとともに、社会教育関係団体や市民の自主学習、自主活動の場所を提供する。

(1) 概要

所在地	寝屋川市錦町21番3号
構造	鉄筋コンクリート造2階建
延床面積	2,819.49 m ² (1階 1,544.33 m ² 2階 1,275.16 m ²)
開設日	平成5年12月1日
指定管理者	特定非営利活動法人 エスポアール (平成21年4月1日から指定管理者制度を導入)
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間
開館時間	午前9時～午後9時 (日曜日・祝日は、午後5時30分まで)
休館日	第3日曜日、12月29日から翌年の1月3日まで
施設内容	第1学習室、第2学習室、軽スポーツ室、静養室、 ふれあいの部屋1、ふれあいの部屋2、多目的ホール、第1講義室、 第2講義室、和室、図工室、音楽室(1)、音楽室(2)、料理室、 集会室、第1会議室、第2会議室、さくらホール、事務室、準備室

(2) 貸し館施設内容

室名	面積 (m ²)	定員 (人)	室名	面積 (m ²)	定員 (人)
第1学習室	96	50	和室	73	30
第2学習室	48	30	図工室	61	25
軽スポーツ室	110	60	音楽室(1)	60	20
静養室	71	20	音楽室(2)	76	30
ふれあいの部屋1	48	30	料理室	67	30
ふれあいの部屋2	41	25	集会室	71	30
多目的ホール	175	156	第1会議室	27	12
第1講義室	67	60	第2会議室	36	16
第2講義室	70	60			

(3) 利用状況

区 分 \ 年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
青少年成人事業	4,694人	5,251人	4,124人
児童健全育成事業	46,712人	47,054人	28,677人
親子ふれあい事業	1,730人	2,055人	1,478人
世代間交流事業	6,081人	1,258人	371人
子育て支援事業	427人	587人	463人
貸し館等	79,691人	74,599人	45,071人
合 計	139,335人	130,804人	80,184人

※世代間交流事業にフェットエスポアールも含む。

5 望が丘地域交流スペース（望が丘ランチ）

市立望が丘小学校・中学校内に地域住民が交流できる空間を設置し、魅力的な地域環境を創出する。

(1) 概要

所在地	寝屋川市打上高塚町4番1号（市立望が丘小学校・中学校1階）
構造	鉄骨造（一部木造）5階建
延床面積	256 m ²
開設日	令和6年4月1日
開所時間	午前9時～午後7時
休所日	第3月曜日、12月29日から翌年の1月3日まで

(2) 実施内容

- ア 図書その他の資料を市民の利用に供すること。
- イ 市民が自主学習を行う場を提供すること。
- ウ 子どもの知育を行ったり、子ども及びその保護者が相互の交流を行う場を提供すること。
- エ 多世代の市民が憩い、相互の交流を行う場を提供すること。

《図書館の充実》

1 図書館

図書館は、市民の学習に役立つ資料や情報を提供する施設であり、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造にかかわる場である。

いつでも、どこでも、だれでもが、必要とする知識や情報をどこまでも追求することができ、それによって自ら課題を解決できるところとして利用できるような図書館を目指している。

そのため、全ての市民が利用しやすい「役立つ図書館」となるよう個人貸出、団体貸出、移動図書館、点字・録音図書の貸出、調査、相談、予約サービス、相互貸借、講座・講演会等の開催等の図書館サービスを行っており、令和2年度には、市内郵便局窓口及び市内シティ・ステーションで図書の受取り・返却ができる図書配送事業を開始するとともに、ＩＣゲート・自動貸出機・自動返却機・図書除菌機等のICT環境の整備を図った。

また、令和3年8月には、平成30年6月に発生した大阪府北部地震により閉館となった中央図書館に代わり、寝屋川市駅前に新しく中央図書館が開館。令和6年度には来館者数が延べ100万人を達成し、市内全域における総合図書館としての役割を果たしている。

令和4年1月には、学校図書館への図書配送、7月には児童生徒のタブレット端末を使用した学校への図書配送を開始するなど、学校・学校図書館との連携にも積極的に取り組んでいる。

歴史関連事業としては、これまでに調査・収集した歴史資料を適切に保存し、市域の歴史に関する史料の調査・収集を継続して行うとともに、得られた歴史情報を提供していくことにより、郷土資料の充実・活用を図る。

令和6年3月には、図書館情報システムの更新によりスマートフォンで利用者カードの提示及びマイナンバーカードでの利用が可能となり、更なるICT環境の整備を図った。

現在、（仮称）こども専用図書館の整備に向けて、準備を進めている。

(1) 中央図書館

ア 概要

所在地	寝屋川市早子町23番1-401号（アドバンスねやがわ一号館4階）
構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造6階建、地下2階
延床面積	2,184.82㎡
開設日	令和3年8月5日（前中央図書館は昭和52年11月開館）
開館時間	午前10時～午後9時 （ただし、土・日曜日・祝日は、午前10時～午後8時）
休館日	毎週月曜日、年末年始、特別整理期間

イ 主な施設

閲覧室・絵本コーナー・カフェスペース・マルチルームなど

(2) 東図書館

ア 概要

所在地	寝屋川市秦町41番1号（市民会館内3階）
構造	鉄筋コンクリート造4階建
延床面積	543.76㎡
開設日	昭和45年5月3日
開館時間	午前9時30分～午後6時30分 （ただし、土・日曜日・祝日は、午前9時30分～午後5時）
休館日	毎月第2月曜日、年末年始、特別整理期間

イ 主な施設

閲覧室・子ども図書室・集会室など

(3) 寝屋川市駅前図書館 (Carrel - キャレル)

ア 概 要

所 在 地	寝屋川市早子町23番2 (アドバンスねやがわ二号館3階)
構 造	鉄筋コンクリート造12階建、地下2階
延床面積	1,226.08 m ²
開 設 日	平成25年4月1日
開館時間	午前10時～午後9時
休 館 日	毎月第3木曜日、年末年始、特別整理期間

イ 施設

(7) 駅前図書館

閲覧室・児童コーナー・インターネットコーナーなど

(4) 市民ギャラリー

第1展示室 (54.8m²) ・第2展示室 (76.1m²) ・控室など

(4) 中央図書館分室

分室名	開 館	開 館 時 間
西 北	水曜日	午後1時～午後4時30分
	土・日曜日・祝日の水曜日	午前10時～午後4時 (12時～13時休室)
南	〃	〃
東 北	〃	〃
西 南	〃	〃
西	〃	〃

(5) 移動図書館

車両台数1台、駐車場数30か所

(6) 蔵書数

(令和6年3月31日現在)

種 類	蔵書数	備 考
一 般 書	376,835冊	AV・点字書含む
児 童 書	213,811冊	—
合 計	590,646冊	—

新 聞	中央図書館 14種	東図書館 12 種	駅前図書館 3 種
雑 誌	中央図書館 152 種	東図書館 99 種	駅前図書館 57 種

(7) 来館者数

(令和6年3月31日現在)

図書館名	来館者数
中央図書館	332,178人
駅前図書館	318,305人
東図書館	121,904人

図書館名	来館者数
西北分室	14,618人
南分室	6,321人
東北分室	12,696人
西南分室	5,476人
西分室	7,662人

(8) 貸出状況

(単位：冊)

区 分	中央図書館	東図書館	駅前図書館	分 室	移動図書館	配送	学校配送	合 計
令和5年度	461,803	190,113	177,801	135,818	12,326	4,725	3,619	986,205
令和4年度	483,153	197,258	188,951	144,362	12,810	4,984	3,160	1,034,678
令和3年度	366,079	213,589	237,532	139,412	16,864	4,793		978,269

令和3年度の中央図書館の数値は臨時図書室の数値（4月～7月）を含んでいます。

※貸出冊数には団体貸出を含みます。団体貸出の数値は、中央図書館に含めています。

※令和4年度の学校配送は令和4年7月～令和5年3月までの状況です。

(9) 歴史情報の収集・保管・提供事業

市域の歴史に関する史料を調査・収集・保存し、得られた歴史情報を様々な形で市民に情報提供・公開する。

ア 市域の歴史に関する史料を調査し、収集する。

イ 収集した史料を適正に維持保存する。

ウ 史料を分析研究し、様々な形の歴史情報にする。

エ 市域に関する史料を閲覧公開する。

オ 市域に関する歴史情報を市民に提供する。

カ 寝屋川市史等の販売、アフターケアを行う。

《関係機関・団体との協働》

1 社会教育関係団体

(令和5年度)

団 体 名	会員数	内 容	主 な 事 業
寝屋川市立校 園PTA協議会	約27,000人 40単位 PTA	成人教育、生活指導、広報活動の3専門委員会を設置し、PTA活動を専門的に研究、討議を行い、子どもの健全育成を目指して、連携をとりながら意欲的な活動を行っている。	・単位PTA相互の情報交換 ・会員相互の研修会 ・バレーボール親善交流会 ・ドッジボール親善交流会 ・市PTA大会 ・生活指導研修会
寝屋川市文化連盟	約330人	華道、茶道、陶芸、俳画、映像、写真、邦楽、きもの着付、アートフラワー、民舞連合会の計10団体からなり、市民文化の向上に寄与している。	文化連盟や各加盟団体の例会、機関紙「たちばな」の発行を始めとする幅広い活動を進めている。 友好都市との文化交流や寝屋川文化芸術祭への積極的な参加。
寝屋川市音楽連盟	約420人	市民コーラス・合奏など4団体で構成。音楽文化の向上、市民の自主活動の促進に寄与している。	寝屋川文化芸術祭や寝屋川ミュージックデーへの積極的な参加や加盟団体のコンサートの後援。
寝屋川市音楽団	18人	ジャズ演奏を通じて地域の音楽文化の振興に寄与している。	市内外でのコンサートで活動。
寝屋川市青少年指導員会	117人	啓発活動や地域での体験交流活動、パトロール活動など、様々な活動を通して青少年の健全育成を図っている。	「中学生の主張」発表会や青少年育成促進事業、オアシス運動推進活動などの青少年育成市民啓発事業。
一般社団法人寝屋川青年会議所	約140人	20歳から40歳までの青年により組織され、明るい豊かな社会を築くため、教育やスポーツ等を通じて郷土への愛着心や道徳心を育み、青少年の健全育成に取り組んでいる。	・わんぱく相撲 ・鯉のぼりフェスタ ・ねやキッズタウン ・公開例会（講演会） 他
特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟 (昭和34年旧体育連盟として設立)	4,368人	市民で構成された市内23スポーツ団体が結集し、本市競技スポーツ・生涯スポーツの推進を目指している。 また、市民体育館指定管理者として市民の健康の保持増進及び体力の向上にも努めている。 淀川河川グラウンドの管理運営も受託。	・寝屋川チャンピオンカップ ・寝屋川市民体育大会 ・寝屋川エンジョイマラソン ・エンジョイフェスタinねやがわ
スポーツ推進委員会 (昭和32年5人委嘱)	24人 (2年任期)	スポーツ基本法第32条に規定され、社会的に信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有する者を市町村教育委員会が非常勤として委嘱している者で構成された団体。	・市民ウォーキング ・寝屋川エンジョイマラソン ・エンジョイフェスタinねやがわ ・全国・近畿各種研修会

文化の振興を図る

《文化・芸術活動の促進》

1 文化振興条例と文化振興会議

文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現を目指すため、平成22年4月1日に文化振興条例を施行した。

また、条例に基づき文化振興会議を設置し、寝屋川市の文化振興に関する重要事項について意見を聴取している。

委員数 7人（学識経験者、関係団体の代表者、市民）

2 文化事業

（令和5年度）

事業名	実施月日	内 容	参加人数等
寝屋川ミュージックデー （市民会館）	7月16日	市内の中学校・高校・高専・大学の吹奏楽部が一堂に会し、音楽活動を通じた交流と演奏技術の向上を図る。	2,240人
寝屋川文化芸術祭 （市民会館、初本町公園、さわやかロード、中央小学校、アルカスホール、寝屋川市駅東側デッキ下）	11月4日、5日 （文化芸術月間：11月）	様々な文化・芸術活動の紹介・体験、市民の日頃の活動の成果発表など、文化・芸術活動を体験できる機会を市民に提供すると共に、世代間交流を積極的に図り、文化芸術活動の継承、普及推進を図る。また、11月を寝屋川文化芸術月間と位置づけ、同月に行われる市内の文化芸術イベントの周知を行うことで、市民の文化芸術に対する意識の高揚を図った。令和5年度は市民会館の自主事業として桂米朝一門落語会・アルカスホールの自主事業として日本センチュリー弦楽四重奏の公演を実施した。	延べ参加者数 20,696人 文化芸術月間 イベント件数 7件
囲碁・将棋活動推進事業 （市民会館・各小学校）	指導者研修会：7月16日 学校への指導者派遣： （11小学校、計127回） プロ棋士との交流イベント：6月4日、7月2日、8月6日、9月3日、10月1日、11月5日、12月3日、1月7日、2月4日、3月3日 小中学生囲碁・将棋大会：9月17日	囲碁・将棋を通じて礼儀礼節、社会マナー教育、伝統文化の伝承や世代間交流を図る。	延べ参加者数 1,945人

《文化の鑑賞などの機会の充実》

1 地域交流センター（アルカスホール）

市民の文化活動及び交流の場の提供を行うとともに、市民のふれあいを通じたにぎわいを創出する場として平成23年4月1日に開館した。

(1) 概要

所在地	寝屋川市早子町12番21号
構造	鉄筋コンクリート造地下1階地上4階
敷地面積	1,747.23 m ²
延床面積	3,360.28 m ²
建築面積	1,103.24 m ²
開設日	平成23年4月1日（平成23年3月1日購入）
指定管理者	株式会社アステム（平成23年4月1日から指定管理者制度を導入）
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間
開館時間	午前9時～午後10時
休館日	12月29日から翌年1月3日まで
施設内容	
ア メインホール	客席数359席
	メインホール1階席 224席・車椅子スペース4席
	メインホール2階席 124席・親子室7席
イ 屋内その他	
	楽屋1・楽屋2・会議室1・会議室2・スタジオ・ギャラリー・フリースペース
ウ 自転車駐車場	
	自転車68台・原動機付自転車10台

(2) 利用状況（室別利用者数）

【単位：人】

	令和5年度			令和4年度			令和3年度		
	平日	土日祝	計	平日	土日祝	計	平日	土日祝	計
メインホール	12,237	22,149	34,386	7,976	20,953	28,929	6,846	14,641	21,487
ギャラリー等 その他施設	15,245	12,817	26,004	16,336	12,817	29,153	12,436	8,309	20,745
合 計	27,482	32,908	60,390	24,312	33,770	58,082	19,282	22,950	42,232

※令和3年4月25日～6月20日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館

2 池の里市民交流センター

市民の文化・スポーツ活動等の振興を図り、市民への社会教育活動の場を提供する。

(1) 概要

所在地	寝屋川市池田西町24番5号
構造	鉄筋コンクリート造4階建（旧校舎棟） 鉄筋コンクリート造3階建（旧体育館棟）
敷地面積	9,831.69 m ²
延床面積	5,147.95 m ²
グラウンド面積	2,396.57 m ² （サブグラウンド 960.42 m ² を含む）
開設日	平成18年9月20日
開館時間	午前9時～午後9時
休館日	第4月曜日 (ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日) 12月29日から翌年1月3日まで

施設内容

- ア 体育施設（アリーナ・グラウンド・サブグラウンド）
- イ 多目的室（7室）

(2) 利用状況

ア 多目的室

【単位：人】

室名 年度	多目的 室1	多目的 室2	多目的 室3	多目的 室4	多目的 室5	多目的 室6	多目的 室7	合 計
令和5年度	4,375	4,206	8,393	4,633	6,349	3,884	3,314	35,154
令和4年度	3,968	4,139	7,747	4,908	6,481	3,140	3,050	33,433
令和3年度	3,108	3,776	5,962	4,293	5,814	1,738	2,864	27,555

イ 体育施設（区分別利用者数）

【単位：人】

区 分 年 度	団体利用	個人利用	合計
令和5年度	29,115	461	29,576
令和4年度	29,921	566	30,487
令和3年度	24,359	336	24,695

※令和3年4月25日～6月20日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館

《文化財の収集・保存及び公開・活用》

1 文化財

(1) 文化財保護審議会

寝屋川市文化財保護条例に基づき、市内の文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査、審議する。

委員数 5人（学識経験者）

(2) 指定及び登録文化財

（令和5年12月1日現在）

種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
国指定史跡	石宝殿古墳	打上元町1875番地の1	S48. 5. 10
〃	高宮廃寺跡	高宮二丁目15番1号	S55. 5. 13
国登録有形文化財	聖母女学院校舎	美井町18番10号	H 9. 5. 29
〃	平池家住宅 主屋・長屋門	平池町	R 3. 6. 24
国登録文化財・建造物	八木家住宅 主屋・下男 部屋・蔵・門及び塀	香里本通町	R 5. 8. 7
府指定史跡	寝屋古墳	寝屋川公園2370番地	H 5. 11. 24
府指定天然記念物	神田天満宮のくすのき	上神田二丁目2番2号	S47. 3. 31
〃	春日神社のスダジイの社叢	国松町20番4号	S56. 6. 1
市指定史跡	太秦高塚古墳	太秦高塚町358番地他	H 9. 11. 3
〃	伝・秦河勝の墓	川勝町2番	〃
市指定有形文化財 ・彫刻	秋玄寺十三仏板碑	高宮二丁目8番18号	〃
〃	大念寺十三仏板碑（小）	堀溝二丁目9番4号	〃
〃	大念寺十三仏板碑（大）	〃	〃
市指定有形文化財 ・考古資料	蔵骨器	長栄寺町6番4号	〃
市指定有形文化財 ・工芸品	正法寺梵鐘	寝屋一丁目10番1号	H10. 11. 3
〃	大念寺梵鐘	堀溝二丁目9番4号	〃
〃	正立寺梵鐘	黒原城内町16番17号	〃
市指定有形文化財 ・建造物	喜多家墓所 五輪塔（地輪）	池田二丁目7番31号	〃
市指定有形文化財 ・考古資料	讃良川遺跡出土 土製耳飾り（耳栓）	打上宮前町3番1号 市立埋蔵文化財資料館	H11. 11. 3
〃	高宮八丁遺跡出土勾玉	〃	〃

種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
〃	長保寺遺跡出土古代船	〃	〃
〃	高宮遺跡出土 墨書銘曲物桶	〃	〃
市指定有形文化財 ・彫刻	明光寺十三仏板碑	打上元町31番6号	H12. 11. 3
市指定有形文化財 ・考古資料	明光寺雷神石	〃	〃
〃	高宮八丁遺跡出土櫛	市立埋蔵文化財資料館	〃
〃	高宮八丁遺跡出土貯蔵穴	〃	〃
〃	長保寺遺跡出土子持勾玉	〃	〃
〃	太秦古墳群出土鹿の埴輪	〃	〃
市指定有形文化財 ・彫刻	木造聖観音坐像	下神田町17番5号 法安寺	H15. 11. 3
市指定有形文化財 ・絵画	絹本着色方便法身尊像	太間町11番16号 西正寺	〃
〃	八相涅槃図	下神田町17番5号 法安寺	H16. 11. 3
市指定無形民俗文化財	三井のお弓行事	三井地区	H19. 11. 3
市指定有形文化財 ・建造物	菅原神社本殿	池田中町31番13号	H23. 11. 3
市指定有形文化財 ・彫刻	大念寺十一面観音菩薩 立像	堀溝二丁目9番4号	R 5. 10. 4

2 寝屋川市立埋蔵文化財資料館

寝屋川市に關係する埋蔵文化財等の資料を収集、保管し、展示して市民の利用に供し、もって市民文化の向上を図る。

(1) 概要

所在地	寝屋川市打上宮前町3番1号（寝屋川東ファミリータウン中1番館1階）
建物	鉄筋コンクリート造、陸屋根、地上14階、地下1階建の1階部分
面積	158.83 m ²
開設日	昭和56年5月1日
開館時間	午前9時～午後5時15分
休館日	月曜日及び火曜日 12月29日から翌年1月3日まで及び特別展示等準備期間は、休館とする。
施設内容	展示室、学習室、作業室、収蔵庫、事務室

(2) 入館者数

年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
入館者数	2,069人	1,929人	1,657人

※令和3年4月25日～6月20日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館

令和5年11月24日～26日、29日、30日は空調修繕のため休館

3 太秦高塚古墳公園

平成13年度に、5世紀後半築造の太秦高塚古墳（市指定史跡）を整備し、古墳公園として広く市民に公開し、憩いと学習の場を提供している。

《地域文化資源の活用》

1 ネットワークサイン・ルート環境整備

市内に点在する史跡や文化財、公園、緑地等のネットワークルートに設置されている説明・誘導サインの修繕を計画的に行う。

2 新寝屋川八景の周知・活用

新寝屋川八景のパフレットの活用や絵はがき・クリアファイルの配布により、市民へ周知し郷土愛を深め、「ふるさと 寝屋川」の継承に努める。

スポーツ活動を推進する

市民一人一人が日常生活の中で、生涯にわたりスポーツに親しむことは、健康の保持増進と体力の向上に役立つだけでなく、明るく豊かで生きがいある生活を営む上で極めて重要であり、適切な体育・スポーツ活動を継続的に実施できるよう施策を推進する。

《スポーツ指導者の養成・活用》

1 スポーツ指導者の育成と活用

各種研修会等を実施し、指導者の育成と資質の向上を図り、活動の場づくりに努める。

(1) 各種研修会・講習会

事業名	内 容	令和5年度	令和4年度	令和3年度
スポーツ振興連盟 種目別講習会	競技種目別講習会	930人	848人	236人
スポーツインストラク ター養成講習会	本市独自のスポーツ指導 に関する資格認定講習	16人	24人	11人

(2) スポーツ推進委員の委嘱とスポーツ推進委員会の活動の促進

スポーツ基本法に基づき、市民スポーツの推進役として25人のスポーツ推進委員を委嘱している。

委嘱を受けた委員は、委員会を組織し、各種事業の推進を図っている。

(3) スポーツリーダーズバンクの設置

スポーツインストラクター養成講習会を修了し、スポーツリーダーズバンクに登録した者が、本市のスポーツリーダーとして、地域・職場・学校からのスポーツ指導者の要請に応じて、専門的な指導を行っている。また、平成16年度から各種スポーツ教室を開講し、市民スポーツの振興に力を注いでいる。

令和6年3月31日現在の登録総数：287人 令和5年度延派遣人数：109人

2 社会体育団体

特定非営利活動法人 寝屋川市スポーツ振興連盟

令和5年度は、23団体が活動し、市民体育大会の運営及び種目別春季・秋季大会、寝屋川市長杯、各協会・連盟会長杯等の競技スポーツ大会の開催、種目別審判講習会・技術講習会・教室等を実施している。

※ ソフトテニス協会、テニス協会、卓球協会、剣道協会、柔道連盟、軟式野球連盟、空手道連盟、民踊協会、ラグビーフットボール協会、バレーボール連盟、ソフトボール協会、バドミントン協会、インドアカ協会、グラウンド・ゴルフ協会、少林寺拳法連盟、サッカー協会、レスリング協会、バウンドテニス協会、バスケットボール協会、スポーツ少年団、ソフトバレーボール連盟、池の里クラブ、ダンス連盟
(ゲートボール協会が退会、陸上競技協会は休会)

令和5年度 5,333人登録

《施設の整備・充実》

1 市民体育館

市民の体育及びスポーツの振興を図るとともに、青少年の健全育成並びに市民の体位向上に資するために設置し、市民スポーツの拠点として市民の利用に供している。

(1) 概要

所在地	寝屋川市下木田町16番16号
構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造、地下1階地上3階、塔屋
敷地面積	8,415.60 m ² 延床面積 7239.78m ²
開設日	昭和49年10月10日（リニューアルオープン 平成8年4月1日）
指定管理者	特定非営利活動法人 寝屋川市スポーツ振興連盟 (平成20年4月1日から指定管理者制度を導入)
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間
開館時間	午前9時～午後9時
休館日	毎月第3火曜日 (ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日) 12月29日から翌年1月3日まで

使用種別と申込方法

団体使用	10人以上の者で構成される団体を対象に、2か月前の1日～14日の間に申込みをし、15日に抽選（以後は、空き状況に応じて随時受付）
個人使用	個人を対象に、使用当日に先着順で受付

(2) 利用状況

区 分 \ 年 度	団体利用	個人利用	合 計
令和5年度	110,436人	49,322人	159,758人
令和4年度	111,980人	47,721人	159,701人
令和3年度	86,535人	35,940人	122,475人

※令和3年4月25日～6月20日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館。

(3) 公共施設予約システム

登録総件数 317件（令和6年3月31日現在）

2 野外活動センター

野外活動を始め、その他社会教育に係る学習の場を提供し、生涯学習の振興のため市民の利用に供している。

(1) 概要

所在地	四條畷市大字下田原2237
総面積	19,929 m ²
開設日	昭和47年7月
指定管理者	特定非営利活動法人 ナック（NAC） （平成17年4月1日から指定管理者制度を導入）
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間
収容人員	宿泊・日帰り 250人
休所日	毎月（7月及び8月を除く）第3火曜日（ただし、その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日） 年末年始（12月28日～翌年1月4日）
申込方法	利用日の2か月前の1日～14日の間に申込みをし、15日に抽選。以降は、空き状況に応じて随時受付（10日前まで）
施設内容	管理棟、ロッジ（8人用5棟、20人用1棟、30人用1棟、40人用2棟、80人用1棟）、工作室、天体ドーム、自然学習室、野鳥観察小屋、屋外ステージ、キャンプファイヤー場、アスレチック、散策道、炊事場、シャワー室、トイレ

(2) 利用状況

区 分 年 度		団 体		ファミリー		合 計
		日帰り	宿泊	日帰り	宿泊	
令和5年度	利用者数	5,927人	3,083人	1,972件	1,691人	12,673人
	利用団体数	194件	136件	215件	222件	767件
令和4年度	利用者数	6,183人	2,868人	2,395人	1,799人	13,245人
	利用団体数	208件	129件	296件	259件	890件
令和3年度	利用者数	4,142人	2,028人	2,001人	2,096人	10,267人
	利用団体数	148件	78件	270件	269件	765件

※令和3年4月25日～6月20日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休所。

3 淀川河川グラウンド

野球・ソフトボールグラウンド 4面

少年野球場 1面

多目的広場（ラグビー場） 1面

《スポーツ・レクリエーション活動の充実》

1 大会及び行事

名 称	実施月	令和5年度	令和4年度	令和3年度
市民体育大会	7月～3月	4,667人	4,386人	3,461人
北河内地区総合体育大会	5月～7月	325人	393人	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、開催中止
大阪府総合体育大会	8月～10月	156人	34人	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、開催中止
三島・北河内地区対抗柔道大会	11月	8人	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、開催中止	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、開催中止
北河内地区駅伝競走大会	2月	30人	22人	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、開催中止
大阪府市町村対抗駅伝競走大会	2月	31人	23人	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、開催中止
市民ウォーキング	9月・3月	9月 75人 3月は雨天のため中止	9月は雨天のため中止 3月 94人	9月は新型コロナウイルス感染症拡大を受け、開催中止 3月 150人
エンジョイフェスタ in ねやがわ	10月	16,928人	17,021人	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、開催中止
寝屋川エンジョイマラソン※令和3・4年度は寝屋川ハーフマラソン	2月	844人	新型コロナウイルス感染症拡大等を受け、開催中止	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、開催中止

2 スポーツ教室

市民の健康の保持増進のため、寝屋川市、市民体育館指定管理者、スポーツ振興連盟傘下団体及び総合型地域スポーツクラブ池の里クラブ等が主催し、2歳から高齢者を対象とした各種スポーツ教室を通年で開催している。

《学校体育施設などの開放》

1 一般開放スポーツ施設

- (1) 小・中学校体育施設開放
36小・中学校体育館、運動場
- (2) 中学校夜間照明
第一・第三・第五・第八・中木田中学校
- (3) 府立高校等学校開放
高等学校及び大阪公立大学工業高等専門学校のグラウンド4校、テニスコート2校

官公署と施設一覧表

(令和6年12月現在)

名 称	所 在 地	電 話
寝屋川市役所	本町1番1号	(824) 1181
西北コミュニティセンター	松屋町20番30号	(833) 0120
南コミュニティセンター	下木田町16番50号	(821) 0301
東北コミュニティセンター	成田町3番3号	(832) 3791
西コミュニティセンター	葛原二丁目7番1号	(838) 1524
西南コミュニティセンター	上神田一丁目30番1号	(838) 2322
東コミュニティセンター	高宮新町32番2号	(820) 2281
男女共同参画推進センター	東大利町2番14号 (産業振興センター 5階)	(800) 5789
市民活動センター	秦町41番1号 (市民会館4階)	(812) 1116
消費生活センター	桜木町5番30号	(828) 0428 (事務) (828) 0397 (相談)
市民会館	秦町41番1号	(823) 1221
ねやがわシティ・ステーション	早子町16番11-101号 (京阪寝屋川市駅南口1階)	(801) 1071
香里園シティ・ステーション	香里南之町14番9号 (彩テラス1階)	(832) 4131
萱島シティ・ステーション	萱島本町19番1号 (京阪萱島駅東改札口前)	(823) 6962
堀溝サービス窓口	堀溝三丁目10番20号	(811) 5571
西シティ・ステーション	池田西町24番5号 (池の里市民交流センター1階)	(838) 0324
東シティ・ステーション	打上宮前町3番1号 (寝屋川東ファミリータウン中1番館1階)	(822) 3380
産業振興センター (にぎわい創造館)	東大利町2番14号	(828) 0751
クリーンセンター	寝屋南一丁目2番1号	(824) 0911 (820) 7400 (収集)
緑風園	讃良東町7番1号	(823) 7758
中央高齢者福祉センター	成田町3番6号	(832) 0050
東高齢者福祉センター	明和一丁目1番30号	(822) 3961
太秦高齢者福祉センター	太秦元町14番22号	(822) 0350
西高齢者福祉センター	池田西町28番22号 (保健福祉センター内)	(838) 1441
東障害福祉センター	明和一丁目13番23号	(823) 8525
あかつき・ひばり・第2ひばり園	大谷町6番1号	(823) 6287
すばる・北斗福祉作業所	大谷町7番1号	(824) 4664
大谷の里	大谷町7番1号	(820) 6106
子育てリフレッシュ館 (RELATTO・リラット)	錦町8番13号	(800) 3862
おやこほっとステーション	初町19番1号 (市立中央幼稚園内)	(811) 3003
南寝屋川公園管理事務所	讃良東町6番1号	(824) 6262
市民テニスコート・市民グラウンド	〃	〃
公園墓地管理事務所 (墓地・納骨堂)	池の瀬町5番2号	(823) 5699
寝屋川斎場	〃	(831) 2131
自転車の駅	太秦高塚町7番1号	(824) 2250

名 称	所 在 地	電 話
上下水道局	本町 15 番 1 号	(824) 1181
教育委員会	本町 1 番 1 号	(824) 1181
総合教育研修センター	明德一丁目 1 番 1 号	(822) 2126
教育支援センター	初町 19 番 1 号	(822) 7270
埋蔵文化財資料館	打上宮前町 3 番 1 号	(822) 3381
エスポアール	錦町 21 番 3 号	(828) 4141
市民体育館	下木田町 16 番 16 号	(824) 5858
野外活動センター	四條畷市下田原 2237	(0743) 78-1910
中央図書館	早子町 23 番 1—401 号 (アドバンスねやがわ一号館 4 階)	(800) 3711
東図書館	秦町 41 番 1 号 (市民会館内)	(823) 0661
寝屋川市駅前図書館 (キャレル)	早子町 23 番 2 号 (アドバンスねやがわ二号館内)	(811) 5544
駅前図書館		
市民ギャラリー		
池の里市民交流センター	池田西町 24 番 5 号	(838) 0188
青少年の居場所 (スマイル)	〃	(838) 0195
地域交流センター (アルカスホール)	早子町 12 番 21 号	(821) 1240
学び館	明和一丁目 13 番 23 号	(822) 3311
望が丘地域交流スペース (望が丘ランチ)	打上高塚町 4 番 1 号 (市立望が丘小学校・中学校 1 階)	(823) 2233
保健所	八坂町 28 番 3 号	(829) 7771
保健所すこやかステーション	池田西町 28 番 22 号 (保健福祉センター内)	(812) 2361
保健福祉センター等	池田西町 28 番 22 号	(812) 2002
福祉事務所	池田西町 28 番 22 号及び 24 番 5 号	(824) 1181
シルバー人材センター	讃良東町 6 番 1 号	(838) 1177
社会福祉協議会	池田西町 24 番 5 号 (池の里市民交流センター内)	(838) 0400
保健福祉センター診療所	池田西町 28 番 22 号	(828) 3931
子育て世代包括支援センター	池田西町 28 番 22 号 (保健福祉センター内) 錦町 8 番 13 号 (子育てリフレッシュ館内)	(812) 2213 (800) 3863
北河内こども夜間救急センター	枚方市禁野本町二丁目 14 番 16 号 (枚方市医師会館 1 階)	(840) 7555
保育所		
市立 さくら保育所	対馬江西町 15 番 16 号	(829) 0540
たんぽぽ保育所	打上南町 2 番 1 号	(823) 2433
さつき保育所	三井が丘四丁目 10 番 1 号	(823) 7141
さざんか保育所	寿町 15 番 6 号	(834) 1555
私立 豊野保育園	豊野町 2 番 36 号	(821) 2150
寝屋川東保育園	秦町 34 番 11 号	(821) 0533
常盤学園保育所	小路南町 16 番 13 号	(824) 5055
国松保育園	国松町 39 番 3 号	(821) 6123
明德保育園	明德二丁目 11 番 18 号	(822) 0841
打上保育園	梅が丘一丁目 5 番 35 号	(821) 1129
こっこ保育園	中木田町 13 番 5 号	(820) 3939
あやめ保育園	萱島南町 12 番 3 号	(822) 1318
かえで保育園	中神田町 2 番 2 号	(829) 8218
なでしこ保育園	美井元町 28 番 3 号	(832) 3777

名 称	所 在 地	電 話
大阪聖母保育園	東香里園町9番6号	(802)5610
認定こども園		
市立 まあぶるこども園 星の学舎	長栄寺町22番13号	(828)9111
まあぶるこども園 月の学舎	下木田町16番53号	(823)1367
私立 エールこども園	池田一丁目20番15号	(828)5733
本町こども園	本町13番3号	(823)1212
太陽保育園	高柳四丁目6番23号	(827)1291
きんもくせい保育園	木屋町6番3号	(833)1717
アカシヤ保育園	石津南町13番10号	(827)2324
第3きんもくせい保育園	河北西町18番1号	(822)0707
ねやがわ寝屋の森こども園	寝屋一丁目19番10号	(822)0045
第2アカシヤ保育園	打上宮前町6番26号	(825)1922
香里幼稚園	東香里園町31番3号	(832)5241
池田保育園	池田本町4番10号	(827)3456
桜木保育園	桜木町6番11号	(829)5921
ねやがわ成美の森こども園	錦町21番6号	(827)1330
旭学園第二幼稚園	黒原旭町5番5号	(826)2485
やまなみ幼稚園	梅が丘一丁目5番1号	(821)0864
仁和寺保育園	仁和寺本町六丁目7番2号	(827)8060
神田保育園	上神田一丁目26番27号	(838)0234
エルミンこども園	黒原橘町14番23号	(838)0415
石津保育園	石津東町20番20号	(829)0800
たちばなこども園	木田町2番8号	(821)0126
ひまわり保育園	松屋町12番10号	(831)4764
ひなぎく保育園	木田元宮一丁目13番12号	(824)3886
寝屋川めぐみ園	緑町13番20号	(833)0020
寝屋川なかよし保育園	長栄寺町6番18号	(829)0948
第2寝屋川なかよし保育園	長栄寺町6番18号	(829)0948
しらゆり保育園	堀溝北町25番1号	(822)3935
三井中央幼稚園	三井が丘二丁目5番3号	(823)6300
ゆりかごこども園	点野四丁目1番32号	(827)5555
こまどりこども園	仁和寺本町三丁目12番20号	(838)1515
すずらん保育園	高柳五丁目28番1号	(827)5544
待機児童保育施設		
クローバー(きんもくせい保育園 分園 結)	成田西町15番12号	(831)3030
事業所内保育事業所		
おひさま保育園	宇谷町1番36号	(824)1005
千成ヤクルトつばめKIDS保育園	木田町29番62号	(803)8963
認可外保育施設		
みつばち保育園	香里新町22番3号 サミネツ208	(802)0155
スマイルキッズ	河北東町19番1号 河北病院敷地内	(822)3663
企業主導型保育施設		
みんなの里でゆっかほいくえん	八坂町11番3号	(812)1322
茶屋寝屋川大利保育園	大利元町4番7号	(839)0305
ねやがわこの木保育園	東大利町11番11号	(826)1022
くすのき保育園	萱島本町20番4号 FRONT F 彩都6階	(812)1085

名 称	所 在 地	電 話
みんなのほいくえん	豊野町 15 番 1 号	(812) 3775
みんなのほいくえん香里園	香里南之町 21 番 20 号	(813) 7650
病児保育所		
つくし	川勝町 9 番 1 号	(823) 1621
みなみ	長栄寺町 6 番 38 号	(828) 4150
幼稚園		
市立 北幼稚園	寿町 57 番 3 号	(831) 4875
啓明幼稚園	高柳六丁目 18 番 1 号	(828) 9789
私立 成田幼稚園	成田町 10 番 8 号	(833) 2028
寝屋川幼稚園	大利町 32 番 33 号	(829) 4152
恵愛幼稚園	田井町 24 番 5 号	(831) 1308
太秦幼稚園	高宮あさひ丘 2 番 2 号	(822) 2280
小学校		
市立 東小学校	太秦元町 2 番 1 号	(825) 9001
西小学校	高柳三丁目 1 番 27 号	(838) 9757
南小学校	下木田町 16 番 15 号	(825) 9007
北小学校	寿町 57 番 29 号	(835) 9291
第五小学校	成田西町 2 番 3 号	(835) 9294
成美小学校	錦町 23 番 45 号	(838) 9760
池田小学校	池田二丁目 1 番 7 号	(838) 9751
中央小学校	初町 1 番 25 号	(825) 9002
啓明小学校	高柳六丁目 3 番 1 号	(838) 9761
三井小学校	三井が丘三丁目 7 番 3 号	(835) 9297
木屋小学校	豊里町 19 番 22 号	(835) 9311
木田小学校	木田元宮一丁目 17 番 1 号	(825) 9010
神田小学校	東神田町 27 番 1 号	(838) 9754
堀溝小学校	堀溝三丁目 10 番 8 号	(825) 9008
田井小学校	田井西町 9 番 1 号	(838) 9292
桜小学校	池田新町 3 番 23 号	(838) 9752
点野小学校	点野五丁目 26 番 1 号	(838) 9758
和光小学校	黒原橘町 30 番 1 号	(838) 9755
国松緑丘小学校	国松町 47 番 1 号	(825) 9295
楠根小学校	楠根南町 21 番 1 号	(825) 9011
宇谷小学校	宇谷町 8 番 1 号	(825) 9298
石津小学校	石津元町 8 番 1 号	(838) 9312
望が丘小学校	打上高塚町 4 番 1 号	(825) 9004
私立 香里ヌヴェール学院小学校	美井町 18 番 10 号	(831) 8451
中学校		
市立 第一中学校	高宮新町 32 番 1 号	(825) 9000
第二中学校	池田西町 27 番 7 号	(838) 9750
第三中学校	田井町 17 番 3 号	(835) 9290
第五中学校	上神田二丁目 8 番 1 号	(838) 9753
第六中学校	成田町 3 番 6 号	(835) 9293
第七中学校	讃良東町 1 番 1 号	(825) 9006
第八中学校	点野五丁目 28 番 1 号	(838) 9756
第九中学校	高柳四丁目 16 番 16 号	(838) 9759

名 称	所 在 地	電 話
第十中学校	成田南町 20 番 7 号	(835) 9296
友呂岐中学校	日新町 2 番 25 号	(835) 9310
中木田中学校	中木田町 7 番 1 号	(825) 9009
望が丘中学校	打上高塚町 4 番 1 号	(825) 9003
私立 香里ヌヴェール学院中学校	美井町 18 番 10 号	(831) 8452
同志社香里中学校	三井南町 15 番 1 号	(831) 0285
高等学校		
府立 寝屋川高等学校	本町 15 番 64 号	(821) 0546
北かわち阜が丘高等学校	寝屋北町 1 番 1 号	(822) 2241
西寝屋川高等学校	葛原二丁目 19 番 1 号	(828) 6700
私立 同志社香里高等学校	三井南町 15 番 1 号	(831) 0285
香里ヌヴェール学院高等学校	美井町 18 番 10 号	(831) 8452
高等専門学校		
公立 大阪公立大学工業高等専門学校	幸町 26 番 12 号	(821) 6401
大学		
私立 大阪電気通信大学	初町 18 番 8 号	(824) 1131
摂南大学	池田中町 17 番 8 号	(839) 9102
支援学校		
府立 寝屋川支援学校	寝屋川公園 2100 番地	(824) 1024
アドバンス寝屋川マネジメント株式会社	早子町 23 番 2-217 号	(823) 3751
北河内 4 市リサイクル施設組合	寝屋南一丁目 7 番 1 号	(823) 2038
寝屋川警察署	豊野町 26 番 26 号	(823) 1234
枚方寝屋川消防組合・消防本部	枚方市新町一丁目 7 番 11 号	(852) 9903
寝屋川消防署	池田二丁目 11 番 73 号	(852) 9966
西出張所	春日町 20 番 22 号	(852) 9860
南出張所	下木田町 16 番 17 号	(852) 9866
明和出張所	打上宮前町 2 番 3 号	(852) 9869
秦出張所	秦町 2 番 5 号	(852) 9875
三井出張所	三井南町 25 番 2 号	(852) 9872
神田出張所	東神田町 22 番 6 号	(852) 9863
国土交通省近畿地方整備局	桜木町 20 番 5 号	(828) 7025
淀川河川事務所寝屋川浄化揚水機場		
近畿運輸局大阪運輸支局	高宮栄町 12 番 1 号	(821) 9176
淀川河川公園太間サービスセンター	太間町 7 番 31 号	(838) 0888
大阪府枚方土木事務所太間排水機場	太間町 18 番 1 号	(829) 7557
大阪府枚方土木事務所門真工区	堀溝一丁目 1 番 15 号	(820) 0851
大阪府東部流域下水道事務所萱島工区	東神田町 37 番 1 号	(839) 5975
大阪府中央子ども家庭センター	八坂町 28 番 5 号	(828) 0161
大阪府生物多様性センター	木屋元町 10 番 4 号	(833) 2770
大阪府寝屋川公園管理事務所	寝屋川公園 1707 番地	(824) 8800
大阪市水道局豊野浄水場	太秦高塚町 1 番 1 号	(823) 2321

令和7年2月

ねやがわ市政概要

編集・発行 寝屋川市議会事務局
寝屋川市本町1番1号
TEL 072 (824) 0010 (直通)
FAX 072 (822) 0910
